

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 中世東国の郷村結合と地域社会の形成

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 裕文, Takahashi, Hirobumi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002435">https://doi.org/10.57529/00002435</a>

平成二八年九月

博士学位申請論文

「中世東国の郷村結合と地域社会の形成」

國學院大學大学院

文学研究科

高橋 裕文

## 目次

序論 問題の所在、研究史、本論文のねらい	三頁
I部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約	
第一章、南北朝期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い	六頁
―「指出」拒否と地頭・百姓の関係について―	
第二章、室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義	三五頁
―熊野那智山・覚園寺領常陸国酒依荘・郷―	
II部、郷と宿の構造と機能	
第三章、享徳の乱と鑊阿寺領武蔵国戸守郷	六一頁
―用水・減免・戦乱について―	
第四章、中世東国の宿の構造と検断職	八二頁
―常陸国新治郡田宮宿を中心に―	
III部、用水と入会地の管理と紛争	
第五章、戦国期東国の用水普請と郷中談合	一〇〇頁
―武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して―	
第六章、戦国期常陸国信太荘(郡)の山野入会地紛争	一一六頁
―土岐氏権力と郷村の自力救済―	
IV部、郷村の減免闘争と地域的結合	
第七章、戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合の成立	一四三頁
―豊田郡宗任神社の「御水帳」の分析を通して―	

終章 まとめ、課題と考察、結論  
論文掲載雑誌一覧

一七七頁  
一九三頁

## 序論

### 一、問題の所在

中世村落論は畿内近国を中心としてその形成と展開、衰退の過程が論ぜられてきたが、近年では戦国期の自力の村論が主流となっている。一方、東国<sup>①</sup>については辺境<sup>②</sup>後進地域として農村は在地領主の従属下にあり農民の自立性も小村の発達も遅れていたと考えられてきた。しかし、中世後期の寺社領での農民闘争の事例を見るならば一概に自立的な運動が存在しないということはないし、これを支配の緩い寺社領であるからとして例外扱いすることもできない。問題は村落構造や農民の動向に関する史料の不足であるが、寺社などに残された史料を、辺境<sup>③</sup>村落の未発達という先入観を排して、領主支配のための文書という史料的制約に注意し現地景観に添いつつ解釈し直すことにより東国村落の実体を明らかにすることができる<sup>④</sup>と考える。そのため本論文では、村落結合や農民の動向が顕著となる南北朝～戦国時代という中世後期・中近世過渡期を通じた村落形成の流れを俯瞰し、その中で村落構造のあり方と農民の動きを捉えて行きたいと考える。

### 二、研究史

一九六〇年代、中世村落を総括的に惣結合の成立から崩壊まで明らかにしたのは石田善人氏であるが、その典型として室町期の郷村結合を惣村と名付け近江国菅浦荘などを例に取り惣有地を保有し灌漑用水を自主管理し年貢の地下請を行い惣掟により自検断を行っていたものの、応仁・文明の乱以後衰退し戦国大名の下で崩壊する<sup>⑤</sup>とした。これに対し、勝俣鎮夫・藤木久志氏らにより中世後期の畿内近国では名主中心の村落に百姓・小百姓も加わった惣結合が作られ、領主に対する減免闘争の中で、村請を勝ち取り武力を持った自力の村が成立し戦国期にも自立性を保っていたとされた<sup>⑥</sup>。一方、東国においては峰岸純夫・佐藤和彦氏らにより室町初期における鶴岡八幡宮領での農民闘争の研究がなされたが、その後こうした研究は広がりを見せなかった。一九九〇年代には網野善彦氏の提唱する「都市的な場」としての都市研究が優勢となったが、概念規定において農村との区分が不明確だったため村落の姿は見えにくくなっていった<sup>⑦</sup>。

そうした中で、湯浅治久氏により東国の宿や有徳人の研究がなされたが、最近では東西区分論により「土豪に主導された姿が室町期

東国の郷村の実態であり、武家領主は荘園の領域に惣政所を設置して郷村を支配していた。そこには惣荘のような『惣百姓的動向』は見ることができない」とも言われている。<sup>6)</sup> はたして東国郷村には惣百姓的動向はなかったのであろうか、武家領主や土豪の支配下で自立性は失われたのであろうか。これに比し、池上裕子、則竹雄一・長谷川裕子氏らにより戦国大名の支配構造の研究の中から百姓退転や村請（郷請）・土豪（地侍）の役割について追究がなされるようになってきたが、<sup>7)</sup> そのもとでの郷村結合の実体や農民の自立性についてはいまだ十分に明らかになっていないとは言えよう。

### 三、本論文のねらい

そこで、本論文のねらいとするのは①東国村落の内部構造を農民階層との関係で明らかにすることである。そして、②村落結合の機能を年貢・勸農（山野草木、用水の用益）・農民闘争などの側面から明らかにし、③村落同士の横の連合がどのようになされ、地域社会の形成に果たした役割を考えてみたい。

### 註

(1) 中世東国は関東八か国の上野・下野・常陸・下総・上総・安房・相模・武蔵に加え、室町時代には鎌倉府の管轄として甲斐・伊豆、さらには陸奥・出羽までを含めていた（市村高男『東国の戦国合戦』吉川弘文館、二〇〇九年、一・二頁）。

(2) 石田善人「郷村制の成立」（『岩波講座日本歴史』八、岩波書店、一九六三年）。

(3) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（『社会史研究』六、一九八五年）、藤木久志『戦国の作法』平凡社、一九八七年。近年、志賀節子氏は勝俣氏の「村請制」について、その論拠とした日根荘における年貢請け負いは実際には荘・郷請けであったとして史料用語である「地下請」を提唱している（「和泉国日根庄入山田村・日根野村の『村請』をめぐって」『史敏』二〇〇八年春号、二〇〇八年）。

(4) 峰岸純夫「十四〜十五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」（『中世の東国』東京大学出版会、一九八九年、初出は『歴史学研究』三〇〇号、一九六五年）、佐藤和彦「東国社会と農民闘争」（『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、初出は民衆史研究会編『民衆史の課題と方針』三一書房、一九七八年）。

- (5) 網野善彦「中世都市論」(『岩波講座日本歴史』七、岩波書店、一九七六年、二五四～二五七頁)。飯村均「中世東国のムラ」(『中世奥羽のムラとマチー考古学が描く列島史』東京大学出版会、二〇〇九年、二六一頁、初出は畑大介編『ムラ研究の方法ー史跡・遺物から何を読みとるかー』岩田書院、二〇〇三年を改稿)。
- (6) 湯浅治久「中世的『宿』の研究視角」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、四二二～四三六頁)。同「惣村と土豪」(『岩波講座日本歴史』第九卷、岩波書店、二〇一五年、一五一頁)。
- (7) 池上裕子「戦国期における農民闘争の展開ー北条領国の場合ー」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、初出は『歴史評論』三二六号、一九七七年)。則竹雄一「大名領下における年貢収取と村落」(『歴史学研究』六五一号、一九九三年)。長谷川裕子「土豪の生態と大名・村落」(藤木久志・黒田基樹編『定本北条氏康』高志書院、二〇〇四年、一九九～二二二頁)。後、同『中近世移行期における村の生存と土豪』校倉書房、二〇〇九年に再録)。

## I部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約

### 第一章、南北朝期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い

#### ―「指出」拒否と地頭・百姓の関係について―

#### はじめに

元弘三年（一一三三）の鎌倉幕府の倒壊後、公家・武家・在地勢力の間で戦われた南北朝内乱の中で特徴的であったのは悪党といわれる人々の行動であり、惣に結集した農民たちの抵抗運動であった<sup>1</sup>。悪党は一三世紀末頃から現れ幕府や荘園領主に敵対し次第にその勢力を増し、後醍醐天皇の討幕運動の重要な要素ともなった<sup>2</sup>。一方、民衆運動については、稲垣泰彦氏により鎌倉末期～室町初期にかけて荘園領主・地頭の新たな収奪に反対する荘家の一揆が封建社会における農民闘争の基本形態であり、とりわけ南北朝内乱の中で農民は荘園領主・在地土豪、あるいは豪族同士の対立を利用し闘ったとされた<sup>3</sup>。これに対し、佐藤和彦・佐々木久彦・入間田宣夫・黒川直則・久留島典子氏等によりさまざま議論がなされたが<sup>4</sup>、そうした中で闘争の基盤となった惣結合については、それまで指導層であった有力名主に対して多数の小百姓が構成員となることにより惣百姓の結合がなされ在地法の世界が形成されたこと、闘争形態は起請文による一味同心に基づいて百姓申状を掲げ、逃散を行ったこと、闘争のねらいは荘園領主や在地領主からの労働力収奪の排除、年貢の固定化であったことなどが明らかにされた。しかし、こうした研究は畿内近国の事例によっており、その他の地域、中でも東国においては南北朝期の農民闘争の研究は史料の不足のみならず、東国Ⅱ辺境・後進地帯という位置づけによりあまり進展することがなかった。そこで、本論文はこれまであまり取り上げられなかった、南北朝時代に鎌倉府より円覚寺造営料所とされた常陸国小河郷地頭・百姓の抵抗の経過を追いながら、その背景にある地頭・百姓の支配関係や年貢収取の形態が何であるかを見てゆくこととする。この経過については『小川町史』<sup>5</sup>（茨城県東茨城郡小川町）に記されているが、特に湯浅治久氏は地頭が百姓と一体になって闘う意味と、年貢目録の指出について注目しており<sup>6</sup>、この点について留意しながら検討を進めてゆきたい。史料としては小河郷を造営料所とした側の円覚寺文書により経過を追いながら、年貢・「指出」について金沢文庫古文書などを用いて考察して行きたいと考える<sup>7</sup>。

#### 一、常陸惣社造営と小河郷



## (1) 小河郷の地域的特色と領主の動向

まず、このできごとの舞台である常陸国南郡小河郷（小美玉市小川）について見てみたい。小河郷は霞が浦北西に面した園部川下流左岸にあり、郷内を上吉影方面から府中（石岡市府中）に至る道が通り、園部川の渡河点は交通上の要衝となっていた。鎌倉時代には小河郷は府中を含む南郡に所属し、弘安大田文では「小河四十一丁一段」とされていた。その範囲を知る手がかりとして以下のような史料上の記述がある。正安三年（一三〇一）四月二十二日前大禰宜中臣朝親讓状<sup>8</sup>によれば府内橘郷の四至は東は柳橋・若舎人（若舎人郷<sup>9</sup>）境、南は入海（霞が浦）、西は小河境、北は東大道・青柳境までであった。また、元亨三年（一三二三）平岡家成讓状<sup>10</sup>によれば南郡庵沢郷稻国名の新とうた入道屋敷の四至境では北が小河の畑境で南は倉員（橘郷倉員村）の内境、東は田の畔、西は小堤となっていた。これらを考え合わせれば小河郷の東南に庵沢郷、ついで橘郷が並び、かつ小河郷と橘郷は霞が浦北岸で境を接していた。ということは小河郷は園部川の下流から河口までの東岸に沿った郷ということになる。

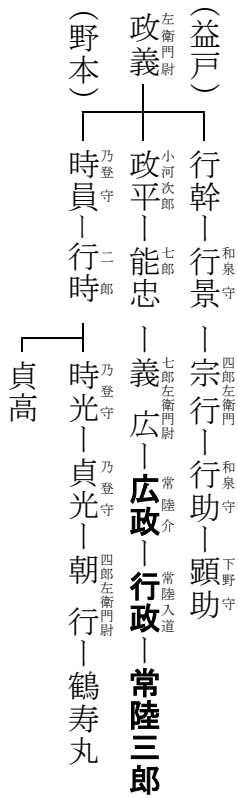
建武三年（一三三四）十月二十七日には南朝方の小田治久らが大勢を率いて園部川対岸の大枝郷栗俣村などの野本朝知行所に攻め寄せたため野本朝行代官岩瀬彦太郎信経らが在所を焼き払い妻子を山林に逃がした<sup>11</sup>。これに対し北朝方の佐竹義春（常陸介、義篤の弟）・畑田時幹らが馳せ向かい小河郷大塚・橋爪で散々に合戦を行った<sup>12</sup>。この合戦場の大塚は後出の小川三町の北東にあり、橋爪は南西の園部川の渡河点と考えられ、どちらも先述の上吉影・府中間の道沿いにあり、大塚と橋爪の間に防衛拠点としての小河の町場が存在していたと推定できる。室町時代にはこの南東に羽生津、南西に大枝津があったが、府中とその外港の高浜津とも近く、小河郷も流通拠点の一つであったと考えられる。戦国時代には小田氏家臣の園部氏が園部川左岸の丘陵地に小川城を築き府中の大掾氏と対峙したが次第に大掾氏に接近し、かつ佐竹氏の支配を受けるようになった。江戸時代には小川河岸が置かれ水戸藩の江戸出荷の拠点ともなり小川三町という町場（大町・田町・横町の三町があった）が形成されていた（図一、文末）。

小河郷の地頭職は鎌倉初期の有力御家人であった下河辺政義の子孫の益戸氏が握っていた。政義の子の政平は小河を名字とし小河次郎を名乗っており<sup>13</sup>（図二）、このころには小河に土着していたと考えられる。文永三年（一二六六）四月には南郡小河郷は鹿島社領となり給主職は同社神主大中臣貞景に与えられた<sup>14</sup>。給主は荘園における荘官の一つで、神社領では禰宜が任命される事が多く、預所

と同様の職務を任務とする<sup>(15)</sup>。たとえば、鹿島社領の外小牧村には地頭と給主がおり「所謂外小牧村者、下地雖<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>地頭進止<sup>一</sup>、有限所当者、為<sup>二</sup>日次御供料物<sup>一</sup>、給主徴<sup>レ</sup>納之<sup>(16)</sup>」とあるように、給主も徴税権は持っていたが地頭は徴税権の外に下地進止権も持っていた。給主・地頭ともそれぞれ郷から収納物を取るわけであり、鹿島社領内の郷村では両者の紛争がしばしば起きていた。そのため大枝郷のように早くから「当郷者地頭・給主折中之地也」と下地中分することもあった<sup>(17)</sup>。文保三年(一三一九)には後述するように総社造営料を負担する一九人の地頭の請文が出されたが、益戸氏一族の地頭職は南郡一帯に分布しており、小河・庵沢郷地頭は益戸七郎左衛門尉義広が務めていた(後出表二)。

建武三年(一三三六)十二月十日北畠顕家・結城宗広らが奥州の数万騎の大軍を率いて下総国結城郡に押し寄せたのに対し、益戸常陸介は茂木知貞の「合懸之仁」として小山館を警護して戦い、軍忠の証人となった<sup>(18)</sup>。また、翌四年三月十日小田治久・益戸虎法師丸らが常州府中を攻撃したのに対し、佐竹義篤のもとで益戸(野本)朝行代官岩瀬彦太郎信経・益戸常陸介広政も防戦に参加していた<sup>(19)</sup>。この益戸常陸介広政は前出の小河郷地頭の益戸七郎左衛門尉義広と広の字が共通しており義広の子と見られる。また益戸広政は後出の小河郷元地頭益戸常陸入道行政と国司名や政の一字が共通しており行政の父と考えられる。益戸氏の系譜関係は『尊卑分脈』をもとに南北朝・室町期の動向も加えると次のようになる。

〔図二〕益戸氏略系図(『尊卑分脈』第二編、吉川弘文館、四〇四頁)※ゴシック部分は本章一(2)・二(4)・三(1) aの記述による。



益戸広政が常陸介を名乗っているのは足利方よりその戦功が認められたからと考えられるが、同じく足利方の佐竹貞義(建武二年十一月から文和元年九月まで常陸守護)の次男義春も建武三年には常陸南部で南朝方と戦っており常陸介を名乗っていた<sup>(20)</sup>。また、かつ

て常陸守護であった小田時知は建武元年十月十六日雑訴決断所牒案で前常陸介と称している<sup>(21)</sup>。このように益戸広政は守護クラスの家の国司名と同じく常陸介を名乗っていたのである。ところが、その子行政はそれとは違った行動をとっていた。建武三年七月九日益戸弥四郎行政・同四郎兵衛尉秀名は「新田義貞与同の仁」として日向国児湯郡新納院政所城を攻撃し、足利方より「凶徒」とされていた<sup>(22)</sup>。このように益戸行政が足利尊氏と敵対した新田義貞方に与し、その後益戸常陸入道行政として小河郷地頭となっていたことは(史料五、七)、その後の問題の伏線になったのではないかと考えられる。

## (2) 鎌倉末期の常陸総社造営をめぐる総社と地頭の対立

小河郷に対する円覚寺造営料所の設定はどのように決定されたのであろうか。その場合、寺社造営がどのように行われたのか常陸国における先行事例を検討する必要がある。一一世紀後半から一二世紀初頭にかけて一宮(常陸国では鹿島神宮を一の宮、静神社を二の宮、吉田神社を三の宮とする)が成立するとともに一国の総社が国府に設けられていた。常陸総社の初見は治承三年(一一七九)五月の目代(中原朝臣)と税所氏(百濟氏)の連名による常陸国総社造営注文<sup>(23)</sup>案であるが、社殿、鳥居、玉垣造営を国内神社と国府周辺郷で負担していた(表一)。

〔表一〕 治承三年常陸国総社造営負担(『茨城県史料』中世編I、常陸国総社文書一)

造営施設	負担者(現在地)	御経蔵一字参間	稲田社(笠間市)
□□一字板葺	菅間郷(石岡市須釜)	籠殿一字三間	三村竹来社(つくば市)
二鳥居・雷社二字板葺	当社(石岡市)	馬場屋一字三間	大国玉社(桜川市)
忌殿一字五間萱葺	筑波社(つくば市)	一鳥居	片野郷(石岡市片野)
綺屋一字五間萱葺	吉田社(水戸市)	二鳥居	田子共郷(同市柿岡)
舞殿一字参間	佐都社(常陸太田市)	三鳥居	当社(石岡市)
職掌人屋一字参間	静都社(那珂市)	玉垣六間	大橋郷(同市東大橋)

しかし、鎌倉末期になると常陸国総社造営で造営料を賦課すべきは神社や郷ではなく直接郷地頭を選定し、指定しようとしていた。

この総社造営のため正和四年（一三二五）九月十二日付け執権北条基時・連署金沢貞頭連名の関東御教書案により役所地頭交名を注進すべき命が出された。

〔史料一〕 関東御教書案（『茨城県史料』中世編Ⅰ、常陸国総社宮文書一五）

□<sup>〔常〕</sup>陸国惣社主師幸并供僧等申当社造営事、訴状□<sup>〔清原〕</sup>之、早相<sup>〔北条基時〕</sup>尋役所地頭等可注進之状、依仰執達如件、

正和四年九月十二日

相模守<sup>〔北条基時〕</sup> 在御□<sup>〔判〕</sup>

武蔵守<sup>〔北条貞頼〕</sup> 在御□<sup>〔判〕</sup>

宍戸<sup>〔時家〕</sup>壱岐前司殿

これによれば常陸国総社の造営はまず神主清原師幸と供僧等が申し出て鎌倉幕府に訴状を提出したことにより始まり、幕府が宍戸時家に造営を負担すべき役所の地頭を選び注進しよう求めている。佐藤進一氏は国内神社一般に対する社役の催促は守護の職務であり、この命令の受令者の宍戸時家は守護であったとする<sup>〔24〕</sup>。この後の執行過程については負担を求められた地頭の請文（報告書）に記されている。請文は河俣郷地頭藤原家貞、竹原郷地頭（益戸）藤原重政、筑波社三村郷地頭小田貞宗、小幡菅野両郷地頭藤原氏女、益戸忠行、益戸行助等の六通が惣社宮に残されている。ところが、そのうち河俣郷地頭藤原家貞の請文（史料二）によれば、①正和四年（一三二五）九月十二日関東御教書を受け宍戸時家が奉行<sup>〔25〕</sup>するよう催促したのに対し所領河俣郷は先規にその例がないという請文を出した。ところが再び②正和五年九月二十四日御教書及び訴状と文保元年（一三一七）十二月二十日の施行状が文保二年三月八日に到着した。このことについては、先に断ったにもかかわらず重ねて訴えを構え申すことは謂いなき次第であるときびしく抗議している。

〔史料二〕 藤原家貞請文（『茨城県史料』中世編Ⅰ、常陸国惣社宮文書一八）

当社造営事、去々年正和五九月廿四日御教書副訴状、并去年十二月廿日御施行、今月十二日到来、謹拝見仕候畢、此条就正和四九月十二日御教書、宍戸壱岐前司時家奉行催促之間、捧<sub>下</sub>於<sub>レ</sub>所領河俣郷者先規□<sup>〔無〕</sup>其例之由請文<sub>上</sub>候畢、而不<sub>レ</sub>帶<sub>レ</sub>指所見、重構<sub>レ</sub>訴申候之条、無<sub>レ</sub>謂次第候哉、以<sub>レ</sub>此旨<sub>レ</sub>可有<sub>レ</sub>御披露<sub>レ</sub>候、恐惶謹言、

文保二年三月廿八日

藤原家貞<sup>〔請文〕</sup>（裏花押）

この中で「所領河俣郷においては先規にその例なし」とあるようにこの地頭所領では前例のないことであり、わざわざ総社神主・供僧等が幕府に訴え、その結果関東御教書が発給された。惣社は正和四年の段階で指名した地頭に拒否されたため、翌五年に再び幕府に訴え関東教書を獲得し一九人もの地頭に要請をし請文（報告）を出させたが、今残っている請文六通すべてでこれを断っており、強権による地頭への社役は壁に突き当たった。拒否した地頭等の中には小田貞宗（守護宗知の子）や常陸大掾や税所氏、益戸一族がおり、幕府権力と結びついた総社神主・供僧の強引な手法に批判が集まり、すべての地頭が不同意の請文を出したのであった。

〔表二〕 文保三年□月二十日常陸国総社造管役所地頭等請文目録（『茨城県史料』中世編Ⅰ、常陸国総社宮文書二一、三九四頁、『石岡市史』下巻通史編、三五五頁）

地頭他	氏名		
大枝三分二地頭代	左衛門三郎	弓削・田木谷両郷地頭	益戸四郎左衛門尉
小河・庵沢両郷地頭	益戸七郎左衛門尉	野寺郷一分地頭	益戸四郎兵衛尉（忠行）
竹原郷地頭	（益戸）弥七（藤原重政）	志筑郷・大枝郷地頭	益戸和泉前司（行助）
河俣郷地頭	次郎太郎（藤原家貞）	筑波社三村郷地頭	小田常陸前司（貞宗）
上曾郷地頭	上曾三郎	田余郷地頭	常陸大掾
佐都社地頭	備中守	大橋郷給主	税所左衛門入道
高倉郷地頭	孫四郎	吉田社沙汰人	白根三郎入道
野寺郷一分地頭	次郎三郎	小幡・菅野両郷地頭	藤原氏女
（未詳）	小幡四郎左衛門尉	小井戸郷地頭等	連署
		大橋郷地頭等	連署

一方、同じころ上総・下総国内に所領を持つ千葉氏の一族東盛義の場合、下総国東莊上代郷の所領が三度も収公されていた。すなわち、①文保二年（一一三一）最勝園寺（北条貞時菩提寺）へ所領五分の一角が寄進される、②元応元年（一一三九）罪科により所領三分の一角が収公され称名寺に寄進される、そして③正中元年（一二三四）所領三分の一角が闕所となるところ本主に返還されたというもので

あつた。<sup>(27)</sup>このように鎌倉末期には幕府権力を背景とした寺社寄進と闕所による地頭所領の収公もしばしば行われていた。

以上述べたことをまとめてみよう。本論文の舞台となった常陸国南郡小河郷は国府に近い霞が浦北西岸の園部川下流にあり、南北朝時代には水陸交通の要衝、かつ流通の拠点であったと考えられる。地頭は鎌倉時代以来有力御家人下河辺政義の子孫の益戸氏が代々務めていた。寺社造営については鎌倉後期には常陸国総社神主の申し出により幕府から守護を通じて惣社造営料に充てるため地頭に社役を課そうとしたが、これには常陸国内の多くの地頭等が反対した。

## 二、円覚寺造営料所小河郷と地頭・百姓等の闘い

### (1) 鎌倉府と円覚寺造営事業

さて、室町時代の寺社造営については、小森正明氏により鎌倉府と一体となった造営事業が行われていたことが明らかにされている。<sup>(28)</sup>鎌倉円覚寺は鎌倉時代に執権北条時宗により無学祖元を開山として弘安四年(一二八一)に建立された臨済宗の寺院である。境内には仏日庵・正統院・横梅院等の塔頭が並び、多くの禅僧の学問・修業の場となっていた。弘安六年(一二八三)には幕府の祈願所となり、至徳三年(一三八六)には鎌倉五山の第二位に列せられた。<sup>(29)</sup>しかしながら、応安七年(一三七四)十一月二十三日の火災により全山が焼失したため、鎌倉府の全面的援助を受けた再建事業が行われた。鎌倉府からは造営奉行が立てられ寺家側と協力して事業を進めたが、その膨大な資金の徴収に当たっては、料所の設定、段銭・棟別銭・関銭・帆別銭・有徳銭・酒壺銭の賦課、勸進銭の募金などさまざまな方法が採られた。しかし、その中でも従来からの段銭・棟別銭など土地への賦課から新たに関銭・帆別銭・有徳銭・酒壺銭など流通経済の把握への転換が見られる。<sup>(30)</sup>こうした中で、南郡小河郷が三年間という限定付で円覚寺造営料所に設定されることになった。

### (2) 円覚寺造営による小河郷寄進

永和二年(一三七六)十一月二十四日、鎌倉府の関東管領上杉能憲より次のような奉書が報恩寺長老義堂周信に発給された。義堂周信は応安四年(一三七一)まで円覚寺の住持であったので、<sup>(31)</sup>寺家側の代表となっていたのである。これは後出の史料四の文書に「去月廿四日御寄進状」とあるので、内容は寄進状ということになる。

〔史料三〕 関東管領上杉能憲奉書（『鎌倉市史』 史料編第二、 円覚寺文書二三三、 『神奈川県史』 資料編三上、 四七七三号（円覚寺文書））

常陸国小河郷事、自「明年」以「三ヶ年」、所被「差」置「円覚寺造営料所」也、有「談」合「寺家并造営奉行」、可「被」致「其沙汰」之状、依「仰執達如」件

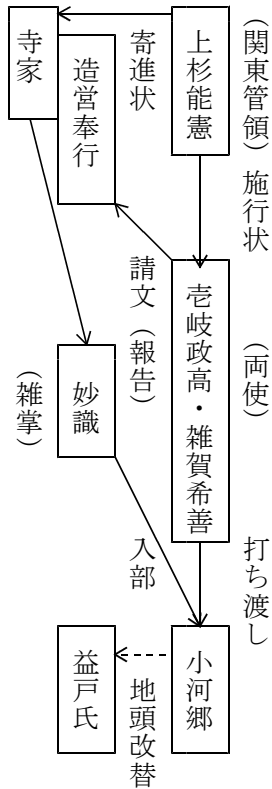
永和二年十一月廿四日

沙弥上杉能憲（花押）

報恩寺長老（義堂周信）

この時、小河郷地頭は益戸常陸入道行政であったが、この寄進とは具体的には何を意味するのであろうか。永和三年（一一三七）十二月十一日の官宣旨（三二）で小河郷が円覚寺に永代寄進されたときは「当国小河郷地頭職」とされていたので（表三）、小河郷の地頭職を収公し寄進したことになる。しかし、収公の場合は当人側に何らかの落度がなければ納得が得られないであろうが、事前の了解は取っていないようである。これにより小河郷は翌年から三か年間円覚寺造営料所として差し置かれ（寄進され）、寺家と造営奉行とで談合して造営料所として収公の沙汰をするよう報恩寺長老（義堂周信）に伝えられた。

〔図二〕 円覚寺造営料所小河郷打ち渡しの流れ図



ふつう、知行改替の場合は、守護の施行状発給や両守護使による打ち渡しが行われるが、この間の文書の流れを見ると料所であったためか図二のように守護を通さず直接在地の打ち渡しを行っている。

また、次の史料四は、永和二年（一一三七）十二月十一日の関東管領上杉能憲奉書であるが、内容は後出の史料六に「任重御施行」

とあり史料五ともども施行状ということとなる。

〔史料四〕 関東管領上杉能憲奉書（『神奈川県史』資料編三上、四七七四号（京都大学文学部国史研究室所蔵文書））

常陸国小河郷事、所被差置円覚寺造営料所也、早雜賀藏人入道相共莅当郷、守去月廿四日御寄進状之旨、一円沙汰付寺家雜掌、且亦云村々名字、云土貢分限、尋究之、可令注進、<sup>（若之）</sup>号郷内分領主、無罪科之由、有支申輩者、企参上、可仰上裁之旨、仰含之、可停止其妨、但不随兩使命、及嗽訴者、為有殊沙汰、先可注申子細、無左右不可有帰参之状、依仰執達如件、

永和二年十二月十一日沙弥<sup>（道徳、上杉能憲）</sup>（花押）

老岐左京亮殿<sup>（政高）</sup>

この内容は、雜賀藏人入道（希善）と老岐左京亮政高を打ち渡しの兩使として小河郷に派遣し、十一月二十四日の寄進状（史料三）の通り一円に寺家雜掌に沙汰し付け、かつ①村々名字、土貢分限を尋ね究め報告させることにした。もし、②郷内一分領主と号し罪科はないと言い抵抗する者があれば参上して「上裁」を仰ぐべきであると言い含め、その妨げを停止させることとした。しかし、③兩使節の命に従わず「嗽訴」に及ぶならば特別な沙汰として子細を注進すべきで指示なく帰参することは許さないと兩使に命じたものである。このように咎のない地頭を改易すれば抵抗があることは予想されたが（罪科がないと主張する裏には何らかの罪科が掛けられた可能性がある）、その一方「嗽訴」という集団で領主に訴える行動をも想定している<sup>（34）</sup>。佐藤和彦氏によれば、応永二年（一三九五）に鶴岡八幡宮領上総国埴生郡佐坪郷と一野村の農民たちは毎年供米を対捍していたが、政所代官の沙汰に従わず「強訴」をおこない逃散した。応永元年（一三九四）には武蔵国足立郡佐々目郷の百姓たちは年貢納入を拒否し八幡宮供僧に張本の輩の交名を注進するよう命ぜられ、翌年百姓たちは近隣の悪党を郷内に引き入れ年貢減免の「強訴」を計画しはじめた。百姓たちは要求貫徹のため「惣郷同心」の上で未進・強訴・耕作放棄・逃散を執行した<sup>（35）</sup>。強訴は要求が貫徹しなければ実力行使としての逃散や耕作拒否に移行するための一段階であった。

小河郷で予想された強訴もこのような「惣郷同心」により百姓と益戸行政が一体となって起こす可能性があったことを示している。



もし、そのような場合は特別沙汰として鎌倉に報告させるよう述べているが、新たな対応を考慮せざるをえなかったものである。結果的に、この施行状は伝達だけにおわり在地の接收はできず、五か月も過ぎた翌年四月十六日に再び関東管領上杉憲春の壱岐政高・雑賀希善に対する施行状が次のように出された。

〔史料五〕 関東管領上杉憲春奉書（『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二二六、『神奈川県史』資料編三上、四七八一号〈円覚寺文書〉）

円覚寺造管料所常陸国小河郷事、注進状其沙汰了、所詮益戸常陸入道行政号<sub>二</sub>本主<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>許容<sub>一</sub>也、早雜賀左近藏<sub>（希善）</sub>人入道相共莅<sub>二</sub>彼所<sub>一</sub>、沙<sub>二</sub>汰<sub>一</sub>付下地於寺家雜掌、可<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>進請取状<sub>一</sub>、使節緩怠者、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其咎<sub>一</sub>之状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

永和三年四月十六日

沙弥<sub>（道弥、上杉憲春）</sub>（花押）

壱岐左京亮殿<sub>（政高）</sub>

この間、小河郷の事につき両使より注進状（報告書）が出されたが、それは小河郷地頭の益戸常陸入道行政が本主であると号し、子細を申し立てているというものであった。この五か月間、寺家に在地を打ち渡すことができなかったのも益戸氏の抵抗があったためであった。しかし、その主張は認められず、再び両使を小河郷に派遣し寺家雜掌に下地を引き渡し請取状を出すこととし、もし使節がそれを緩怠すれば咎とすると厳しく申し渡した<sub>（道弥）</sub>。

### （3）両使の打ち渡しと百姓の抵抗

永和三年（一三七六）五月十八日、先の施行状の通り両使が小河郷に入り下地を寺家雜掌妙識に沙汰したという打ち渡しの報告を左記のように提出した（史料六）。これは入部して最初の伝達が完了したということであろう。それに続き、五月二十一日の雑賀希善の請文があるが（史料七）、これは小河郷の下地調査が不調に終わったという報告である。ここでは報告すなわち復命書を奉行所に上げているので、打ち渡しを命じたのも造営奉行ということになる。とすれば、これまで打ち渡しを命じていた関東管領上杉能憲の立場も造営奉行と一体化したものと云わねばならない。

〔史料六〕 希善雜賀左近藏人入道打渡状（『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二二七、『神奈川県史』資料編三上、四七八二号〈円

覚寺文書

円覚寺造営料所常陸国小河郷事、任<sub>レ</sub>重御施行之旨、莅<sub>レ</sub>彼所、沙<sub>レ</sub>汰<sub>レ</sub>付寺家雜掌妙識候畢、仍渡状如<sub>レ</sub>件、  
永和三年五月十八日  
沙弥希善<sup>(雜賀)</sup> (花押)

〔史料七〕 希善雜賀左近藏人入道請文 (『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二二八、『神奈川県史』資料編三上、四七八三号) (円覚寺文書)

円覚寺造営料所常陸国小河郷事、任<sub>レ</sub>去月十六日御施行之旨、今月十八日、老岐左京亮政高・希善相共二莅<sub>レ</sub>彼所、沙<sub>レ</sub>汰<sub>レ</sub>付下地於寺家雜掌妙識候訖、仍請取状如<sub>レ</sub>此候、云<sub>レ</sub>村々名字、云<sub>レ</sub>土貢分限、欲<sub>レ</sub>注申<sub>レ</sub>之処、百姓等与本主益戸常陸入道行政一体之間、更不<sub>レ</sub>随<sub>レ</sub>所勘、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>厨雜事、結句同廿日妙識被<sub>レ</sub>追出之間、地下目錄不<sub>レ</sub>能認<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>之候、仍可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>帰参<sub>レ</sub>候之処、屋代越中守師国拝領之地、当国東条之庄内社村事、希善為<sub>レ</sub>使節、被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御教書候之間、遂<sub>レ</sub>其節、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>帰参<sub>レ</sub>候、若条々偽申候者、八幡大菩薩御罰於可<sub>レ</sub>罷蒙<sub>レ</sub>候、以此旨、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御披露<sub>レ</sub>候哉、恐惶謹言、

永和三年五月廿一日

沙弥希善(裏花押)

進上 御奉行所

この打ち渡しは予想通り寺家・造営奉行にとって厳しいものであった。それは、①村々名字、②土貢分限を注申(注進)しようとしたところ、百姓等と本主の益戸常陸入道行政が一体となり、所勘(命令)に従わず饗応の厨雜事<sup>(37)</sup>もせず、結局五月二十日には雜掌の妙識は追い出されてしまったので、地下の目錄(所領目錄)を認め進らすことができなかった。厨雜事とは「三日厨」のことであり、国衙や莊園領主の使者が下向した際に百姓が三日間もてなし引出物を渡す儀礼で、使者到着に際して迎え饗応するものであった。<sup>(38)</sup> 一四世紀半ばの常陸国衙では目代の下向に際して「目代下着之次第 先杖撞、次目代入<sub>三</sub>符中、其後自在<sub>三</sub>符中、御厨、名主沙汰、次置同沙汰」として「御厨」の歓迎の宴を在<sub>三</sub>庁名主(在<sub>三</sub>庁官人)が担当した。<sup>(39)</sup> また、応永二年(一三九五)八月鶴岡八幡宮領武藏国足立郡佐々目郷では衆中四人が下向するにあたって「迎馬四疋鞍皆具・夫丸八人」「厨雜事」などが現地の百姓の負担とされた。<sup>(40)</sup> このように、厨雜事は下向し入部する使者を人馬を出して出迎え歓迎の宴を張る儀式であり、地元の百姓等が負担することによりその支配の

正当性を認めるものであった。

小河郷の百姓等がこれをしなかったということは円覚寺領への編入だけでなく鎌倉府の命にも従わないということでもあった。ここでは百姓等は益戸氏と一体になって抵抗しており、この百姓等は小河郷の百姓の結束した姿である惣結合による惣百姓のことと見られる。<sup>(41)</sup> これら惣百姓は逃散ではなく、益戸氏と一体化し鎌倉府両使と寺家雑掌の入部にいわば実力で対峙したのであった。応永二年(三九五)に武州佐々目郷百姓等が年貢減免闘争で、近郷の悪党を郷内に引き入れ強訴しようとしたことと同様の事態が起きていたのである。<sup>(42)</sup>

益戸氏の要求はこの度の改替は不当であるということであるが、百姓の要求は文言としては表れていない。しかし、その行動から見て命令に従わない、厨雑事をしない、所領目録を作らせないということは、新たな知行とその実行としての内検注(内検)に反対しているということが出来る。内検注は下地進止には関わらず正検による土地台帳をもとに年貢収取額を確定しようとするものであるが、新たな領地に対しても入部内検注が行われた。永和三年(一三七七)二月の称名寺領加賀国軽海郷注進状には「郷内陰注事」として記されているが、それは霊康書状では「売候ける由承候へ、今時ハ陰注とも加様にてこそ、御公事代り一度相申事に候之間、さあも不仕」<sup>(43)</sup>というところで公事代わりの内検注であった。特にこの度の地頭改替が円覚寺造営料所の設定によるものであることからいえば、これは徴税強化そのものが目的であることは明らかであった。

ここで目録作成の要件である①「村々名字」とは何であろうか。名字は姓名のうち姓を指すが(鎌倉期には名前を指すことが多い)、田島や在家の所在を示す場合もあり、「四至堺・名字・分限」「其所名字・分限と云」というように用いられる。<sup>(44)</sup> また、名字は、弘長二年(一二六二)の越中国石黒荘の地頭重松名では「下作人の名字を注付畢」とされ、下作人の名前を指す場合があった。<sup>(45)</sup> 永和三年(一三七七)の播磨国矢野荘では「所務名主百姓名字十二人注進之」と領主の東寺が名主百姓の名前を注進させた。<sup>(46)</sup> 文保二年(一三二八)百姓請け直後の大山荘一井谷の実検明細には二人の百姓等の各人ごとに保有田数、上・中・下田の内訳とそれぞれの分米、分米合計が記されていた。<sup>(47)</sup> よって、この場合「村々名字」とは村々の百姓の名前を指すと考えられる。

では次の②「土貢分限」は何であろうか。土貢とは土地からの貢納物、年貢を指すが、分限はその人の財産を表すので、<sup>(48)</sup> まとめれ

ば村々の百姓の年貢と保有する田畠をいう。さて、このように目録＝土地台帳を作るには内検が必要であるが、実際には先の史料四で村々名字、土貢分限について「尋<sub>レ</sub>究之<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>注申<sub>一</sub>」とあるように、在地の百姓に尋ね目録を作成しなければならなかった。これは、富澤清人氏もいうように、地下に置かれた正統な帳簿に依拠して行われるものであった。<sup>(49)</sup> よって、百姓の抵抗の源泉は正統な帳簿を持っているということにあった。であるから、郷村の百姓の協力なしに新たな支配を構築することはできなかった。これができないため目録作成に至らず結局追いつ出されることになったのである。

#### (4) 小河郷入部の失敗と永代寄進

このように、小河郷への円覚寺雑掌の入部は益戸氏と百姓等の一致した抵抗で頓挫したわけであるが、永和三年十月六日上杉憲春は常陸大掾入道（高幹力）に対して円覚寺雑掌祐重の申し立てにもとづき、常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五か郡と東条・方穂二か荘、小栗保の棟別銭一〇文を平均に催促するよう命じた。

〔史料八〕 関東管領上杉憲春奉書 『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二三〇、『神奈川県史』資料編三上、四七八七号（円覚寺文書）

円覚寺雑掌重申、常陸国吉田・行方・鹿島・南郡五ヶ郷并東条・方穂二ヶ庄、及小栗保棟別銭貨拾文事、云一族知行分、云他人分領、雖爲地頭堀内・寺社本所領、加催促、可致平均之沙汰、若有及異儀輩者、爲処罪科可注進交名也、将亦寄<sub>レ</sub>緯於左右、不可被<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>狼籍<sub>一</sub>之状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

永和三年十月六日

沙<sub>(道弥、上杉憲春)</sub> 弥 (花押)

常陸大掾入道殿

一 国棟別銭徴収は守護の権限であったが、この時期には佐竹義宣が守護を務めており、大掾氏の行使できたのは地域的に限定された棟別銭賦課権限であった。<sup>(50)</sup> この棟別銭賦課は下野の小山下野守義政、宇都宮下野守基綱にも命ぜられたが、永和三年十一月十七日の関東管領上杉憲春奉書では「度々被<sub>レ</sub>仰之<sub>一</sub>、無音云々、太不然」と命令を無視していることに対し叱責している。<sup>(51)</sup>

円覚寺は永和三年十二月十一日に朝廷の官宣旨をもって寺領に対する一国平均役や國中段米などを免除し、さらに同日の常陸国への

官宣旨で「小河郷地頭職」の支配を確認した。この時一斉に<sup>(52)</sup>円覚寺領とされた荘郷村の地頭職は次の通りで一〇か国の荘郷村にわたっていた。

〔表三〕 永和三年円覚寺領とされた地頭職（永和三年十二月十一日官宣旨 『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二三六、『神奈川県史』資料編三上、一七九三号〔円覚寺文書〕）

荘郷村地頭職	武蔵国江戸郷内前島村 ・丸子保内平間郷半分郷	上野国玉村御厨内北玉村
尾張国篠木荘・富田荘、	上総国畔蒜南荘内亀山郷 郷（吉田・堀口・三曹司 ・両所・窪目）	出羽国北寒河江荘内五箇郷
国分・溝口両村	郷	常陸国小戸郷
駿河国浅服荘内東郷	常陸国小戸郷	越前国山本荘両郷（泉・
并瀬名春吉・鎌田春吉・高松春吉・下島郷・佐野郷	下総国大須賀保内毛成 ・草毛両村	越前国山本荘両郷（泉・ 船津）
		越後国加地荘

さて、小河郷の円覚寺造営料所としての三年の期間は康暦二年（一三八九）には終了したはずである。ところが、その後の永徳二年（一三八二）円覚寺門徒は連署して小河郷の常陸前司跡を半分ずつ円覚寺と正統院に寄付すべきであると幕府に申し込んだため、同年八月四日に室町幕府管領斯波義将よりそれぞれに永代寄付するよう関東管領上杉憲方に伝えられた。<sup>(53)</sup>

〔史料九〕 室町幕府管領斯波義将書状（『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二五九、『神奈川県史』資料編三上、四九〇一号〔円覚寺文書〕）

常陸国南郡内小河常陸前司跡事、永代可有御寄付円覚寺并正統院候哉之由、被成進御書候、無相違之様、可有申御沙汰候哉、恐々謹言、

(永徳二年)  
八月四日

(新設)  
左衛門佐義将(花押)

謹上 上樞安房入道殿  
(道合、憲方)

こうして次のように同年十月二十三日に関東公方足利氏満より小河郷内益戸常陸介篤政法師法名觀政跡の永代寄進状が発給された。この益戸篤政は年代的に益戸行政と同一人物と考えられる。

〔史料一〇〕関東公方足利氏満寄進状(『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二六〇、『神奈川県史』資料編三上、四九一〇号(円覚寺文書))

寄進 円覚寺

常陸国南郡小河郷内益戸常陸介篤政法師法名觀政跡事

右、為「天下安全」、武運長久、所「寄付」之状如「件」、

永徳二年十二月廿三日

左兵衛督源朝臣(花押)  
(足利氏満)

しかし、次の永徳三年(一三八三)の足利氏満御教書によれば、小河郷内の益戸常陸介跡について益戸常陸三郎が上裁に背いて下国し押領していると告発し、吉原薩摩守(義直)および税所安房守(幹治力)に十二月二十三日の寄進状の通り下地を円覚寺の雑掌に沙汰し付けるよう打ち渡しを命じ、もし異議を唱えても許さないと厳しく申し渡した。税所は常陸国在庁官人で、吉原は関東公方氏満の奉公衆であつた。

〔史料一一〕関東公方足利氏満御教書(『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書二六三、『神奈川県史』資料編三上、四九三五号(円覚寺文書))

円覚寺雑掌申、常陸国南郡小河郷内益戸常陸介篤政法師法名觀正、跡事、同常陸三郎背「上裁」、令「下国」、致「押領」云々、太招「重科」歟、所詮税所安房守相共莅「彼所」、任「去年十二月廿三日寄進状之旨」、可「沙汰」付下地於雑掌、「若猶雖」支申、「不」可「許容」之状如「件」、

永徳三年十月六日

(足利氏満)  
(花押)

吉原薩摩守殿

同年十二月二十五日には守護佐竹伊予守義宣にも、益戸常陸三郎が度々の遵行に背き小河郷内益戸常陸入道跡を押領しているとして、下地を円覚寺に沙汰し所務を全うさせるようにという公方氏満からの御教書が発せられた。

〔史料一二〕 関東公方足利氏満御教書 (『茨城県史料』中世編Ⅱ、正宗寺文書六、『神奈川県史』資料編三上、四九四三号〈正宗寺文書〉)

円覚寺雑掌申、常陸国小河郷内益戸常陸入道跡事、同常陸三郎度々背<sub>レ</sub>遵行<sub>一</sub>及<sub>レ</sub>押領<sub>一</sub>云々、頗招<sub>レ</sub>重科<sub>一</sub>歟、所詮任<sub>レ</sub>寄進状<sub>一</sub>之旨、沙<sub>レ</sub>汰<sub>一</sub>向後可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>全<sub>レ</sub>所務<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

永徳三年十二月廿五日

(足利氏満)  
(花押)

佐竹伊与守殿

このように、結局は鎌倉府と円覚寺は常陸国の守護や在庁および奉公衆の力をもって執行せざるを得なかった。在地の元地頭の反抗は常陸三郎へと世代交代しても継続していたが、この背景には本領への執着があったと同時に小河郷の百姓との結びつきがあったからと見なせよう。

以上の経過を見ると、鎌倉円覚寺造営料所として永和二年に鎌倉府は常陸国小河郷を収公し寄進したが、その下地打ち渡しでは鎌倉府の使節と寺家雑掌が小河郷に入り村々の名字、土貢・分限を尋ねて注進しようとした。しかし、百姓等と益戸氏が一体となり命令に従わず厨雑事もせず追い出されたため、地下の目録は注進できなかつた。そこで、寺家は小河郷を永代寄進とし、守護佐竹氏の力をもって知行の実効化をはからざるをえなかつた。

### 三、小河郷の地頭・百姓等の関りの背景

#### (一) 地頭の関りの背景

a、地頭・本主・郷内一分領主について

小河郷地頭益戸行政が地頭職を召し上げられた理由は定かではない。前述のように益戸行政が日向国で新田義貞与同の仁として戦っていたことが理由であったなら円覚寺造営料所となるかなり以前に所領が没収されていたはずである。また、彼が「益戸常陸入道行政」と呼ばれていることから父親の益戸広政の国司名を受け継いだと考えられるが、この名乗りが許されていることから表だって罪状は問われていない。おそらく父親の軍功により不問に付されたのであろう。北畠親房を擁して小田城を拠点に足利方と戦った小田治久も奥州白河結城親朝の支援が得られず戦況が不利なのを悟り北朝方に投降した。これにより所領と官爵は取り上げられたが、その後足利方の武将として活躍している<sup>(56)</sup>。しかし、なぜ常陸国で益戸行政だけが円覚寺造営料所として地頭職を収公されたのかという疑問は払拭できず、やはり新田方であったことが尾を引いていたと考えられる。地頭職が収公されたあと史料五で「益戸常陸入道行政が本主であると号し」、史料七で「本主の益戸常陸入道行政」とあるように、地頭職を召し上げられた益戸行政は「本主」であると訴え抵抗した。本主には①本所、②本来の所有者、法によった正式の所有者、③その人の本来仕えている主人、④（新しい所有者・知行者に対して）旧の所有者、元の知行者などの意味がある<sup>(57)</sup>。史料五の場合は益戸行政自ら「本主」と主張しているのであるから②の意味であるが、史料七の場合は収公しようとした鎌倉府の両使が益戸行政を「本主」と呼んでいるのであるから④の意味に当たると考えられる。御成敗式目七条<sup>(58)</sup>によれば、本主が頼朝以来源家將軍の代に勲功の賞や官仕えの勞によつて拝領した所領には由緒があるが、先祖の本領と称して裁許を蒙つたのでは傍輩は安堵の思いをなすことができないので濫訴をすることを禁ずる。しかし、当給人が罪科ある時は本主がその機会に訴訟を行うことは禁制できないという。このように本主は現実の知行が失われても潜在的な知行権を保持し、本領を回復する訴訟の根拠ともなっていた<sup>(59)</sup>。であるから、益戸行政は収公後も本主権を楯にとつて抵抗したのであった。

また、本主以外の「郷内一分領主」については「郷内一分領主と号し抵抗するものがあれば上裁を仰ぐ」とある。これは惣領地頭に對して庶子でその地頭職を分割した一分地頭のことであるが、鎌倉時代中期以降自立化する傾向にあつた<sup>(60)</sup>。小河郷内には前出史料四に「村々名字」とあるように複数の村が存在し、各村に一分地頭がいたと考えられる。この一分地頭の権利は関東管領上杉能憲も否定することができず、抵抗するものがあれば上裁を仰ぐというように訴訟、裁許という形をとつて解決しようとしていた。

## b、地頭の入部使節への田島目錄の提出について



つぎに所領収公の場合に使節・寺家に対して田畠目録取帳を副え渡すことについて考えてみよう。嘉暦四年（一三二九）四月十三日の称名寺雜掌光信請取状および正慶元年（一三三二）十二月二日の関東下知状<sup>(61)</sup>案によれば、幕府は常陸国北郡（石岡市旧八郷町地域）の寄進地（大方禪尼に再寄進された）の代わりとして元亨元年（一三二二）六月二十二日に東盛義所領三分の一（上総国周東郡下村西分三分の一）を称名寺に寄進した<sup>(63)</sup>。しかし、そこには当知行や相続を言い立てる多くの者がいて相論となり「為<sub>レ</sub>使節無<sub>レ</sub>左右、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>分渡<sub>一</sub>」という状況となっていた。嘉暦四年（一三二九）四月十二日になってようやく守護代伊勢宗継が入部し盛義から目録を副えて寺家方に渡させた。その目録というのは二通あって、①「注進 上総国周東郡末利下村西方盛義知行三分一目録事」では波多沢（村）・馬込（村）合わせて田七町一段大五〇歩、畠九町七段三〇歩であり、②同じく南東（村）分は田一町二段三三〇歩、畠七段と<sup>(64)</sup>いうものだった。しかし、これは寄進分だけを割り出した田畠の面積の合計であり、百姓の名や耕地面積もなく斗代も不明であった。さらに、元徳元年（一三二九）十二月四日東盛義は元享元年の寄進以来御使が入部ができず年貢が未進となっていたため不足分の代わりとして子安村を寺家に避り渡すことにし、今年四月に御使が入部した時の内検田畠目録取帳等を副えるという次のような請文を称名寺に差し出した。

〔史料一五〕東盛義請文（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五四四三号）

（前略）

銘云、東六郎請文元徳元 十三 八

金沢称名寺雜掌光信申、上総国周東郡下村□□三分一得分物事、任<sub>下</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>下</sub>之旨<sub>上</sub>、応<sub>二</sub>于御下知等<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>弁<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>处、勘<sub>レ</sub>御下文以後得分<sub>二</sub>之時<sub>一</sub>、已<sub>レ</sub>数千貫也、不<sub>レ</sub>諧<sub>二</sub>之間<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>于弁<sub>レ</sub>敷<sub>一</sub>、仍<sub>レ</sub>当所内子安一村、相<sub>レ</sub>副<sub>二</sub>今年改元徳元四月御使入部内検田畠目録取帳等<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>得分之代、永所<sub>レ</sub>避<sub>二</sub>進<sub>二</sub>于寺家方<sub>一</sub>也、以<sub>レ</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候、恐惶謹言、

元徳元年十二月四日

平盛義請文在裏判

このことにより領主が交代する場合は使節が入部して内検を行い田畠目録取帳を作成したことが分かるのであるが、その前提となる田畠目録提出とは名ばかりで前記のように田畠面積の合計のみであった。これは検注帳そのものではなくその写しであり、検注帳の正

文は決して入部した使節には渡さなかったと言えよう。この場合は寄進のための収公であった。しかし、小河郷の場合は、両使・寺家が入部した際、地頭益戸氏を相手として目録を避け渡させるという行為が想定されていない。また、その訴えも「許容せず」と一顧だにしていない。とすれば、益戸氏の本領小河郷の収公は何らかの罪科によって闕所とされたためと考えられる<sup>(65)</sup>。このため、益戸氏の抵抗が予想されるので始めから目録引き渡しの対象としていなかったであろう。

## (2) 百姓等の関心の背景

### a、「厨雑事」の拒否

闕所となれば元地頭よりも年貢を賦課する百姓の把握が必要であった。両使と円覚寺雑掌が入部したのに対し小河郷では「厨雑事」をせず、協力を拒否した。畿内の例であるが、山城国下久世でも永正年間に東寺の未進催促の寺使が派遣されたのに対し百姓たちは「厨」を沙汰せず長引く滞在を迷惑がったため、下久世公文ははや在所の者一〇余人が逐電している<sup>(66)</sup>のでこれ以上御使がいれば在所に人がいなくなると述べたため、使者は「まかりかへり候へく」と言わざるをえず追い出されたのであった<sup>(66)</sup>。

### b、百姓等と本主益戸常陸入道行政の一体化について

しかし、本来支配者である元地頭と百姓等が一体化して強訴の動きを示すというのはどういふことであろうか。小河郷では両使・寺家の入部は年貢催促のためではなかったが、領主の交代によりこれまでの地頭の支配が根本的に覆されることになった。湯浅治久氏はなぜ百姓等が寺家の支配より在地領主の支配を望んだのか、寺家支配は相対的に在地領主支配よりも自治的なものという通説<sup>(67)</sup>に反している<sup>(68)</sup>ので在地領主支配下の村落を寺社領と区別する認識自体を疑ってみる必要があると述べている。つまり、地頭の村落支配が百姓にとって自治的なものではないかと問いかけているのである。とすれば、小河郷の地頭と村落との関係についても改めて考えなければならぬ。

## (3) 入部検注と「指出」の関係

### a、どのようにして「村々名字・土貢分限」を尋ねるのか

小河郷において両使と寺家雑掌が得ようとしたのは百姓からの「村々名字・土貢分限」の情報であったが、先述のように、下地避り

渡しでは新たに検注を行い、目録を作成するのが通例であったが、その手続きは地下に置かれた正統な帳簿（検注取帳正文）に依拠して行われるものであった。<sup>(69)</sup>「金沢文庫古文書」の元徳元年（一二三九）の大江頭元書状には次のように寺家の使者が百姓に作を尋ねる場面が出てくる。

〔史料一六〕大江頭元書状（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五四九九号）

因幡国千土師郷上村東方三分一分帳并御使海老名五郎請文等相副目六進入之候

一当所代官東五郎罷出候之時、文書等悉令隨身候畢、而無文書候之間、召寄百姓等、面々作以起請文相尋之分進候了、且彼起請文三通進入候、当郷内早野能所候之間、撰取之了、

（略）

八月廿一日

左衛門尉（大江）頭元状（花押）

進上 称名寺侍者御中

因幡国千土師郷東方上村は前出の東盛義の所領であったが、元亨元年六月二十二日にそのうち三分の一が称名寺に寄進された。<sup>(70)</sup>しかし、打ち渡しが遅れ、元徳元年七月十一日によく因幡国守護海老名左衛門五郎維則の請文がとれたため、寺家の使者の一人として大江頭元が現地へ入部したのであるが、当所の盛義代官東五郎高直に出迎えの際にすべての関係文書を持参してくるよう命じていた。しかし、内検に必要な文書はなかったので、百姓たちを呼び出しそれぞれの耕作地について起請文を取って尋ね、それを帳面に記し寺家へ提出したのであった。このように寺家入部に対し現地の代官がいても年貢文書を提出しない場合は、百姓からの聞き取りだけで田畠取帳を作成し提出せざるを得なかった。つまり百姓の自主申告をもとに年貢額が定まることになる。小河郷の場合も寺家は百姓の自主申告により田畠目録を作成しようとしたと考えられる。では百姓の自主申告による年貢とはどのような意味があるのであろうか。

## 6. 「指出」の一般化

藤木久志氏は南北朝期成立の「庭訓往来」の三月の手紙により、新代官の入部の仕事として①領域境界の確認、②古書の儀式を行う（領主と百姓の誓約儀礼）、③土地や課税の台帳、納税の先例を村から申告させる（「指出」）、④村人に散田を公平に割り振る、⑤荒野

はよそから農民を集め開作させる、⑥用水の修理を村人に割り当てて行う、⑦村人に種子や食料・農具を貸与することが必要であったとした。<sup>71</sup>このうち③の「指出」も村人の「野心」により提出されず、提出したとしても領主の取り分（村の貢納）よりも村の取り分（領主の下行分）が多いということもあった。ないものを出させるはずもないのであるから、逆に言えば自主申告（「指出」）の前提として百姓の側が土地や課税の台帳を所持していたことは明らかであろう。しかも、この手紙が手習いの手本として広く流布していることから、これは特殊な事例ではなく当時は一般的であったと見られる。

### 9、小河郷の年貢実態とは

このように鎌倉末期以来自主申告（「指出」）による年貢は一般化しつつあったが、東国では南北朝期に百姓請が成立していたという事例はほとんどない。しかし、この小河郷の場合入部した両使・寺家雑掌から「村々名字、土貢分限」の提供を求められていることから年貢徴収の基本的帳簿が郷村の側にあり、少なくともそれまで自主申告による年貢納入がなされていたと言いうことができるであろう。これに関して前出の「庭訓往来」の三月の書状<sup>72</sup>には、玄蕃允平という人物から地下に入部する代官に対して、地元で代官厨境飯による歓迎の宴が催されれば「地下目録・取帳以下文書・濟例・納法注文」を召し進らせられるというアドバイスがなされた。ところが入部した代官が吉書を行ったが、沙汰人等は耕作作業中で地下の文書はことごとく紛失、失墜、錯乱したと言ってさまざま理由を付けて出すのを引き延ばしたので土貢・員数を尋ね探し追って注進すると述べている。吉書始めでは三箇条（神事・勸農事・乃貢事）<sup>73</sup>につき代官や地頭と農民の間で帳簿の自主申告や納入記録にもとづいた年貢と勸農についての合意（契約）がなされることになっていた。こうした百姓の対応は、失敗に終わった小河郷入部の状況と基底においてはほぼ共通していた。

北条得宗被官で駿河国上野郷地頭南条時光は延慶二年（一二三〇九）の讓状で所領について「御くうし<sup>（公事）</sup>・ねんくハ<sup>（年貢）</sup>、せんれい<sup>（先例）</sup>にまかせてきたす<sup>（沙汰）</sup>へし」と記している。<sup>74</sup>この先例とは代々引き継いでいる定額の年貢・公事を指し、百姓との合意が成立しているからこそ安定的な支配が期待できるのであり、それを今後も守って百姓に沙汰するように述べているのである。円覚寺の支配に対して百姓等が元地頭と一体になって反対したのも地頭の支配の方がよりましであるというより、それまで長年続いた百姓の自主申告による地頭との年貢の契約関係が崩れてしまうことを阻止しようとしたものと考えられる。

以上をまとめると、元地頭益戸行政の闘いの背景として本領回復のねらいがあったが、鎌倉府はその訴えを却下した。これは小河郷が収公されたのは何らかの罪科により闕所とされたからであろう。鎌倉府の両使と円覚寺の雑掌の入部に対して百姓等は「厨雑事」もせず、「村々名字、土貢分限」の情報提供も拒否した。そして、百姓等は益戸氏と一体化して抵抗しつつには郷から追い出してしまっただが、これは寺家による内検をさせず、百姓の側が持つ土地台帳の正当性を維持し、それまでの地頭との自主申告（「指出」）による年貢の契約関係を守ろうとするねらいがあったと見られる。

## おわりに

本論文では南北朝期の東国の郷村における年貢収取の実態を明らかにしようとして、鎌倉円覚寺造営料所とされた常陸国小河郷の地頭・百姓の動向を検討した。①まず、鎌倉末期において幕府権力を背景として寺社造営を名目とする地頭への社役賦課や所領の収公・寄進がしばしば行われていた。②南北朝期になると鎌倉府は円覚寺再建のため小河郷を収公し造営料所としたが、これに対して、地頭益戸氏は本主と号して抵抗を行い、在地の百姓等も地頭と一体となり、入部した寺家雑掌と使節に対して厨雑事をせず村々名字・土貢分限も提供しなかった。そのため、寺家側は年貢目録を作成することができず退去させられた。③こうした百姓の抵抗の背景には百姓自身が持つ公定の帳簿（「指出」）を差し出さなければ内検も年貢徴収もできないということがあった。こうしたことから、小河郷においても「庭訓往来」や吉書に見られるような地頭と百姓との間で指出による年貢契約が行われ「先例」化していたと考えられ、鎌倉府・円覚寺に所領が収公・寄進されることによりそれが停止されることに反対したものと見えよう。

## 註

- (1) 佐藤和彦『南北朝内乱』小学館、一九七四年、一六頁。
- (2) 新井孝重「悪党と宮たち―下剋上と権威憧憬―」（村井章介編『日本の時代史一〇南北朝の動乱』吉川弘文館、二〇〇三年、一三九―一七九頁）。
- (3) 稲垣泰彦「土一揆をめぐる」（『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年、二二九・三三〇・三三二頁、初出は『歴史学研究』三〇五号、一九六五年）。同「応仁文明の乱」（同書、一三〇頁、初出は『岩波講座日本歴史』中世3、一九六三年）。

- (4) 北爪真佐夫「庄家の一揆の基礎構造」(『国史学』八四、一九七一年)。伊藤弘子「惣村の成立と発展」(『日本史研究』一二〇・一二一、一九七一年)。佐々木久彦「南北朝期における農民の動向」(『国史学』八〇、一九七〇年)。同「南北朝『内乱』期における『庄家の一揆』の検討」(一九七三年度『歴史学研究』別冊)。佐藤和彦「惣結合と百姓申状」(『民衆史研究』一〇、一九七二年)。同「南北朝期の人民闘争」(『歴史学研究』三三六、一九六八年)。同「中世の階級闘争と国家権力」(同『南北朝内乱史論』、東京大学出版会、一九七九年、三九一頁、初出は一九七五年)。上島有「中世村落と庄家の一揆」(『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)。黒川直則「惣的結合の成立」(『歴史公論』四六、一九七九年)。入間田宣夫「逃散の作法」(『日本中世の政治と文化』一九八〇年)。山本隆志「庄家の一揆の社会的構成」(『年報日本史叢』四一、一九九二年)。久留島典子「ある『庄家の一揆』」永享九年東寺領山城国上下久世庄」(『歴史科学と教育』九、一九九〇年)。同『一揆の世界と法』山川出版社、二〇一一年。
- (5) 『小川町史』下巻、茨城県東茨城郡小川町、一九八八年、二二〇～二二六頁。
- (6) 湯浅治久「お寺が村を丸ごと買った話」(『中世東国の地域社会史』岩田書店、二〇〇五年、二七九頁、初出は『中世房総』一〇、一九九八年)。
- (7) 小河郷の円覚寺造営料所化に関する円覚寺文書は『鎌倉市史』史料編第二(鎌倉市)で円覚寺文書として翻刻されており、『神奈川県史』資料編三上(神奈川県)にも円覚寺文書や関連文書の翻刻が載せられている。年貢関係についての金沢文庫古文書については『金沢文庫古文書』所務文書篇(金沢文庫)に翻刻が載せられている。
- (8) 『茨城県史料』中世編Ⅰ、塙不二丸氏所蔵文書二〇、茨城県、一九七〇年、二九八頁。
- (9) 康永二年九月十四日高師冬奉書(『茨城県史料』中世編Ⅰ、護国院文書一、茨城県、一九七〇年、三二二頁)。ここでは行方郡若舎人郷内根地木村とある。
- (10) 『茨城県史料』中世編Ⅰ、税所文書一〇、三八一頁。
- (11) 建武四年八月日野本鶴寿丸軍忠状(『南北朝遺文』関東編第一巻、七四四号〈長門熊谷家文書〉、東京堂出版、二〇〇七年、二七

〇頁。

- (12) 建武二年十一月日畑田時幹軍忠状案〔『南北朝遺文』関東編第一卷、七六六（京都大学総合博物館所蔵畑田文書）二七六頁〕。
- (13) 『尊卑分脈』第二編、吉川弘文館、一九八七年、四〇四頁。『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、二七三頁。
- (14) 文永三年四月日関白前左大臣家一条実経政所下文〔『茨城県史料』中世編Ⅰ、鹿島神宮文書一三二号、茨城県、一九七〇年、一七二頁〕。
- (15) 『国史大辞典』四、吉川弘文館、一九八三年、二三〇頁。
- (16) 文保二年十一月日関白前左大臣家一条道平政所下文〔『茨城県史料』中世編Ⅰ、埴不二丸氏所蔵文書二四号、三〇二頁〕。
- (17) 正中二年六月六日散位其他三名連署奉書〔『茨城県史料』中世編Ⅰ、鹿島神宮文書三二七号、二二六頁〕。
- (18) 建武三年十二月日茂木知貞軍忠状〔『南北朝遺文』関東編第一卷、六二二号（吉成尚親氏所蔵茂木文書）、一二五頁〕。
- (19) 建武四年八月日野本鶴寿丸軍忠状〔『南北朝遺文』関東編第一卷、七四四号（長門熊谷家文書）、二七〇頁〕。
- (20) 建武二年十一月日畑田時幹軍忠状案〔『南北朝遺文』関東編第一卷、七六六号（京都大学総合博物館所蔵畑田文書）、二七六頁〕。
- (21) 建武三年十月十六日雑訴決断所牒案〔『南北朝遺文』関東編第一卷、一五七号（豊後詫摩文書）、六五頁〕。糸賀茂男「中世国府の盛衰と大掾氏」〔『常府石岡の歴史』石岡市教育委員会、一九九七年、一二三頁〕。
- (22) 建武三年七月十日日下部盛運軍忠状写〔『南北朝遺文』関東編第一卷、四九四号（宮崎県立図書館寄託郡司文書）、一八二頁〕。
- (23) 『茨城県史料』中世編Ⅰ、常陸国総社宮文書一、三八九頁。
- (24) 佐藤進一『増補鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七一年、七四頁。
- (25) 『時代別国語大辞典』室町時代編四、九四四頁。奉行とは上の命令を奉じて下の者に対してそれを実行すべく事を取り仕切ることを言う。
- (26) 貞治四年閏九月十四日大胡秀能請文〔『茨城県史料』中世編Ⅰ、鹿島神宮宮文書一一六、一六五頁〕。鹿島神宮領岩瀬郷を役所とすることをめぐって本主益戸左衛門尉と益戸弥七重政が相論を起こしている。

- (27) (年未詳) 塩浦新右近入道注文 (『金沢文庫文書』所務文書篇、五三〇〇号、金沢文庫、一九五五年、七八頁)。
- (28) 小森正明「寺社造営の経済的基盤と鎌倉府」(『室町期東国社会と寺社造営』思文閣出版、二〇〇八年、一一〇～一二〇頁、初出は『書陵部紀要』四八号、一九九七年)。
- (29) 『国史大辞典』二、吉川弘文館、一九八〇年、三八二～三八五頁。
- (30) 前註(28) 小森正明「寺社造営の経済的基盤と鎌倉府」、九七～一二〇頁。
- (31) 前註(15) 『国史大辞典』四、一六七頁。
- (32) 『神奈川県史』資料編三古代中世(三上) 四七九八号(円覚寺文書)、五八九頁。
- (33) 日本史学会編『概説古文書学』古代中世編、吉川弘文館、一九八三年、一一四頁。
- (34) 『国史大辞典』五、吉川弘文館、一九八四年、四二〇頁。この時期、東国の寺社造営にともなう人夫役の徴発や臨時段銭の賦課などの負担により百姓逃散などの農民闘争が寺社領を中心に顕在化していた(前註(28) 小森正明「寺社造営の経済的基盤と鎌倉府」、一〇六頁)。
- (35) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」(『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、二七六頁、初出は『民衆史の課題と方法』三一書房、一九七八年)。
- (36) 佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版会、一九九七年、一六一頁。
- (37) 『荘園史用語辞典』東京堂出版、一九九七年、七三頁。
- (38) 『国史大辞典』一三、吉川弘文館、一九九二年、三六四頁。
- (39) (年未詳) 六月二十一日常陸国正税以下得分注文案(『教王護国寺文書』卷二、四九六号、平楽寺書店、一九六一年、九頁)。糸賀茂男「中世国衙の盛衰と大掾氏」(『常府石岡の歴史』石岡市教育委員会、一九九七年、一七一頁)。
- (40) 「鶴岡事書日記」応永二年八月十六日条(『神道大系』神社編二〇鶴岡、神道大系編纂会、一九七四年、九九頁)、峰岸純夫「十四～十五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」(『中世の東国』東京大学出版会、一九八六年、二六三、二六四頁、初出は



『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年。

- (41) 佐藤和彦「荘園制下の農民闘争」(『中世の一揆と民衆世界』東京堂出版、二〇〇五年、一四二頁、初出は『講座日本荘園史』三、吉川弘文館、二〇〇三年)。

- (42) 前註(40)「鶴岡事書日記」応永二年七月二十三日条(『神道大系』神社編二〇鶴岡、九三頁)。

- (43) 『神奈川県史』資料編三古代中世(三上) 四七七九・四七八〇号(金沢文庫文書)、五八一頁。

- (44) 『鎌倉遺文』に見る中世のことば辞典』東京堂出版、二〇〇七年、七六、七七頁。

- (45) 弘長二年三月一日関東下知状(『鎌倉幕府裁許状集』上、一〇六号(金沢図書館所蔵文書)、吉川弘文館、一九七〇年、一二七頁)。

- (46) 永和三年東寺「学衆評定引付」十一月十三日条(佐藤和彦「播磨国矢野荘における『荘家一揆』について(史料)」(『民衆史研究』六号、一九六八年)。

- (47) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合」(『中世の身分制と国家』(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二五〇、三八五頁、初出は『史林』四六卷六号、一九六三年)。

- (48) 『古文書古記録語辞典』東京堂出版、二〇〇五年、四一九・四六七頁。

- (49) 富澤清人「中世検注の特質」(『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年、六八頁、初出は『日本史研究』二三三号、一九九六年)。

- (50) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上、東京大学出版会、一九六七年、一六二頁)。

- (51) 『鎌倉市史』史料編第二、二三四・二三五号、二七八・二七九頁、『神奈川県史』資料編三古代中世(三上) 四七九〇・四七九一  
号(円覚寺文書)、五八五頁。

- (52) 『鎌倉市史』史料編第二、二三六・二四二号、二八〇・二八四頁。『神奈川県史』資料編三古代中世(三上) 四七九二・四七九八  
号(円覚寺文書)、五八五・五八九頁。

- (53) 永徳二年八月三日春屋妙葩書状(『鎌倉市史』史料編第二、二五八号、二九五頁。『神奈川県史』資料編三古代中世(三上)、四

九〇二号（田覚寺文書）、六一八頁）。

- (54) 吉原薩摩守義直は嘉慶の頃には公方氏満の奉公衆であつたが、出身は不明である（山田邦明「鎌倉府の奉公衆」『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会―』校倉書房、一九九五年、一八一頁、初出は『史学雑誌』第九六編第三号、一九八七年）。
- (55) 税所百済健児所系図（『石岡市史』下巻、一九八五年、三八二頁）。
- (56) 『筑波町史』つくば市、一九八九年、二八六～二九一頁。
- (57) 『日本国語大辞典』一二、小学館、一九七二年、二四三頁。
- (58) 『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二年、一二頁。
- (59) 笠松宏至「中世闕所地給与に関する一考察」『日本中世法制史』東京大学出版会、一九七九年、二一〇～二二二頁、初出は『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年）。
- (60) 『国史大辞典』八、吉川弘文館、六〇五頁。
- (61) 称名寺領東盛義跡三分一分付文書案のうち嘉暦四年四月十三日称名寺雜掌光信請取状案・正慶元年十二月二日関東下知状案（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五四四三号、一七五・一七七頁）。
- (62) 北郡は北条一族金沢氏が惣地頭職を持っていたが、金沢称名寺に寄進され、さらに足利尊氏・同直義所領目録（比志島文書）によって、元亨元年（一二三二）大方禅尼（北条貞時夫人）に譲渡されたものと推定されている（『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、四三三・四三四頁）。
- (63) 元亨元年六月二十二日鎌倉將軍家寄進状案（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五三〇八号、八四頁）。
- (64) 称名寺領東盛義跡三分一分付文書案のうち嘉暦四年四月十三日称名寺雜掌光信請取状案・元徳元年十二月二日平宗継請文案（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五四四三号、一七七頁）。
- (65) 建武二年四月日尼蓮一申状（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五四五三号、一八五頁）。「依盛義罪科」、所領三分之一、盛義被収召、被寄進称名寺」とあり、東盛義は罪科により所領三分の一を収公され称名寺に寄進された。

- (66) 久留島典子「中世後期の『村請制』について」『歴史評論』四八八号、一九九〇年一二月、三五頁。十一月二十七日壽源書状  
 『大日本古文書』家わけ十ノ七（東寺百合文書、を五七三、東京大学、一九八二年、二四一頁）。
- (67) 前註(40) 峰岸純夫「十四〜十五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」二五五、二七五、二七六頁。
- (68) 湯浅治久「室町期東国の荘園公領制と『郷村』社会」『中世東国の地域社会史』二八三頁、初出は『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年）。
- (69) 前註(49) 富澤清人「中世検注の特質」、六八頁。
- (70) 元徳元十二月二日年鎌倉將軍家下知状案（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五三七六号、一二六頁）。
- (71) 藤木久志「村から見た領主」『戦国の村を行く』朝日新聞社、一九九七年、一六〇〜一六七頁、初出は週刊百科『歴史を読みなおす』一三、朝日新聞社、一九九四年）。
- (72) 石川松太郎校注『庭訓往来』平凡社、一九七三年、五五・七三頁。
- (73) 延慶二年正月三日足利貞氏吉書・正和三年正月二日足利貞氏吉書・元応二年正月二日足利貞氏吉書（『神奈川県史』資料編二、古代中世一（三上）、一七二五・一八七四・二二二六号号（倉持文書）、神奈川県、一九七三年、四五五・五〇四・六一八頁）。
- (74) 延慶二年二月二十三日南条時光讓状（『神奈川県史』資料編二、古代中世二、一七三〇号（大石寺文書）、四五六頁）。

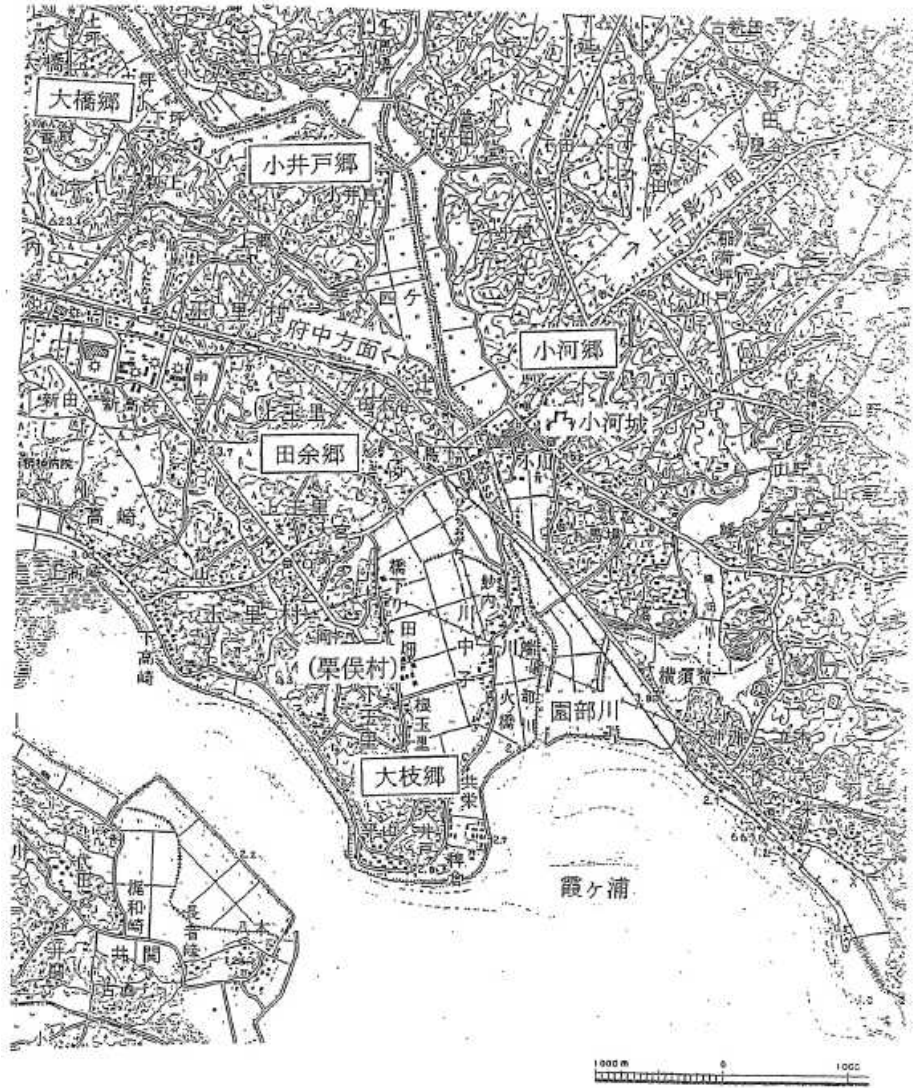


図1.小河郷周辺図(国土地理院地図5万分の1)

## 第二章、室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義

### ―熊野那智山・覚園寺領常陸国酒依荘・郷―

はじめに

これまで中世東国の地域社会論はおもに武士団を中心に語られてきたが、それに比べ村落の位置づけは副次的でしかなく、「領主的村落」のもとで農民の主體的結合も弱かったというものであった<sup>①</sup>。しかし、そうした中でも中世後期には各地の寺社領において減免闘争が展開し農民の自立的な動きがあつたことが明らかにされている。それは佐藤和彦氏のまとめによれば、惣郷組織は聚落を単位とし村堂や庵が結集の場となっており、減免要求では古老百姓が指導者となり郷鎮守で郷中談合して百姓申状を作成し、惣郷同心して強訴・逃散を行ったというものである<sup>②</sup>。このような村落結合の存立にとってポイントとなるのが年貢収取関係であるが、村落結合を基礎とした百姓請（地下請）については、早くは石田善人氏が室町時代の郷村制成立の一要素として評価したが、戦国期には郷村制そのものが崩壊したとする<sup>③</sup>。ところが、その後勝俣鎮夫氏はこれを根本的に見直し戦国時代の村では村請制により自立化を図つたとし<sup>④</sup>、近年の「自力の村」論に至っている。東国においては、観応二年（一三五二）に鶴岡八幡宮領上総国埴生郡佐坪郷・一野村で年貢は反別正米三斗を運上（直納）するという契約（百姓等連判押書）がなされていたことが知られる<sup>⑤</sup>。しかし、それがどのようにして成立したのかについては明らかではない。そこで、本論文では鎌倉の覚園寺に残る史料を用いて常陸国酒依荘・郷における応永二十年（一四一三）の年貢請負契約成立の実態について明らかにし、東国村落の自立的発展について考えてみたい。

#### 一 覚園寺胎内文書と酒依荘・郷

##### （1）覚園寺胎内文書と覚園寺所領

ここで検討対象とする史料は覚園寺文書中の戌神将像胎内文書である。覚園寺（鎌倉市二階堂、古義真言宗）は建保六年（一一二八）に二代執権北条義時が建立した大倉薬師堂に始まり、永仁四年（一二九六）九代執権北条貞時が元寇退散祈願のため心慧智海を開山として真言・律・禅・浄土の四宗兼学の寺院に改め覚園寺と称された。南北朝時代には後醍醐天皇の勅願寺となり、その後足利氏の祈願所となった<sup>⑥</sup>。覚園寺文書は①開山心慧智海の置文、卷子、②薬師如来・戌神将像胎内文書など九七点からなるが、伊藤喜良氏は戌神

将像胎内文書四八点（建治三年（一二七七）～元禄二年（一六八九））を地域ごとに①上総国伊南荘、②同畔蒜荘、③常陸国酒依郷、④上総国馬野郡、⑤墨田保の五つに分類し、そのうち酒依郷関係文書として『相州古文書』第四卷の文書番号で二一～二三号、二七～三四号までの二点を挙げてゐる。覚園寺本堂内の十二神将像は戌神将像（伏折羅大将）を除いて胎内銘により応永八（一四〇一）～十八年（一四一一）に造立されたことが明らかになっているが、戌神将像もほぼ同じ頃のものと思われる。ただ、酒依郷関係文書とは言つても同じ胎内に入っている他の文書との関連性が薄く、領主関係もはっきりしなかったため研究としてあまり取り上げられてこなかった。そこで、本論文では酒依荘・郷の支配を検討するに当たり、そのうち酒依の文字が記されている次の文書八点を選び検討してみることにしたい。

「表一」酒依荘・郷関係文書（『相州古文書』第四卷、一五五〇号～二三、二七～三二、三四、二一九～二三頁）。文書番号は覚園寺胎内文書番号を記す。

文書名	年代	発給者・（備考）	番号
那智山年貢請取状	応永十三年九月八日	酒依荘内熊野当別当	二三
酒依注文	応永十八年のことと記す	（酒依からの紺搔逃亡）	二七
那智山年貢請取状	応永十九年九月二十六日	秀尊	二八
性阿弥酒依郷年貢請取状	応永二十年八月七日	さかいの性阿弥	二九
正阿弥酒依郷年貢請取状	応永二十年八月十日	八郎太郎入道正阿弥	三〇
宮崎秀次等連署寄進状	応永二十年八月二十三日	米倉常富・宮崎秀次	三一
酒依郷年貢請取状	応永二十年九月二十一日	（花押）	三二
那智山年貢請取状	応永二十年十月十三日	秀尊	三四

※ほかに『神奈川県史』資料編三上に翻刻が、『真壁町史料』中世編Ⅲには写真版と翻刻が収録されており、東京大学史料編纂所に影写本が所蔵されている。

覚園寺領としては鎌倉時代には伊予国新居西条莊内徳得重・得恒・福武・稻満の四か村、所属不明の岡田郷があり、南北朝時代には相模国毛利莊内妻田・散田（三田）・荻野、同国真広名、上総國小蓋・八坂両村、越後国荻羽郡埴生保内等が寄進されている。また、応永四年（一三九七）七月には武蔵国比企郡竹沢兵庫助入道跡（竹沢郷）が足利氏満より寄進されているほか塔頭領もあつた。<sup>(10)</sup>これらの中に酒依郷の名はないが、山田邦明氏は酒依郷の住人正阿弥が酒依郷の年貢を請け負った証文が覚園寺胎内文書として伝えられていることから覚園寺領と推定している。<sup>(11)</sup>このように酒依郷が覚園寺領であつた可能性は高いが、それを直接示す史料はないため、順次酒依郷関係文書を検討する中で確認してゆきたい。

## （2）酒依荘・郷の領域区分

常陸国筑波北条（筑波郡北半部）酒依郷は現在は茨城県桜川市酒寄に所在し、筑波山の西麓から桜川左岸にかけて広がり、山裾に集落が集中している。筑波山西峰の男体山（標高八七一m）には男体山本宮が祀られ、平安初期に徳一が山中に真福寺を開くなど山岳信仰の活発な地でもあつた。<sup>(12)</sup>その北には椎尾（椎尾郷）があり、南にはつくば市上大島（大島）を挟んで国松（国松別名）が分布している。「凶一、末尾参照」。弘安二年（一二七九）「常陸大田文」には筑波北条「酒依三十丁五段大熊野保」と記されており、熊野保は国衙領であるが紀州熊野社に対して貢納を負担した便補保であつた。ところが、嘉元四年（一二三〇六）「常陸大田文」では「酒依三十丁五反大」とあるだけで、熊野保の但し書きはなくなつてい<sup>(13)</sup>る。しかし、後出の応永十九年（二四一一）の年貢請取状（史料一）では、「酒依荘内熊野山那智御年貢」というように「酒依荘」の名が使われており、熊野保が立荘されたことを示している。ただし、荘園とはいっても郷から割いたもので面積は大きくはなかつた。一方、応永二十年年貢請文（史料五）では「常陸国酒依郷」というように「酒依郷」の名が用いられている。このことから酒依郷は熊野保が立荘された酒依荘とそれ以外の狭義の「酒依郷」（以下「」を省略）の二つに分けられていたと考えられる。註（45）で後述するようにそれぞれの年貢額を元に「常陸大田文」の酒依郷田地面積三〇町五反大を区分するとおよそ酒依郷二八町一反七七歩、酒依荘二町四反一六三歩ということになる。

では、酒依荘と酒依郷はどのように領域区分されていたのであろうか。両者の区分を示す史料上の位置の記述としては次のようなものがある。

〈酒依荘〉「酒依庄内熊野当別当」が那智山の年貢二貫五〇〇文を受け取る（表二）。

「きしん<sup>（寄進）</sup> さかよりのしやうやく<sup>（庄）</sup>したう田七反半之事<sup>（薬師堂）</sup>」（史料六）。

〈酒依郷〉「さかいの性阿ミ」が酒依郷の年貢を請け負う、那智の<sup>（楨籠）</sup>つつのはかりきぬ<sup>（料）</sup>一〇貫は除く（史料四）。

「常陸国酒依郷御百姓等酒依住人 八郎太郎入道正阿ミ」が酒依郷年貢を請負う、那智山年貢は除く（史料五）。

これによれば、酒依荘には熊野別当がいたのであるが、現在の桜川市酒寄の熊野神社（熊野権現）がその居所に当たるとであろう。この熊野神社は筑波山西麓から伸びる舌状台地の宝山上<sup>（たからやま）</sup>に社殿がありその前を山麓より発する熊野川が流れている。また、酒依荘には薬師堂があったとされるが、現在酒寄集落の東側高台の小字「内出<sup>（うちで）</sup>」に小さな薬師堂が建っており、その裏の斜面には幾段もの石垣を廻らせた寺院跡が広がり沢水を引き込んだ石造りの泉水も設けられているので、ここがその遺跡と見られる。後出のように江戸時代初期の酒寄村では薬師堂免一石一斗四升が計上されていたが、その後廃寺となったと見られる。ということになれば、酒依荘は現在の熊野神社・薬師堂跡を中心とした酒寄集落内に設定されていたことができる。

それ以外の地域が狭義の酒依郷ということになれば、前述の田地面積比較により隣の大字上大島も含めて考える必要がある。上大島は筑波山西麓から桜川を越え対岸まで含んだ地域である。酒依郷の年貢を請け負っていた「さかいの性阿ミ」の名字にかかる「さかい」は地名と見られるが、「さかい」は酒寄にはなく上大島に小字「境ノ町」がある<sup>（14）</sup>。ここは国松から真壁郡に至る南北の山根筋道沿いの上大島集落（街村）の北端で、近世の道標が立ち、付近に善照寺（浄土真宗）があり古くは町場であった可能性がある。このことから、さかいの性阿ミはこの地の住人であったことが想定されよう。さらに前出の「常陸国酒依郷御百姓等酒依住人」という書き方は酒依郷の中の酒依住人ということであり酒依という小村があったことを意味している。とすれば狭義の酒依郷は酒依の一部と大島（上大島の旧名）を含んでいたと考えられる。さらにいえば、本来の酒依郷は酒依と大島の二つの小村によって構成されていたことになろう。また、年貢の区分については前出のように酒依住人八郎太郎入道正阿ミとさかいの性阿ミが酒依郷の年貢を請け負っていたが、那智山の年貢（酒依荘年貢）は除くとされている。このように、狭義の酒依郷と酒依荘は本来の酒依郷内にあり地域的には一体であったが、領域、課税面では一応区分されていた。



### (3) 熊野信仰と酒依熊野権現

鎌倉時代に筑波北条酒依郷に熊野保が設定されていたことは、常陸における熊野信仰で酒依郷が一つの拠点とされていたことを示している。紀伊国熊野社は、熊野本宮大社、熊野新宮大社、熊野那智大社の三大社で構成されていたが、三山にはそれぞれ別個に伝領している社領（本宮社領、那智山領、新宮社領）があった。<sup>(15)</sup> その那智山領に常陸国酒依郷が含まれていたという記録はないが、先述のように那智山年貢請取状に「酒依郷内熊野山那智御年貢」とあることからそれは確認することができる。

酒依郷の熊野権現については、後出の酒依注進状で応永十八年（一四一一）に紺搔が持ち逃げしたものの中に「<sup>(権現)</sup>こんげんの御<sup>(初穂物)</sup>はつのおもひの四百文」「<sup>(屋形)</sup>しやうアミのや方の<sup>(女性)</sup>にせよの御はつ<sup>(初物)</sup>の二百文」があったが、これは熊野権現の造宮銭・初物（初穂物）銭が地元で賦課されていたことを示している。また、「熊野那智大社文書」の潮崎稜威主文書の天文十八年三月十九日旦那売券の中に「田中庄一円、海老島・大島共二、北条先達者熊野堂門弟引一円」とあり、<sup>(16)</sup> 熊野堂が北条先達として酒依の他に海老島（筑西市海老ヶ島）・大島（つくば市上大島）や田中荘（北はつくば市田中、南はつくばみらい市上小目・下小目で、谷田川・西谷田川流域を含む、五〇〇町歩の荘園）などの旦那を支配していたことが知られる。江戸時代初期の酒寄村には熊野神社の朱印地五石七斗のほかに、薬師堂免一石一斗四升、阿弥陀堂免一石一斗六升があったが、慶安二年（一六四九）にそれらを合わせて八石が熊野神社免除地となっていた（田五反九畝二〇歩、畑九畝二〇歩、山一町八反六畝八歩<sup>(17)</sup>）。

以上のことをまとめると、酒依郷は筑波山西麓に位置し、酒依と大島の小村によって構成されていた。鎌倉時代に酒依郷酒依内に酒依保が設けられたが、その後酒依郷として立荘化され熊野那智山領となり、それ以外の地が狭義の酒依郷として鎌倉覚園寺領となったと考えられる。その田地の区分はおよそ酒依郷が二町四反一六三步、狭義の酒依郷が二八町一反七七歩であった。

### 二 米倉殿請所と酒依郷の支配

#### (1) 酒依郷・郷の年貢体制

さて酒依郷・郷の支配関係を確かめようとするれば、年貢収納のあり方が手がかりとなる。酒依の年貢請取状は次のように応永十三、十九、二十年の分が残されているので順次検討してみたい。

「表二」酒依荘・郷年貢請取状（『相州古文書』第四卷、一五五〇―二三、二八、三二、三四、二二九―二三三頁）、文書番号は覚園寺胎内文書番号を記す。

年月日	年貢内容	年貢額	受取人	番号
応永十三・九・八	那智山年貢	二貫五〇〇文	酒依荘熊野当別当	二三
同十九・九・二十六	酒依荘内熊野山那智年貢 米倉方四分一	二貫五〇〇文	秀尊	二八
同二十・九・二十一	よなくら殿のさかより のうけそのねんく	四貫三〇〇文 (花押)		三二
同二十・十・十三	米倉殿分酒依荘熊野那 智山燈爐絹之料足	二貫五〇〇文	秀尊	三四

まず、酒依荘の年貢については応永十三年（一四〇六）九月八日には那智山年貢として二貫五〇〇文が酒依荘熊野当別当の所へ納められていた。次に応永十九年（一四一二）九月二十六日には熊野山那智年貢米倉方四分の一の二貫五〇〇文が酒依荘熊野別当かまたはそれを引き継いだと思われる秀尊の所へ納められている。

〔史料一〕那智山年貢請取状（『相州古文書』第四卷、一五五〇号―二八、二三三頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺文書三号、一四九頁）

納 酒依荘内熊野山那智御年貢米倉方四分一請取事

合銭貳貫五百文者

右 所皆納如件、

応永十九年九月廿六日

秀尊（花押）

この「米倉方」とは後述するように米倉氏の請所のことであり、米倉氏が酒依荘の熊野那智山への上納も請け負っていたことを示す。

この年貢二貫五〇〇文は酒依荘内の米倉方の請負年貢の四分の一にあたるというのであるから請負額全体は一〇貫文ということになる。翌年の応永二十年（一四一三）十月十三日にも「米倉殿御分」より「常陸国酒依庄熊野那智山燈爐絹之料足」として那智山年貢二貫五〇〇文が納められている。<sup>18</sup>このように酒依荘では那智山年貢四分の一（二貫五〇〇文）を地元の熊野別当に納めていたが、残りの四分の三（七貫五〇〇文）は応永十九年までの請取状がないので未進となっていたと思われる。これら酒依荘熊野別当が発給した請取状は酒依荘より請負代官の米倉氏に渡され、その後戌将神像胎内文書に納められたものと考えられる。

また、応永二十年九月二十一日には次のような四貫三〇〇文の年貢請取状が出された。

〔史料二〕酒依郷年貢請取状（『神奈川県史』資料編三上、五四六四号、八五五頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覺園寺文書七号、一五一頁）

おさむる、よなくら殿のさかよりのうけそのねんく、かつく、四貫参百文、

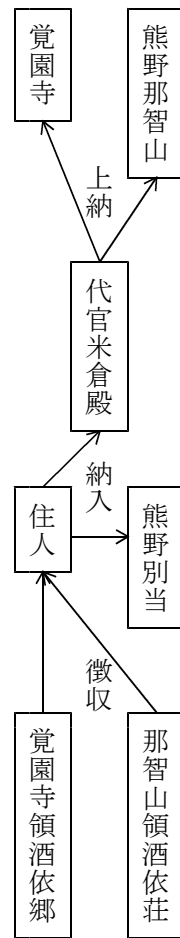
（花押）

応永廿年九月廿一日

これは、おもにひらがなで書かれており、先の年貢請取状が漢字で書かれているのと異なっている。文中の「よなくら殿」は後述するように米倉氏の本貫の地と考えられる下総国米倉郷が「よなぐら」と表記するので、よなくら殿は米倉殿のことと考えられる。続いて「さかよりのうけそのねんく」とあるが、「うけそ」は「ふきやうそ」（奉行所）などの用例<sup>19</sup>では「そ」を「しよ」と読むことから請所のことと考えられる。よって、これは米倉殿が請け負っていた酒依の請所の年貢のことである。そして「ねんく、かつく、四貫参百文」とあるが、「かつかつ」（且且）にはともかくも、わずかに、やっとなどの意味がある<sup>20</sup>。とすれば、この四貫三〇〇文とは、ともかくも納められた年貢分ということ、それまで未進が続いていたということになる。では、この年貢は酒依荘か酒依郷かいずれのものであるか。八月には御使米倉氏と酒依郷住人との八〇貫文の年貢請け負い契約が成立している、酒依郷がこのような額で上納することはありえない。とすれば、これは酒依荘の年貢ということになるが、先述のように十月十三日には那智山年貢四分の一（二貫五〇〇文、熊野権現分）が納められているので、これはそれ以外の同年貢四分の三（七貫五〇〇文、熊野那智山分）の一部であろう。

そのためか、この年貢請取状は文末に「請取候」というようなべの文言がないばかりか、請取人の署名もなく花押だけしか記されていない略式なものであった。後述するように八月に那智山より御使宮崎秀次が下向しているので、この場合の受取人は同人ということになるろう。酒依荘ではこのように年貢を請け負っていた米倉氏を通じて御使宮崎氏に年貢の一部を納めただけで、今後年貢を未進なく納めるといふ請負契約はしなかった。これについては、御使米倉氏が自らの酒依郷年貢契約を優先し、宮崎氏が酒依郷年貢契約をすることを望まなかったものと考えられる。以上、酒依郷・荘の年貢請け負い状況を図化すると次のようになるろう。

〔図二〕酒依郷・郷の年貢請負



(2) 代官米倉氏と米倉殿請所

では、ここで年貢を請け負っていた米倉氏とはどのような人物なのであろうか。米倉氏は「米倉殿」と呼ばれている殿原衆であった。後出の寄進状（史料六）では、米倉常富と実名が記されているが、同時代の史料にはほとんど登場しない。しかし、次の「金沢文庫古文書」の元亨二年（一三二二）尼妙観田在家売券<sup>(註)</sup>に米倉孫太郎光常の名がある。

〔史料三〕尼妙観所領沽券（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五三一九号、九〇頁）。

売渡下総国東庄上代郷内田拾貳町在家拾貳宇事、

直錢伍壺百貫文者、

右地者当六郎盛義私領也、矢多田六郎左衛門尉氏妻平氏取<sup>レ</sup>流質券、嘉元二年六月廿八日、預<sup>レ</sup>下知<sup>レ</sup>訖、妙観徳治二年十二月三日買<sup>レ</sup>取之、同十九日給<sup>レ</sup>御下知、領掌之間、相<sup>レ</sup>副平氏沽券、嘉元徳治御下知、盛義乾元二年六月廿四日子息重義胤義加判同廿六日券文、御使下総四郎左衛門尉胤直米倉孫太郎光常書状、盛義代盛弘坪付状、限<sup>レ</sup>永代<sup>レ</sup>奉売<sup>レ</sup>渡平氏子<sup>レ</sup>之状如<sup>レ</sup>件、

元亨二年六月六日

尼妙観(花押)

「為御証、各所加判形也、」

元亨二年八月七日

右近将監藤原(花押)

左近将監橘(花押)

この売券では下総国東莊上代郷内の土地一二町と在家一二字を尼妙観が平氏子に五〇〇貫文で売却するため手継ぎ証文を列挙している。この中に在地領主の東盛義が乾元二年(一三〇三)に券文(契約書)を出した時に、守護遵行の両使として下総四郎左衛門尉胤直と米倉孫太郎光常が派遣されたことが記されている。下総胤直は千葉氏一族の東氏の庶流の武士であるが、米倉光常も千葉氏一族で、下総国匝瑳南条莊米倉郷(千葉県匝瑳市)を本貫の地とする武士ではないかと考えられる。この米倉光常は応永二十年(一四一三)の寄進状(史料七)に表れる米倉常富とは常という一字が共通するので血縁関係にあり世代的には曾祖父にあたると考えられる。

山田邦明氏によれば鎌倉寺社の年貢収納は郷の政所(代官)が行い、その政所には寺僧よりも武士がなる場合が多く、彼らは鎌倉公方直臣の御家人層ではなくそれより身分が低く任地の近くに本拠を持つ「侍層」であった。そして、彼らは基本的には寺院側に立つて百姓と交渉し年貢徴収を行う一方、年貢運送の段取りも付けていた。米倉常富の場合も、曾祖父の代から御使を務め、室町時代には酒依郷の年貢の請け負いをしていた代官であったと言えよう。同じ戌神将像胎内文書の上総国馬野郡富益郷注文断簡にも有定名・くらしき名・さねひろ名の年貢を米倉氏が皆納していることが記されており、富益郷でも代官を務めていたと考えられる。

### (3) 酒依からの逃亡人

さて、年貢未進が問題となっていたとすれば、酒依郷の内部ではどのような事態が起きていたのであろうか。応永十八年(一四一一)に酒依郷から逃亡した紺搔「ほうくわう」について次のような注進状が残されている。

〔史料四〕酒依注進状(『相州古文書』第四卷、一五五〇号―二七、二二三頁。『神奈川県史』資料編三上、五四四一号、八四七頁。)

『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺文書二号、一四六頁)

し(常陸国推尾)のお方のりやうふん(額分)二た

さし五とう二郎と申候ものゝ所(借)やとなり、

- 一 うせたるものゝな(名)をは、こんかきほうくわうと申すものなり、いつけふる(一家部類者)いもの七人、むま一ひき
  - 一 もちにけのねんく合三貫百五十文、又そのせ(錢)に九十五文、
  - 一 こんけんの御俵(權現)の御俵(さうさいのせに)の四百文、
  - 一 しゃう阿ミのあつらへぬ(布)の一たん
  - 一 しゃう阿ミのや方(屋形)のにせよの御はつ(初物)の二百文、応永十八年の事なり
- これハさ(酒依)かよりからにけたるものゝ事也、

紺搔とは紺屋のことであるが、彼は一家部類の者七人と馬一疋を連れて逃亡しており、有力な商工業者であった。その際、持ち逃げしたものは①年貢三貫一五〇文と錢九五文、②(熊野)権現造營錢四〇〇文、③しゃう阿ミの誂えの布一反、④しゃう阿ミのや方(屋形)の女性(熊野権現)初物二〇〇文などであった。この中で、持ち逃げした年貢三貫一五〇文とは未進額であり、その他現錢九五文を持って逃げたということであろう。紺搔の年貢がどの程度の土地保有規模になるか考えてみると、室町時代の常陸国吉田郡の郷村の反別年貢は四〇〇〜五〇〇文であり、新治郡高岡郷の反別年貢はほぼ四〇〇文(26)であった。ここで共通する反別四〇〇文で仮に三貫一五〇文を割ってみると七反三一五歩となる(詳しくは後に再考する)。また、しゃう阿ミの注文した布一反を持ち逃げしていることについて、わざわざ被害者のしゃう阿ミの実名を上げて注進をしていることから考えて、この注進状はしゃう阿ミ自身が書き米倉氏に差し出したものである。そして、しゃう阿ミが右の注進状を書いたとすれば郷の年貢納入の責任者をしていたと考えられる。とすれば、このしゃう阿ミは後述する年貢請負人となっていた酒依住人正阿ミと同一人であるということができよう。しゃう阿ミは布一反を誂えたり、屋形(寓居)を構えたりかなりな富有人と見られる。こうした点から考えると、この酒依荘・郷はこれまで見たような未進・逃亡が広がっていた状況とは裏腹に商工業が活発で貨幣流通も盛んな地域であったといえよう。

逃亡先は隣の椎尾郷の椎尾方領分であり「五とう二郎」の所を宿にしていた。逃亡には近隣の扶持者がいたのであるが、この時の椎尾郷の在地領主は小田一族の椎尾氏であった。(27)鎌倉時代以来年貢未済でなければ百姓は去留の自由が認められていたが、この場合は未進年貢や注文品を抱えたままの逃亡であった。(28)隣郷であるなら酒依郷は「近所の儀」によりその地の領主に対して年貢未進分や負

債の回収を交渉したはずである。しかし、その協力が得られなかったためかこの事件は解決がなされず、注進状では「応永十八年の事なり」と過去のこととなってしまっている。では、しやう阿ミはなぜこのような注進状を米倉氏に差し出したのであろうか。未進年貢の回収を米倉氏に要求したのであろうか。先述のように酒依郷が年貢未進状態となっている中で、年貢納入責任者であるしやう阿ミが逃亡者の年貢未進の回収を米倉氏に求めることは逆に自らの未進行為自体も問われかねない。とすれば、この注進状のねらいはむしろ酒依郷の年貢未進の背景を説明するため、このような逃亡があったことを示そうとしたのであろう。これに対して、後述するように米倉氏は未進年貢を回収する代わりに紺搔「ほうこう」の土地を接収したと考えられる。

以上のことを要約するならば、酒依荘・郷は代官米倉氏の請所となっていたが、酒依荘は熊野権現に那智山年貢の四分の一を納めただけで、酒依郷ともども未進を続けていた。そうした中で、応永十八年に酒依の紺搔が年貢未進のまま隣郷へ逃亡したが、郷の責任者正阿ミは年貢未進分を回収できず下向してきた米倉氏に注進した。これに対し、米倉氏はその保有地を接収したのであった。

### 三 御使と郷住人の年請負契約

#### (1) 領主の御使派遣

こうした年貢未進や逃亡に対して後出の寄進状にあるように応永二十年（一四一三）八月になって「上」から御使米倉光常と宮崎秀次が派遣された。それでは、年貢未進に対する御使派遣とはどのようなものであつたらうか。「鶴岡事書日記」応永二年閏七月五日条によれば「抑八幡宮領佐坪可并一野村百姓等、毎年供米符<sup>（対カ）</sup>捍候、代官雖<sup>（三）</sup>申含候、動及<sup>（三）</sup>強訴候、当年付<sup>（三）</sup>所務<sup>（三）</sup>両使下候、定可<sup>（三）</sup>及<sup>（三）</sup>異儀候<sup>（二）</sup>歟」というように、上総国佐坪郷并一野村では百姓たちが毎年供米を未進して代官が催促すると強訴の構えを示したため、鶴岡八幡宮では当年の所務について「両使」を派遣することにした。このように領主からの御使派遣は、代官では対処できないような強訴を構えた年貢未進行動に対して強力な督促を行うことを任務としていた。酒依荘・郷の場合も御使は二人で編成されており、これまで代官であった米倉常富に宮崎秀次を加えて派遣したのであった。

では、宮崎秀次とはどのような人物なのであろうか。宮崎秀次については、「熊野那智大社文書」中の米良文書の応永十七年八月十六日那智山実相院充て旦那売券に新宮の宮崎三郎入道定秀の名がある<sup>（三〇）</sup>。それは宮崎定秀が進退していた美濃国小嶋の大宝房之門弟引

きの旦那一円と新宮石垣の孫三郎入道の那智分の旦那を現銭二貫文で売り渡すというものであった。宮崎定秀は熊野新宮の住人であることから、この新宮の宮崎氏は新宮七人衆の筆頭で熊野別当の系譜を引く宮崎氏の一族であり、かつ宮崎秀次と秀の字が共通しており同族である蓋然性が高い。

それでは、ここで御使の二人を派遣した「上」とは何を指すのであろうか。「上様」「上意」などはふつう將軍や鎌倉公方およびその意志を指すが、「上」として領主を指す場合もある。「東寺百合文書」で嘉吉二年（一四四二）二月二十四日の上久世莊名主百姓等目安では「名主百姓等一同ニ連参仕候て、如形捧目安申候上者、縦雖為過分訴訟」と上久世莊名主百姓等が東寺に対して井料の下行につき訴訟を行ったが、それに続く「上」として可有御扶持候の「上」は領主の東寺を指している。「熊野那智大社文書」中の米良文書の永享九年（一四三七）十月十七日の旦那売券にも「上より別儀を以て御恩にかうふり申候」として、熊野那智山より御恩を給わったとあるが、この場合は那智山を指す。とすれば酒依莊・郷へ御使を派遣した「上」とは宮崎秀次の場合は熊野那智山であるが、代官で御使となった米倉常富の場合は年貢契約後に年貢関係文書を覚園寺薬師堂戌将神像胎内に納めていることから覚園寺であったと言ふことができよう。

## （2）酒依郷の年貢請負契約と「押書」

こうした御使派遣を受け次のような酒依郷年貢請文が作成された。

〔史料五〕 性阿弥常陸国酒依郷年貢請文 『神奈川県史』資料編三上、五四五八号、八五三頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺文書四号、一四八頁）

さか（酒依郷）よりかう（年貢）のねく（熊野）、くまのおはとのよ（用途カ）とう（那智）、なちのとつ（ろカ）のはかり（料細）きぬ（除）十貫（十脱カ）のそき申候

一八貫御年く（貫）、この内四十貫性阿ミ（貫）のう（誦負）けおい申候、

応永廿年八月七日

さかいの性阿ミ（略押）

〔史料六〕 正阿弥常陸国酒依郷年貢請文 『相州古文書』第四卷、一五五〇号—三〇、二二三頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺



文書五、一四五頁)

「<sup>(端裏書)</sup>あつそ

八郎太郎入道正阿ミ」

常陸国酒依郷<sup>(請負)</sup>うけおい申御年具之事、

合銭八十貫文者

右、件請おい申御年具<sup>(貫)</sup>銭八十貫文内四十貫文并長夫兩人にて一人之事、毎年<sup>(無沙汰)</sup>ふさたなくうけおい申所実正也、但那智山之御年具<sup>(貫)</sup>之事、此外二のそ<sup>(除)</sup>き申て候、仍為<sup>(除)</sup>後日証文之状如<sup>(除)</sup>件

応永廿癸<sup>(巳)</sup>年八月十日

常陸国酒依郷御百姓等酒依住人

八郎太郎入道正阿ミ(略押)

※『相州古文書』では端裏書を「あつそ」と読んでいるが、『真壁町史料』では「あつ所」としている。その写真版でも「あつ所」であるが、「所」は「そ」の変体仮名でもあり、意味から考えても「あつそ」と解すべきであろう。

この二つの請文ではそれぞれ年貢八〇貫のうち半分の四〇貫を請け負うことが記されており、日付はずれているが、内容的に詳しい史料六を主とし一体のものとして考える必要がある。ここでは、那智山年貢一〇貫文については除かれているが、これは年貢請け負いをしないというのではなく新たな年貢契約がなされなかったため、先記の応永二十年の年貢請文にあるように年貢額は従来のまま一〇貫文で据え置かれている。この酒依郷の年貢八〇貫文は後述するように反別では二九二文となる。これは先述の常陸国の郷村の反別年貢四〇〇文と五〇〇文と比べてみてもかなり低いと言わねばならない。これはそれまで未進を続けていた酒依郷住人と、少しでも年貢を出させようとする御使米倉氏との駆け引きの結果であったと言えよう。

正阿ミの場合は、年貢銭の他に「長夫兩人にて一人之事」を毎年無沙汰なく請け負うとしている。長夫<sup>ながぶ</sup>とは莊園領主や莊官・地頭が麦刈り・田草取りや荷物運搬など長期にわたって農民を使役する夫役のことである<sup>(34)</sup>。しかし、在鎌倉御家人<sup>(35)</sup>や寺社においても長夫を召し使う場合があった。円覚寺塔頭の黄梅院文書の宝徳二年(一四五〇)鶴岡八幡宮領代官黄梅院年貢算用状案<sup>(36)</sup>によれば、武州山

崎郷より鶴岡八幡宮に長夫を上げることになっていたが、一〇か年も差し出さなかった。そのため、今年（宝徳二年）より佃分の二石七斗を「長夫御扶持御恩」として与えることを定めたので夫役の期間はこれを受け取ることができるとし、翌三年も長夫衣料扶持代として二石七斗七升が支給された。このように長夫は郷村から忌避されることが多かったため待遇がよく、衣料扶持代が支給されるのであるから、寺社の儀式などにも衣服を調べて奉仕していたと考えられる。とすれば、酒依郷の場合も鎌倉の覚園寺で召し使うため毎年一人の長夫を賦課したと思われる。しかし、それだけでなく、寺家にとってこの長夫一人の差し出しは契約を守り未進を防ぐための証人（人質）という意味もあつたと考えられる。

正阿彌請文の端裏書の上には「あつそ」と書かれているが、「そ」については「御けうそ」（御教書）「もんそ」（文書）とあり、<sup>(37)</sup>「そ」は「しよ」を表記したものである。文書でこれに該当するのは押書（あつしよ）である。押書は誓約書で「あつしよ」とも、「あつそ状」とも書かれる。<sup>(38)</sup> その用法としては誓約書の文頭か文末に「押書」と書かれるのが常であるが、文頭に書かれる押書の例としては円覚寺文書に大森頼春押書がある。<sup>(39)</sup> これは、応永十三年（一四〇六）七月一日に円覚寺造営料として伊豆国府中関所より毎年一五〇貫文の運上を差し出すということを大森頼春が引き受けたもので、冒頭に「押書」と記され、文末には「領状如件」とあるが、酒依郷の場合は端裏書に「あつそ」とあり、文末が「証文之状如件」となっている。年貢請文で押書を使った例としては、はじめに示したように上総国佐坪郷・一野村の百姓等連判押書が見られる。押書は起請文と違い罰文がなかったが、平安時代末期より誓約書として用いられ、鎌倉時代には訴訟に際し訴人・論人双方が敗訴の場合は相手方に所領を引き渡すという掛物押書としてもさかんに使われたが、将来における契約の履行を約束する請文や合意書として室町・戦国時代ごろまで用いられた。<sup>(40)</sup>

酒依郷の場合、史料五の請負人は「さかいの性阿彌」であるが、史料六は「常陸国酒依郷御百姓等酒依住人八郎太郎入道正阿彌」である。後者では酒依が二度出てくるが、これは酒依郷と小村の酒依のことであろう。酒依郷の下の「御百姓等」については一四世紀中ごろ「百姓等申状」などに表れ、小百姓を加えた「名主百姓」が結集した状態（惣村結合）を示す言葉で、「惣百姓」ともいわれる。<sup>(41)</sup> また、小村としての酒依の下の住人は荘園領主の支配の末端として認められた身分であった。<sup>(42)</sup> であるから、本来、住人・御百姓等という順となるが、この場合その逆であり、酒依郷「御百姓等」⇨惣百姓を酒依住人の正阿彌が代表していると解すべきであろう。とす

れば、これは酒依郷惣百姓が先のさかいの性阿ミを加え二人を代表者として年貢八〇貫を折半して四〇貫づつ請切契約をしたということになる。

### (3) 酒依荘薬師堂寄進状の意味

酒依郷住人二人による年貢請負いの押書が書かれたと同じ八月に、次のような米倉常富と宮崎秀次の寄進状が作られた。これには寄進の趣意が書かれており、前記の年貢請け負いの押書とも関係するものである。

〔史料七〕 宮崎秀次等連署寄進状案（『神奈川県史』資料編三上、五四六〇号、八五四頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺文書

六号、一五〇頁）

「<sup>(端裏書)</sup>き  たうきしん状之あん」

「<sup>(寄進)</sup>きしん

さか<sup>(酒依)</sup>よりのしやうやく<sup>(荘薬師堂)</sup>したう田七反半之事

右のむね<sup>(旨)</sup>へ、上の御つかい二人、諸事おちやうし<sup>(停止)</sup>候て、きしん<sup>(寄進)</sup>申候処実也、若ふ<sup>(無沙汰)</sup>さた有ていかなる事候とも、いき<sup>(異議)</sup>申ましく候、仍

為<sup>(寄進)</sup>後日「きしんの状如件、

米倉常富

応永廿年ミつとのミ八月廿三日

宮崎秀次

これは酒依荘内の薬師堂への田地の寄進であるが、先述のようにこの薬師堂は酒依の集落の高台にあつて村堂として人々の信仰を集めていたと考えられる。そして、寄進の趣旨を次のように示している。それは、上(覚園寺、熊野那智山)からの御使二人が「諸事おちやうし候」Ⅱ年貢・公事を停止し田七反半を寄進するということであつた。しかし、その後で「若ふ<sup>(無沙汰)</sup>さた有て」と年貢の無沙汰のことを言うのは免除地としたのに筋が通らない。とすれば、これは寄進地のことではなく、前出の正阿ミの年貢請文の「毎年無沙汰なく請負申す」という誓約を受けたものと考えなければならない。その上で、もし年貢を無沙汰した場合「いかなる事候とも」とあるのは、誓約を破

った場合の罰を指すと考えられる。「金沢文庫古文書」の永享十年上総国佐貫郷住人左近七郎の未進分の請文でも「若ふさた申し候ハ、御ほうの<sup>(43)</sup>ませて、御さたおまもりかうふり候はんニ、全いき申ましく候」とある。「鶴岡事書日記」でも「於<sup>(43)</sup>有<sup>(43)</sup>限年貢者、百姓等不<sup>(43)</sup>可<sup>(43)</sup>申<sup>(43)</sup>異議」(応永元年十月二十二日条)「堅<sup>(43)</sup>可<sup>(43)</sup>被<sup>(43)</sup>申<sup>(43)</sup>含<sup>(43)</sup>百姓等」、若無沙汰之時者、可<sup>(43)</sup>被<sup>(43)</sup>罪科之状、如<sup>(43)</sup>件」(明德五年七月五日条)とあり、百姓等に「もし無沙汰をしたならば罪科に処される」と堅く申し含めるとされている。<sup>(44)</sup>とすれば、先の「もし無沙汰ありていかなる事候とも」という文言は寺家が百姓等に対して申し含める内容であり、それを御使が誓約し、百姓側も承服したため「異議申すまじく」と確認がなされたのであろう。このような文言は寄進状に記された契約と言うべきものである。寄進状に契約を含める例としては嘉元四年(一一三〇六)十一月十八日覚蔵等連署寄進状(円覚寺文書)があり「寄進契約」と称されている。<sup>(45)</sup>こうして先の二通の酒依住人の年貢請文(押書)とともに御使側の寄進契約状が作られたことにより、双方の契約が成立したと言うことができよう。

では、御使はなぜ酒依荘薬師堂に七反半(一八〇歩)もの田地を寄進したのであろうか。この土地は先に推定した逃亡した紺搔の保有地七反三一五歩に近い面積であり、この寄進地は紺搔の接收地が元となっていたと考えられる。とすれば紺搔の保有地は七反半であったということになり、それで逃亡の際の未進年貢三貫一五〇文を割れば酒依郷の本来の反別年貢は四二〇文であったということになる。<sup>(46)</sup>この接收地を寄進することは事実上の郷有地となり、<sup>(47)</sup>郷住人から年貢請負契約を引き出す要因となったと考えられる。この寄進はその誓約を支える精神的保証であったと言えよう。これまで述べたことを図化すると次のようになる。

〔図三〕年貢契約と寄進契約の関係図



ここで問題となるのは、この年貢契約が代官請から百姓請への転換であるのかということである。「金沢文庫古文書」の永享十二年(一一四四〇)称名寺領上総国佐貫郷年貢米結解状の中に「一石 未進定使在<sup>(48)</sup>押書」という記載がある。この未進一石を納めるという

押書に対応して、佐貫郷住人左近七郎は「うけおい申候、御料足の事」として一貫文(一石分)を納めるという請文を提出している。<sup>(48)</sup> また、前出の上総国佐坪郷・一野村では百姓連判押書で正米三斗を直納するという契約を行っている。これらを考え合わせるならば、酒依郷の年貢契約は未進分ではなく年貢そのものの請け負いである。しかも、請負年貢額は先述のようにそれまでの反別四二〇文から二九二文へと三〇%も引き下げられており、御使ともども無沙汰をしないことを誓約しているのです、これは百姓請の契約であったといえよう。また、上総国佐坪郷・一野村の年貢契約のように請け負った年貢は直納することが基本であった。酒依郷の場合、請負年貢が八〇貫文という一〇の倍数となっていて、流通型割符(為替)が一〇貫文単位(五貫文は半割符という)となっていることと符合している<sup>(49)</sup>ので、割符を利用した年貢直納が行われていたと考えられる。春日社領上総国天羽郡佐貫郷南方の年貢額は一〇貫文であったが、応永六年(一三九九)には伊勢外官用途の段銭五貫文を大使に「直納」<sup>(50)</sup>している。このように直納するということとなれば毎年代官を派遣する必要はなくなるということになる。

こうした検討の結果、戌神将像胎内に文書が納入された事情については次のようなことが考えられる。これまで見たような那智山年貢請取状と酒依郷年貢請文を受け取ることができたのは双方の年貢を請け負っていた代官であり、かつ御使となった米倉常富であった。それではなぜ米倉氏はこれら年貢関係文書を戌神将像胎内に納めたのであろうか。それは酒依荘薬師堂前の御使と酒依郷住人との年貢請負契約が成立したため、年貢契約の押書や寄進状を覚園寺薬師如来の守護神の戌神将像胎内に納めることにより、仏の力をもって誓約を守らせようとしたと考えられる<sup>(51)</sup>。(図二)。

以上のことをまとめるならば、応永二十年八月に覚園寺・熊野那智山から御使米倉常富・宮崎秀次が酒依荘・郷に派遣され、年貢未進の督促を行った。これに対し酒依郷住人正阿ミ・性阿ミは交渉の結果それまでの反別四二〇文を大幅に下回る二九二文の郷年貢八〇貫文を請け負う押書を提出した。しかし、熊野那智山年貢については請負契約せず年貢は一〇貫文のままであった。これを受け、御使米倉・宮崎氏は先に接收した紺搔の土地を酒依荘薬師堂に寄進し、年貢無沙汰をしないことを郷住人とともに誓約した。こうして、酒依郷における百姓請が成立したと言うことができよう。

最後に、これまで検討してきたことをまとめ、年貢請負契約の意義について述べてみたい。まず、①室町時代の酒依郷は酒依と大島という二つの小村によって構成されていたが、領域としては鎌倉時代の熊野保の系譜を引く酒依荘とそれ以外の狭義の酒依郷の二つに分割されていた。それぞれの領主は酒依荘が熊野那智山であり、酒依郷は鎌倉の覚園寺であった。②いずれの地も覚園寺代官米倉氏の請所となっていたが、酒依荘の年貢の四分の一は酒依荘熊野別当に納め、残り四分の三を那智山に納め、酒依郷の年貢は覚園寺へ納めることになっていた。しかし、酒依郷年貢四分の一以外は未進状態となっていた。③一方、応永十八年酒依の紺搔が年貢未進のまま隣郷へ逃亡したが、酒依郷の責任者正阿彌は年貢未進を回収することは出来なかった。④応永二十年（一四一三）八月に覚園寺・熊野那智山は米倉・宮崎氏を御使として在地に派遣したが、酒依郷御百姓等酒依住人正阿彌とさかいの性阿彌は酒依郷の年貢を大幅に引き下げ八〇貫文と長夫を請け負う請文（押書）を差し出した。⑤これを受けて、御使米倉・宮崎氏は注進により接收した紺搔の土地を酒依荘薬師堂へ寄進することとし、寄進状の中で無沙汰をしないことを誓約し年貢契約を成立させた。⑥そして、御使米倉氏は所持していた年貢請取状・年貢請文・寄進状を覚園寺薬師堂戌将神像胎内に納め仏の力をもって年貢契約の永続性を祈願したのであった。

では、このような室町期における年貢の百姓請契約成立の条件と意義はどこにあるのであろうか。百姓請については、石田善人氏は室町期の惣村では惣有地、灌漑用水の自主的管理、惣掟、自検断とともに年貢の地下請（百姓請）がなされていたとする<sup>53</sup>。これに対し、大山喬平氏は鎌倉末期の文保二年（一一三二）における東寺領大山荘一井谷の百姓請契約の実態について明らかにしたが、それは非法を行った預所重舜支配の排除、百姓自身による実検注文の作成を経て、定額斗代の決定（上田七斗五升代、中田五斗七升代、下田四斗五升代）、年貢の大幅引き下げ（三八%減）、損亡による内検の廃止、年貢の直納、そして未進懈怠はしないとする沙汰人等の起請文提出により成立したものであった<sup>53</sup>。酒依郷の百姓請の場合は定額年貢の三〇%減額による八〇貫文の請け切り、為替による直納、住人による年貢請負押書の提出については確認できたが、検注についてはどうであろうか。この点は史料がなく明らかではないが、永和三年（一一三八）の常陸国小河郷では新領主の円覚寺雑掌と鎌倉府両使が入部して村々の名字、土貢分限を提出させようとしたが元地頭・百姓たちが饗応の厨雑事をしなかったため、追い出されてしまい「地下の目録」を認め進上することが出来なかった<sup>54</sup>。つまり、新領主は入部に当たって小河郷百姓の持っている土地台帳の提出を求めたのであるが、それは百姓の作成した、自主申告による土地台

帳（指出）であったと言える。<sup>56</sup> こうした点から見ると、酒依郷の場合、八〇貫文の請け切りとしたのは、領主による検注ではなく郷村による土地台帳（指出）に基づいていたと考えられる。

次いで、応永七年（一四〇〇）に上総国埴生郡佐坪郷・一野村で領主鶴岡八幡宮に対して年貢斗代三段から運賃分三升を引くよう訴訟がなされたことに対し、社家は「御寄進以後六十余年三斗代之内、運賃船賃料一段別三升宛御免之外、更無煩之由、古老百姓等申云々、是以紆曲之至也、貞和五年記録并観応二年百姓等連判押書、三斗三升代之由分明也」と反論して、観応二年（一三五二）に定額斗代反別三斗三升を運送船料を除き直納するという百姓等連判押書が出されていたことを明らかにした。このことは、これまでの研究では検見制から定免制への移行としか評価されていなかったが、<sup>57</sup> 百姓請の要件から考えるならば、<sup>58</sup> これもまた郷村による年貢請負契約がなされていたと見なすことができよう。これにより東国村落において南北朝から室町初期にかけて年貢の百姓請契約が成立したということが言えるのではなからうか。

## 註

- (1) 小山靖憲「初期中世村落構造と役割」『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年、一六六・一七三頁、初出は歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』二、東京大学出版会、九七〇年。
- (2) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、二七五〜二九一頁、初出は『民衆史の課題と方向』三一書房、一九七八年。
- (3) 石田善人「郷村制の成立」『岩波講座日本歴史』八（中世四）、岩波書店、一九六三年、四九・五一頁。
- (4) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」『戦国時代論』（岩波書店、一九九六年、九三〜一二二頁、初出は『社会史研究』六、一九八五年）。
- (5) 「鶴岡事書日記」〔神道大系〕神社編二十鶴岡、神道大系編纂委員会、一九七九年、一三八頁。
- (6) 鎌倉市史編纂委員会編『鎌倉市史』社寺編、吉川弘文館、一九五九年、一六五〜一六七頁。
- (7) 伊藤喜良「室町初期における上総国衙領について」〔中世国家と東国・奥羽〕、校倉書房、一九九九年、三六三〜三七三頁、初出は『房総地方史の研究』雄山閣、一九七二年。

- (8) 十二神将木像銘(貫達人編『相州古文書』第四卷、一五八九号〈覚園寺文書〉、神奈川県教育委員会、一九六九年、二四八・二四九頁)、『特別展覚園寺―開山智海心慧七百年忌記念―』、鎌倉宝物館、二〇〇五年、一二二頁。
- (9) 古川元也「応永期鎌倉覚園寺の復興と悦岩思咲―十二神将像胎内文書を中心として―」(『鎌倉』七九、鎌倉文化研究会、一九九五年)。古川氏はここで覚園寺胎内文書を地域別に分析した中で、酒依郷関係にも触れている。ただ、氏はさかいの性阿ミと酒依住人の正阿ミは略押が似ているので同一人物であるとし、かつ椎尾領分に逃亡したのは紺搔奉公に従事する下人であり、紺搔の物を奪い去ったといい、また御使米倉・宮崎氏が田地を酒依荘薬師堂に寄進したことを覚園寺の薬師堂再建に寄進したと述べている。これらについては本稿で順次検討する。
- (10) 前註(6)『鎌倉市史』社寺編、一六八・一六九頁。
- (11) 山田邦明「鎌倉府の直轄領」(『鎌倉府と関東』校倉書房、一九九五年、二六三頁、この論文の一部の初出は『日本史研究』二九三号、一九八七年)、『国史大辞典』三、「覚園寺」(貫達人執筆)、吉川弘文館、一九八三年、一八一頁。貫氏も山田氏同様の見解をとっている。
- (12) 真福寺はのち前峰山に移り、現在の一乗院(つくば市上大島)となる(『茨城県立特別展『筑波山―神と仏の御座す山―』茨城県立歴史館、二〇一三年、六二頁)。
- (13) 弘安二年常陸国作田惣勘文案(税所文書)、嘉元四年常陸国大田文案(所三男氏持参文書)(真壁町史編さん委員会編『真壁町史料』中世編Ⅲ、真壁町、一九九四年、一九六〜二〇五、二八五〜二九三頁)。網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長(上)」(『茨城県史研究』二三号、一九七二年、一五頁)。
- (14) 「境の町」の境については文字通り境界という意味もあるが、それ以外に境界でないところもある。サカイの地名の多くは坂居すなわち「坂のあたりの住居」で坂井、酒井、境は当て字と言われる(『地名語源辞典』校倉書房、一九六八年、一八二頁。続『地名語源辞典』校倉書房、一九七九年、八八頁)。サカには「坂」(傾斜地)「境」「逆」などさまざまな自然地名由来の意味があり(『古代地名語源辞典』東京堂出版、一九八一年、二四二頁)、「境の町」の場合、緩やかな傾斜地で川が山地から流れてお



り、人家があり、寺もあるという景観から坂居、坂井という意味が語源として相応しいと考えられる。

- (15) 『国史大辞典』四、吉川弘文館、一九八三年、八七一頁。
- (16) 天文十八年三月十九日旦那売券（永島福太郎・小田基彦校訂『熊野那智大社文書』第四、潮崎稜威主文書一六三号、続群書類従完成会、一九七六年、二四四頁）。これに対し桜川右岸（西側）には「常陸国方条之西熊野別当の引檀那」が置かれていた（応永三十三年十月三日借錢状〔熊野那智大社文書』第一、米良文書一八四号、一三三頁〕）。
- (17) 『紫尾村誌』紫尾村誌編纂委員会、一九五五年、一四六頁。
- (18) 『相州古文書』第四卷、一五五〇号―三四、二二三頁。『真壁町史料』中世編Ⅲ、覚園寺文書八号、一五一頁。
- (19) 正和五年三月十六日沙弥大行南条時光置文（神奈川県史』資料編二、二〇〇〇号〈大石寺文書〉、五四八頁）。
- (20) 『日本国語大辞典』三、小学館、一九七二年、七八一頁。
- (21) 『金沢文庫古文書』所務文書篇、五三一九号、金沢文庫、一九五五年、九〇頁。
- (22) 外山信司「鎌倉時代の東氏―東国武士の歌の家―」（『千葉県史研究』第一一号別冊中世特集号〈中世の房総、そして関東〉、千葉県、二〇〇三年、五八・六八頁）。「神代本千葉系図」（改訂房総叢書刊行会編『改訂房総叢書』第五輯、改訂房総叢書刊行会、一九五九年、六四・一八八頁）。
- (23) 『角川日本地名大辞典』一二（千葉県）、角川書店、一九八四年、八九五頁。
- (24) 山田邦明「室町期関東の支配構造と在地社会」（『鎌倉府と関東』、四一一頁。初出は『歴史学研究』六二六号、一九九一年）。
- (25) 『相州古文書』第四卷、一五五〇号―四二、二二九頁。
- (26) 法雲寺荘主寮年貢納目録（『茨城県史料』中世編Ⅰ、法雲寺文書二五号、四二二―四一七頁）。『水戸市史』上巻、水戸市、一九六三年、三七五頁。
- (27) 椎尾郷の在地領主は鎌倉時代には真壁一族の椎尾氏であったが、室町時代には小田氏の一族椎尾氏に代わっている（鹿島大使役記写〈安得虎子所収文書〉『龍ヶ崎市史』中世史料編、龍ヶ崎市教育委員会、一九九三年、一四二―一四六頁）。応永二十年十

一月二十七日旦那願文写（『熊野那智大社文書』第一、米良文書八二号、六三頁）。

- (28) 藤木久志氏は鎌倉幕府法の百姓去留自由の原則は室町期の在地領主層においても基本的に継承され、下人の人身緊縛とは区別されてきたとし（『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年、一〇〇～一〇四、二五八頁）、入間田宣夫氏も中世前期において百姓の集団としての逃散は年貢未進がなく申状などの手続きを取れば認められていたとした（『逃散の作法』『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八八年、一五～二〇頁、初出は豊田武博士古希記念『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇年）。近年では木村茂光氏が幕府法四三条の去留民意文は中世百姓の領主から強制的に追補されないイエの自立性を保証したものであるとし（『式目四二条』を読み直す―中世百姓論の深化のために―『歴史評論』七一四号、二〇〇九年、六八頁）、田中大喜氏は南北朝期の人返法は旧領主の逃亡百姓に対する年貢未済分の回収が目的であったとしている（『人返法』の誕生―『中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一年、三〇六頁、初出は『日本史史料研究会論文集1中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年）。つまり、百姓の逃散・逃亡に当たっては鎌倉・室町期の領主は人身的な拘束や追補は出来ず、年貢未進・債務の回収することが認められていたといえよう。

(29) 前註(5)「鶴岡事書日記」九四頁。

(30) 応永十七年八月十六日旦那売券（『熊野那智大社文書』第一、米良文書一三六号、一〇二頁）。

(31) 「熊野年代記」（『新宮市史』史料編上巻、六一―一〇号、新宮市、一九八三年、二〇四頁）。ほかに常陸鹿島郡澗沼南岸の宮崎を本拠とする常陸平氏系鹿島氏一族に宮崎氏がいるが、初代の家幹以来代々名前には幹の一字が付くこととなっており、該当する人物は見出せない（『茨城町史』通史編、茨城町、一九九五年、一四〇・一七八・一七九・一八二・一八三頁）。

(32) 東京大学史料編纂所編『大日本古文书』家わけ十ノ六、東寺百合文書を、一九七号、東京大学出版会、一九五九年、二四七頁。

(33) 永享九年十月十七日旦那売券（『熊野那智大社文書』第一、米良文書二五三号、一七八頁）。

(34) 『日本国語大辞典』一〇、小学館、一九七二年、九六頁。

(35) 鎌倉幕府追加法三七〇（長夫事）（佐藤進一・池内義資篇『中世法制史料集』第一巻、岩波書店、一九五五年、二〇八頁）。長夫

については「百姓等有<sup>三</sup>其歎」によりこれをすべて取り止めることは逆に鎌倉祇候の御家人等の愁いとなるので今後は日食を与え召し使うべきであるとしている。

(36) 宝徳二年十二月日鶴岡八幡宮領代官黄梅院年貢算用状、享徳三年十二月日鶴岡八幡宮領代官黄梅院年貢算用状案(『相州古文書』第三卷、黄梅院文書九二一・九二四号、一七四・一七五頁)。

(37) 正和五年三月十六日沙弥大行南条時光置文(『神奈川県史』資料編二、二〇〇〇号(大石寺文書)、五四八頁)。永和五年四月二十三日かけつ口質券(『相州古文書』第四卷、一五五〇号—一五五〇号—一五六六頁)。

(38) 康応元年六月一日録司代慶海契約状(『千葉県史料』中世編香取文書、旧録司代家文書二五号、二二七頁)。応永五年七月六日穩阿等連署押書状案(瀬野精一郎校訂『青方文書』第二、三七〇号、続群書類従完成会、一九七六年、一一〇頁)。同文書の文末に「あつしよのしやうくたんのことし」と記されている。

(39) 応永十三年七月一日大森頼奉押書(『神奈川県史』資料編三上、五三八四号、八一九頁)。

(40) 押書はこれまで三浦周行『法制史の研究』(岩波書店、一九一九年、一〇八七頁)、石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂、一九三八年、三六二頁)、相田二郎『日本の古文書』(岩波書店、一九四九年、九二七頁)などで契約状とされてきたが、近年井原今朝男氏は久安二年(一一四六)下総国平常胤寄進状をもって圧状(えんじょう、あつじょう)と類似した文書様式として押書があり、押書は債務強制的契約状であった(『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、二〇一一年、三一—三四四頁)。しかし、圧状は具体的な文書そのものではなく「自由状」とは反対で本人の意思に反して契約させられた文書を示す言葉であり、井原氏の挙げた圧状の事例でも文書そのものは明示されていない。「鎌倉幕府追加法」二八二(重犯)では、「嫌疑をもって左右なくその身を搦め捕へ、拷問訊問に及び圧状(おさえじょう)を責め取り、白状と称して断罪せしむるの条、はなはだ然るべからず」として圧状を強制的に作成せしめた文書として押書とは明確に区別している(石井進他校注『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二年、七一頁)。よって、圧状と押書は似ているからといって同一視することはできないであろう。

なお、戦国時代の例としては天文十二年(一五四三)六月十六日大崎義宣起請文に押書の記述がある(仙台市史編纂委員会編『仙

『台市史』資料編1、古代中世、二九四号（伊達文書）、仙台市、一九九五年）。

(41) 藤木久志『『百姓』の法的地位と『御百姓』意識』（『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年、一一二頁、初出は『歴史学研究』三五一号、一九六九年）。また、代官からの充所として「御百姓等」が裁許を得ていたが、これが村落を代表する法人格の「百姓中」に当たるといふ（蔵持重裕「村落と家の相互扶持機能」『日本中世村落社会史の研究』校倉書房、一九九六年、二四六・二四七頁、初出は『日本村落史講座』第六卷、雄山閣出版、一九九二年）。

(42) 木村茂光『住人』身分の成立と『公』性』（『日本中世百姓成立史論』吉川弘文館、二〇一四年、一一一・一一二頁、初出は『歴史評論』五九六号、一九九九年）。

(43) 上総国佐貫住人左近七郎請状・上総国佐貫郷年貢米結解状（『金沢文庫古文書』所務文書篇、五六七五・五六七六号、三一六・三一七頁）。

(44) 前註（5）「鶴岡事書日記」八六・一〇七・一一五頁。

(45) 嘉暦四年十一月十八日覚蔵等連署寄進状（『神奈川県史』資料編2、一五五四号（円覚寺文書）、三九二頁）。

(46) このことにより年貢請負契約以前の酒依郷の年貢が反別四二〇文となるので、これに酒依郷の「常陸大田文」の田地面積三〇町五反大（二四〇歩）を掛けると一二八貫三八〇文となる。このうち酒依荘熊野那智山年貢は一〇貫文で変化しないのでこれを差し引くと酒依郷の年貢は一一八貫三八〇文となる。この両者の比率は二%対九八%であるので、これに先の「常陸大田文」の田地面積を掛けると、酒依荘は二町四反一六三步、酒依郷は二八町一反七七歩となる。これに対し請負契約後の酒依郷の年貢は八〇貫文であるので、これを酒依郷の田地二八町一反七七歩から寄進分七反半を引いた二七町三反二五七七歩で割ると反別二九二文となる。よって、酒依郷の年貢は請負契約により四二〇文から二九二文に減じたということになる。これを整理すると次のようになる。

「表二酒依荘・郷の年貢契約状況

荘郷	田地面積	契約以前の年貢	契約後の年貢
----	------	---------	--------

酒依郷	二八町一反七七歩	一一八貫三八〇文	八〇貫文(寄進地を除く)
酒依荘	二町四反一六三歩	一〇貫文	一〇貫文

(47) 郷村制においては田畠・山林の村堂への寄進・買得などで惣有地を拡大し、その財政基盤とした(前註(3) 石田善人「郷村制の成立」、五〇〜五四頁)。

(48) 前註(43) 上総国佐貫住人左近七郎請状・上総国佐貫郷年貢米結解状。

(49) 桜井英治「割符に関する考察」(『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六年、二三五・二四四頁、初出は『史学雑誌』一〇四編七号、一九九五年)。

(50) 盛本昌広「上総国称名寺領と年貢・公事徴収」(『中世の房総、そして関東、千葉県史研究』第一一号別冊、二〇〇三年、一一六〜一一八頁)。

(51) 胎内文書には願主たちの祈りが仏像ともに永遠に残ることを願ってこめたと考えられるものが多いと言われる(『日本史大事典』第四巻、「胎内文書」〈千々和到執筆〉、平凡社、一九九三年、五三五頁)。

(52) 前註(3) 石田善人「郷村制の成立」、四九頁。

(53) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合―丹波国大山庄一井谷―」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二五六〜二六四頁、初出は『史林』四六巻六号、一九六三年)。

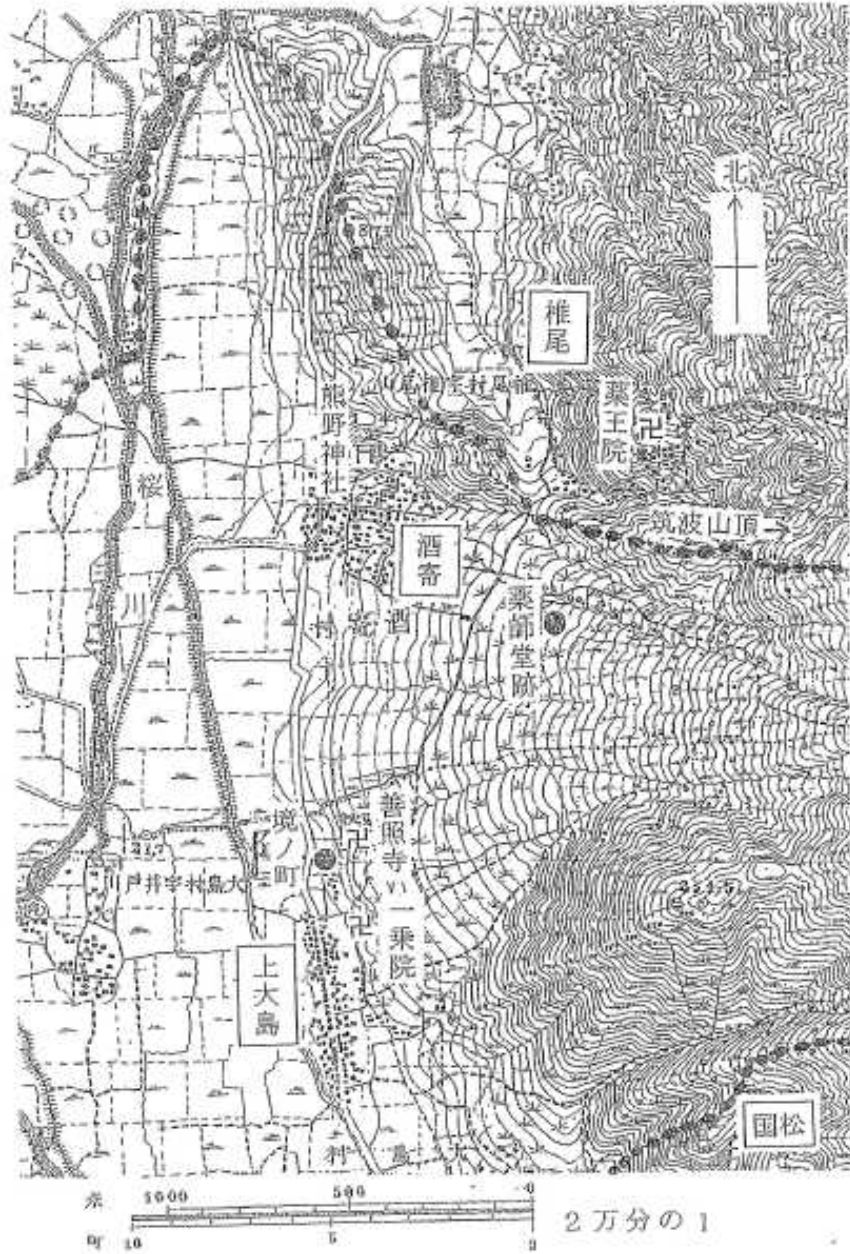
(54) 拙稿「室町期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い―指出と年貢契約との関連において―」(『茨城大学人文科学研究』第三号、二〇一二年、五八頁)。

(55) 湯浅治久「お寺が村をまるごと買った話―中世東国村落における末寺の形成―」(『中世東国の地域社会史』岩田書店、二〇〇五年、二八二頁、初出は『中世房総』一〇、一九九八年)。

(56) 前註(5) 「鶴岡事書日記」、一三九頁。

(57) 前註(2) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」、二七七頁。高村隆「中世後期東国社寺領における支配と農民動向―鶴岡八幡宮領

上総国殖生郡佐坪郷を素材として―(『房総の郷土史』第三号、一九七五年、二〇頁)。  
 (58) 前註(53) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合―丹波国大山庄一井谷―」、二五六〜二六四頁。辰田芳雄『中世東寺領荘園の支配と  
 在地』校倉書房、二〇〇三年、三四〜四二頁。



## II部、郷と宿の構造と機能

### 第三章、享徳の乱と鑿阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免・戦乱について―

#### はじめに

戦国時代は中央では応仁・文明の乱を画期とするが、東国ではそれより早く享徳の乱から大乱が始まり、そのまま断続的に戦国争乱へ入っていった。<sup>①</sup> こうした中で、室町時代に寺社領を中心として見られた郷村結合や農民闘争はどのように変化したのであろうか。鑿阿寺領武蔵国戸守郷<sup>ともり</sup>はこれまで一五世紀後半における郷村の用水関係や農民闘争の動向が追究されてきたが、<sup>②</sup> 用水の構造、史料の年代比定、「蒔田方」の特定など未解明の問題も多く残されている。本論文では享徳の乱という戦国争乱的状况に着目し、その中で近隣郷村との用水相論、領支配と減免闘争、諸政治勢力の動向、戦乱と一揆についてこれまでの研究を再検討しその実態を明らかにしてみようとするものである。領主である下野鑿阿寺（真言宗、足利市）は足利氏の祈願寺であり足利荘を始め多くの所領を支配し、鑿阿寺文書として六一一点にわたる史料を残している。それらを活用し、複雑な在地構造を確認するためにも地域景観や慣行の把握は欠かせない。ここ数年、私も含めた川越市周辺の現地調査が行われてきたが、<sup>③</sup> そこで確認できた点を踏まえつつこれまでの史料の読み直しを行ってゆきたい。

武蔵国比企郡戸守郷（川島町戸守ほか）は現埼玉県中央部を蛇行する越辺川<sup>おつべ</sup>左岸に位置し、それに合流する都幾川<sup>とぎ</sup>を用水源として利用している。その郷域としては越辺川と都幾川の合流地点から東と南にV字型に延びる自然堤防上に大字戸守が位置しているが、後述するようにその西の大字長楽<sup>ながらく</sup>、北の大字正直<sup>しやうじ</sup>も含まれていたと考えられる。この地域には中世板碑が多く残されているが、中でも大字戸守にある嘉暦四年（一三二九）の六字名号板碑には「四十八日念仏結衆等三十人」と記され、享禄三年（一五三〇）の逆修供養板碑には法名二十八人、俗名一二人計四〇人もの結衆の名が刻まれており、鎌倉末期から戦国時代にかけて村落結合を母体とした結衆が存在していたことを示している。<sup>④</sup>

その支配関係については、正平七年（文和元年、一三五二）二月六日、足利尊氏より常陸国馴馬郷など四か郷の替地の一つとして戸守郷は高師業に充て行われたが、貞治四年（一三六五）には戸守郷をめぐって高坂重家<sup>たかさか</sup>と高常珍<sup>こう</sup>代行俊との間で相論が起きている。<sup>⑤</sup>

この後、応安元年（一三六八）七月十一日、鎌倉公方足利氏満が戸守郷高坂左京亮（重家）跡を鑿阿寺に四季大般若経料所として寄進した。<sup>6</sup> 永徳二年（一三八二）三月八日には高尾張五郎入道を戸守郷に還補し、<sup>7</sup> 雪下社務僧正弘賢に借り上げされたが、応永十一年（一四〇四）に元のように鑿阿寺に返付されることになり、翌年鎌倉公方足利満兼の御教書が発給された。<sup>8</sup>

このようにして、鑿阿寺の戸守郷支配が確定したわけであるが、中世の鑿阿寺では寺内の十二院が毎年干支順の輪番で事務を担当することになっていた。それは年行事<sup>9</sup>と呼ばれる寺の儀式的執行、所領の支配を執り行った。十二院とは境内の大師堂を中心に東に東光院・普賢院・不動院・六字院、北に浄土院・宝珠院・威徳院・延命院、西に千手院・金剛乘院・竜福院・安養院などが配置された供僧院の総称で、このうち千手院が鑿阿寺を代表する学頭についていた。千手院は角の御坊・大杉坊という通称を持っていたが、鑿阿寺の事務御坊（御前という）には正月三が日の祝いとして、供僧・殿原が出仕したが、この儀式は代官が郷役として執行していた。また、御坊が留守の時はこの建物を六人の侍が交代で守護した。<sup>10</sup> この代官はこれらの供僧・殿原の中から任ぜられていたと考えられる。戸守郷の場合には直務支配として在地の政所に代官が派遣され、後述するように八坊分田支配により年貢徴収と貢進が行われていた。代官として十郎三郎、希宥、希幸など三人の名が知られるが、そのうち十郎三郎が殿原（侍）、希宥・希幸は供僧ということになる。鑿阿寺では年に五度の大般若会が行われていたが、戸守郷が応安元年（一三六八）公方足利氏満より大般若料所として寄進されて以来、退転することはなかったと言<sup>11</sup>う。しかし、一五世紀後半に入ると①近隣郷村との用水相論、②農民の不作減免要求、③守護からの御用銭催促、④蒔田方入部などの問題がその支配を揺るがすようになった。

## 一、用水相論と堰樋の構造

### （一）用水相論

さて、その戸守郷の実態を示す史料として、鑿阿寺文書より戸守郷関係の文書二一点を抽出し、<sup>12</sup> 以下翻刻文を掲げる。そのほとんどは年代が記されていないため、論を進めてゆく中でそのつど、年代を検討してゆきたいと考える。翻刻文としては『栃木県史』史料編中世一所収の鑿阿寺文書を利用するが、東京大学史料編纂所の写真版、影写本との照合を行い、部分的な補正を行っている。

まず、はじめに用水相論について次の史料を見てみたい。



「史料一」戸守郷代官十郎三郎目安案（『栃木県史』史料編中世一、鏝阿寺文書四七号、三五五頁）

〔編纂書〕  
「就堰杭目安之案文」

鏝阿寺御領戸守郷代官十郎三郎謹言

右尾美野・八林用水事、戸守郷仁相留之由、彼自二兩郷申掠候哉、自二苻中被成切替申候、驚存候、仍去七日、彼堰お仕、用水之流当郷仁無留子細之候、若御不審候者、彼堰庭お可有御見地（知力）、然仁是分子細者、於郷中可申談候之處、自尾美野偏無理之子□申間、依承引不仕、自去年至于今不事行候、雖然尾美野御代官志水方御口入忝之間、然者、曲理、杭□二本可披申候、然者、御代官并尾美野郷老者一兩人、以判形給書札候者、可随御口入由申處、尾美野郷老者□不可致判形、政所志水方計可有判形之由申間、不承引仕、于今相違仕候、彼口入之時、尾美野政所志水方折替私□写置候、爲御披見進上仕候、次又、戸守郷用水之根本之事者、水お通候樋之口、前々者、立者四寸、横者八寸候、彼時者杭之□組平垣、其上仁置土、自其上落水候、然処先年自尾美野如申者、樋之口お少分広成天、平垣可令略之由申之間、任彼望、垣お令略、杭計置候天、其已後数年罷過候、然彼杭少々朽折候間、去年杭お四五本新打替候、因之初天杭お打用水留之由、申掠候哉、不可然候、其故者、古杭共于今明鏡候、如此之条々、若偽申候者、天照大神・八幡大菩薩・殊者当国六所大明神、惣日本国諸神可罷（業脱カ）御罰者□、

享徳二年卯月十日

これによれば、戸守郷には都幾川から取水した水を自ら利用するほか東方の尾美野・八林郷まで送る長樂用水が通っていたが、この管理をめぐる戸守郷と尾美野・八林郷との間で相論が起きていた。両郷がこの問題を府中（武蔵国守護所、東京都府中市）に訴えたため、戸守郷代官十郎三郎は享徳二年（一四五三）卯月十日に末尾に罰文を付けた目安を府中に提出して反論することとなった。八林郷は武蔵国守護である山内上杉氏の所領であり、尾美野郷ともども守護所に訴えているところから見て両郷とも守護領であったと考えられる。

## （2）都幾川取水堰

ここで言う戸守郷用水とは現在の長樂用水の戸守郷分のことであるが、長樂用水は近世には長樂村の西の都幾川から取水し堤防に

坎樋<sup>いりひ</sup>を設け川島領二五か村組合村に分水していた<sup>(14)</sup>。現在も都幾川に堰を設けて水位を上げ、川の水を堤防内に埋設した樋管を通じて用水に導いており、基本的に近世と同じ構造であった。これまでの研究ではここで問題となつてゐる樋と堰は同じものか、同じ場所にあると考えられてきた<sup>(15)</sup>。しかし、戸守郷代官は尾美野郷より戸守郷が用水を留めてゐると守護に訴えられたのに対し、「去七日、彼堰<sup>お</sup>仕、用水之流」「彼堰庭<sup>お</sup>可有御見地」として、堰を開いて水を流したので見分してもらいたいと述べてゐる。この「堰」は問題となつてゐる戸守郷の「樋」ではなく、都幾川の取水口の堰のことであり、戸守郷は堰を開け守護に対して用水全体に水が流れることを証明しようとしたのである。この場合の「堰庭」とは「塵芥集」(天文五年(一五三六))に「川かみにても、河下にてもせきは<sup>(16)</sup>あらたむる事、一か<sup>(郷)</sup>うのうちたらは、せひのいらんにをよふへからす、もしたかう<sup>(他郷)</sup>にいたつてハ、事のしさい<sup>(千細)</sup>をひろう致へし、其上をもつて、そのさた有<sup>(16)</sup>へきなり」とあるように川の取水堰の場所のことである。このことは戸守郷が取水口の堰の管理をしていたことを示しており、ひるがえつて考えれば戸守郷の管理する「堰」のあつた長樂は戸守郷の一部であつたと言ふことができる(長樂地区は標高一七mで、明治初期の陸地測量部作製地図ではすべて乾田であつた、文末地図参照)。

### (3) 戸守郷分水樋

現在の長樂地区京塚には長樂用水の取水口から八〇〇m下流に上流に向かつて中央にくさび形のコンクリートの分水点が設けられて左右に分流させており、その先端部分には古い杭が数本残つており、かつての姿を留めてゐる。ここでは、下流に向かつて右(南側)の戸守へ水を送る京塚用水に対して左(北側)の尾美野・八林へ水を送る長樂用水の分岐点には階段堰が設けられ水量を制限している。これは戸守地区が標高一六mであるのに対し、尾美野・八林両地区は標高一三mと低いためであり、ここが問題となつてゐる「樋」の場所であると考えられる。中世の戸守郷ではこの分岐点の尾美野・八林用水側に「水<sup>お</sup>通候樋」を設けていたが、その用水の入口両岸に杭を打つて柱とし横に平垣を渡して天井として土を置き縦四寸(約一二cm)、横八寸(約二四cm)の樋口をつくりそこから下に水を落として尾美野・八林用水に分水してゐたのである。峰岸純夫氏はこの樋を「戸守郷の堰は杭を打ち、その上に盛土をし、水はその上を流下させる(洗堰)方式」であると述べてゐる<sup>(17)</sup>。しかし、わざわざ盛土をしてその上から水を流す必要があるのだからか。盛土の上から用水を流せば土崩れを起こすことは必定であろう。そうではなくこれは「樋之口」||樋管であり構造的には先の坎樋<sup>いりひ</sup>と同じで

あると考えられる。

#### (4) 尾美野郷の要求

しかし、尾美野郷からは数年前に樋口を少し広げて平垣を取ってほしいという要求が出されたので、戸守郷では平垣を撤去した。さらに、去年は杭が古くなったので新しいものと取り替えようとして作業したところ尾美野郷より用水を留めたと一方的に非難されたと言う。その後、尾美野郷は代官（政所）志水方に訴え、その口入をもつて樋口の杭を二本抜くよう申し入れてきた。そこで、戸守郷は判形を加えた書札を出せば口入に従うと申し入れたところ、代官と一部の老者（おとな百姓）はそれを認めたが尾美野郷おとな百姓全体としてはこれを断った。尾美野郷のねらいは樋口を広げるだけでなく戸守郷の管理権の縮小と対等な発言権を獲得しようとしていたと考えられる。判形を加えた証文を差し出せば現状を固定化することになるため断ったのであろう。戸守郷ではこうしたトラブルはもと郷中で申し談すべきであるとしているが、そうした協議機関はそれぞれの郷を代表するおとな百姓によって構成されていたと考えられる。しかし、管理権を持つ戸守郷にとっては補助的な位置づけであり、対等なものではなかった。

このように、用水堰の管理権は堰のある戸守郷にあり、用水利用の尾美野・八林郷には引水権があったが、引水権は用水の普請に参加し、堰免を負担することによって成立していた<sup>(18)</sup>。問題が発生すれば用水を利用していた近隣郷村のおとな百姓同士による郷中談合がなされ、分水口に手直しが加えられた。これに対して、領主側の介入は原則的にはなかったが、尾美野郷の依頼により郷代官の口入がなされこれが不調に終わると、尾美野郷は八林郷とともに守護所に訴えその裁判で自己に有利な解決を図ろうとした。これに対して戸守郷は守護所に反論を提出したが、戸守郷の管理権も問題となったと考えられる。

#### 二、戸守郷の不作減免要求

次に、戸守郷では不作のためしばしば寺家に対して減免要求を出して交渉していたが、それを示すのが次の戸守郷代官希宥書状である。これには年号がなく閏二月二十二日とだけ記されているが、先の用水相論のあった享徳二年に近い文正元年（一四六六）閏二月のことと考えられる<sup>(19)</sup>。

〔史料二〕戸守郷代官希宥注進状（『栃木県史』史料編、中世一、鏝阿寺文書二〇五号、四三七頁）

進上 人々御中

希幸」

畏申候、抑当郷之御百姓等、度々雖御訴訟申上候、無御承引候間、既下地可爲不作候処、去比普門寺以參上、此趣被  
申上候、依之、寺家六坊之御分御同心仁御免之由、物語被申候之条、先以目出存候、雖然、限角之御坊・桜本之御分無免許  
候、就之六坊分之御百姓等捨郷同心之処ニ、上意にて候とて、争我々耕作可申候哉之佗事申候間、雖斟酌候、捧一筆候、と  
ても之御事にて候へハ、此趣被懸御意、皆々御百姓等御助候者、畏存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

壬二月廿二日

希宥(花押)

御年行事

進上 人々御中

また、これと同じ日付で同じ内容の超賢書状が御年行事若殿原御中充てで出されているが、これは代官希宥と超賢がともに戸守郷  
に下着していたことを示している。

これらの史料によれば、戸守郷の百姓たちはたびたび下地が不作であると減免を訴えていたが、当初寺家はこれを認めなかった。し  
かし、地元の普門寺(天台宗、川島町正直)が鑿阿寺に行き直接交渉した結果六坊は年貢免除に同意したが、角の御坊(千手院)・桜  
本(十二坊の一つ)の二坊だけは免除に同意しなかった。ここで交渉に当たった普門寺は、戸守郷の要求を代弁し口入として交渉に当  
たったわけであるが、先に尾美野郷が郷代官に口入を頼んだように戸守郷も郷内で実力がある普門寺を頼んだと考えられる。寺家とし  
ても戸守郷の代表であるからこそ真剣に交渉に応じたわけであり、これらのことから、普門寺のあった大字正直は当時戸守郷内に含ま  
れていたと言うことができよう。

戸守郷は不作の八坊分田の免除を要求したのであるが、鑿阿寺側では六坊だけしか承認しなかった。これに対して、免除となった六  
坊分の百姓等は「捨郷同心」しているの上意であっても耕作はできないと訴えた。このように不作の六坊分と二坊分の百姓を分断  
することは「捨郷同心」に反するとして認められないと言うものであった。このことは八坊分の百姓の結束が「捨郷同心」なのであり、

戸守郷では八坊分が惣郷として認識されていたことになる。とすれば戸守郷は八坊分田支配で編成されていたということになる。<sup>(22)</sup>

ここで、百姓たちは寺家の上意よりも惣郷の団結を優先させ、部分的な減免を受け入れず春耕に当たって耕作拒否を構えるという強硬な姿勢を見せた。この百姓たちの決意に驚いた代官希宥は「とても之御事にて候」であるので「皆々御百姓等を御助候」と言い、超賢も「とても御憐愍之事に候へハ、彼両御分お御申成、皆々耕作申様ニ御料簡候者、殊に畏存候」と寺家に懇願した。<sup>(23)</sup>しかし、二坊分の免除は承引されず百姓も要求を引き下げなかった。このため、代官は二坊分を過上<sup>(24)</sup>（約束以上の上納）とすることとし、供僧分でとりあえず弁納することとした。代官はこの二坊分を何とか百姓から取り立てようとし、「当年の事ハ大そんまう」であり「そうかう<sup>(25)</sup>のひきかけ<sup>(引懸)</sup>にて、半分のとをり、八百廿四文進上候」として、惣郷の引き懸けによつて二坊分について半分の八二四文で進上することとなったので二坊にこのことを申してほしいと述べている。<sup>(26)</sup>この半分の八二四文が二坊分とすれば一坊分の年貢は八二四文となるが、後述の鑿阿寺領下野国橋本郷の十二坊分田支配の一坊分一貫五〇〇文と比べても低すぎる。とすれば、この半分とは一坊分のことであつて、もともとも一坊分の年貢は一貫六四八文であつた。

以上のように、郷中八坊分の百姓は不作を申し立て春まで未進を続けた上で、「惣郷同心」して全面的減免を要求し、普門寺を口入に立てて交渉し、六坊だけの減免ならば耕作放棄するという圧力を加えたため、春の勧農を迫られた代官も百姓の要求に押され減免しなかつた残りの二坊分を半免とし何とか解決にこぎ着けた。この場合の惣郷がすべての百姓の結集である郷村結合に当たる。

### 三、守護方の御用錢催促

#### (1) 享徳の乱と周辺動向

これより先に関東の大乱といわれる享徳の乱（享徳三（一四五四）〜文明十四年（一四八二））が起きたが、その基本的対立軸は永享の乱以来の鎌倉公方足利氏と室町幕府將軍および関東管領山内上杉氏との確執であつた。享徳三年（一四五四）十二月二十七日、足利持氏の遺児で公方となつた成氏は関東管領上杉憲忠を鎌倉で誘殺し、康正元年（一四五五）正月には上杉持朝・太田資清・長尾景仲らの軍を破つた。<sup>(27)</sup>これに対し、幕府は成氏追討を決め憲忠の弟房顕を関東管領として関東に下向させ、今川範忠が鎌倉に攻め入つたため、成氏は下総古河に移つた（古河公方）。さらに、康正三年（一四五七）、將軍義政は弟政知を鎌倉公方として東国に派遣したが政知

は鎌倉に入れず伊豆に止まった（堀越公方）。こうして、古河公方成氏とこれに対する上杉方の支配領域が利根川を境として形成されると、古河公方成氏は古河を中心として栗橋・関宿・騎西などの諸城を、上杉方は武蔵松山・河越・岩付・江戸などの諸城を取り立て対抗した。このうち河越城は扇谷上杉持朝・太田資清らにより築城され、関東管領山内上杉方の本陣としては五十子陣（本庄市東五十子）が構築された。寛正三年（一四六二）十二月七日足利義政は足利政知に内書を与え上杉持朝の旧領を回復し、河越荘を預け置き知行させた。こうして、河越城に近い戸守郷は上杉持朝の勢力圏に含まれることになった。

鏝阿寺は、足利荘について「雖爲逆乱戦国之中遁其災患事度々也、偏不存東西之差別所以歟」と戦国争乱の中でも中立政策をとり戦火を免れてきたが、文正元年（一四六六）秋には長尾景人（鎌倉長尾氏）が同荘代官となり、十一月十五日には同荘勸農城に軍勢をつれて入部したため、応仁二年（一四六八）には「寺家之滅亡此時也」という状態となったと述べている。（文正二年（一四六七）か）正月二十八日に戸守郷代官希宥は寺家に充てた書状で、鏝阿寺の年賀の儀式に本来なら参上すべきであるところ「路次非自由候」であったため代理人を派遣したと記している。代官は戦乱のため年賀の義務も果たせなくなっていたのであった。

## （2）守護方御用銭の催促

鏝阿寺は戸守郷に対しては守護不入権を確保していたが、武蔵国守護山内上杉氏はこれを無視して次のように御用銭を催促してきた。

「史料三」希宥申状（『栃木県史』史料編、中世一、鏝阿寺文書五六号、三六〇頁）

当国自「守護殿」就「御用銭之事」、去六日之御奉書、昨日十二日被「付候間、驚存候て態捧」状候、仍当郷之事者、寺家之為「御領」、代々自「守護方」無「是非」之御沙汰候処、如「此」之次第、旁々以不「可」然次第候、寺家之以「御意」、具御申被「成」、全「居住」給候者、畏存候、委細之旨、大杉江申上候、以「此」旨「可」有「御披露」候、恐惶謹言、

三月十三日

希宥（花押）

進上御年行事人々御中

これによれば、（応仁元年（一四六七）か）三月十二日に「守護殿」より御用銭催促の奉書（三月六日付）が送られてきたが、戸守郷は寺家領として代々守護方より沙汰はなかったのであり、寺家の御意をもって百姓の居住を全うできるようにしてもらいたいと述べ

ている。これは百姓が逃散し亡所となることを警戒してのことであった。

寺家ではこの御用錢賦課要求を拒否すべく大杉（千手院）をもって政治工作を重ねた結果、六月三日付の奉書を獲得した<sup>(30)</sup>。この内容は、前記の希宥申状と同じく守護不入権の確認であり、「当寺開闢以来、在々所々於寺領者、不勤公事・諸役等」と述べている。この文末は「執達如件」と奉書形式となっているが、はじめに「自守護殿、就御用錢事、被成切帑之由注進、驚入候」と記されているので、これは守護奉書ではない。充て先は戸守郷政所と鑿阿寺当年行事となっているが、これは鑿阿寺当年行事を通じて戸守郷政所に奉書を伝えさせるということであろう。鑿阿寺の大檀那は古河公方足利成氏であるが、そこで発給された奉書をそれと敵対している武蔵守護山内上杉氏に対して示しても聞き入れるとは思えない。とすれば、この発給者（花押型不明）は河越城に在城していた反古河公方の扇谷上杉持朝の奉行であったと考えられる。これは寺家の主張をなぞっただけであるが、代官の対守護交渉では大きな役割を果たし、大杉（千手院）の獲得した「御状」（奉書）を守護方の「郡使」に見せると御用錢賦課は中止となった<sup>(31)</sup>。しかし、翌年九月十七日にはまたもや「府中」より切紙をもって公方御用錢催促がなされた<sup>(32)</sup>が、すでに寺家では大杉は亡くなっており、徳蔵主がその跡を引き継ぎ奉書の獲得に奔走していた。このころ府中の軍事的・政治的機能は衰えていたと言われる<sup>(33)</sup>が、守護御用錢、公方御用錢の名目で奉書を各郷に発給し郡使をもつて徴収するという体制は維持していた。これに対して、領主の鑿阿寺は守護山内上杉氏に対抗できる勢力として武蔵国を二分していた上杉持朝より守護不入の奉書を手に入れ郡使に徴収を中止させたのであった。

#### 四、享徳の乱と蒔田方強入部

##### (1) 戦乱と一揆、耕作拒否

このように寺家の政治力をもつて守護方からの御用錢賦課を食い止めていたが、ついに軍勢が戸守郷に入部することとなった。それを示すのが次の史料である。

〔史料四〕戸守郷代官希幸書状（『栃木県史』史料編・中世一、鑿阿寺文書一八一号、四二六頁）。

態以飛脚申候、仍蒔田方就入部、私辛勞申ハかりなく候処、さやうの子細をハ承候<sup>(左様)</sup>ハて、郷中にての入足立ましく候由承候、其方の計ニ承候や、又上様より蒙仰候哉、無面目存候、随分寺家之奉公と存候て、使者八月より十月十七日まで馬・人十三人

郷中に候て狼藉を仕候しかとも、とかく申のへ、調法を仕、年貢をも使者せめ候ことくも沙汰不仕候て、寺家へも御年貢を進納候、随分辛勞、以調法如<sup>(一)</sup>此候へハ、其方より無<sup>(二)</sup>曲状をもつて承候、不<sup>(三)</sup>可<sup>(四)</sup>然候、又当年ハ物念により候て、日々一揆など申候間、用水のせきをもせず候間、当郷<sup>(五)</sup>かきらす耕作一円<sup>(六)</sup>不<sup>(七)</sup>仕分候、たま々々生て候所も、草などをとらす候間、けんミなど可<sup>(八)</sup>申由存候時分、入部の使者郷中<sup>(九)</sup>着候間、いま<sup>(一〇)</sup>て其分をも不<sup>(一一)</sup>申上<sup>(一二)</sup>候、今度御百姓まいり候て訴訟可<sup>(一三)</sup>申上<sup>(一四)</sup>由申候へとも、左様<sup>(一五)</sup>候てハ、此用<sup>(一六)</sup>人を進候と可<sup>(一七)</sup>被<sup>(一八)</sup>思食<sup>(一九)</sup>候由申候て、御百姓等を不<sup>(二〇)</sup>進候、定近々以<sup>(二一)</sup>参上<sup>(二二)</sup>訴訟可<sup>(二三)</sup>申上<sup>(二四)</sup>候哉、宝珠院の御分怙脚候間、今度の入足身の取越をもつて式結計にて候、下地へ御のへ候て可<sup>(二五)</sup>給や、又現錢を御たてあるへく候哉、若私の取越分<sup>(二六)</sup>成候者、年記のすゑを御申候て給へく候、此由可<sup>(二七)</sup>有<sup>(二八)</sup>御申<sup>(二九)</sup>候哉、又それさまの怙脚分も此分たるへく候哉、恐々謹言、

十月廿三日

希幸(花押)

<sup>(奥見返シウハ書)</sup>  
「浄印御方へ」

戸守より

先述のような享徳の乱の一つ五十子の戦いが長祿三年(一四五九)から文明九年(一四七七)まで古河公方成氏と関東管領上杉氏族との間で行われたが、百姓たちは「当年ハ物念」であつたため日々一揆を結んで郷村を守ろうとしていた(史料四)。これはいわゆる領主に対する荘家の一揆ではなく、村の財産、村民の生命を守るための一揆である。その上、百姓たちは堰を留めて水を上げず戸守郷周辺一円で耕作を拒否し、わずかに苗を植えた田の草取りもしなかつた。このため、耕作が散々の状態となつたと言う。用水を留めることは下流の尾美野・八林郷も同意しなればできないのであるから、この一揆は戸守郷のみならず用水利用の地域全体で取り組まれた広域一揆であることを示している。両郷とは先述のように水利相論を抱えていたが、合戦にともなう蒞田狼藉や収穫物の強奪を防ぐため共闘したのであつた。これにともなう不作分については代官が「けんミ」(検見)しようとしたが、八月に蒞田方の使者が郷中に着いたため検見は沙汰止みとなつた。

## (2) 蒞田方の入部

蒞田方の使者として戸守郷に軍勢が入部したのは後述するように文明五年(一四七三)八月十九日であつた。佐藤和彦氏はこれを「守



護の使者蒔田」としているが、この使者は蒔田方と名乗っても守護方とは言っていない。はたして、これは先の守護方の使者なのであろうか。万里集九の『梅花無尽蔵』によれば文明十八年（一四八六）に江戸城で太田道灌が扇の賛を求められた「吉良閣下」は「成高、俗蒔田御所ト号」すと言われており、吉良成高は「蒔田御所」と尊称されていた。これにより、この蒔田方とは足利氏御一家で扇谷上杉持朝の娘を妻とし世田谷（武蔵国荏原郡世田谷）と蒔田（武蔵国久良岐郡蒔田）に館を構えていた吉良成高のことと考えられる。

文正元年（一四六六）六月三日には、將軍足利義政から「吉良三郎殿」（殿は草書体）に対して「去年以来、上相治部少輔同心進陣」と去年（寛正六年）堀越公方足利政知の重臣犬懸上杉政憲とともに足利成氏討伐のため五十子陣に進陣したことを賞されている。この時、同じく御内書を発給された上杉修理大夫入道（持朝）、上杉民部少輔（房定、越後守護）の充て名書き「とのへ」よりも厚礼であり、吉良三郎が足利氏御一家の吉良成高であると考えられる。「蒔田御所」と呼ばれた吉良成高は寛正六年（一四六五）には反古河公方方の五十子陣に参陣したということであるが、河越荘や武蔵南部は河越城に在城する扇谷上杉持朝の活動圏で、五十子陣に在陣する関東管領山内顕定の上野・武蔵北部の活動圏とは異なっていた。戸守郷は上杉持朝の活動圏内であるので、戸守郷に軍勢を派遣した吉良成高はこの時点では上杉持朝方として行動していたと考えられる（ただし、持朝は応仁元年（一四六七）に死去し、子顕房の嫡子政真が跡を継いだ）。よって、蒔田方＝守護の使者ということではない。

蒔田方の使者は十月十七日まで人馬ともに一三人が郷中に留まって狼藉をし、年貢まで責め取ろうとしたが、代官は調法をもってこの沙汰をせず、寺家へ年貢を進納した。蒔田方は収穫後の米備蓄と年貢上納の時期をねらって兵糧の徴発のため入部したと考えられる。そのため、年貢の横取りに失敗しても容易に退去しなかつたのである。先述のように戸守郷では春夏の耕作・除草を拒否していたのであるから、収穫はほとんどなかったはずである。それにもかかわらず戸守郷に軍勢が二か月も駐留でき、百姓が年貢を進上していることは、郷内にかんがりの備蓄があつたか借物で賄つたと考えられる。

### （3）蒔田方の駐留経費負担問題

蒔田方の軍勢が退去した後、駐留経費について、十月二十三日の年行事充て希幸書状では「未今度之入足など、おとな相合候て勘定

仕候間、先以愚札申上候、仍淨印・道幸兩人之間ニ此方へ御下候者、おとな相合候て今度之入足勘定仕候」と述べ、おとな百姓たちが寄り合つて、強入部にかかった入足<sup>(38)</sup>（費用の繰り入れ）の勘定をし、これを寺家に請求することとした<sup>(39)</sup>。この寄合をした場所は、前出の戸守郷政所であつたと考えられる。代官希幸は、宝珠院分（分田）を売るのなら、今度の費用は私が先払いで二結（二貫文）を出すので、下地を売るのは延期するか、現錢で立ててもらいたい。もし、私が先払いするならば年紀（貸借関係の期間）の末（期限）を申しつていただきたいと述べている。このように蒔田方の駐留経費は直接的には郷中の負担となつたが、おとな百姓が寄り合いをして寺家に費用を請求したため、代官は先払いせざるを得なくなり、寺家の宝珠院が土地を売却するはめに追い込まれた。これはこの年の年行事が宝珠院であつたことによる。註（9）で示すように年行事は干支で就任年が決まつており、宝珠院の干支は巳年であつた。吉良成高が享徳の乱で出兵したのが寛正六年であるから、その後で巳年にあたるのは文明五年（一四七三）である。つまり、蒔田方（吉良成高）の強入部は文明五年のことであつたと言ふことになる。

#### （4）年貢減免訴訟

こうした中で、十月百姓たちは寺家に赴き先に戦乱で不作となつた年貢の訴訟をすつと言ひ出したため、代官希幸はそれでは人を派遣しなければならなくなるとこれを押さえたが、近々百姓が訴訟に参上すると寺家に伝えた。そして、十一月晦日の希幸書状によれば、百姓は年貢減免として三分の一だけ納めると主張したが、代官は三分の二の分を進納するよう堅く申し付けた。しかし、その後も百姓二、三人が無沙汰をしており、代官は自分で出費すること先勘定した。くわしいことは百姓道専入道が寺家に参るので申し上げると述べたが、これは戸守郷の代表としておとな百姓道専入道が年貢減免の交渉を行おうとしていたことを示している。ここで百姓が寺家に年貢の三分の二の減免を要求したのに対し、寺家は三分の一のみの減免を厳命し、いまだに納めない二、三人の百姓がいると述べている。この両者の主張の差は三分の一であるので、先のように戸守郷が八坊分田支配であるとすれば、八坊分×三分の一＝二・六となり、未進をしていた請負いのおとな百姓の数とほぼ一致する。この場合においても、戸守郷が八坊分田支配となつていたことは確認できよう。

以上、戸守郷では戦乱となつたため周辺の郷村とともに一揆を結び、用水を留め耕作を放棄した。そして、蒔田方（吉良成高）軍勢

の入部に際しては代官と共に年貢強奪を防ぎ、退去後はおとな百姓が寄合つて二か月間の駐留経費の勘定を行い、寺家に赴き立て替え分を請求した。さらに、戦乱に際しての不作分については寺家に三分の二減免の訴訟を行った。これらの百姓の行動の背景には財物の備蓄と惣郷同心による自力、近隣諸郷との連帯があったと言うことができよう。

## おわりに

これまで検討した結果、明らかになったこと、今までの研究で改めるべきことについて述べてみたい。まず、明らかになった点では、①戸守郷はこれまで戸守だけであるとの前提で考察されてきたが、用水や寺家訴訟の口入などの関係から長楽・正直も含む<sup>(4)</sup>三つの小村で構成されていた郷村であったと考えられる。②用水については、これまで隣郷との相論の元となっていた場所に堰と樋があったように考えられてきたが、「堰庭」(堰場)とは川からの取水場のことであり、「樋」とは分水場の樋のことであることから区分すべきであり、樋の構造も樋の上から水を落とす洗堰ではなく「樋之口」(樋管)の中から水を落とす方式であったと考える。③守護御用銭の催促をした府中については、享徳四年(一四五五)以降機能を停止したと言われているが、これ以後も戸守郷に奉書を発給し郡使を派遣しているのていまだ継続していたと考えられる。④戸守郷に進駐した蒔田方については、これまで「守護の使者」といわれてきたが、これは先の守護御用銭催促から類推したもので、実際は足利氏御一家で「蒔田御所」と言われた吉良成高のことで、享徳の乱でも河越城の上杉持朝勢力圏内で行動していた、などである。

ついで、これまで検討してきたことをまとめ残された課題を示しておきたい。①戸守郷については、鎌倉末期から戦国時代まで多くの板碑が建てられ村落結合を母体とした結衆の存在が認められる。また、「おとな相合候て勘定仕候」と言うようにおとな百姓を中心とした寄合運営が戸守郷政所で行われていたが、このような郷村の結合が惣郷であった。②戸守郷の用水については、都幾川から取水する堰と、分水を行う樋は同郷が管理しており、用水の引水権をもつ尾美野・八林両郷との間には談合の場が設けられていた。しかし、それは戸守郷主導のものであり対等なものではなかった。尾美野・八林郷はそうした関係を打ち破るべく度々戸守郷に樋口の拡張を要求し、郷代官を口入として交渉し、さらには守護所に訴えたのであった。本来、領主側の用水に対する介入は基本的になく、郷中の自主的運営に任されていたが、内部で解決できない問題が起これば上級領主への訴訟となった。③戸守郷の年貢收取体制については、八

坊分田支配となっており、おとな百姓による各分田の年貢請負（一坊分一貫六四八文）がなされていたと考えられる。年貢減免要求では、惣郷同心して不作を理由に減免を要求し、春耕時期まで納入を引き延ばしつつ耕作放棄を構え、代官を巻き込んで寺家にその実現を迫った。④享徳の乱では、古河公方成氏と対立する扇谷上杉持朝の勢力圏に戸守郷も含まれていたが、鑿阿寺による守護不入権の確保と寺家代官の直務支配により寺領として郷を守り、戦乱に際しては百姓たちは周辺郷と一揆を結び用水を留め耕作を放棄し抵抗を示した。一方、府中からは守護御用銭の催促がなされ、蒔田方（吉良成高）の軍勢が郷内に入部し二か月も駐留したが、いずれも寺家との協力で停止・退去させた。この間の郷村の負担につき、百姓たちは寺家に対し駐留経費の立て替え分の支給、戦乱時の不作分の減免を訴えた。

しかし、両上杉氏に対する長尾景春の乱（文明八（一四七六）～十二年（一四八〇））ともなると古河公方対両上杉氏という対立構造は一変し<sup>(41)</sup>、国人衆の支持を得た長尾景春が古河公方と結びつき太田道灌と対立するという構図となった。長享年間には古河公方政氏および雪下殿（尊徹、鶴岡八幡宮別当）からの推挙を寺家が受け入れたため戸守郷代官に長尾景春がなり<sup>(42)</sup>、守護不入権と寺家支配は形骸化していった。その後、永禄二年（一五五九）『小田原衆所領役帳』では、戸守郷は後北条氏配下の松山衆太田豊後守（泰昌）の所領に組み込まれ知行高三一貫九〇〇文とされた<sup>(43)</sup>。このように一五世紀後半～一六世紀の東国の戦乱では、享徳の乱が古河公方対両上杉氏という旧来の対立構造で始まったが、長尾景春の乱以降は両上杉氏に取って代わり長尾景春と太田道灌の対立が前面に出て、長尾氏に古河公方・国人衆が支援に廻るといのように分極化が進んでいった。こうして、東国争乱の対立軸が二極から多極化し、北条氏の登場に至るといのように、段階的に戦国時代に移行していった。

この間、武家代官となり、さらに戦国大名知行下に組み込まれた戸守郷やその他の東国郷村がどのように変化し、自立性を存続させたのかについては、近年の自力の村論や東国戦国大名下の郷村の研究<sup>(44)</sup>を踏まえて考えてゆかねばならない。

## 註

- (1) 峰岸純夫「東国における十五世紀後半の内乱の意義」『地方史研究』六六号、一九六三年。
- (2) 峰岸純夫「室町時代東国の用水相論文書―鑿阿寺領武藏国比企郡戸守郷における―」『国史学』第八六号、一九七一年、六四頁。

新川武紀「中世下野における農民闘争についての一考察―興禪寺領・日光山領・鏝阿寺領を中心に―」(『栃木史学』一六、一九七四年、一〇〇―一四頁)。永原慶二「武蔵国戸守郷とその周辺」(『栃木県史』史料・中世三月報、栃木県、一九七八年)。佐藤博信「中世東国寺社領の動向―下野鏝阿寺と武蔵戸守郷―」(『中世東国の支配構造』思文閣出版、一九八九年、三六一頁、初出は大田区『史論』六号、一九九六年)。佐藤和彦「東国社会と農民闘争」(『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、初出は民衆史研究会編『民衆史の課題と方向』、三一書房、一九七八年、一四三頁)。加茂下仁「鏝阿寺領戸守郷における農民闘争とその基盤―中世東国の荘園―」(『埼玉地方史』第一六号、一九八四年、一―一三頁)。『近代足利市史』第一卷、足利市、一九七七年、二六五―二六八頁。『新編埼玉県史』通史編二中世、埼玉県、一九八八年、八四六―八五〇頁。『川越市史』第二卷中世編、川越市、一九八五年、四四〇―四四六、四六四―四八五頁。『川島町史』通史編上巻、川島町、二〇〇七年、四六六―四七四頁。

(3) 國學院大學大学院池上ゼミでは池上裕子先生を始めゼミ生による川越市周辺の現地調査を二〇一〇年―二〇一二年度にかけて行った。特に、二〇一二年には池上先生・中西望介氏とともに、川島町の長楽用水を踏査し取水口、分水口を確認した。この場を借りてお世話いただいたことに感謝したい。

(4) 千々和到『板碑とその時代』平凡社、一九八八年、一九九―二〇六頁、『川島町史調査資料第六集 川島町の板碑』川島町、一九九九年、七九―一一三頁。

(5) 足利尊氏袖判下文・足利尊氏書状・高坂重宗陳状案(高文書)、『新編埼玉県史』資料編五中世一、三八三・三八四・四六三号、埼玉県、一九八二年、二八九・二九〇・三二九頁。

(6) 足利金丸寄進状写(諸州古文書)・上杉憲顕施行状(鏝阿寺文書)(前註(5))、『新編埼玉県史』資料編五中世一、四七〇・四七一頁、三三四頁)。

(7) 足利氏満御判御教書・足利氏満御判御教書・足利氏満御判御教書(高文書)(前註(5))、『新編埼玉県史』資料編五中世一、五二二・五二四・五二五号、三六六頁)。

(8) 鎌倉府奉行人連署奉書〈鏝阿寺文書〉(前註(5))『新編埼玉県史』資料編五中世一、六四九号、四四三頁)。

(9) 『近代足利市史』第一巻、峰岸純夫氏執筆分、二六一頁。佐藤博信「鏝阿寺文書覚書―供僧十二院の干支の分析を中心に」(『中世東国の支配構造』二二四頁、初出は『日本歴史』四〇四号、一九八二年。鏝阿寺の年行事の年(干支)ごとの順番について、峰岸氏が籤により決定されたとするのに対し、佐藤氏はそれらの間に関連性はなく鏝阿寺境内の各院の配置順で東の六字院(子年)から西の安養院(亥年)まで廻るシステムであるとしており、ここではその年行事順(左記)を採用する。

六字院(子年)、不動院(丑年)、普賢院(寅年)、東光院(卯年)、浄土院(辰年)、宝珠院(巳年)、威徳院(午年)、延命院(未年)、金剛乘院(申年)、千手院(酉年)、龍福院(戌年)、安養院(亥年)

(10) 鏝阿寺樺崎縁起并仏事次第(『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書二二四号、栃木県、一九七三年、四〇〇頁)。

(11) 前註(10) 鏝阿寺樺崎縁起并仏事次第、三九八頁。

(12) 鏝阿寺文書中の戸守郷関係史料一点をを次のように整理する。( )内の出典番号は『栃木県史』史料編中世一による。

#### ①用水相論

1、享徳二年卯月・一〇、戸守郷代官十郎三郎目安案(四七号)

#### ②不作減免要求

2、閏二・二二、戸守郷代官希宥注進状(二〇五号)、3、閏二・二二、超賢注進状(二〇一号)、4、一〇・二五、超賢注進状(五三〇号)

#### ③守護御用銭

5、正月・二八、希宥書状(五九九号)、6、三・一三、希宥申状(五六号)、7、六・三、某奉書(一五二号)、8、九・一八、希宥注進状(五九二号)

#### ④蒔田方入部

9、一〇・二三、戸守郷代官希幸書状(二八一号)、10、一〇・二三、戸守郷代官希幸書状(二〇二号)、11、一一・晦日、沙弥

希幸申状(五四号)

(13) 応安六年(一三七三)四月五日の室町幕府管領細川頼之奉書で武蔵国八林郷が上杉能憲に与えられ、応永三年(一三九六)七月二十三日の室町幕府管領斯波義将施行状では八林郷が上杉憲定に安堵されている(『角川日本地名大辞典』一一、埼玉県、角川書店、一九八〇年、八六八・八六九頁)。

(14) 大日本地理誌大系(九)『新編武蔵風土記稿』雄山閣、一九五七年、二七九頁。

(15) 前註(9)『近代足利市史』第一巻、二六七頁、『川島町史』通史編上巻、四六八・四六九頁。後者ではこの分水点を地図上で「堰庭」と記している。ただし、前註(2)の加茂下論文だけが堰と分水点を明確に区別している。

(16) 「塵芥集」八六条(『中世法制史料集』第三巻、岩波書店、一九六五年、一六〇頁)。

(17) 註(2)峰岸論文(六四頁)。その後、峰岸氏はこの樋は石の平垣の上に土を置きその上から水を流し、同時に石組みの間も漏水が抜ける「洗堰」であり、その堰の脇に坎樋いっぴを設けて引水するとして二本立てで説明している(『近代足利市史』第一巻、峰岸氏執筆分、二六七頁)。

(18) 宝月圭吾「灌漑用水の分配」(『中世灌漑史の研究』畝傍書房、一九四三〇年、一六六・一六七頁、一九八三年に吉川弘文館から復刊)。宝月氏は用水を所有し支配するには用水の敷地を所有することであるとし(同書四七頁)、大山喬平氏は水田の灌漑施設を維持管理する機関として地頭・公文代、または田堵・土民などの合議する地下の機関を想定している(「中世における灌漑と開発の労働編成」『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二一五頁、初出は『日本史研究』五六号、一九六一年)。黒田弘子氏は溜池築造に当たり最も功力を加えることのできた者に用水所有権が分与されるが、村落共同体が推進主体の場合は村の農民に与えられるとした(「中世後期における池水灌漑と惣村」『中世惣村史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一八六頁、初出は『解体期の農村社会と支配』校倉書房、一九七八年)。これらにより、戸守郷が長楽用水の管理権を持っているのは、もともと戸守郷が中心となって用水を設置・開削したからではないかと考えられる。

(19) この閏二月に該当する年は先の享徳二年(一四五三)前後だけでも、文安四年(二四四七)、文正元年(一四六六)、明応五年(一

四九六）などがある。ただし、その下限として文明元年（一四六九）十一月十二日に古河公方成氏が高師久に戸守郷を本領安堵しているの（『新編埼玉県史』資料編五中世一、九五九号、六一〇頁）これ以前のこととなる。また、この代官希宥に続いて希幸が代官となった時に守護方より戸守郷に反銭賦課を求めてきたが、長禄四年（一四六〇）閏九月には扇谷上杉氏の家宰である太田道灌が足立郡佐々目郷に反銭を賦課し軍勢を入部させている（『新編埼玉県史』通史編二中世、八四二頁）。とすれば、鏝阿寺が守護不入権をもって抵抗していた戸守郷への介入はやや遅れたとして、この場合は文正元年（一四六六）閏二月がふさわしいと考えられる。

- (20) 超賢注進状（『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書二〇一号、四三六頁）。
- (21) 『新編埼玉県史』通史編二中世、四三八頁。
- (22) 鏝阿寺領下野国橋本郷は十二坊の分田支配となっており、一二名の有姓の有有力百姓がおのおの一貫五〇〇文の年貢を請け負っていた（橋本郷田畠目録・橋本郷年貢所済注文（『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書一五三・一五四号、四一〇・四一一頁）。
- 『川島町史』通史編上巻（四七一頁）では戸守郷は鏝阿寺八坊によって分割支配されていたと述べている。
- (23) 超賢書状（『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書二〇一号、四三六頁）。
- (24) 『日本国語大辞典』三、小学館、一九七二年、六一三頁。
- (25) 超賢注進状（『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書五三〇号、五五九頁）。
- (26) 『川越市史』史料編中世Ⅱ、川越市、一九七五年、八七〇・二頁。
- (27) 佐藤博信「足利成氏とその時代」（『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年、六二〇・六九頁、初出は『千葉史学』一〇号、一九八七年）。
- (28) 応仁二年鏝阿寺供僧等目安案（『栃木県史』史料編・中世一、一六五号、四一七頁）。「親元日記」一（『統史料大成』一〇、臨川書店、一九六七年、三九八頁）。註（2）『近代足利市史』第一卷、峰岸純夫氏執筆分、二七七〜二七八頁。
- (29) 希宥書状（『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書五九九号、五八四頁）。



- (30) 某奉書『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書一五二号、四一〇頁。
- (31) 希宥書状『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書五九二号、五八一頁。
- (32) 希宥注進状『栃木県史』史料編・中世一、鏝阿寺文書五九二号、五八一頁。遠江国の場合は公方とは守護のことと考えられていた(黒田日出男「中世後期の開発と村落諸階層」『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四年、一六九頁、もとは修士論文の一部、一九六九年)。
- (33) 小野一之「古代中世の多摩郡と武蔵国府」『中央史学』第二十六号、二〇〇三年、七四頁。小野氏は武蔵府中および守護所の軍事的・政治的機能は享徳四年(一四五五)正月の分倍河原合戦以降停止したとし、『武蔵府中と鎌倉街道』(府中市郷土の森博物館、二〇〇九年、一一五頁)も鎌倉府の消滅(同年六月)以後これらの機能は衰退したと述べている。しかし、かならずしもそうでないことは先述のように応仁元年(一四六七)ごろ戸守郷へ守護より御用銭の催促があり、翌年にも府中から公方御用銭の催促があったことでも知られよう。
- (34) 前註(2)佐藤和彦「東国社会と農民闘争」(一四四頁)、佐藤博信「中世東国寺社領の動向―下野鏝阿寺と武蔵戸守郷―」(三六九頁)でも「守護使(蒔田方)」としている。
- (35) 『梅花無尽蔵』第二(『続群書類従』第二二輯下、文筆部、続群書類従完成会、一九〇五年、八三〇頁、『五山文学新集』第六卷、東京大学出版会、一九七二年、七一三頁)、荻野三七彦「武蔵の吉良氏についての研究」『吉良氏の研究』名著出版、一九七五年、四八頁、初出は『軍事史研究』一〇四号、一九六五〜六六年)。
- (36) 御内書案(『群書類従』二三輯下、続群書類従完成会、一九二四年、三一四頁)、『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年、一五五、三七八頁。
- (37) 黒田基樹「扇谷上杉氏の政治的位置」(黒田基樹編著『扇谷上杉氏』戎光祥出版、二〇一二年、三七頁)。
- (38) 入足(いりあし)とは、ある収入を別の項目に繰り入れること、転じてある項目の運営に必要な費用で他所からの繰り入れによって賄われることを指した(『講座日本荘園史』一、荘園関係基本用語解説、吉川弘文館、一九八九年、四二四頁)。註(2)佐

藤博信氏論文（三六九頁）、加茂下論文（五頁）では入足を「人足」と読んでいるが、東京大学史料編纂所所蔵写真版・影写本でも入足となっている。

(39) 戸守郷代官希幸書状（『栃木県史』史料編・中世一、鏖阿寺文書五四号、四三六頁）。

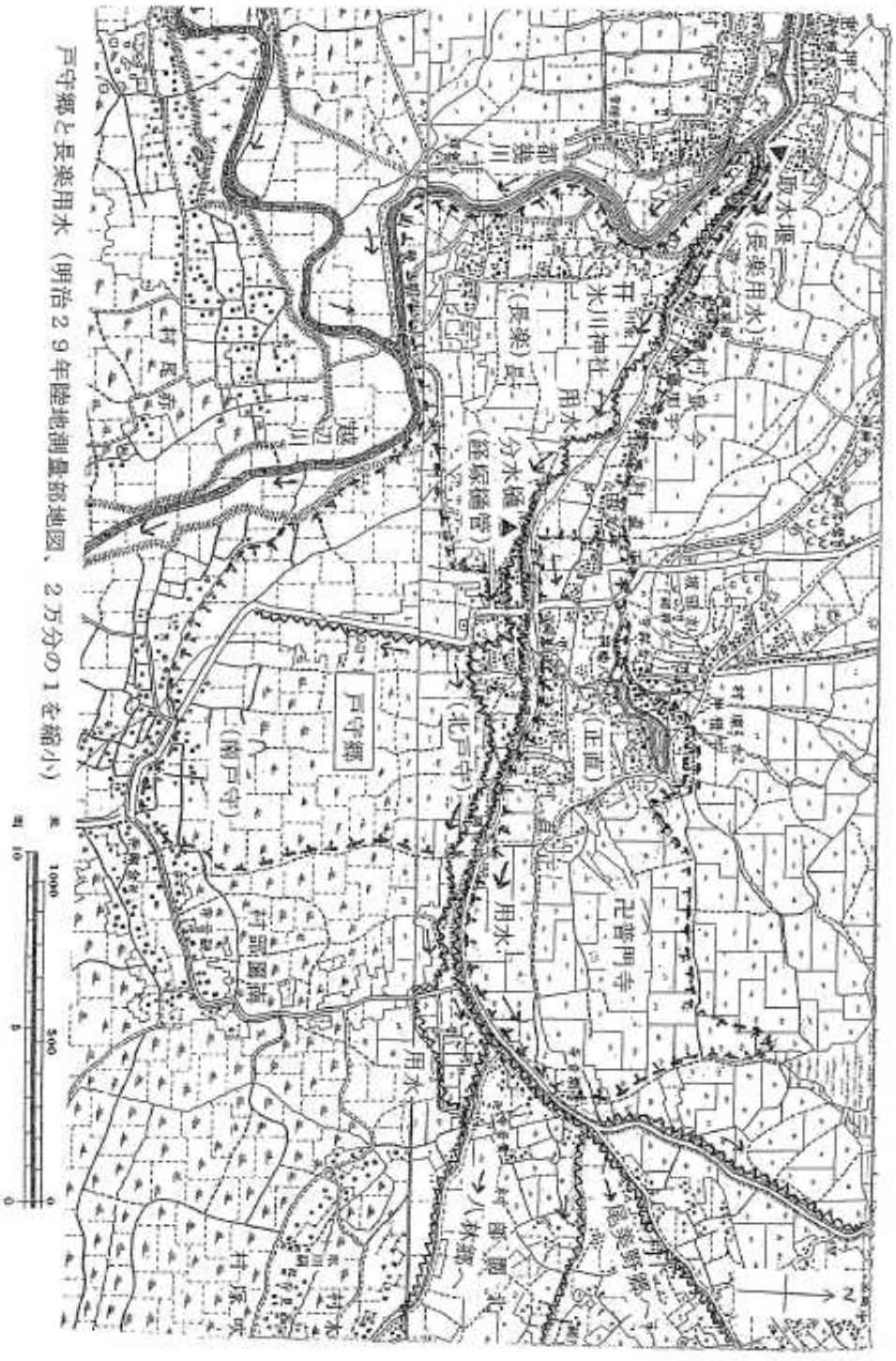
(40) さらに戸守の東隣の北園部・南園部及び吹塚・中山も戸守郷に入っている可能性も否定できない。それは近世の伝承による小見野郷一〇か村、八ツ林郷一八か村にこれらの地域が入っていないことによる（『角川日本地名大辞典』一一、埼玉県、二一四、八六九頁）。しかし、このことはあくまでも伝承によるもので傍証を得ないためこれ以上触れることはできない。

(41) 佐藤博信「享徳の大乱の諸段階」（前註（8）『中世東国の支配構造』、一〇四頁、初出は『日本史研究』三〇二号、一九八七年）。『新編埼玉県史』通史編二中世、四三三頁。

(42) 六月四日足利政氏書状案・十二月八日法橋定基書状（『栃木県史』史料編・中世一、鏖阿寺文書一〇・二九四号、三四二・四七三頁）。前註（2）佐藤博信「中世東国寺社領の動向―下野鏖阿寺と武藏戸守郷―」、三七一頁。ここでは長尾景春の戸守郷代官就任は長享三年（一四八九）頃から明応三年（一四九四）頃であると推定している。

(43) 『戦国遺文後北条氏編別巻小田原衆所領役帳』東京堂出版、一九九八年、一一五頁。

(44) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」（『社会史研究』六、一九八五年、のち『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、に再録）。藤木久志『戦国の作法』平凡社、一九八七年、同「村請の誓詞―豊臣支配と百姓起請文―」（『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）。池上裕子「戦国の村」（『岩波講座日本通史』第一〇巻、一九九四年）。同「中近世移行期を考える―村落論を中心に―」（『人民の歴史学』一七九号、二〇〇九年、のち『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年に再録）。則竹雄一「大名領国下における年貢収取と村落」（『歴史学研究』六五一号、一九九三年）。



戸守郷と長楽用水 (明治29年陸地測量部地図、2万分の1を縮小)

## 第四章、中世東国の宿の構造と検断職

### ―常陸国新治郡田宮宿を中心に―

#### はじめに

地域における「都市的な場」としての中世の宿・町・市の研究は一九七〇年代の網野善彦氏の提起<sup>①</sup>以来活況を呈しているが、宿・町・市はどう違うのか、農村的側面はなかったのかなどの問題も残されている<sup>②</sup>。一方、宿・市の景観については近年、奥大道に沿った栃木県下古館遺跡や福島県郡山市の荒井猫田遺跡の発掘調査<sup>③</sup>で、より具体的な姿を見ることができるようになった。こうした宿の遺構はその後の耕地化、市街化により失われる場合が多いが、茨城県土浦市に残る田宮宿は、高岡法雲寺所蔵の年貢目録や村絵図、宿内の金石文により中世的景観が復元でき、内部構造に迫れる数少ない例である。すでに永原慶二氏が法雲寺年貢目録の分析を行っており、田宮郷では大経営は存在せず自立性を持った小経営が分出し、銭交換の市場成立により法雲寺は銭納化を進めたとする。最近では内山俊身氏が宿景観を村絵図で復元し、埋納銭の発見状況を調査・報告している。湯浅治久氏の場合は、桜川―東城寺の道筋に成立した中世的「宿」の完成された姿の一つであると述べ、宿在家・町家の集住、銭年貢の納入、「検断」としての侍、有徳人の存在などについて指摘している<sup>④</sup>。

このように、これまで宿の景観復元、南北・東西の道の交差、自立的な宿在家の集住、市場の存在、検断<sup>⑤</sup>侍の存在などが明らかにされてきたが、本論文では年貢目録の再検討と現地調査を通して、中世の田宮宿がどのような構造であり、検断職を担った地侍は宿においてどのような役割を果たしたのかについて考えてみることにする。

#### 一 新治郡法雲寺と田宮宿

##### (1) 田宮宿の成立

さて、常陸国新治郡田宮郷（宿を含む）は筑波山南東山塊とその麓を流れる桜川との間の河岸段丘上にあつて、その西が水田地帯で西の筑波郡との境になっており、中世には南野荘に属していた。田宮郷を通る南北の道は清滝寺―東城寺麓―高岡―桜川をつなぐ道であるが、主要街道である東西の土浦―北条間をつなぐ街道が郷の南で交差していた。

一九七八年、田宮の北はずれで、小字辻屋敷西隣の小字榎平の竪穴住居跡より、埋納銭七二〇〇〜七三〇〇枚（開元通宝〈六二一〉〜咸淳元宝〈一二六五〉）が緡銭<sup>さしせん</sup>として麻紐で括られた上、三角形に積み上げられた状態で出土した<sup>⑤</sup>。埋納推定時期は、建治四年（一二七五）〜正中二年（一二二五）ごろで、鎌倉後末期に当たると考えられる<sup>⑥</sup>。これだけの銭貨が流通し蓄積されるには、それなりの商業活動を行う拠点が近くになければならない<sup>⑦</sup>。とすれば、辻屋敷や田宮宿はすでに鎌倉後末期には存在していたのではなからうか。後述するように、田宮宿の南の入口脇に正応六年（一二九三）に亡くなった小田常陸介時知の菩提を弔って清冷院が建てられたが、この地に清冷院を建てたのはその子で守護の宗知<sup>⑧</sup>のほずであり、田宮宿もこのころに創設されたと考えられる<sup>⑨</sup>。

## 〔2〕法雲寺と「年貢目録」

室町時代の田宮郷の領主は禅宗寺院法雲寺である。法雲寺の開祖は筑波社・三村郷を本拠としていた小田治久の猶子となった復庵宗己和尚（一二八〇〜一三五八）で、林下の一つである幻住派に属した。復庵は延慶三年（一三一〇）中国（元）に渡り杭州天目山獅子正宗禅寺で修行し帰国した。正慶元年（一三三二）、新治郡高岡に楊阜庵<sup>ようふあん</sup>を建てて住み、のち正受庵と名を変え、仏殿・僧堂を完成させ文和三年（一三五三）に法雲寺と改称した<sup>⑩</sup>。法雲寺の経営実態を示すものとして、「法雲寺莊主庵年貢納目録」<sup>⑪</sup>がある。そこには、A、嘉吉三・四年分、B、長祿二年分、C、延徳元年分の三つの年代の文書が並記されているので、順次検討してみたい（以下各々の文書を区分しA〜Cを付す）。

まず、嘉吉三年の年貢目録（A）は、①高岡郷の田分と、②田宮郷田畠、散在所領田畠、高岡郷鍛冶内畠の分の二つによって構成されている。このうち①の高岡郷は八反内・鍛冶内・五反内・竹内・源阿弥内という五つの垣内<sup>⑫</sup>名で構成されていた。高岡郷は田宮郷の南に位置し、桜川を南に臨む台地から桜川沿いの低湿地までに、それぞれ「高岡根」・「高岡沖」・「高岡新田」（近世初期）という三つの集落が作られており開発のさかんな郷であった。この田分の合計面積一六町七反の本年貢は六六貫七七五文であるから、一反の年貢はほぼ四〇〇文となる。このころ、吉田郡の郷村の反別年貢は四〇〇〜五〇〇文であり<sup>⑬</sup>、標準的な課税であった。しかし、田の面積に対して現作が八町九反で半分ほどしかなく、年貢納入は二三貫四二八文で、納入率も三五・一％と非常に低かった。これは桜川沿いの水田で洪水による被害をうけやすかったためと考えられる。それ以外の②全体でも、反当たり年貢は一律一反四〇〇文となってい

た。そのうち田宮郷田分では本年貢四六貫一九〇文に対して、納入額は三五貫三九一文、納入率は七六・六%で高岡郷の二倍もあった。これは田宮大池・小池による灌漑で台地脇の水田を潤し、安定した生産がなされていたのである。また、散在田分は遠隔地であったが、面積も広く（年貢九五貫七一〇文を反別四〇〇文で逆算すると推定二三町九反九九歩）年貢納入率も低くはなかった（年貢納入六五貫一四六文で六八・一%）。これらの所領での田畠年貢はすべて銭納とされており、この生産物の換金は田宮宿近隣の市場でなされたものである。

## 二 田宮宿の景観と構造

### (1) 長禄二年の田宮郷年貢目録

次に長禄二年（一四五八）の田宮郷の年貢目録（B）全体を次の表一で示すこととする。これは先の目録（A）と違って、田宮郷内の宿在家の名前と所持する田畠、年貢を列挙しており、現地景観だけでは捉えきれない宿の構造や支配関係を知る手がかりとなるものであり、長大ながらあえて掲載することとした。

〔表一〕 長禄二年田宮郷年貢目録（B）

#### a、田宮郷

公田五町五反			
内検田数二二町五反半四九歩			
土貢四八貫六九〇文			
反	除田	反	除田
六	鍛冶宮神田	二	祇園神田
三	正受庵	一	薬師堂免
一	溝払田	一	天神神田

#### b、宿在家内付田数

No.	反	貫・文	保有者
1	一四	三・五五〇	検断
2	二	六七〇	ほ町、又六郎跡、同前
3	一	二〇〇	うつけ田、同前

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
半	四	一	二	一〇	六半	七六	二	一	二	二	二	二	一	一	二	二	二	二	四	四	四
一二五	九七五	三〇〇	五〇〇	二・四〇〇	一・五五〇	二・二五〇	五五〇	三〇〇	五五〇	五〇〇	六〇〇	四五〇	二〇〇	打開在	六〇〇	七〇〇	五五〇	五五〇	九五〇	九〇〇	一・二五〇
道全か跡	弥阿弥か跡 松二郎持	道場	浄心二郎太郎か跡 馬太郎入道持	平七	田宮孫太郎入道か跡 永明五郎殿	能阿弥か跡 侍従公・たかあし・祐慶三人前持	彦五郎みし	三位公	彦次郎か跡 めしニ	成智後家 弥七郎か跡 四郎太郎・喜藤五入道 半在家宛	道阿弥後家か跡	道覚か跡 孫四郎	三郎二郎 いぬわう、是もそうくわう	同前 そうくわうか跡	増田か跡 そうくわう	聖二五郎太郎	西願か跡	七郎四郎か跡、さかり	増明馬太郎入道、此内四郎九郎持、五五〇文処	喜阿弥か跡	那智阿弥か跡

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
三	二	四	一 一 二 ・ 一 五〇	一	二	二	一	一〇 二 ・ 一 五〇	二	二	二 打 開 四 〇 〇	二	五 一 ・ 三 五〇	四 一 ・ 二 〇 〇	二	二	二	四	三 一 ・ 二 〇	五 小	三
五五〇	六五〇	一・一〇〇	二・一五〇	三〇〇	五七五	六〇〇	二〇〇	二・一五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	六〇〇	一・三五〇	一・二〇〇	四〇〇	五〇〇	五五〇	九〇〇	四〇〇	四〇〇	九〇〇
六郎三郎 辻	藏仏か跡 七郎五郎	辻平六か跡	彦四郎か跡 辻平次五郎持	浄心か跡 馬太郎入道持	四郎五郎か跡 あつふ かさぬいか跡	四郎九郎 まとめ	喜藤五入道か跡 平六	紺町屋か跡 作人別紙在 <sub>レ</sub> 之	弥六入道か跡 喜阿弥持	七郎二郎了阿弥跡 馬太郎入道持	五郎四郎入道	五郎四郎入道	聖阿弥か跡 道永・みしなは二人持	義阿弥孫三郎か跡 平次五郎	法心 阿なねすミ	孫三郎 こせい	本山藤七	三郎四郎 いんけい	ほまち 神林殿	高阿弥か跡 祐慶	彦五郎ひけ



No.	貫・文	反	保有者
1	六・三〇〇	此内三〇〇文本山恩 二〇〇文道代	検断作人委細在「別紙之」 不作共
2	八〇〇	道場	
3	九〇〇	四反出作人在	四郎五郎
4	六五〇	此内二〇〇文清涼院 四五〇文天王寄進	聖二五郎太郎
5	五〇〇	二反あいの内 くほ	与太郎 清涼院納
6	四〇〇	二反天王わき	やそた 清涼院方
7	二〇〇	榎木平	さらり屋敷付 天王寄進
8	二五〇	一反半	七郎四郎 さらり

計	(二八五大)	四六・二九〇
55	二	四〇〇
54	八	一・二二五
53	二	五〇〇
52	二	五〇〇
51	二	五〇〇
50	二	六〇〇
49	三大	九〇〇
48	八一・三〇〇	八一・三〇〇

畠分	畠分
与一四郎入道か跡 与三次郎	与一四郎入道か跡 与三次郎
与太郎	与太郎
七郎五郎 畠中	七郎五郎 畠中
彦七辻	彦七辻
やはたか跡	やはたか跡
淨空か跡 孫七入道持	淨空か跡 孫七入道持
彦三郎か跡 神六入道持	彦三郎か跡 神六入道持
小五郎入道	小五郎入道

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12		11	10	9	
四〇〇	二〇〇	七五〇	二〇〇	二五〇	五五〇	五〇〇	二〇〇	四二五	二〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	四五〇	七一〇	六〇〇	六五〇	五〇〇		九五〇	八八〇	四八〇	
二反	一反半五〇文道代	三反	一反半小池上		二反五〇文道代	二反	荒神堂脇						二反			四反	二反		鍛冶の宮脇道六二文	四反諏訪の脇四三〇文	二反榎木平	
五郎四郎入道	かさぬいか跡	三位公	三郎二郎 伏たう	三郎二郎	本山か跡 神林殿	紺町屋	与一四郎入道 与三次郎	たうミやう	平二郎米桶か跡 西五藤太郎入道持	道阿弥後家か跡	七郎二郎 ねう阿みか子	聖智後家	七郎五郎 畠中	聖阿弥か跡 みしかな	孫二郎か跡 永明五郎殿	高阿弥か跡	喜阿弥か跡	那智阿弥か跡	そうミやう	西願か跡 三四六文 祢阿弥か跡	道全か跡	孫三郎 こせい

計	30	一〇〇	不作	道実か跡
	一六貫九九五文			長不作共清涼院菜園天王寄進除 <sup>レ</sup> 之

d、祠堂敷地および辻屋敷分

辻屋敷分	辻屋敷分	辻屋敷分	辻屋敷分	辻屋敷分
三〇〇文	天屋屋敷	二七五文	三郎五郎	
二七五文	餅春	二七五文	関屋御恩	
已上	一貫一二五文			

(2) 田宮宿の景観復元

元禄十二年（一六九九）の「田宮村絵図」<sup>(14)</sup>では、村の中央を南北に通る道路沿いに宿があり、周囲を長方形の林（堀の植生）で囲われた中に二軒ほどの家々が建ち並んでおり、これが田宮村の中心的集落となっていた。宿内は北から上宿・中宿・下宿と三つに分かれており、南北四〇〇m、東西二一三mの規模であった。宿中の南北道路の中央部分に西から横道が入りT字路となっているが、その南西角にはかつて市神様という三角の石（高さ一m）<sup>(15)</sup>が祀られていた。そこから南へ五〇mの間は道幅（七、八m）が広がっており、明治時代の初めまで年に一度、市が立っていたといわれる。宿の西側の土塁と、東側の土塁・堀（幅二m、深さ一m）は南北で繋がって宿を囲んでいた（文末の図一参照）。表一のaで除田となっていた「溝払田一反」の溝払いと、宿の周辺の堀底を浚う費用を賄うためのものである。宿の北の墓地の北側の畑地には「町場」<sup>(16)</sup>という小字が残っているが、これは宿外であり近世の村絵図でも人家はなかった。また、その北の辻屋敷（小字）付近の榎木平からは先述のように大量の埋納銭が出土している。

(3) 宿在家

表一のbの表題は「宿在家内付田敷」となっており、宿在家ごとの田の保有を記している。それに畠を加えれば、田畠両方の保有者をまとめれば五二人（軒、く跡も含む）であり、畠のみの保有者は六人（軒）で合わせて五八人（軒）となる。このうち田畠面積で一

町以上を持つ者は検断、紺屋跡、与一四郎入道跡で、一町から五反以上は一〇人となっている。宿住人には、三位公・侍従公など公名を名乗る僧のほか、阿弥陀号を名乗る百姓や商人も多かったと考えられる。文禄三年（一五九四）「田宮村御繩打水帳」では、家四八軒（寺一軒、名主一軒、組頭二軒、医師一軒、本百姓三八軒、以下欠）となっていたが、そのうち一二軒だけが屋敷持ちで官途名を名乗っているものが多く、<sup>(17)</sup>おとな百姓および有力百姓と見られる。田の合計は三六町二反二畝二三歩で、畠は二〇町五反九歩、屋敷は一三石一斗六升四合（反別不記載）となっていた。

#### （4）宿の町屋

検断については後述するとして、宿在家で検断に次いで土地保有が多いのは「紺町屋」であるが（表一b 39、c 24）、これは紺屋を営む職人で「町屋」を構えていたものである。町屋とは町人、商人の家をいう。<sup>(18)</sup>その実態は、応永十八年（一四一一）に逃亡した筑波郡酒依郷の紺掻が一家一類七人、馬一疋、年貢三貫一五〇文、注文布などを伴っていたことから知られる。<sup>(19)</sup>紺町屋が所持していた田畠は作人に耕させており、農業から離れた專業職人であり、工房や商家を持っていたと考えられる。また、「平二郎米桶跡」というものがあるが、これは米桶を備えて販売する米屋であろう。

#### （5）辻屋敷分

また、田宮郷の北はずれの辻屋敷（小字）は、南北の街道と東西の街道（北条―成井〔かすみがうら市成井〕道）の交差点（辻）南側にあり、辻堂を中心として小集落を形成していた（のちに辻村と呼ばれた）。法雲寺は高岡・田宮郷および辻屋敷を境内としてこの地に北門を設けており、<sup>(20)</sup>ここに「関屋」が置かれていた。関屋は関所の建物、関守の番小屋のことである。これが「御恩」とされているのは、ここに関屋を置き関銭を取ることを法雲寺より認められていたからであろう。ここには「天屋屋敷」があり、さらに「餅春」が置かれている。これは餅を搗く人をいうが、販売もしていたろう。この関屋御恩と餅春、および三郎五郎の年貢銭は二七五文と均一でありこれらが一体の関係であることを示している。つまりここは辻屋敷分として有力百姓の天野屋敷（在家屋敷）と関屋、餅春、五郎三郎の家が立ち並び北門の境内の出入り口を警備し営業活動をしていたと考えられる。この辻屋敷の外の西側には榎木平（小字）があり「さらり屋敷」と孫三郎の畠二反があった。この地の住居跡からは、先述したように鎌倉後末期の埋納銭が出土している。このさ

らり屋敷は辻屋敷のすぐ隣にあるにもかかわらず辻屋敷分には含まれていない。おそらく、このさらり屋敷は金融関係の有徳人のもので、辻屋敷のグループとは営業面での補完関係にあったと考えられる。

## (6) 宿内外の寺社祠堂

宿の南の入口脇には街道に面して清涼院(表一c456)があつたが、この寺は小田泰知の嫡男常陸介時知が正安六年(一二九三)正月十五日に亡くなつた後、その法号清冷院(清冷院殿寂性玄朝大居士)の名を冠した律院として建てられたものである。小田氏の外護したつくば市小田の三村山極楽寺も清冷院といい、同じ律院で「坂東ノ律院ノ根本トシテ本寺也」とされて<sup>(2)</sup>いた。現在清涼院跡には三基の五輪塔(高さ一三二cm、幅三八cm、花崗岩)が立ち並び、不殺生界石と思しき板状の石(高さ一四〇cm、幅一〇五cm、雲母片岩、古墳石室の蓋石の転用か)が二基立てられている。また、宿の中央に安養院という寺があつたが、前出の文禄三年(一五九四)の「田宮村御縄打水帳」には、本寺が藤沢村神宮寺であり真言宗とされていた。宿の北西には、法雲寺鎮守の梶の宮が田宮小池を背後に鎮座している。他に、薬師堂(田宮宿の北)、天神(宿西の天神山)、天王(田宮宿の北、これも法雲寺鎮守八坂神社、のち田宮鎮守となる)、荒神堂、大日堂(梶の宮の西)・道場(仏道の修行所)などがあつた。宿の周辺の個人墓地には、多くの五輪塔、板碑が据えられている。

## (7) 在地領主の館

田宮郷年貢目録には、田六反の「田宮孫太郎入道跡」が記されている。小田氏系図によれば、小田城主小田治久の二男に田宮右近太郎知村がいる(図二参照)。田宮の地名を姓としているのであるから、田宮郷に土着していたものと思われる。

〔図二〕小田氏略系図(『系図纂要』第六冊、名著出版)

八田知家―知重―泰知―時知―宗知―貞知―治久―

孝朝―氏知―治朝―持家―朝久―成治―治孝―政治

知村(田宮右近太郎)

宿の西には谷が入り込んでおり、その西側が北向きの舌状台地となっていて、天神山と呼ばれ田宮氏の館跡があつたといわれる。こ

の天神山と宿の間から北に、ほぼ直線に梶の宮まで伸びる道がある。これは参道でもあり、馬を調練する馬場でもあったと見られる。田宮氏は長祿二年（一四五八）までには、知村の数代後の田宮孫太郎の時に断絶したと考えられる。

### 三 田宮宿の検断

#### (1) 検断職の設置

さて、宿内で土地保有の最も多いのは検断であった（表一 b 1、3、c 1）。それは年貢帳では田畠それぞれの筆頭に記されており、検断が田宮宿で最も重要な職であることを示している。この検断とは保安・警察の行為を指すが、鎌倉時代には守護・地頭の権限の中に含まれていた。<sup>(6)</sup>『沙石集』では、尾張の武士山田二郎源重忠が配下の侍の藤兵衛尉に検断をさせていたが、その際「検断の職は、半分の得分なり」とされていた。<sup>(7)</sup>これによれば、検断職は地頭の所領内で代行する侍に委ねられ、その得分は犯罪人からの科料の半分とされていた。検断分のうち田一町四反と畠六貫三〇〇文分は検断の役職にともなう保有地であり、文中に「本山恩」とあるように、その一部は本山（法雲寺）から支給されたものであった。また、又六郎跡のほ町の田二反とうつけ田の田一反も検断のものとなっている。 「ほ町」は私的な新開地であり没収されその半分が得分となり、「うつけ田」はその名の通り「うつけ」といわれるような犯罪で没収された分であろう。では、検断職の任命者は誰かといえ、田宮郷が法雲寺領であるので同寺であろう。しかし、小田氏が同寺の大檀那であるので、実質的には小田氏が任命者となろう。ここでは小田氏および法雲寺より検断職が領主の代行として田宮郷の侍に任せられたと考えられる。次の史料一では、明応八年（一四九九）に小田成治が地侍の沼尻又次郎に、田中荘郷清水金田城内慶秀遺跡の「検断并□□人識」<sup>(8)</sup>を充て行っているが、これは検断職の任命を指すと考えられる。新治郡金田<sup>(9)</sup>は田宮宿側から見て桜川の対岸台地に位置しており金田城を構え「田中庄強清水郷当宿」というように東西の街道に沿った宿となっていた。このことから考えれば田宮宿の検断職も地侍に充て行われた可能性がある。

〔史料一〕小田政治充行状案（『筑波町史史料集』第八篇、二五〇号、つくば市、一九八四年、一一〇頁）。

常陸国田中庄強清水郷金田城内、為「慶秀遺跡」、□「検断并□□人識」<sup>(8)</sup>之事、任「先規」被「充」行沼尻又次郎「処也」、仍後日之為状如「件」

成治<sup>(小田)</sup>  
（花押影）

明応八年己未十二月廿二日

## (2) 田宮宿の武力組織

嘉吉三年（一四四三）分の法雲寺年貢支出（A）の中に「百十九文 自<sub>三</sub>寺奉行、殿原・中間・夫催促之時度々」「四十八文 八月五日、寺奉行足利御立之時、鍛冶内夫<sub>高岡郡</sub>銭」という記事がある。これは、小田氏の寺奉行から出張に際して、法雲寺領内の高岡・田宮郷より殿原・中間・夫を出すよう度々催促があったことを示している。ということは、田宮郷にも殿原・中間・夫がいたことになる。それでは殿原・中間・夫とはどのようなものであるか。殿原は侍身分の呼称の一つで、莊園村落内部の上層部、地侍を指すが、中間は公家・武家・寺院に仕えた従者で家の子・郎等（殿原）の下に位置づけられ、軍事・警察的機能を担っていた。合戦の場合には「夜討合戦之時、中間男二郎四郎被<sub>レ</sub>疵被<sub>レ</sub>射<sub>三</sub>腋肩<sub>一</sub>畢」というように、主人に付属した戦闘員でもあった。夫は百姓の夫役のこと。荷物運搬を担った。このように、田宮宿では小田氏の寺奉行からの警固役催促にも応えられるような武力組織を持っていた。この警固役とは宿から宿まで公用の旅行者や年貢を安全に送り届けることであり（「宿送」）、警固の人員は「宿兵士」と呼ばれた。弘安六年（二一八三）に、鎌倉幕府は円覚寺領尾張国富田荘の年貢輸送に際し、在地の地頭に「年貢運上時宿兵士事」（宿兵士役）を命じた。小田氏からの警護役の命令は小田氏の寺奉行↓法雲寺↓高岡・田宮郷（宿）の殿原というルートで下されているので、これらの殿原は小田氏の直属の被官ではなかったと見られる。では、この殿原は田宮郷においてどのように存在していたのであろうか。殿原については、名前に殿がついている者を先の田宮郷年貢目録より抽出すれば、「永明五郎殿」、「神林殿」が見出されるので、この二人が田宮郷の殿原衆ということになる。とすればこの二人の殿原が田宮宿の武力組織の要であり、先の検断職もこの二人により担われたのではなからうか。

## (2) 地侍（殿原）永明五郎

「永明五郎殿」については在地領主田宮孫太郎入道跡の田六反を保有していたが（表一b20）、このことは土地とともに在地領主の権限も引き継いだと考えられる。田宮宿の西側にある飯村家は「揚明」の屋号を持つが、その墓地（参墓）の大聖不動明王碑（高さ一四五cm、横八五cm）には「長祿二戊寅十二月三日、揚明五良建之」とあり、永明五郎＝揚明五郎だったことが知られる。では揚明

とは何であろうか。これは法雲寺の元となった揚阜庵の一字「揚」（揚）を入れた名前であると考えられる。揚明については、平安時代に使われた名目上の称号で、山城・上総・常陸・近江五か国の介に冠せられた「揚名介」というものがあつた。「揚名」の語源は『孝経』にあり、名誉ある介という意味である。平安時代末期になると揚名介は「ただ名のみ揚げたる」虚名の官となつてしまつたと言われる<sup>(31)</sup>。その称号を名（揚名↓揚明に変更）として、被官となつた侍に与えたのであろう。当初はそれが揚明氏として姓のように扱われたが、これは世襲されず揚明五郎一代きりで使われなくなり、飯村家の屋号として残つたと考えられる。また、同じ飯村家墓地に阿弥陀如来石像（高さ一一・五cm、横五〇cm）があるが、そこに「永正十年九月、為「頓證仏果菩提」也、敬白」「田宮村開、揚明氏」と供養の文言が彫られており、揚明氏が田宮村を開いたとされる<sup>(32)</sup>（刻文は江戸時代のものであるので伝承であろう）。この墓地から台地の下の水田に下る坂を揚明坂というが、これは揚明五郎が造つたものと言われる。

また、田宮郷の年貢目録の最後に、次のような延徳元年（一四八九）の年貢納入が記されている。

「史料二」延徳元年年貢収納（法雲寺莊主庵年貢納目録（C））

納銭一貫文 上乘菴年貢	当納十貫八百文
納銭一貫文 木戸阜年貢	一貫文 当免
納銭一貫文 高首座田年貢	六貫二百五十文 未進 揚明前共
収銭一貫文 行木年貢	延徳元年十二月廿九日
収 <sup>(銭)</sup> 八百文 高首座屋敷年貢	修造方 眞賢
収 <sup>(銭)</sup> 二貫文 揚明前年貢	住（花押）

惣都合

この修造方への納銭（収銭）している者たちの中で上乘菴は高岡郷の法雲寺塔頭で、高首座は禅寺で修行僧中第一座で長老（住持）の次位で僧堂内で一切のことを掌る者である<sup>(33)</sup>。これらは寺中の僧侶や地侍による年貢収納分担であろう。その中に揚明氏が加わっていることは揚名氏が寺中の経営の一翼を担っていたということができよう。



## おわりに

常陸国新治郡田宮宿については、南北の街道を長方形の堀で囲んだ中に百姓・商人・僧侶など宿在家が立ち並んでいたが、各々田畠を持ち年貢銭を負担しており、農村的側面を持っていた。その南には鎌倉後期に守護小田氏により清冷院が設けられていたが、南北朝期には田宮郷（宿を含む）は法雲寺領となり、宿の北の辻屋敷（小集落）には寺の北門が設けられ関屋が置かれていた。その近くの住居跡からは大量の埋納銭が見つかっているが、ここには「さらに屋敷」があり、辻屋敷の「天野屋敷」とは商業的補完関係にあったと思われる。宿の西側には小田城主小田氏一族の田宮氏の館が置かれていたが、室町時代には断絶した。宿には検断職が置かれていたが、小田氏の寺奉行は法雲寺に対し殿原（地侍）・中間・夫による出張の警固を催促した。この殿原は宿内に二人いたが、これが検断職を担っていたと考えられる。このように宿は地域的な交通・商業・農業の拠点として重要な役割を果たしていたと言うことができよう。

## 註

- (1) 網野善彦「中世都市論」〔『岩波講座日本歴史』七中世三、岩波書店、一九七六年、二五四～二五七頁〕。
- (2) 飯村均「中世東国のムラ」〔『中世奥羽のムラとマチ』東京大学出版会、二〇〇九年、二六一頁、初出は畑大介編『ムラ研究の法―遺跡・遺物から何を讀みとるか―』岩田書院、二〇〇二年を改稿〕。ここでは網野善彦氏の提唱した「都市的な場」という概念によりムラと都市の境界が分からなくなっているとされる。池上裕子「市場・宿場・町」〔『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、三一―三三三頁、初出は日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座』二景観Ⅰ、雄山閣出版、一九九〇年〕。ここでは市場も宿場も町として捉え（三一九頁）、網野説では都市という場の特性を強調するあまり、村落との関わりが無視されているとし、都市の構成員や形成過程には農村や農民が深い関わりを持っていたとする（三三〇頁）。その上で、宿は交通路上の要衝で伝馬継ぎ立てや宿泊施設の提供という交通上の機能を果たしたが、また有力百姓を中心として人々を吸収し家並みを形成し周辺の開発を進め、商業活動を行ったとした（三二四頁）。

- (3) 『下古館遺跡』本文編、栃木県教育委員会、一九九五年、一〇六～一一四頁。石井進、日本の中世1『中世のかたち』中央公論新社、二〇〇二年、二五四～二六六頁。飯村均「東国の宿・市・津」〔『中世のみちと物流』山川出版社、一九九九年、二〇二～

二一八頁)。飯村氏はこの中で下古館遺跡型を市、荒井猫田遺跡型を宿とする類型化を試みている。高橋博志「荒井猫田遺跡の町跡とその周辺」(『中世のみちと物流』一七九頁)。

(4) 永原慶二「法雲寺荘主寮年貢目録について」(『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年、四八八〜五〇三頁、初出は『茨城県史研究』二二二号、一九七二年)。内山俊身「埋められなかった中世一括埋納銭―産屋・境界・銭について―」(『茨城県史林』第二二二号、茨城地方史研究会、一九九八年、二〇〜四三頁)。湯浅治久「中世的「宿」の研究視角」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、四二九頁)。

(5) 前註(4)内山俊身「埋められなかった中世一括埋納銭」、二四頁。内山氏は産屋習俗による埋納を想定している。

(6) 鈴木公雄『出土銭貨の研究』東京大学出版会、一九九九年、二六・五三・六五頁。鈴木公雄氏の分析によれば、その最新貨幣を基準として、田宮の出土備蓄銭の埋納年代は、時期区分で1期の一三世紀第4四半期〜一四世紀第1四半期のものと考えられている。

(7) 藤原良章「中世の市庭」(『講座日本荘園史』三、吉川弘文館、二〇〇三年、一一一頁)。鎌倉時代には、市そのものではなく「市之辺」(市の周辺)に金融業者が常駐し、市の開催日とは無関係に銭の取引が行われていたという。これから考えれば、埋納銭の出土していた住居跡は金融業者の店舗であったと考えられる。先述のようにここには「さらり屋敷」があった。

(8) 佐藤進一『増補鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七一年、七四頁。

(9) 藤原良章「中世の都市とみちをめぐって」(藤原良章・飯村均編『中世の宿と町』高志書院、二〇〇七年、一八四・一八五頁)。藤原氏は、鎌倉幕府が街道に浪人を招き据え新宿を建設するよう、たびたび守護・地頭に命じていたことを明らかにしている。

(10) 『茨城県史料』中世編I、解説、茨城県、一九七〇年、一一二頁。『戦国武将小田氏と法雲寺』土浦市立博物館、二〇一一年、一一頁。

(11) 『茨城県史料』中世編I、法雲寺文書二五号、四二二〜四二七頁。

(12) 峰岸純夫「室町期東国における領主の存在形態―上野国新田庄の岩松氏の場合」(『中世の東国』東京大学出版会、一九八九年、

一一八頁、初出は『史学』三四卷三・四合併号、一九六二年)。峰岸氏は、新田荘の垣内は在家よりも広い意味を持っており、渡辺澄夫氏が大乘院領大和国若槻荘の研究で示した垣内名と通ずるとした。高岡郷の場合は、在家を含んだ垣内名が「く内」と表記が変わったと考えられる。

(13) 『水戸市史』上巻、水戸市、一九六三年、三七五頁。

(14) 『新治村史史料集』第三篇、新治村史編纂委員会、一九八四年、図一〇頁。

(15) 土浦市田宮の伊藤三雄氏(元新治村史編纂委員)のご教示による。

(16) 藤原良章氏は、備中国新見荘市場地域では上市井村(街村)の東の水田に古市、古町頭、古町尻などの地名があることから、これが中世の二日市の故地であるとして、地字の「市」「町」を狭義の市と市場在家の空間とに区分し町の北に市が位置している景観を復元した(前註〈7〉藤原良章「中世の市庭」、一二六頁)。また、豊田武氏によれば、市場の位置としては①社寺門前、②地頭・荘官の館周辺、③街道、河川合流点や港湾など交通上の要地であったという(『中世日本商業史の研究』岩波書店、一九五二年、一一九〜一二三頁)。これから考えれば、宿内で立てられたという市は近世になってからのもので、中世には宿の北にあった法雲寺の北門の辻屋敷(小字)に市場があつた可能性があるのではなからうか。

(17) 『土浦史備考水帳集覽六』(写真版)、土浦市立博物館所蔵。

(18) 『日本国語大辞典』一一、小学館、一九七三年、四三〇頁。

(19) 注文断簡(『相州古文書』第四卷、覚園寺戌将神胎内文書二七号、角川書店、一九六七年、一二三頁)。

(20) 「法雲雜記便覽」享保七年、法雲寺所蔵。辻屋敷(小字)の南北道東の畑の地下に、疊大の敷石一〇枚が東西向きに一列に並べられている。

(21) 前註(20)「法雲雜記便覽」。

(22) 『雜談集』三弥井書店、一八七三年、二八八頁。『中世の霞ヶ浦と律宗』土浦市立博物館、一九九七年、四二〜四四頁。

(23) 『莊園史用語辞典』東京堂出版、一九九七年、八一頁。

- (24) 日本古典文学大系『沙石集』岩波書店、一九六六年、三七六頁。
- (25) 応永十三年十一月三日沙弥道栄充行状(『茨城県史料』中世I、日輪寺文書三号、三八四頁)。佐藤旺「茨城県の中世城郭」(金田城)『中世城郭研究』第二八号、二〇一四年、二八二〜二八三頁。
- (26) 註(23)『荘園史用語辞典』一五八・一六九頁。
- (27) 北爪真佐夫「国人領主制の成立と展開」(『講座日本史』三、東京大学出版会、一九七〇年、一二七頁)。
- (28) 康永三年二月日別府幸実軍忠状写(『筑波町史史料集』第八篇、一三六号、七一頁)。
- (29) 榎原雅治『中世の東海道をゆく』中央公論新社、二〇〇八年、一七九頁。弘安六年九月二十一日尾張国守護中条左衛門尉書下(鎌倉市史編纂委員会編『鎌倉市史』史料編第二、円覚寺文書一二、吉川弘文館、一九五六年、一一頁)。
- (30) 大聖不動明王碑。中央の「大聖不動明王」は薬研彫りであるのに対し、長祿以下の文は丸竹彫りであり、戌寅が斜め干支であることから江戸時代に建てられたものと考えられる。ただし、年代や揚明五郎の銘は長祿二年の田宮郷年貢目録から見ても違和感はない。
- (31) 『国史大辞典』一四、吉川弘文館、一九九三年、三五二頁。
- (32) 阿弥陀如来石像。この像も刻文は丸竹彫りで前註(30)と同じく江戸時代に建てられたものと思われ、「田宮村開」というのは村立ての起源伝承と考えられる。田宮郷は天正年間には田宮村、辻村に分立し、文祿三年には「田宮村御縄打水帳」が作られた。
- (33) 『日本国語大辞典』六、小学館、一九七二年、一三八七頁。



図一 田宮宿周辺地図 (新治村都市計画図、2500分の1を縮小)

### Ⅲ部、用水と入会地の管理

#### 第五章、戦国期東国の用水普請と郷中談合

##### ―武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して―

##### はじめに

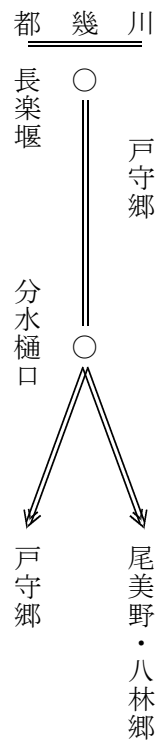
これまで、中世の用水については宝月圭吾氏以来、開発主体、用水の構造・運営に関する豊富な研究蓄積がある<sup>①</sup>。特に戦国時代について宝月氏は領主の灌漑統制は間接的であり、実質的には管理権は農村の自治組織が担っていたと述べている。これに対して黒田日出男氏は毛利氏が小領主間の用水修理の調停者として期待され、大名となつてからは井手溝の支配権を掌握したとした<sup>②</sup>。杉山博氏も大名の富国強兵策により治水・灌漑の大規模工事が行われたとした<sup>③</sup>。しかし、近年では笹本正治・西川広平氏により戦国大名領では郷村の用水管理ネットワークに依拠した普請動員がなされていたという見解が出されている<sup>④</sup>。果たして、戦国大名は用水普請をその都度命じていたのであるか。ここではそもそも郷村の用水管理の実態とはどのようなものであったのか、そして戦国大名による用水普請への関与はどのようなものであったのかについて考えてみたい。まず、はじめにフィールドを広い意味の東国(甲斐・陸奥を含む)とし、戦国時代の嚆矢といわれる享徳の乱の時期の用水管理について概観し、天文～天正年間の戦国大名の関わる用水普請について検討し、戦国家法では用水はどのように取り扱われたのかを見て行きたい。

##### 一、郷村による用水管理―享徳二年の武蔵国比企郡戸守郷と長楽用水―

鏖阿寺領比企郡戸守郷では都幾川の堰場から取水し、長楽用水として尾美野・八林郷に分水していたが、下流の郷村の分水権は用水普請の作業に参加し、井料を負担することにより認められていた<sup>⑤</sup>。これらの郷村との間には郷中で申談する場が設けられていたが、これは必ずしも対等なものではなく堰を管理していた戸守郷が優越権を持つていた。下流の尾美野・八林郷が分水の樋口を広げるよう度々申し入れていたが、その都度戸守郷は樋口の両脇の杭を抜き間口を広げてきた。しかし、享徳二年(一四五三)、尾美野・八林郷は水が流れて来ないと抗議し樋口の天井板をなくすように代官を口入に立てて申し入れ、さらには府中に訴えるなど強硬な姿勢を示した<sup>⑥</sup>。尾美野郷は国衙領であったため府中へ訴えたのであるが、戸守郷は不入権を持っており、日常的には守護からの用水に対する介

入はなかった。一方、享徳の乱にともなう戦乱に対して戸守郷は一揆と称し堰からの取水を留め用水の流れを停止したが、これは下流の尾美野・八林郷も含めた一揆であり耕作放棄の構えを見せたものであった。こうした戸守郷の運営を担っていたのは複数のおとな百姓であり、政所で寄り合いを持ち寺家との年貢減免交渉なども行っていた。<sup>8)</sup>

【図一】長楽用水の概念図



二、武田氏治下の堰再興と郷中談合―天文二年〜元龜三年の甲斐国堰普請―

a、天文二年の水沙汰、弘治三年の堰普請

次に、富士吉田市の小室浅間神社に伝えられた「勝山記」に郷中と地頭との紛争が記されている。

【史料一】「勝山記」(『山梨県史』資料編六、一一二一・一二四三頁)

(天文二年条)

此年下吉田方々渡辺莊さ衛門殿ト水サタ御座候、色々セキヲトシツ、ヲトサレツ被<sub>レ</sub>食候、去程ニ小山田殿アカリ申候、色々様々ノサタ候へ共ツイニハ下吉田勝千候、

(弘治三年条)

其年之十月セキトウクニ宮林之松ノ木ヲ切候へハ、一兵衛殿被<sub>レ</sub>出候て、切物ヲ取、其上人足ヲサンサンニタカレ被<sub>レ</sub>申候間、下吉田百余人衆松山へサシカケ、質物ヲ取返し被<sub>レ</sub>申候へハ、松山ヨリ、信濃陣マテ人ヲ御越、弥三郎殿へ披露被<sub>レ</sub>申候得共、別義無<sub>レ</sub>之候、結句其時從<sub>レ</sub>國中御上様迄越被<sub>レ</sub>申候折節ニ、殿様之御意候て、下吉田へ奉行人ヲ御上セラレ、百余人衆ト松山トノ中ナヲシ御座候

都留郡下吉田郷(現富士吉田市)は御師の宿場である上吉田の北に所在しているが、天文二年(一五三三)近隣の地頭渡辺莊左衛門

との間で水沙汰（相論）が引き起こされ、互いに堰を破壊するという事態となった。同郷には富士山麓の湧水池から発する宮川が富士山下宮浅間神社（現小室浅間神社）の前を流れていたが、そこに東から間堀川が合流し、さらに下って西から入山川が合流していた。この場合、川の双方から堰を作りそれぞれ相手方の堰を破壊したというのであるから、この川は西隣の新倉との境界となっており、水量の豊富な入山川であったと考えられる。この紛争は郡領主の小山田氏の所に持ち込まれ訴訟となったが、結局下吉田衆の勝訴となった。<sup>(10)</sup>これは入山川に堰を作り取水することが先例により認められてきたからであろう。

また、下吉田郷は南西隣の松山の地頭小林氏ともしばしば相論を起こしていた。弘治三年（一五五七）十月には下吉田衆が堰普請の用材採取のため宮林の松を切っていたところ、地頭の小林一兵衛が出てきて切物を取り上げ人足を打ちたたたくなどの妨害を行った。これに対し、下吉田一〇〇余人衆は松山の小林氏の屋敷に押しかけ質物を取り返した。小林氏は郡内（都留郡）領主の弥三郎（小山田信有）に訴えたが、「別儀なし」と取り上げられなかったため、上様（武田晴信）に訴えたところ下吉田に奉行人が派遣され和解という結果となった。<sup>(11)</sup>この宮林は下吉田郷鎮守の下宮浅間神社の林と見られるが、下吉田郷がその草木の用益権を持っていたと考えられる。この松木は堰の杭に使うのであるから成木ではなく間伐材であろう。小林氏はこれを妨害し小山田氏からさらに武田氏へ訴訟したが、下吉田郷に堰普請のための鎮守林の用益権が認められ和解せざるを得なかった。注目すべきは下吉田郷の権利回復のための実力行使が何の咎も受けず事実上認められていることであるが、下吉田一〇〇余人衆（村の侍と若者）のような郷村の自力はその自立化にとって不可欠であったということとなる。

## b、天文十二年の堰普請

「王代記」は山梨市大井俣窪八幡神社の別当八幡山普賢寺に伝えられた年代記であるが、次のような堰普請が記されている。

【史料二】「王代記」天文十二年条（『山梨県史』資料編六、一八九頁）

一ノセキ七百人シテスル、翌年六月水ニ破ルニ堰代岩手御寄進

岩手<sup>いわで</sup>は現在の山梨市東の旧名であるが、この近くには笛吹川がある。近世には隼村と岩手村との間に一ノ堰（岩手堰）の堰場があり八幡北・南村組合村用水となっていた。<sup>(12)</sup>天文十二年（一五四三）に堰の普請を七〇〇人で行ったところ、翌年洪水で堰が破損したた



め武田氏が堰代（堰の地代）を岩手郷に寄進した<sup>(13)</sup>。このことはこの岩手郷が堰の管理を中心的に担っていたことを示している。この普請には七〇〇人も百姓が参加しており、一郷村五〇〇一〇〇戸として一戸に付き人足一人を出すとすれば七〇一四か村に係る大規模な用水堰であったことになる。武田氏は料所の堰代を同郷に寄進し堰の修築費に充てさせたと考えられる。

### c、元龜三年の上条堰普請

甲斐国巨摩郡上条堰は牛句郷の村上で荒川の支流の亀沢川から取水し、境・島上条・中下条・大下条に水を配分して貢川に流れ落ちていた<sup>(14)</sup>。近世の「甲斐国志」によれば、これは一ノ堰あるいは牛句堰と称され牛句・境・島上条・中下条・大下条の五村組合の堰となっていたと言<sup>(15)</sup>う。この上条堰については、次のような元龜三年（一五七二）三月二十六日武田家朱印状がある。

【史料三】武田家朱印状写（『甲州古文書』第一巻、石原家文書一、一四三頁）

定

牛句郷

中下条郷

下方郷

大下条郷

天狗沢郷

宮地郷

以上

上条之堰破損候間、右之郷中致談合、可令再興之旨、御下知候者也、仍如件

元龜三年 壬申

三月廿六日 ○<sup>(龍朱印)</sup>

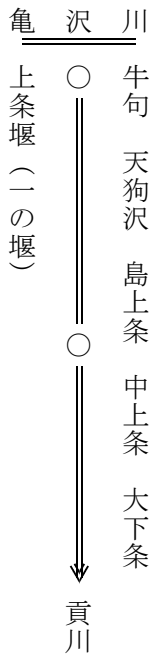
跡部美作守<sup>(勝忠)</sup>

奉之

これは牛句郷・中下条郷・下方郷・大下条郷・天狗沢郷・宮地郷に対して上条堰が破損したので郷中談合して再興するよう武田氏より下知がなされたものである。前出の「甲斐国志」には島上条は用水郷に含まれているにもかかわらず、なぜこの元龜元年の朱印状の郷中談合には含まれていないのであろうか。これについて、西川広平氏は永禄六年（一五六三）と推定される竜王信玄堤普請動員の武田家朱印状<sup>(16)</sup>に竜王河原宿の名はないが、この文書が竜王河原宿から分離した富竹新田村の保坂家に残されており、近世には竜王河原宿が普請催促する根拠となっている例から見て、充て先がないのは島上条郷が普請を催促する側であるからであると言<sup>(17)</sup>う。

では、牛句郷に取水権があるのになぜ「上条之堰」というのであろうか。西川氏によれば高野山成慶院所蔵「過去帳」<sup>(18)</sup>に志摩荘天狗沢、志摩中下条、島大下条、志摩中下条宮地、志摩上条、また慈照寺充て徳川家康印判状写<sup>(19)</sup>に島下方とあり、これらはかつての志摩荘内の郷であったとし、この用水が志摩荘の用水でありその中心となっていた志摩上条郷の名を取って上条堰と呼ばれたことを明らかにした。このように、志摩の名を冠した惣郷（惣荘）の六か郷と牛句郷が上条堰の郷中を構成していた<sup>(20)</sup>。この朱印状は冒頭に「定」とあるように何らかの証文であるが、この場合、堰を再興するに当たって島上条郷を中心とした郷中談合の役割を保證したことに意義があったと言<sup>(21)</sup>うべきであろう。先述のように岩手堰の場合普請は用水郷村により行われていたのであり、武田氏の動員命令により普請がなされたのではなかった。上条堰は先述のように近世には牛句堰と称されたが、これは惣郷としての結束が崩れ、堰の置かれていた牛句村に用水の管理権が移ったからと考えられる。

【図二】上条堰用水の概念図



### 三、北条氏による用水紛争の堰普請―天正十五年の武蔵国児玉郡九郷堰―

では、北条氏治下での郷村の用水管理はどのようになっていたのであろうか。北条氏鉢形領内の児玉郡の九郷堰は、享保二年（一七一七）の水論裁許状によれば、九郷用水として神流川に設けた神川村大字寄島の堰から取水し二二か村四四九町歩余を灌漑する大規模

なものであつた。次の天正十五年（一五八七）五月十一日の北条氏邦朱印状では九郷堰普請の催促を奉行人奥采女正の代官の一人である鈴木山城守（触口）に命じている。

【史料四】北条氏邦朱印状（『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、三〇九七号文書、一五〇頁）

九郷せき、下郷之者、如前々悉出せき可致候、下郷之者、不罷出ニ付而者水をきりとし、下郷へとをす間敷候、ふれ口ニ候間、奥代一人申付候、何分ニも鈴木山城守申付ことく、可罷出者也、仍如件

（天正十五年）

（「翁邦挹福」朱印）

亥  
五月十一日

鈴木山城守殿

奥采女代

「奥采女代」

小林殿

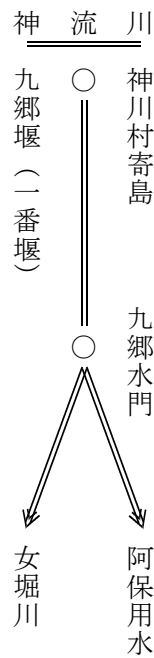
鈴木殿

その内容は①九郷堰用水を利用している下流の郷村に前々の通り堰普請への参加を命じ、参加しない場合は用水を切り落として使えなくすると圧力を加え、②鈴木山城守に対して、触口であるので奥代官の一人として任命し、かつ下流郷村に対し鈴木氏の申し付け通りに普請に出るようにと述べている。これにより、鈴木氏の役割としては下流の郷村に普請に参加するよう直接申し付けることとされたと言えよう。では一体なぜ、下流の郷村は五月という田植え時期に堰普請への参加を拒否しているのだろうか。まず考えられるのは水の配分を巡る上流と下流の争いであるが、もう一つは普請の負担を巡る争いである。江戸時代の九郷用水自普請の割り当てでは上流三か村は普請から事実上除き、中流一〇か村が一村ごとに一年間、下流九か村全体で二年間勤めることになっていた。これをただちに戦国時代に当てはめるわけにはいかないが、上流三か村は主に管理を勤め普請は負担しなかったのに対し、下流九か郷は堰から遠

く水量が少ない上、普請が過重な負担となっていたため普請を拒否していたものと考えられる。この朱印状には堰の普請に際してこれまで述べたような郷中談合を行うという文言がない。用水紛争の場合は郷中談合を通じて解決するのであるが、ここでは紛争が激化し談合では解決できないまま田植え時期に差し掛かってしまったのであろう。そこで、堰を管理していた上流の村が触口であった鈴木山城守を通じて北条氏に訴えたため、北条氏が下流の郷村に普請参加を命じ、鈴木氏が普請を指図することとなったものと考えられる。その際、「下郷之者、不罷出ニ付而者、水をきりをとし、下郷へとをす間敷候」と言うのは、一で述べたように本来は用水郷村のルールであるが、堰管理の上流郷村の依頼により北条氏が代弁していると見なせよう。

よって、この場合は郷中の用水紛争を上流郷村が北条氏に訴えることにより直接代官による普請催促ということになったものであり、これを一般化し北条氏の用水普請による郷村支配の強化としては捉えることはできないと考える。

【図三】 九郷堰用水の概念図



#### 四、郷中談合による新溝普請―天正十八年の下総国葛飾郡八木郷の用水―

北条氏他国衆支配下における事例として、次の天正十八年（一五九〇）二月十日の高城氏黒印状での郷中談合による用水溝の普請が挙げられる。

【史料五】 高城氏黒印状（『千葉県史料』 中世編諸家文書、吉野家文書三、三二―一頁）

よしのぬいのすけやしきのうち、みぞ、やしきのとへまはし、藤二郎ねまり候したへ、すぐに水のまはり候やうに、しんみぞを  
 あて申、ひれかさきさかひまで、水さういなくまはりこし候やうに、郷中だんかう申候て、いたすへく候、こかねより御けんしを  
 さしこされへく候間、いづれもふさたなくはしりめぐり可申候、ことに新みぞあたり申候ハ、田ぬしとかく申へく候、その儀  
 はかさねて、よきやうに御さいきよあるへく候間、此のたひにをいてハ、さういなくみぞをあてさせ可申候、そのために一札を

つかハし候、仍如<sub>レ</sub>件、

天正十八年かのへとら（高城氏黒印）

二月十日

日暮又左衛門尉奉之

八木百姓中

下総小金城主高城胤則は北条氏の他国衆であり、吉野縫殿助はその給人で八木郷柴崎に屋敷を構えていた<sup>(29)</sup>。その屋敷地の中を用  
水の溝が通っていたが、①今回新溝を通すに当たり屋敷の外に廻し、②藤二郎が住んでいる家の下の田へ水が流れるように新溝を当て、  
③<sup>ひれ</sup>鱒が<sup>さま</sup>崎境まで水が相違なく送れるように、八木郷百姓中に郷中談合をして普請することを命じ、小金の高城氏より検使が遣わされる  
ので無沙汰なく尽力するようにと念を押している。

吉野縫殿助は前年の十七年五月十三日高城胤則より田地・山・屋敷・初盃を安堵されており、初盃として郷内の座格は最も高かつ  
た<sup>(31)</sup>。ではなぜ、高城氏は新溝普請を吉野縫殿助ではなく、八木郷百姓中に命じたのであろうか。この八木郷の郷中談合とは次の天正  
七年九月六日の高城氏黒印状によれば、吉野六郎左衛門尉・洞毛大炊助・河辺二郎右衛門尉・吉野源五郎・同彦七郎ら五人のおとな百  
姓をメンバーとする年貢・公事などの徴収を話し合う合議機関であったが、給人である吉野縫殿助はこれに加わっていなかった。

【史料六】高城氏黒印状（『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書四、三二二頁）

郷中年貢諸色惣別調方之儀、五人之者相談、少も無<sub>二</sub>如在<sub>一</sub>可<sub>二</sub>走廻<sub>一</sub>候、政所之事者、順番ニ可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>之候、若此内如在在<sub>レ</sub>之者聞召及  
付而者、可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>折檻<sub>一</sub>者也、仍而如<sub>レ</sub>件

（高城氏黒印）

九月六日

吉野六郎左衛門尉

洞毛大炊助

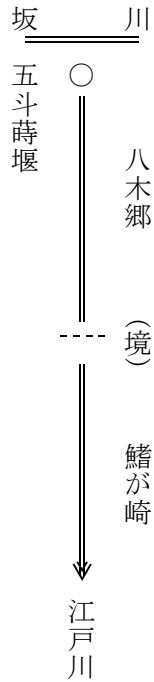
河辺二郎右衛門尉

吉野源五郎

同彦七郎

それでは、郷中と吉野縫殿助の両者の間に何があつたのかを先の黒印状の文章の中から読み取ってみよう。この新溝普請は八木郷の東の丘陵地より発する坂川に五斗蒔堰（小間木）を設けて取水し丘陵の裾を流していた用水路（32）を変更しようとするものであつた。その要点として先述の①は吉野縫殿助からの用水への介入を避けるねらいがあり、②は藤二郎の家の下の田地の水需要に因應するためであり、③はこの用水の水は上流郷村の責任として隣の鱸が崎境まで必ず送り支障をきたさないということであつた。このように用水に関して百姓及び近隣との関係を取りまとめることができたのは給人の吉野氏ではなく、おとな百姓による郷中談合であつた（この場合は郷内の郷中談合を言う）。とすれば、この高城氏の黒印状が発給される前提として、郷中の要求と条件をまとめ領主に申し出たのはこのおとな百姓であり、その結果吉野縫殿助の用水への介入を排除しようとするおとな百姓の要望が通つたと言えよう。また、新たな溝を掘るとなればそれに当たった田主が苦情を言ってくることは必至であり、「その時には重ねて裁許する」というのはこの黒印状そのものが裁許状であつたことを示している。よつて、この黒印状（裁許状）の意義はこの新溝普請相論（33）を通じて用水の管理は給人による介入が排除され、おとな百姓の郷中談合によることが再確認されたことにあつたと言えよう。

#### 【図四】五斗蒔堰用水の概念図



#### 五、戦国法による用水の規定―伊達氏「塵芥集」―

それでは戦国大名は用水についてどのように考えていたのであろうか。近江六角氏の「六角氏式目」一三条では、野事・山事・井水の事で一郷一荘が打ち起こし合戦に及べば、科人（張本人）の交名を差し出しても取り上げず、一郷一荘へその咎を懸けるとあり、すべて荘郷の問題として責任を取らせるとしている。<sup>34</sup>これは逆に言えば用水は郷中の問題であり、用水争いが起きても合戦に及ばな

れば基本的に郷中に任すということであった。また、下総結城氏の「結城氏法度」二二条では「水損・風損・日旱は、人間の業になき物にて候間：堰堀油断いたし、持ちたる所荒れ候、不作などと、不弁の佗なすべからず」として堰堀は百姓が自己管理すべきであるとされた。<sup>(35)</sup> このように用水の管理は郷村や百姓に任されていたのであるが、その内容については、奥州の戦国大名伊達植宗<sup>(36)</sup>が天文五年（一五三六）に制定した戦国家法「塵芥集」においても次のような用水に関する規定を見ることが出来る。他の戦国家法ではこれほど詳しく民間の用水慣行について触れることはなく、その実体を知る上で貴重であるのでやや長くなるが次に条文を記すこととする。

【史料七】「塵芥集」〔中世政治社会思想〕上、二二四・二二五頁）∴条文に番号を付す

一<sup>(84条)</sup> 用水の事、先規まかせたるべし。然に先々さだまり候堰口をあらため、水上の人は是を通すまじきのよし、違乱にをよぶ事、可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>落度<sup>一</sup>。又河下の人先規まかせに通すべきのよし申、川上の人は先規より通さざるよし申、問答の儀あらんに、相互に支証なきのうへ、理非決しがたきにいたつては、万民を<sup>(85条)</sup> 孚<sup>(はく)</sup>むのゆへ、彼用水を通すべきなり。

一<sup>(85条)</sup> 用水に付て堰をあけ、堤を築くるとき、先々通り候溝・堀、河崩として退転のとき、ならびの在家之内に江堀をたて、用水を通すところに、くだんの地頭・百姓違乱にをよぶべからず。堰銭のありなしは、先例に任せべきなり。

一<sup>(86条)</sup> 先々の堰場、或は深き淵となり、或は荒野となり、修理たい<sup>(大途)</sup>とたるのうへ、退転のとき、地形のこしらへやすき<sup>(たより)</sup>便に付て、川上にて河下にて、堰場を改むる事、一郷のうちたらば、是非の違乱にをよぶべからず。もし他郷にいたつては、事の仔細を披露致べし。其上をもつてその沙汰有べきなり。

一<sup>(88条)</sup> 用水のために堤を築くところに、連々水増し、人の領分この堤ゆへに荒地となる。仍かの地主違乱にをよぶ、その謂なきにあらず。しからばこれをあい止めなり。たゞし用水は万民の助けなり。一人の損亡によりこれをやめん事、すこぶる民を孚む道理にかなはざるもの也。詮<sup>(せん)</sup>ずるところは、荒れつべき分際勘定をとげ、相当の年貢をくだんの地主へ働かせ、こしらへかたむべきなり。

一<sup>(91条)</sup> 水闘諍の事、用水の法に任すべし。然に問答にをよび、人を打擲せしむる輩<sup>(ともがら)</sup>は越度<sup>(をつと)</sup>たるべし。人を殺すにいたつては、是非にをよばずその成敗有べき者也。

八四条では「用水は先規に任せる」という原則を確認し堰口（井堰の流出口）の変更による用水路の上流と下流の人々の争いでは、「理非決しがたき時は、万民を孚む（育む）ゆえ用水を通すべし」と公益により下流への通水を優先させることを規定している。八五条では用水の堰を開けた時に溝・堀が崩れた場合、他の土地に代わりの溝を通すことに対して（その地の）地頭・百姓等は違乱してはならず、堰銭（堰の借地料）は先例に任せるとした。八六条では堰場を川上か川下に付け替える時は郷内ならば違乱してはならない。他郷ならばことの子細を伊達氏に披露させることとした。八八条は用水の堰堤を築いて洪水となり他人の土地が荒地となった時は地主が違乱するのは当然であるが、「用水は万民の助け」であり、一人の存亡で留めることは民を育む道理に合わないので損失に見合う弁償をすべきである。九一条では水争いは「用水の法に任すべし」として解決し、相手方を打擲したり殺傷させれば処罰するということであった。これらの条文は伊達氏が郷中の用水を直接管理するためのものではなく、用水路が通る所の地主との紛争、水の配分を巡る郷村間の争いを先規である「用水の法」により解決するように在地に求めているのであり、その眼目は「用水は万民の助け」であると言うように公益を守ることであった。よって伊達氏においても用水紛争に介入し郷村支配強化のテコとしようということではなかったと考えられる。

### おわりに

以上、A、用水の管理については、①武蔵国比企郡長楽用水の場合は堰のある戸守郷が用水の管理権を持ち、下流の郷との間には郷中談合という協議の場が設けられていた。また、B、用水普請については、②甲斐国武田領内の岩手堰では郷村による普請が行われ、上条堰では堰の破損に対して島上条郷を中心とした郷中談合により再興することを武田氏が印判状で保証した。④下総国高城領八木郷では五斗蒔堰用水が給人の屋敷内を通っていたため、領主高城氏の裁定によりおとな百姓による郷中談合でその外側に新溝の普請を行うこととなった。③武蔵国児玉郡九郷堰の場合は上流と下流の郷村の用水を巡る紛争が田植え時期に差し掛かり郷中談合による解決が難しくなったため、普請を拒否した下流郷村に対し管理権を持つ上流郷村が北条氏に訴え北条氏が代官の指図で普請を行うよう命じたのであるが、これはこれまでの事例から見れば例外的措置でありこれを一般化し戦国大名の用水普請を通じた郷村支配の強化として捉えることはできない。また、C、戦国大名による用水の法的取り扱いについては、⑤伊達氏の「塵芥集」では用水紛争は先規である「用



水の法」公益重視の「用水は万民の助け」という考えにより在地において解決すべきとされたが、この背景として慣習法による在地法秩序が広く展開していたと考えられる<sup>(3)</sup>。

よって、用水の管理や普請は郷村の郷中談合により行われていたのであり、戦国大名は用水紛争や水害に関してその管理・普請に介入し権力を発動したのではなく、公益を守るため在地の紛争調停や郷中談合による合意を保証し訴えを裁定していたと言えよう。

## 註

- (1) 宝月圭吾『中世灌漑史の研究』畝傍書房、一九四三年、一〇六頁。宝月氏は戦国大名は用水の管理統制を目指し灌漑工事を行ったが、大名が国内の用水をいちいち管理することは不可能であり中世以来の用水分配組織を容認したとする(同書二五三〜二五七、三五八頁)。大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、一九四〜二三〇頁、初出は『日本史研究』五六、一九六一年)。黒田弘子「中世後期における池水堰灌漑と惣村」(『中世惣村史の構造』吉川弘文館、一九八五年、一五二〜一九六頁、初出は「解体期の農村社会と支配」校倉書房、一九七八年)。
- (2) 黒田日出男「中世後期の開発と村落諸階層」(『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四年、一九〇頁、初出は『歴史学研究』第三四六号、一九六九年)。
- (3) 杉山博『日本の歴史一一 戦国大名』中央公論社、一九七四年、二四〇頁。
- (4) 笹本正治氏は、武田家が上条堰利用の郷村が井堰の維持や用水分配で結びついていた地域の慣行と技術を確認して堰普請を命じたとした(「古代・中世の治水」『災害文化史の研究』高志書院、二〇〇三年、二三八頁、初出は『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』山梨県教育委員会、一九九八年)。また、西川広平氏も戦国大名は郷村の用水ネットワークに依拠して普請を組織化し村々を支配したとした(「戦国期における川除普請と地域社会」『中世後期の開発・環境と地域社会』高志書院、二〇一二年、二五二・二五三・二六三頁、初出は『歴史学研究』八八九号、二〇一二年)。
- (5) 前註(1)『中世灌漑史の研究』一六六・一六七頁。天文二十四年(一五五三)肥後相良氏の「相良氏法度」二一条にも「井手溝奔走題目候、田数次第に、幾度も人数出すへし。人いたささる方の水口、一同に留むべし」とあり(『中世政治社会思想』上

、岩波書店、一九七二年、一九〇頁）、用水路の築造・修理作業に人を出さなければその地主の分水口を止められた。

(6) 前註(1) 大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」。大山氏は灌漑施設を維持管理する機関として田堵・土民などの合議する地下の機関を想定している。

(7) 享徳二年十月戸守郷代官十郎目安案(『栃木県史』史料編中世1、鏖阿寺文書四七号、栃木県、一九七三年、二五五頁)。

(8) 拙稿「享徳の乱と鏖阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免・戦乱について―」(『栃木史学』第二八号、二〇一四年、八六―九〇号)。  
この項の詳細については拙稿を参照していただくこととし、史料掲載を省略した。

(9) 『山梨県の地名』平凡社、一九九五年、一八二頁。

(10) なかざわしんきち「郡内小山田氏断簡」(『論集甲斐小山田氏』岩田書店、二〇一一年、一八八―一八九頁、初出は『甲斐路』三二号、一九七八年)。笹本正治「武田氏の郷村支配について」(『戦国大名武田氏の研究』思文閣出版、一九九三年、二二三頁、初出は第二二回中世史サマーセミナー報告、一九八五年)。

(11) 『山梨県史』通史編二、山梨県、二〇〇七年、五五二頁。

(12) 『山梨市史』通史編 上巻、山梨市、二〇〇七年、六三八頁。

(13) 永正十四年武田信虎印判状で巨摩郡成嶋・乙黒両郡の堰銭を甲府の一蓮寺に寄進している(柴辻俊六「武田氏の治山・治水」『歴史公論』第一一卷六号、一九八五年、八三頁)。堰銭とは堰築造の際、その土地の所有者に支払う土地使用料のことである(前註(5)『中世政治思想』上、二二四頁)。

(14) 『敷島町誌』敷島町役場、一九六六年、七九一頁。

(15) 大日本地誌大系四五『甲斐国志』第二巻、雄山閣、一九七二年、七頁。

(16) 武田氏朱印状(『戦国遺文』武田氏編 第二巻、八二七号、東京堂出版、二〇〇二年、二五九頁)。

(17) 前註(4) 西川氏論文、一〇頁。

(18) 丸島和洋「(史料紹介) 高野山成慶院『甲斐国供養帳』―『過去帳(甲州月牌帳)』―」(『武田氏研究』第三五号、二〇〇六年、

五三〇九一頁)。

- (19) 天正十一年卯月廿日徳川家康判物写 (『山梨県史』資料編四、一二五九号、慈照寺文書九、山梨県、一九九九年、九四四頁)。
- (20) 前註(15) 大日本地誌大系四五『甲斐国志』第二卷、二八二頁、志摩荘に牛句郷は含まれていないと言われる。
- (21) 前註(11) 『山梨県史』通史編二、四〇〇頁。武田勝頼の代にはほとんどすべての証文が「定」で始まっているが意味は不明であるという。
- (22) 『神川町誌』神川町、一九八九年、七一・七二頁。享保年間の九郷用水組合は自普請として上流の小浜・貫井・植竹を除き、中流の保木野・八幡山・八日市・吉田林・上真下、下真下・蛭川・入浅見・下浅見・西今井の一〇か村がそれぞれ一年ずつ、下流の高関・上久城・中久城・下久城・東今井・西富田・四方田・東富田・北堀の九か村があわせて二年を勤め一二年で一巡することになっていた。『埼玉県の地名』平凡社、二〇〇四年、六九二頁。
- (23) 池上裕子「武蔵における開発とその主導者」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、三〇九頁、初出は地方史研究協議会『「開発」と地域民衆―その歴史像を求めて―』雄山閣、一九九一年)。佐脇栄智「後北条氏の郷村支配とその役人」(『國學院雑誌』第九七卷第二号、一九九六年、三六頁)。
- (24) 浅倉直美「後北条領国における触口と定使」(『後北条領国の地域的展開』岩田書店、一九九七年、二四四・二四五頁、初出は『戦国史研究』第二八号、一九九四年)。
- (25) 大日本地誌大系一二『新編武蔵風土記稿』第一二卷、雄山閣、一九五八年、六・七頁。
- (26) 小林氏については天正十四年鉢形城内の掃除割当にその名が見える(北条氏邦定書写『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、一九三五号、九九頁)。
- (27) 前註(22) 『神川町誌』七一六頁。
- (28) 『小田原衆所領役帳』東京堂出版、一九九八年、一五一・一五八頁。『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年、六〇三頁。
- (29) 『松戸市史』上巻、松戸市役所、一九六一年、五八八・五八九・六〇三・六〇五頁。ここでは吉野縫殿助は吉野六左衛門尉家の人

物と見ているが、長谷川論文所収の文禄三年推定の柴崎村検地帳では縫殿助は一三町七反、六郎左衛門尉は三町八反二畝二〇歩の保有で別家となっている（長谷川裕子「東国の郷村にみる村の構造」（佐藤博信編『中世房総と東国社会』岩田書店、二〇一二年、二四〇・二四四・二四六頁）。

(30) 天正十七年五月十三日高城胤則所領安堵状（『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書二、千葉県、一九六二年、三一頁）。

(31) 高牧實「関東における草百姓の居座と宮座」（『宮座と村落の史的研究』吉川弘文館、一九八六年、三九九～四四四頁、新稿）。

天文四年相州足柄上郡篠窪百姓中座敷之事では一番から一〇番までの一〇人の百姓（無姓）が領主篠窪出羽入道により座順と違犯した場合の座からの追放が定められていた。これらの百姓は北条氏の軍役を定めた着到に名を連ねていたと見られている。

(32) 寛永二十一年堰場に付申定、同年堰場申定に付一札（『流山市史』近世史料編Ⅱ、二二〇号、二二一号、流山市、一九九八年、三六一～三七〇頁）。

(33) 「今川仮名目録」一五条には「新井溝近年相論する事、毎度に及び。所詮他人の知行を通す上は、或は替地、或は井料（用水路の借地料）勿論也。然ば奉行人をたて、速に井溝の分限を計らふべし」とある（前註（5）『中世政治社会思想』上、一九六頁）。八木郷の新溝普請相論はこれに該当すると考えられる。

(34) 「六角氏式目」（前註（5）『中世政治社会思想』上、二八四頁）。

(35) 「結城氏新法度」（前註（5）『中世政治社会思想』上、二五三頁）。

(36) 「塵芥集」（前註（5）『中世政治社会思想』上、一二四・一二五頁）の用水規定については、古くは細川龜市「戦国時代における伊達氏の法制」（『日本法の制度と精神』青葉書房、一九四四年、一九六頁）で、近年では遠藤ゆり子『塵芥集』用水規定を通してみる戦国大名」（『六軒丁中世史研究』第一三三号、東北学院大学中世史研究会、二〇〇八年、四二～四八頁）で水は万民を争むものであるという点が注目されているが、遠藤氏は戦国期奥羽でも郷村が成立していたと評価している。

(37) 宮島敬一「戦国期の『領主』と在地法秩序」「戦国大名浅井氏の権力形成とその特質」（『戦国期社会の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年、八七・八八・二八四頁）。近江国甲賀郡中における裁判権・法秩序における裁定内容は在地慣行・先例を保障する

ことにあつた。浅井氏の裁定とは、相論当事者の村落・地域社会が決定したことを追認・調停したものであり、浅井氏は在地の相論に強権的な裁定をすることができなかつたとする。本論文の事例とこうした在地法秩序には共通性がある。

## 第六章、戦国期常陸国信太荘（郡）の山野入会地紛争

### ―土岐氏権力と郷村の自力救済―

#### はじめに

従来、中世の民衆運動として一揆、逃散など権力に対する実力行使が研究上大きなウエイトを占めてきたが、それと同時に藤木久志・勝俣鎮夫・酒井紀美氏らによって明らかにされたように山論や水論をめぐる近隣の村どうしの自力救済としてのヨコの実力行使もしばしば行われていた。<sup>①</sup> このことから中世村落の形成には領主とのタテの関係だけではなく、こうした近隣郷村とのヨコの関係も重要な要素であるという指摘もなされている。戦国期の関東の山野入会地紛争については、高橋貢氏が後北条領の立野・立山での入会慣行について、原田信男氏が下総の山野用益の利用について明らかにしているが、まだ未解明の部分も多いとされる。<sup>②</sup> しかし、これまで、中世から近世にかけての常陸の入会地紛争について筆者も含め雨谷昭・山中正夫・飛田英世・栗原亮・黒田基樹氏などの研究がなされてきており、<sup>③</sup> 紛争の実態と民衆や村、権力との関係が明らかになりつつある。本論文ではそうした議論を踏まえ戦国期の常陸国信太荘（郡）において多発する山野入会地紛争について検討し、郷村の自力救済とはどのようなものであったのか、それに対して領主権力はどのように対処したのかについて考察したいと思う。それに先立ち、中世において山野入会地問題は研究史上どのように取り扱われてきたのか整理したい。

#### a、山野用益

山野の用益については前近代では生活資料や農業用の肥料、飼料のため草木の採取が必要不可欠であった。<sup>④</sup> 石母田正氏は、古代の山野においては個々の農家の排他的独占が許されず、どの村落の農家にも自由に開放されている点で共有地であったとしたが、<sup>⑤</sup> これに対して田村憲美氏は古代村落ではのちの入会地のような共有地を持つことはなく一定の山野に対して領域的な用益権（山野占取）を有していたとし、このような共同用益地を”テリトリー“と表現した。中世初期には山野に対する領域的な占有を支えていたのは荘園の先駆けをなしていた中央貴族と大寺院で、この私領権（地主的所有権）に依拠して領域内の住人が山手を支払って採草・伐木を独占し（共同体的山野占有）、他荘住人を排除するため実力行使を行っていた。また、中世村落の住人である上層農民も小規模な私領主と

して、山野の地主的所有を実現しており、それらの集合体が実質的な共同体的山野占有として機能していたとした<sup>6</sup>。さらに一三世紀中頃になると、鎌倉幕府Ⅱ六波羅が西国の公家・地頭の山野河海紛争に和与の法Ⅱ折中の法をもって介入したが、地頭が山野を独占し百姓を排除することは禁じており、百姓の用益慣行は否定されていなかった<sup>7</sup>。これは、藤木久志氏によれば、山野河海には多様な資源ごとにさまざまな用益が一つの空間に錯綜しており（「棲み分け的な共同の場合」）領主と農民の用益が区分されていたことによるもので、戦国期には山野河海の百姓の用益は領主支配と同じく「当知行」と呼ばれるようになった<sup>8</sup>。稲葉継陽氏は、山野用益を「知行」とするには、①用益の長期的な継続の事実（「本知行」）、②相手村を排除し用益を實力で守ってきたこと（「当知行」）、③それが領主に訴訟して現状追認されていること（「当知行安堵」）が必要であり、領主から認められる以前に自力救済による用益の排他的獲得がなされていたとした<sup>9</sup>。法制があるから用益が保障されているというより、自力救済が基底にあるから保障がなされていたのであった。

## b、自力救済

この自力救済について藤木氏は惣郷の若衆により実力行使Ⅱ武力行使が行われ、その解決については「相当の儀」の解死人獲得や中人制による共同裁定がなされていたとした。また、戦国期の山野をめぐる領主裁定は、入会地紛争では先例主義、開発地紛争では中分主義という二元的に行われており、山野入会地での先例主義は自力救済による当知行と表裏一体のものであった<sup>10</sup>。すなわち、戦国法の「甲州法度之次第」では「山野之地就于打起有論境儀者、糺明本跡可定之、若亦依旧境難知者、可為中分」と規定しているが、これは山野そのものではなく新開地の境についての中分の法であったとする。これに対し、伊達氏の「塵芥集」では「さかひ相たゝさるの山の事、せんきまかせたるへし」とあるように先規により決定すべきであるとしている<sup>11</sup>。一方、入会地紛争での自力救済については戦国法ではほとんど触れられていないが、これは自力救済が社会的に容認されていたからであったと考えられている<sup>14</sup>。しかし、唯一近江の戦国大名六角氏が永禄十年（一五六七）の「六角氏式目」の中で、次のように規定している。この式目は六角氏重臣らにより起草され領主六角氏が受け入れて制定されたもので、この遵守を主君・家臣が相互に起請文を取り交わすという特異な形式を持つものであった<sup>15</sup>。

すなわち、(A) 第一二一条は喧嘩・鬭諍などで父や子が討たれたとしても「堪忍」し訴訟で解決すべきであり、それをせずに復讐と

して武装して押し寄せ、合力や相当を行うことを禁じたものであった。ついで、(B) 第一三条で山野水論の場合は①先条に准ずるとしながらも、②ただし莊郷を挙げて合戦となった場合は、「科人」の交名を申し立てても領主として取り上げず、その「咎」は一莊一郷に懸けられるべきものとした<sup>(16)</sup>。つまり、②村落間合戦となった場合は加害者に対する訴訟は受け付けず莊郷全体の責任を問うというものである。山論の実力紛争は「土一揆の所行のあいだ誰を帳本とも申し難し<sup>(17)</sup>」といわれており、紛争の責任は張本人個人ではなく莊郷全体にあるというのが社会通念であった。ただし、①殺害行為があつた場合は適用がなされた。

### c、戦国期村落

藤木久志氏は戦国期には、土豪層は地主化し被官化した<sup>(18)</sup>が惣郷への依存性を一層強めており、村落は戦国期を通じて地主層に主導され惣的結集をもつて権力を規制し続けたとした<sup>(18)</sup>。また、勝俣鎮夫氏も、戦国期の村が番頭などを中心として領主から一定額の年貢を請け負う一方、勸農権や自検断、独自の財力・徴税権を持ち、かつ自らの村を守る自力救済の意志と軍事力を持つ自立集団であつたことを明らかにした<sup>(19)</sup>。これらの村落論を受け稲葉継陽氏は、戦国期の村落相互が山野河海の用益を中世的自力救済の原則のもとに争うとき、そこに独自の秩序維持大系を形成させており、統一政権が規制の対象としたのはその一部をなす武器行使、報復、成敗権に過ぎなかつたとして、戦国期の「惣村の自治」の存在を確認した<sup>(20)</sup>。これに対し、池上裕子氏は村内部は一枚岩ではないとし、戦時態勢の下で侍衆(土豪)は惣の指導者・軍事指揮者の集団の政治的結集であるとした<sup>(21)</sup>。こうした中で本論文で検討対象とする信太莊(郡)の入会地紛争で自力を行使する郷村とはいかなるものであつたろうか。最近、湯浅治久氏は室町期東国で武家領主は信太莊など莊園の領域に惣政所を設置して郷村を支配したが、そこでは郷村は土豪に主導され惣百姓の動向は見る<sup>(22)</sup>ことができないとした。はたして、東国における土豪の存在は郷村の惣的結合を阻害する要因なのであろうか。ここでは土豪からだけ郷村を見るのではなく郷村そのものの動向から郷村結合のあり方を考えてゆきたいと思う。

## 一、天文二十三年の若栗郷と安見郷岩坪村の野論

### a、信太莊の支配関係

常陸国信太莊は平安時代に霞が浦の南岸の信太郡の西半分(西条)を割いて立莊されたが、鎌倉時代にはその東半分が上条、西半分



が下条に分かれ、その下に六六か郷といわれる郷が置かれていた。南北朝期には上条を上杉重能が、下条を高師冬ついで小田孝朝が支配した。しかし、至徳二年（一三八五）に小田氏が小山犬若丸を擁して難台山で挙兵すると幕府は小田氏から信太荘を奪い戦功のあった上杉氏に与えた。しかし、永正と天文期には再び小田氏が攻勢に出て信太荘の旧領を回復しようになる。さて、若栗郷は信太荘下条に属していた郷であったが（慶長十一年（一六〇六）「常州知行目録」では若栗村は七三二石四斗七升一合、これに対して、安見郷はその中に安見野という広大な原野（縦一里余、横三〇町余）を抱えていたが（文末地図参照）、この用益権を占有することにより郷内の六つの小村（大内・宮内・真木之内・小宮内・岡崎・宮坪）が結束しており、近世に入っても分立せずそのまま安見村となっていた（石高一三九四石四斗四升四合）。

## b、史料の検討

こうした中で天文二十三年（一五五四）に信太荘内の若栗郷と安見郷岩坪村の間で野論が起きたが、その経過を示すのが次の慶長十六年（一六一一）の幕府への訴状の中の記述である。これは長文にわたるがあえてここに掲載し、各条文の頭に番号をルビで付して使用する。

〈史料一〉慶長十六年安見野野論若栗村訴状（阿見町若栗、湯原尹氏所蔵、『阿見町史編さん史料（三）阿見地域の入会地』阿見町史編さん委員会、一九七九年、一頁。栗原亮「東国における中世郷村の解体と近世村落の成立」『美浦村史研究』七号、美浦村教育委員会、一九九二年、一四一頁）。ここでは栗原氏の読解文を使用する。今回は飛田英世氏撮影の写真を提供いただき照合した。\*以後、史料上の村を戦国時代の場合適宜郷として読み替える。

### 御めやすの事

### 若くり村

- 一 常陸国江戸崎領松平むつ（陸奥）の守知行若栗村とくらはしたくミ殿御知行安見之郷野境之儀二付而申上候事（第一條）
- 一 安見之内ゆわつ（岩坪）ぼ村より当年五十八年先に若栗村之内へ山を立出申候間ふせき申候処二互二ぼう打仕候時、若栗村之百姓三人うたれ申候間若栗村之地頭はたの山城殿、ゆわつ（岩坪）ぼへおしかげ（押掛）げし人をとるべきよし被（解死）申候処二、ときの越前殿之近郷二吉原と申処へ御出候而御あつかいに（鹿）へ、げし人（解死）之かわりにゆわつ（岩坪）ぼ村二、また人を置間敷と被（解死）仰候間けし人（鹿）之義いまに取不（鹿）

申候処ニ、あミ之百姓此度ゆわつぽ二人を可置よし申候間、前々の御地頭ニ候ハ、ゆわつぽたてさせ申間布よし申上度候へハ只今ハさやうに不<sub>(安見)</sub>被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>申上候間さ候者野境を立、其上おこし可<sub>(風見)</sub>被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>申由申候へ者、若栗村之内ミかちりやつ・ほうをうと申所まであミの内ニ候やう申候、彼ミかちりとほうおふ前々若栗之田地ニ候間天下之御なわにも永荒ニ付上申候

一 右之在所作場不<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>作申候事ハ当年卅五年先にと岐の大夫殿御子ニ五郎殿ノ御知行に安見村罷成候時とき殿之御判を申うけ若栗村へとどけなくあらためてさかいを立申候ハ、若栗村百姓共江戸崎之御奉行衆へ罷出申上候へ者、若栗村之百姓申分よきなきよし被<sub>(土岐)</sub>仰とき殿御判をハぬき被<sub>(見)</sub>成、其上阿ミいたはめに候ゆわつぽ村をあらし申せと被<sub>(土岐)</sub>仰付候間、いまに不<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>作申候、其上江戸崎おとな衆御意見にハ御判をぬく上ハ若栗村之内も少あらし申候へよし被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>仰候間右に書付申候ミかちりやつほうおふと申所三町五反あらし申候、彼ミかちりやつほうおふハ天下之なわにも付上申候間もしつわりとおほしめしハ、御前帳とも被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>召出御らんし可<sub>(風見)</sub>被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>下候、太閤様御代にも中河内伝五殿と申人村々さし出し御取被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>成候時又ミかちりほうおふさし出しに上申候、もりしけ殿へも上申候事

一 野境御たてあるべきよし被<sub>(安見)</sub>仰候而御弓衆御奉行我等之代官衆罷出被<sub>(安見)</sub>申候時あミのくらの助申分ニハ、ゆわつぽ村六十二年より以来不<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>作申候と堅申候間、三十五年と六十三年のあらそいニ候間憐郷之者も可<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>存由我等代官被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>申候処ニ、又只今上申候御目安にハ三十三年以前に者作申候由かやうの儀申候、此儀御うたかいニ候ハ、其時被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>罷出候両之代官衆へも御たつね被<sub>(三ヶ尻谷津)</sub>下へく候者也、仍如件

慶長拾六年

若栗村

九月十六日

惣百姓

御奉行所

この訴状は慶長十六年（一六一一）に若栗村（伊達氏常陸領）が安見村（旗本倉橋内匠助・久永源兵衛相給知行所）との野論訴訟で江戸幕府の奉行所へ提出したものである。深谷克己氏は江戸幕府は慶長七年の郷村掟により「百姓訴訟の大系が整備されるに至った」と述べている。その一方で、慶長十四年には幕府は「覚」を出し「郷中にて、百姓等、山問答につき弓鏑鉄砲にて互いに争い喧嘩い

たし候者あらば、その一郷成敗いたすべき事」と喧嘩停止令を出し自力解決を否定した。こうして山野紛争は自検断ではなく訴訟による解決が図られたが、それに関しても正保二年（一六四五）和歌山藩の「覚」では「郡中、公事これある時は、よくよく穿鑿致し、分別に及ぶ儀は勿論申し付くべし。落着仕り難き儀は、証文・証拠取り集め、双方奉行所へ申し達すべき事」と証文・証拠を集めて裁許するという考えが押し出されるようになった。<sup>(26)</sup>このように、江戸初期の裁判においても訴訟の事実認定が重視されており、この若栗村の幕府奉行所への訴訟内容が双方の意見の違いはあるとしてもそれなりの事実に基づいたものであると言うことができよう。この訴訟の核心は両村の紛争地の三か尻谷津と鳳凰が不作地となつてゐることであり「前々若栗の田地二候間天下のお縄（検地）にも永荒二付上申候」と記されている。この永荒の地は「慶長七年常陸国信太郡若栗村御水帳」（九冊の内一二月九日分）にも「ふうおう」の田二町四反七畝四五歩、「みかじりやつ」一町五反が「永不」（永不作）と記されており裏付けがなされている。<sup>(27)</sup>これに対し、安見村はこれまでの若栗村との紛争と裁定をないこととして、境を立て開発しようとしており（これを認めると開発できない）、同村内蔵之助はここ（岩坪村）はもともと六三年前から不作であつたと強く主張した。これについて若栗村は三五年前には（若栗村に断らずに）耕作していたことは「隣郷之者」も存じていると述べ、これが論点となつてゐた。では、若栗村には紛争となつた過去の事件についての証拠はあるのであろうか。これについては飛田英世氏が紹介した若栗村入会地絵図がある。<sup>(28)</sup>この地図の若栗村の西側には安見村との入会地が広がり、その中央を東西に谷津田が通つており、その西に岩坪古屋敷（元岩坪村）、その北に鳳凰谷津・三か尻谷津が記され、その南に若栗死人三人の墓所として五輪塔（現存せず）が描かれている。寛永期の入会地相論での幕府訴訟では絵図が添付され双方の現地立ち会いの下での和解により裁許が裏書きされた。この絵図は年代は不明であるが、色付きでかなり詳細な描き方であり、安見村との入会地訴訟の資料として提出されたものと考えられる。また、明和五年（一七六八）若栗村覚書に「天文式拾参年若栗村地頭はたノ山城守、三人はか所、此年柏根新左衛門先祖岩坪二而被「打殺」」<sup>(29)</sup>とあり、慶長十六年若栗村訴状よりも詳しく記されている。<sup>(30)</sup>当時の体験者である古老の言い伝えは近郷証人制により共同裁定や裁判でも証拠として採用されていた。このように年代こそ下つてゐるが同訴状の内容を補強する地図や言い伝えが継承されており、史料末尾にあるように慶長十六年の裁判に先立つ現地での双方立ち合いの審査でも当然使用されたはずである。とすれば、この訴状にある五八年前（若栗村覚書の通り天文二十三年に当たる）の紛争は

安見村の意図的否定にもかかわらず周知の事実であったと考えられる。

### c、紛争内容

この紛争では、安見野の東境が若栗郷に接しており安見郷の岩坪村が境を超えて若栗郷の中に山を立て出した。新たに境として植林したところ、若栗郷民が防いだため、互いに棒を持って打ち合いとなりついには若栗郷の百姓三人が殺害されるに至った。「棒打ち」については弘治二年（一五五六）の「結城氏法度」でも①仏事・法事などでの狼藉者に対して「棒打ち」が行われていたおり、②当時、結城城下や里村でも年中行事の際に「棒打ち」による死者も出ていたが、その場合は「死そん<sup>(損)</sup>」とされていたという<sup>(31)</sup>。このように、「棒打ち」は狼藉者に対する防御手段であったが、また鬭諍の方法としても用いられていた。合戦では鉄棒や筋金入の櫓棒が用いられたが、①②の場合は殺傷度の低い白木の櫓棒であったと考えられるので、自力救済の実力行使では暴力のエスカレートに対する一定の抑制がなされていたと言えよう。この若栗郷での殺害に対して、若栗郷地頭の波多野山城は「ゆわつぽへおしかげし人をとるべき<sup>(33)</sup>」と百姓に対して岩坪村に対するさらなる実力行使による解決を求めた。これについて、これまでの研究では波多野山城が岩坪村に押しかけて解死人を出すよう求めたと解釈されてきたが、<sup>(34)</sup>「解死人を取るべし」とは岩坪村に言う言葉ではなく若栗郷に言う言葉である。このことは地頭が解死人獲得のため相手郷と交渉する立場を放棄したもので、訴状ではこの言葉を「被<sup>(被)</sup>申候」（申すは謙讓語）で括っており、後述するように仲裁に入った土岐氏の言葉を「被<sup>(被)</sup>仰候」と敬語で結んでいることと対照的である。一般的に後者の表現は「お命じになる」という意味とされ、ここでは実際に支配している波多野氏よりも仲介に入った土岐氏の立場が強調されている。

### d、土岐氏の仲介

さて、この両郷村の紛争事件に対して、隣郷の領主土岐越前が近くの吉原に紛争解決のため「御あつかい<sup>(扱)</sup>」<sup>(35)</sup> 仲介として出張してきたのであるが、このような仲裁は「近郷」の縁によるもので「近所の儀」といわれる。一般的には在地の指導者・僧侶・神官・領主・守護が中人となり「近所の儀に候間、立入衆罷出られ、双方存分に承合い、誓詞を以て順路の如く異見有るべきの由候」と当事者双方の意見を聞き誓詞を取って仲裁するもので、その結果は強力な共同体規制を受けた。その内容は共同体成員の関係が破壊されず「無為」におさまることを目的とし、多くは「中分」「折半」を基本としていた。この場合、「中分」とは一般的には当事者双方の主観的平衡

感覚を満足させることであつた。<sup>(36)</sup>ところが、土岐越前が行つた仲介とは「<sup>(解死)</sup>げし人<sup>(岩坪)</sup>のかわりにゆわつぽ村<sup>(岩坪)</sup>二、また人を置間敷」という岩坪村の廃村策であつた。こうした一村の生活基盤そのものを失わせるような過酷な処分はあまり例がない。この前提として、殺害に對して解死人を出させることは自力救済による「相当の儀」であるにもかかわらず、岩坪村は解死人の引き渡しを拒否したということがある。相手村への殺害に對して解死人を出すという「相当の儀」は「大法」<sup>(37)</sup>とも呼ばれ、自力救済の大原則であつた。これを拒否したことが、岩坪村に對する居住禁止Ⅱ生活の基盤を奪うという過酷な制裁が加えられた理由であつた。藤木久志氏によれば、天文十二年（一五四三）、石山本願寺の寺内衆が三好衆を三人殺したため本願寺方が「相当の儀」で出した「囚人」が逃げてしまつたので、その家を壊し川べりで煙を上げて「相当相調」となつた<sup>(38)</sup>という。これは「囚人」に關してであつたが、岩坪村の場合も同様であつたと考えられる。つまるところ、土岐氏のとつた調停内容は共同体成員の關係が「無為」となるものではなく、岩坪村にとってはこれに反するものであつた。しかし、郷内の一村であるにもかかわらず隣郷に對して過剰に自力を行使し廃村の制裁を受けた岩坪村は容易に屈せず、後述するように天正年間には再び元の地への進出を強行した。これこそ村の自力による実力行使であつたと言えよう。

#### e、領主支配の変遷

では、この地域の支配關係について考えてみたい。若栗郷の地頭波多野山城については現美浦村木原の楯縫神社の天文二十五年（一五五六）の大般若經の奥書に「常州大谷秦治宗」「常州信太莊大檀那波多野刑部少輔願主、秦治宗敬白」<sup>(39)</sup>とあり、この波多野刑部少輔（秦<sup>はたの</sup>治宗）は波多野山城と位階（従五位下）が同じであり年代も近く同一人物と考えられる。波多野氏は史料にはほとんど姿を表さないが、大谷を拠点にこの地域を支配していた小田氏配下の人物と見られる<sup>(40)</sup>。一方、安見郷内には小田氏の家臣の羽成監物の館があつたと言われる<sup>(41)</sup>。いずれも小田氏家臣であつたが、この地域で大きな影響力を持っていたのが、小田氏の重臣であつた土浦城主の菅谷左衛門尉勝貞であり、その所領は高津郷、真鍋郷、青宿郷、大岩田郷など土浦周辺に広がり領域支配を固めていた<sup>(42)</sup>。

一方、若栗郷の近隣を支配していた土岐越前守は次の現牛久市久野の観音堂の永祿二年（二五五九）、天正五年（一五七七）の棟札に名を残しているように信太莊久野郷を本拠とする領主であつた。

〈史料二〉牛久市久野の観音寺棟札（『牛久市史料』中世Ⅰ、五〇一〜五〇三頁）。

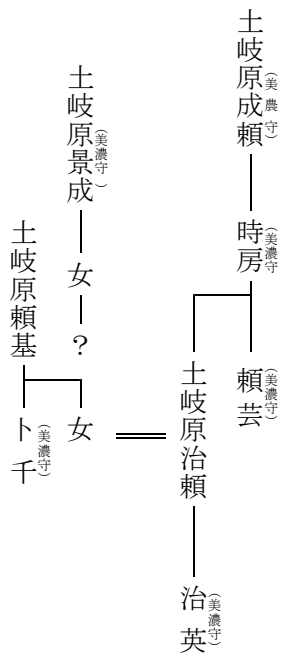
大永五年（一五二五）：常州信太庄久野郷、大檀那当庄守護土岐原源次郎源治頼并近藤八郎三郎藤原勝秀、殊当所領主土岐原親類孫九郎頼基、乃至小旦那等裏書之云々

永祿二年（一五五九）：常州信太庄久野郷中根村、大旦那土岐原越前守、小旦那野口備前守信久

天正五年（一五七七）：常州信太庄久野郷觀音堂、大檀那当地頭源水尾苗家土岐大膳大夫治英、当郷領主土岐越前

右の天正五年の棟札にあるように、久野郷領主の土岐越前守は当地頭で惣領の土岐大膳大夫治英の一族であったが、市村高男氏によればこれはその前の大永五年（一五二五）の棟札にある土岐原宗家治頼の親類とされている土岐原頼基の子の土岐原卜千（越前守）とされる。<sup>(43)</sup>

〔図一〕土岐氏略系譜（『竜ヶ崎市史』中世編、竜ヶ崎市教育委員会、一九九八年、一七三頁）



土岐原氏はもともと美濃の土岐氏の一族で土岐原氏を名乗っていたのであるが、天文二十一年（一五五二）に美濃の宗家土岐頼芸が没落したため近親者の治頼が名跡を受け継ぎ土岐氏に改めたのであった。<sup>(44)</sup> この土岐越前守卜千の支配する久野郷は吉原郷のすぐ南に位置しており、南方から信太荘内に勢力を伸張させていた。土岐氏は前述の至徳三年（一三八六）難台山の戦での戦功として関東管領山内上杉家が幕府より信太荘を与えられた際、その経営のため派遣された「信太庄山内衆」の一人で「信太庄惣政所」の立場にあったが、山内衆は「信太庄契約人々中」<sup>(45)</sup> という国人一揆的結合を持っていた。しかし、一揆の中心となっていた土岐氏は江戸崎城を拠点に勢力を拡大し、小田氏の支配下にあった信太荘の奪回を図り小田氏と激しく戦っていた。しかし、常陸北部の佐竹氏が南下して小田氏と対立し、南からは小田原の北条氏が勢力を伸ばしてくるようになると、土岐氏は小田氏と同盟するようになってゆく。しかし、永

禄年間になると小田氏が北条方に接近したため、関東進出をはかっていた越後の上杉謙信は佐竹・多賀谷氏らとともに小田城を攻め、小田氏は土浦に退きその支配領域は大幅に縮小されたのであった。

## 二、永禄八年の土岐氏判物による乙原・上条郷野境の裁定

### a、乙原・上条郷野境の景観

永禄五年（一五六二）、小田氏の勢力後退につれ土岐氏の勢力はさらに広がったが、土岐氏は新たに支配下に入った地域で郷村間の野境の裁定を行った。それを示すのが永禄八年（一五六五）の土岐治英判物で、信太郡内の上条郷（おつばら）と乙原郷（おつばら）の野境につき土岐治英（江戸崎城主）が裁定を行ったものである。乙原郷は慶長十一年（一六〇六）の「常州知行御目録」では追原村として村高は六二七石七斗五合（46）で、上条郷の場合は「元禄郷帳」によれば上条村として四二五石余とされていた。乙原郷は上条郷の北東に位置していたが、この間の清明川沿いの萱・真菰の生い茂る低湿地が「上谷地」と呼ばれ、およそ二〇町歩という広大な谷地であったが、近世においても上条村と追原村の「前々よりの入合の谷地」となっていた（48）。

### b、史料の検討

しかしながら、この史料については収録する諸史料集によって内容に異同がある（49）ので実見した上での検討が必要となる。この史料は阿見町追原の小松沢久夫家の所蔵となっているが、次のように判物の本紙と写の二種類がある。

〈史料三〉土岐治英判物〈堅切紙、縦三一cm、横四六cm、阿見町追原、小松沢久夫氏所蔵、『阿見町史編さん史料（三）』四七頁、『牛久市史料』中世Ⅰ、三四六頁〉。

（編 裏紙）「永禄八年江戸崎御城主土岐大膳大夫源治英公より信太郡追原村へ被下遣候御證文」

役人 板橋左近将監

上条与乙原之郷、野之境之事、□□分つゝ不可有相違者也、仍如件

永禄八年乙丑

卯月廿四日（土 岐治英）（花押）

乙原百姓中

〈写真一〉文末に添付する。

〈史料四〉土岐治英判物写（所蔵者・出典とも史料三と同じ）

役人 板橋左近将監

此所御本紙字切レ有<sub>レ</sub>之、相分り不<sub>レ</sub>申候得共前々より半分つゝと申伝候間申伝之由相記指上候、以上

上条与乙原之郷、野之境之事、半分つゝ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>相違<sub>レ</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件

永禄八年乙丑

卯月廿四日（花押）<sup>（土岐治英）</sup>

乙原百姓中

永禄八年江戸崎城主土岐大膳大夫源治英公より信太郡追原村<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>候證文

（付紙）「先御地頭土岐大膳大夫様より常陸国信太郡追原村江被<sub>レ</sub>下遣<sub>レ</sub>候御裁許御證文写、天保十一年十月御本昏写共御公儀様江

差出申候」

〈写真二〉文末に添付する。

このように本紙と写の二種類があるのは天保十一年（一八四〇）十月に裁判で公儀（江戸幕府）に提出する際に本紙の削除分について説明が必要であったためであるが、その削除とは史料三に示すように「野境之事」と「分つゝ」の間の文字が消されていることである。これについては写しでは「半」をあて、その理由として朱筆の注記に、本紙には字の切れがあり元の文字が分からなかったが前々より半分づつという申し伝えがあったので「半」と記したと説明されている。削除された部分をよく見ると「野境之事」以下の部分を鋭利な刃物で紙の表面だけを薄く文字を削り取った跡が二か所あり、その間に縦に細く短い墨線が三本わずかに残っている。上の文字（もともと空白であった可能性がある）が完全に消されているのに対して下の文字は部分的に削り残したものである。よって、下の文字は「半」という字であったと考えられる。



ではなぜ本紙の二文字を削ったのであろうか。判物は領主の発給した証文であり、代々村の重要な証拠書類として庄屋が保存していたはずであり、村の側が恣意的に文字を消したとは考えられない。判物の文意から言えば、上条・乙原両郷の間で野境をめぐる相論が起こったため領主裁定で「半分つゝ」としたというように中分主義をとっている。しかし、野境を半分にする中分主義は前述のように戦国法では新開地相論の場合であり、入会地相論ではこの方法は採られていなかった。この両郷間で上谷地の新開問題が相論のテーマとなるのは寛文期以降であった。すなわち、寛文三年（一六六三）にこの地をめぐる開発を進める追原村とそれを阻止しようとする上条村との間で相論（出入）が行われたとき、幕府評定所から「有来田畑之分ハ其分ニ差置、自今以後新立出し不仕、如先規互に入相芝草かり可申」と命ぜられたが、すでに開発して年月が経っているものはそのまま認めたと上で、以後の開発を禁じ先規の通り入会で芝草を刈ることとしている。この時点でも基本的には従前通り入会地の維持が優先されており、中分の法は適用されていない。また、この寛文三年の相論の時点ではこの土岐治英の判物の内容は全く問題となっていない。ということはこの判物はこの時点ですでに証文として廃棄され有効性を失っていたと見なければならぬ。これ以前においても両村野論においては入会地の維持が原則であったはずであり、この土岐治英判物そのものは戦国法に照らして入会地相論の裁定である先例主義とは矛盾する内容となっている。とすれば、この裁定内容は野論であっても新開を前提としており判物を受けた乙原郷にとっては有利なものであったが、入会地を維持しようとする上条郷にとっては不利なものであったと言えよう。土岐氏の裁定の場合後述のように天正五年（一五七七）にも一方的な裁定であったため判物撤回がなされており、この場合も乙原郷にのみ有利な裁定であったため上条郷の抗議により撤回され、当該の文字が削除されたと考えられる。以後この上谷地は近世末期まで境を立てることなく入会地として維持された。

### c、判物の発給

このように領主土岐治英は乙原郷の百姓に判物をもつて直接裁定の内容を伝えたが、本来判物は領主が家臣に命令を伝え、知行を与える場合に発給されるものであり、在地の地頭を介さず百姓に直接発給しているのは違例であるとも言える。しかし、これに近い例は他にもあり、黒田基樹氏によれば天正九年（一五八一）北条氏は山野相論を行っていた百姓に裁許朱印状を発給している。百姓にとっては領主から受け取る裁定の判物は、支配する山野の用益を地頭が交替しても永続的に認められる証文としての意味があり、一種の

安堵状であった。稲葉繼陽氏によれば、中世後期には村々において実力により守られた山野の用益の長期継続の事実を「当知行」と称し、幕府・守護・領主がそれを「知行」している主体からの申請を受けて証文を発行して保障することを「当知行安堵」と言っていた。そして、安堵の代償として村や荘は用益による産物の一部を「公事」として領主に納入したのであった。<sup>52)</sup>

#### d、土岐氏権力

このように見るならば、土岐氏の側に一定のルールにもとづいて紛争を処理する体制ができていたことが想定される。そうした中で注目したのは史料三の中にある「役人 板橋左近将監」という存在である。これに関して市村高男氏は、彼が両郷と領主土岐治英との媒介役を務めており、両郷から板橋氏を介して治英の裁定を仰いだとし、土岐氏の存在は単なる個別領主の域を越えて領内では公的な性格を持ち始めた<sup>53)</sup>と指摘している。このことについて、勝俣鎮夫氏の「相良氏法度」の研究を参考にするならば、九州肥後の戦国大名相良氏の場合、その権力の職制として「奉行」が置かれていたが、それは「役人」とも呼ばれていた。さらに重臣として相良氏と密着した存在である「老者」<sup>54)</sup> Ⅱ老名（おとな、近世の家老にあたる）が置かれていたが、それは一つの集団（衆）の指導者として衆の衆議に規定される存在でもあった。そして、領内知行地の境論などの相論を解決する方法としては、まず第三者の調停による在地の「所衆評議」が行われ、そこで解決不可能な場合、相良氏権力の職制である「役人」を通じて相良氏に「上聞」<sup>55)</sup> Ⅱ上訴され、相良氏の領主裁判権が行使されるのであった。このように相良氏の場合は紛争解決としては在地裁判権に比重が置かれていたが、これは家臣の領地紛争についてのものであった。これに対し、村どうしの山野紛争については近江の事例がある。天正九年（一五八一）、琵琶湖東岸の野洲郡兵主郷内の安治村と須原村が蘆刈り場について相論を起したが、これに対して兵主郷の有力者が「近所之儀」により口入衆として相論に介入し共同裁定を行い両村とも同意しその結果、奉行二人の知行裁許状<sup>56)</sup> Ⅱ安堵状が勝訴した安治村の名主百姓中に発給されたのである。土岐氏の場合も先の判物に見られるように「役人」の記載があることから相良氏と同様のシステムを持っていると考えられる。この場合は郷どうしの山野紛争であるので、近江の事例のように在地での「口入衆」による調停結果を踏まえ「役人」を通じて判物を申請するということになったのである。しかし、これが充分機能していなかったことは先の乙原郷への判物撤回で明らかであろう。

こうして、土岐氏の支配権力のあり方が問題となってくるが、その形を示すものが次の史料である。

〔史料五〕 来迎院多宝塔九輪銘写 〔『牛久市史料』中世Ⅰ、三二四頁〕。

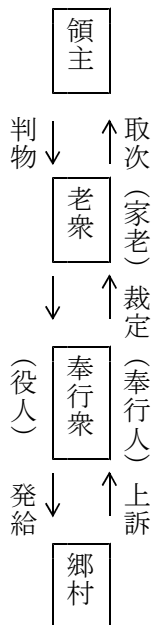
豊葦原中津州之内常陽河内郡馴馬郷惣守護、從<sub>二</sub>清和天皇五代之後胤土岐頼光公<sub>一</sub>自爾以来十有余霜之□氏土岐美作守治頼嫡男大膳大夫治英朝臣、干戈<sub>（除カ）</sub>徐<sub>（除カ）</sub>納希代廟塔修善之為、檀越<sub>（采カ）</sub>応<sub>（采カ）</sub>此光力<sub>（采カ）</sub>郡庄泰平枝葉繁<sub>（采カ）</sub>永<sub>（采カ）</sub>崇敬無<sub>（采カ）</sub>他異<sub>（采カ）</sub>者乎

于<sub>レ</sub>時弘治二天丙辰五月吉日

重彫取次治英家老 増尾与六平人臣英茂、秋元五郎兵衛藤原朝臣重藏、山崎美濃守明信 大旦那奉行<sub>（山崎）</sub>人同 新次郎、海保左馬助明義、渡辺修理亮泰義、広田右馬亮俊久、中津内記助藏人、浅野主計助俊英、浅野平衛門明重、海保図書助、渡辺兵庫助、浅野右馬助、中山縫殿助・同妻女、大竹源右衛門・同妻女、原孫七・同妻女、門藏奎之助・道順（後略）

これは、土岐治英が家督を相続し、弘治二年（一五五六）に江戸崎の近くの馴馬郷の来迎院多宝塔修繕の竣工式を執り行った時のものであるが、その中で土岐治英は自らを常州河内郡馴馬郷「惣守護」と呼び「郡庄泰平」を祈っているが、この名簿の中に「惣守護」土岐治英に続いて、「家老」、「奉行人」等の名が出ており、惣守護―家老―奉行人という領主統治機構を見ることが出来る。

〔図二〕 土岐氏権力の概念図



### 三、永禄十二年の信太郡安見・荒川郷の紛争

#### a、史料の検討

ついで、永禄十二年（一五六九）に今度は安見郷とその南の荒川郷との間で野論が起きた。次の史料は慶長十六年（一六一一）の安見村の訴状であるが、年代、村名、充て名がなく、後欠と考えられる。

〔史料六〕 慶長十六年安見野野論安見村訴状 〔『阿見町史編さん史料（三）』二頁。栗原氏前掲「東国における中世郷村の解体と近世

村落の成立」(『美浦村史研究』七号、一四二頁)。\*ここでは栗原亮氏の読解文を使用する。

乍<sup>レ</sup>恐<sup>ニ</sup>以書付<sup>一</sup>申上候事

一 此度安ミ岩田村<sup>(荒)</sup>あら川実石村と野論ニ付<sup>(棒)</sup>ぼう打仕、岩田之者荒川之者<sup>(一)</sup>一人打ころされ申候間、荒河村御地頭衆へ丹<sup>(羽)</sup>わ様・内匠様・源兵衛様御ち<sup>(カ)</sup>からを以彼下死人御さい<sup>(催)</sup>そく被<sup>(成)</sup>成候而可<sup>(被)</sup>被<sup>(下)</sup>下候事、

一 安ミの郷之儀ハ倉橋内匠助・久永源兵衛<sup>(短)</sup>地行ニ御座候而、則江戸へ御披露ニ罷登候へ者、たくミ殿ハ小田原へ御出被<sup>(成)</sup>成候、源兵衛殿ハ御法度御し<sup>(ら)</sup>へニゆふき筋へ御出ニ候間、両殿衆<sup>(老)</sup>之おとな衆へ申上候へ者、少も無<sup>(在)</sup>如在<sup>(下)</sup>下死人之口事<sup>(書)</sup>可<sup>(被)</sup>被<sup>(成)</sup>成之由被<sup>(仰)</sup>仰事、

一 彼野の儀ハ安ミ<sup>(見)</sup>の野ニ御座候へ共、前々より子細御座候間、岩田之者ニ薪草迄<sup>(刈)</sup>もからせ申候、然ニ当年四十三年以前も境野

ニ而、安ミ<sup>(見)</sup>・岩田之者荒川村の者と野論ニ付而、あら川<sup>(荒)</sup>の者ニ岩田之者<sup>(老)</sup>老人ころされ申候、其時分も江戸崎・土浦両御地頭御力を以、老人之身ニ兩人荒川より請取、下死人成敗仕候事、少も偽<sup>(無)</sup>無<sup>(之)</sup>之候、是ハ前々より安ミ<sup>(見)</sup>の岩田村野論同前仕候事「慶長十六年ニ相違ナシ 是ハ此通り下夕書斗り有<sup>(之)</sup>之、年号無<sup>(御)</sup>御座<sup>(慶)</sup>慶長度与被<sup>(存)</sup>存候」

この史料は年代が欠落しているが、後筆で慶長十六年と記されている。これを裏付けるのが解死人催促を行った三人であるが、丹羽様は丹羽長重(長秀の子)で慶長八年十一月に常陸古渡(稲敷市古渡)に一万石を与えられた大名<sup>(引)</sup>であり、もう二人は前出の慶長十六年若栗村訴状に見える安見村知行の倉橋内匠助・久永源兵衛(旗本)であった。とすれば慶長十六年という史料の年代および内容は一bで述べたような古老の伝承であり事実であったと見なせよう。

## b、紛争内容

この史料の中では慶長十六年(一六一一)から四三年前の永禄十二年(一五六九)のことを述べている。まず、安見郷は前述のように安見野の用益権を占有していたわけであるが、このことについて二つの問題があった。一つは、安見郷の北にある大岩田郷にも「子細」あるによりこの野に入って薪・草を刈ることを認めていた。こうした場合、土地は安見郷のものであるが、薪・草の用益を一部認めるという重層的な関係となっていた。このように他郷からの「入相」(入会)で草を刈る場合は基本的には野銭を納めなければなら

ず、そうした郷を「苧子」と呼んでいた<sup>(58)</sup>。二つめには、その入会場所は限定されており、この場合は安見野の南側部分で荒川郷との境界にあり、「常陸国信太之庄之内南野大岩田村安見村前代より入相ニ馬草薪等苧来り申候」と二か村だけの入会地であった<sup>(59)</sup>。しかし、その南側の荒川郷から見れば近くの郷が公然と入れないのに、遠方の大岩田郷が眼前の野地で入会をしていることに矛盾を感じたと言えよう。荒川郷も縁辺部に「荒川野」という草苧り場を持っていたが、その確保のため広大な安見野との境を少しでも相手側に押し広げたいという要求を持っていた。こうして起きた野論が安見・大岩田郷と荒川郷との実力闘争に発展し大岩田村の者が荒川郷の者に殺されたのである。この紛争の解決は江戸崎・土浦の両地頭の「御力」をもって「耆人の身二付一人」を荒川郷より受け取り「成敗」  
Ⅱ 処刑（殺害）することによりなされた。解死人引き渡しに両地頭の「御力をもって」と言うのは、両郷がそれぞれの地頭に解決を依頼したからである。②さらに、ここで特徴的なのは、解死人について、殺された人を「耆人の身」と数え、それに対して二人取るということであるが、この二人も前者と同じく「二人の身」という意味にあたると考えられる。この場合、必ずしも犯人ということではなく郷民二人を出せばいいのであって、その過酷な選定はその郷に任されたのである<sup>(60)</sup>。このように死者一人に解死人二人というのは「相当の儀」からははずれるが、この場合紛争の原因の二重性が起因していると言わねばならない。つまり、殺害されたのは「苧子」である大岩田郷民であり、土地の占有権を侵害されたのは安見郷であった。こうした二重の責任が荒川郷に掛けられたのである。しかし、このような複雑な紛争を解決するためには双方の意見を聞き納得がいくような解決がなされなければならない。この調停のため「御力」を尽くしたのが江戸崎と土浦の両地頭であったが、この場合その領主を特定し相互の関係を明らかにすることが必要であると考える。

### c、領主支配

永禄七年（一五六四）頃に、上杉輝虎方が敵対する小田氏の勢力を書き上げた「小田氏味方地利覚書」<sup>(61)</sup>によれば、当時土浦城主菅谷撰津守政貞と江戸崎城主土岐大膳大夫治英および牛久城主岡見山城頼明がこの地域に所領を持っていた。このうち菅谷氏と岡見氏は小田氏の家臣であったが、土岐氏も「小田氏味方」とあるように小田氏と同盟を結んでいた。この地域の支配関係としては、先述のように菅谷氏の所領として土浦周辺に大岩田郷、高津郷、真鍋郷、青宿郷などがあり、岡見氏の場合は本知行として荒川郷（実石、本郷、沖の三か村で構成）を持っていた<sup>(62)</sup>。また、土岐氏の場合は「寛永元年土岐氏旧臣人数注文」により少なくとも天正十八年（一五九〇）

以前に安見、乙原、上条の郷を支配していたが、このうち乙原郷と上条郷は前述のように永祿八年（一五六五）の土岐治英の判物でその支配が確認される。残る安見郷の場合は、安見・大岩田郷の地頭が土浦（菅谷氏）と江戸崎（土岐氏）のいずれかの地頭であり、大岩田郷が菅谷氏のものであることが確認されるので安見郷の地頭は土岐氏ということになる。これらをまとめるならば、永祿十二年（一五六九）の野論での支配関係は次のようになる。

菅谷撰津守政貞（土浦城主） …… 大岩田郷を支配

岡見山城守頼明（牛久城主） …… 荒川郷を支配

土岐大膳大夫治英（江戸崎城主） …… 安見郷を支配

この野論と紛争の解決に尽力したのは安見・大岩田郷を支配する土岐大膳大夫と菅谷撰津守であり、解死人の引き渡しを求められたのは岡見山城守であった。この場合は「相当の儀」の論理をもって解決しているが、これは小田氏と土岐氏との同盟関係のもとで三者鼎立状態にあったため在地での紛争解決が可能となったと考えられる。

#### 四、天正五年の土岐氏判物の撤回と安見郷・若栗郷への相互制裁

##### a、土岐氏判物の撤回

ついで、天正五年（一五七七）に安見郷が土岐氏から若栗郷との新境の認可を受けたところ、若栗郷の抗議により撤回されるという事件が起きた。この事件については、前出の慶長十六年（一六一一）の若栗村の訴状第三条の中で三五年前の天正五年（一五七七）のこととして述べられている。

すなわち、天正五年（一五七七）に土岐大膳大夫治英の子の五郎が安見郷を知行していた時、安見郷が土岐氏の判物を申し受け、若栗郷に届けずに新たに境を立てたが、これに対し若栗郷の百姓たちが江戸崎の奉行衆に出向いて訴えたところ、若栗郷の百姓の言い分が「よぎなきよし」と認められ、土岐氏の判物が撤回された。そこで奉行衆は「いたしめ」に岩坪村を「あらし申せ」と命じた。しかし、これに対して江戸崎のおとな衆が異議を挟み「御判をぬく上ハ若栗村之内も少あらし申」せと言ったので、郷内の三か尻谷津・鳳凰という田地三町五反を荒らしたというものであった。

## b、判物撤回の意味

当初、安見郷が郷の新境を立てるのに領主の土岐氏に「御判」を申し受けたのであるが、「御判」とは御判物の略であり、判物はもともと将軍や大名、武将が花押を書いて知行地の充行や安堵、重要な政治的命命を発するとき用いた文書であった。<sup>64</sup>であるから、この場合は『阿見町史』<sup>65</sup>が言うように知行していた土岐五郎が発給したものではなく、その父で当主の土岐大膳大夫治英による判物である。判物とはきわめて重要な文書であり、次の「六角氏式目」にあるように代々の保存が義務づけられていた。しかしながら、この式目においてもその発給にあたって公平性が求められ、発給されたものでも不当なものには後例としないなどの規制が設けられていた。

〈史料七〉「六角氏式目」第三八条、代々御判奉書等不可棄破事（『中世法制史料集』第三卷、二六六・二六七頁）。

一不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>逐<sub>二</sub>御<sub>一</sub>糺明<sub>一</sub>、一方向不可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御<sub>一</sub>判并奉書事

一御代々於<sub>二</sub>御<sub>一</sub>判・奉書等之証文<sub>一</sub>者、不可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>破<sub>一</sub>之<sub>一</sub>、并江雲寺殿御成敗不可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、但為<sub>二</sub>非<sub>一</sub>拠儀<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>用<sub>一</sub>後例事

この場合、安見郷の新境立てに対して若栗郷が判物の撤回を申し立てたのであるが、「六角氏式目」の例にあるように判物は必ずしも絶対的なものではなかったため、江戸崎の奉行衆は若栗郷の主張を認め判物を「ぬき被<sub>レ</sub>成」<sup>66</sup>。安見郷から取り戻し破棄してしまつた。この件に関しては、江戸崎の奉行衆の責任が問われることになるはずであるが、むしろ、ここでは安見郷の申請が若栗郷に相談なしに行われたという手続き上の不備が問題とされている。ということは、奉行衆への上訴の前提として境を立てる場合は在地での先述のような「所衆評議」が必要であったと言ふことができる。そして、その責任はもっぱら申請の主体であるため安見郷に掛けられたが、その制裁は郷の責任者の処罰という人身的なものではなく、安見郷内の岩坪村を荒らすことでなされたのであった。しかし、岩坪村は天文二十三年（一五五四）には土岐氏の調停で廃村となつていたはずである。そもそもこの若栗郷と境を接していたのは岩坪村であつたはずであるから、安見郷がこの新境を立てるにあつての最大の要因は岩坪村の新開にあつたことは明白である。つまり、岩坪村は廃村とされていたにもかかわらずその後再興を進めたため、その土地の耕作権を確保するため新たな境を立てる必要が生じたのであつた。しかしながら、安見郷は従来の約束上若栗郷に相談しても拒否されることは明らかなので相談をせずに、直接領主の判物の獲得に

より新境の承認を得ようとしたのであろう。しかし、土岐氏の裁定はその申請と審議過程で不十分さがあつたため先述のような結果となつたのである。これに対して、異議を挟んだのが「おとな衆」<sup>66</sup> 家老であつたが、これも奉行衆の判物撤回を覆すことなく、若栗郷の異議申し立てに対して、岩坪村を荒らすなら若栗郷も「少あらし申候へ」という公平を名目に報復的な制裁を命じている。これは、土岐氏の権威を守るため「喧嘩両成敗」的に制裁を課したとも言えるが、これは領主裁定が破綻したため法的問題を自力救済的「相当の儀」に引き戻したものと云わねばならない。<sup>67</sup> ここで、若栗郷の田地三町五反を荒らすとは、一五世紀近江菅浦で隣の大浦との山論で放火、刃傷、田畠踏み荒らしなどが行われた<sup>67</sup> ことから見て作物を踏み荒らすことであると考えられるが、以後の耕作も禁じられた。

### おわりに

ここでは戦国期常陸国信太荘（郡）での四つの事例を取り上げたが、一、三が野論が実力紛争に発展したもの、二、四が領主裁定に關するものである。まず、一の天文二十三年（一五五四）の安見郷岩坪村と若栗郷の野境相論で棒打ちが行われ若栗郷の百姓三人が殺害されたが、これに対し領主が百姓の求める解死人獲得を拒否したため隣郷の領主土岐氏が中人として入り、解死人の代わりに安見郷岩坪村の廢村を決めた。これは「相当の儀」による代償と考えられる。しかし、三の永禄十二年（一五六九）の安見・大岩田郷と荒川郷の野境相論では実力紛争の犠牲者に対して領主の力をもつて荒川郷より二人の解死人を取り処刑するという「相当の儀」をもつて解決している。このように郷村での山野境相論は自力救済によつてたたかわれ、中人制<sup>68</sup> 共同裁定により解決していた。これと対照的なのが二、四の領主による裁定である。二の永禄八年（一五六五）の上条・乙原郷の野論では乙原郷が開発のため野境を半分づつとするという領主裁定を獲得したが、共同裁定がなかったため上条郷の抗議により文面の一部が削除された。同じことは四の天正五年（一五七七）の安見・若栗郷の相論でも見られた。領主判物は郷中の共同裁定が前提であり、それが崩れれば撤回もあり得たし、その責任は共同裁定をしなかつた郷中双方にかけられた。このことから、戦国期の地域権力（戦国領主）といえども郷中での共同裁定抜きに独自に裁定を下すことはできなかつたと言えよう。

このように、入会地紛争の場合は基本的には郷中の共同裁定に基づいて領主に申請し判物が発給されたが、郷中の共同裁定がなく一方が異議を申し立てれば判物は取り消されることもあつた。また、実力闘争で殺害がなされれば、中人の仲裁で相手方より「相当の儀」



をもって解死人を取り殺害することとなった。それも拒否された場合は廃村とされた。こうした一連の流れは在地慣行である「大法」によって規定されていた。

以上、在地法の下で郷村は相互に実力をもって「領域」を確保し、生産活動を行い自立性を維持したのであり、その主体は前出の乙原郷充ての判物で見られたように「百姓中」と表されるが、その実体は惣百姓による郷村結合であったと考えられる。

## 註

(1) 藤木久志「中世後期の村落間相論」『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年、新稿。同「村の境界」『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年、初出は一九八七年。勝俣鎮夫「戦国法」『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出は一九七一年。酒井紀美「村落間相論の作法」『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年、初出は一九九一年。

(2) 高橋貢「立野・立山」論」『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年、四六一～四八三頁。原田信男『中世村落の景觀と生活』第四章第二節、中世の集落、思文閣出版、一九九九年、二九四～二九六頁。

(3) 雨谷昭「戦国期の村落」『阿見町史』阿見町、一九八三年、一七二～一七三頁。山中正夫「戦国時代の事件」『阿見町史研究』第五号、阿見町史編さん委員会、一九八四年、二八～三〇頁。飛田英世「戦国期信太郡における秩序と権力―安見郷・若栗郷の境界相論をめぐって―」『常総の歴史』八号、崙書房、一九九一年、八三～九五頁。飛田氏は現地調査により聞き取りや新史料・絵図を使い具体的な山野紛争の状況を明らかにした。栗原亮「近世村落と入会地紛争―常陸南部の入会地紛争を中心として―」『関東近世史研究』第五七号、関東近世史研究会、二〇〇四年一〇月号、一～二五頁。拙稿「中近世過渡期の常陸の山野入会地紛争」『茨城の歴史教育』第二七号、茨城県歴史教育者協議会、二〇〇四年一月、二〇～二六頁。黒田基樹『百姓から見た戦国大名』筑摩書房（ちくま新書）、二〇〇六年、六九、八二～八七頁。黒田基樹氏は戦国期の村を村同士の戦争を戦う自立した主体であるとし、戦国期の東国には村は存在しないという一般的見解を批判している。ただし、若栗郷・岩坪村の山野紛争を天文二十三年ではなく永祿四年としたが、これは若栗村訴状の「五十八年先」を「五十年先」と見誤ったためと考えら

れる。

- (4) 古島敏雄『日本農業史』岩波書店、一九五六年、一〇四～一〇六、一七二、二八一頁。
- (5) 石母田正「古代村落の二つの問題」〔『古代国家と奴隷制(下)』所収、校倉書房、一九七二年、一〇六、一二三頁、初出は一九四一年)。
- (6) 田村憲美「村落と開発」〔『日本村落史講座』二、景観Ⅰ原始・古代・中世』、雄山閣、一九九〇年、二六五、二六九～二七三頁)。
- (7) 鎌倉幕府追加法六六、二二六〔『中世法制史料集』第一卷、岩波書店、一九五五年、六六、一五二頁)。
- (8) 前註(1) 藤木久志「村の境界」一一三～一二六頁。
- (9) 稲葉継陽「戦国から泰平の世へ」(日本の中世一二『村の戦争と平和』、中央公論新社、二〇〇二年、二二三～二二七頁)。
- (10) 前註(1) 藤木久志「村の境界」、一二三、一二四頁。
- (11) 前註(1) 藤木久志「村の境界」、一二二、一三〇～一三二頁。
- (12) 「甲州法度之次第」第七条〔『中世法制史料集』第三卷、岩波書店、一九六五年、一九六頁)。
- (13) 「塵芥集」〔『中世法制史料集』第三卷、一七一、一七二頁)。
- (14) 前掲(1) 勝俣鎮夫「戦国法」二三四頁。
- (15) 勝俣鎮夫「六角氏法度の所務立法」〔『戦国法成立史論』一五三頁、初出は一九六八年)。このような六角氏権力を国人地侍の「地域的一揆体制」の連合体とする見方もある(宮島敬一「戦国期における六角氏権力の性格」〔『思潮』新五号、一九七九年、弘文堂、一五四頁)。
- (16) 「六角氏式目」〔『中世法制史料集』第三卷、二六一頁)。
- (17) 酒井紀美「飢饉・一揆・神慮の世界」〔『日本中世の在地社会』、吉川弘文館、一九九九年、四二、四四頁、初出は一九八一年)。
- (18) 藤木久志「戦国の動乱」〔『講座日本史』三、東京大学出版会、一九七〇年、二七三頁)。
- (19) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」〔『社会史研究』六、一九八五、日本エディタースクール出版部、一～三六頁)。

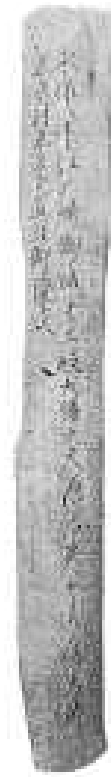
- (20) 稲葉継陽氏「中世史における戦争と平和―村落フェーデの実態・達成・帰結―」一九九九年（『展望日本歴史一二、戦国社会』総説、東京堂出版会、二〇〇一年、二、三、一七頁、初出は一九九九年）。
- (21) 池上裕子「戦国の村落」（『岩波講座日本通史』第一〇巻、岩波書店、一九九四年、一〇九頁）。
- (22) 湯浅治久「惣村と土豪」（『岩波講座日本歴史』第九巻・中世四、岩波書店、二〇一五年、一五一頁）。
- (23) 『筑波町史』上巻、つくば市、一九八九年、三三二～三三五頁。
- (24) 『阿見町史編さん史料（八） 仙台藩領と阿見地域』阿見町史編さん委員会、一九八一年、一一、一二頁。
- (25) 深谷克己「幕藩体制と一揆」（『一揆1一揆研究入門』、東京大学出版会、一〇一～一二二頁）。
- (26) 深谷克己『大系日本の歴史九土農工商の世』小学館、一九九三年、六二～六五頁。
- (27) 慶長七年常陸国信太荘若栗村御縄打水帳写（『阿見町史編さん史料（九） 近世史料集（補遺）』阿見町史編さん委員会、一九八三年、五八頁）。
- (28) 若栗村入会地絵図、阿見町若栗湯原尹氏所蔵。飛田英世「戦国期信太荘西部における秩序と権力」（『常総の歴史』八、一九九一年、崙書房、八六頁）。飛田氏撮影の写真を参照した。
- (29) 明和五年若栗村覚書、阿見町若栗湯原実氏所蔵。飛田氏撮影の写真を参照した。
- (30) 藤木久志「近世初頭の村落間相論」（『豊臣平和令と戦国社会』、一五三～一五六頁、初出は一九八三年）。
- (31) 「結城氏新法度」（『中世法制史料集』第三巻、岩波書店、一九六五年、一三二～一三五頁）。
- (32) 稲垣史生『戦国武家事典』、青蛙房、一九六二年、二二六・二二七頁。藤木氏は武器の使用にも殺すことを目的としない峰打ち、半殺しの抑制が見られると言う（藤木久志「移行期村落論」（『村と領主の戦国世界』三一〇頁、初出は一九八八年）。
- (33) 室町幕府法参考資料三二六（『中世法制史料集』第二巻、岩波書店、一九五七年、二七三頁）。「解死人引事、惣而むかしより有レ之法也」とある。
- (34) 黒田基樹『百姓から見た戦国大名』、筑摩書房（ちくま新書）、二〇〇六年、六九、八二～八七頁。

- (35) 藤木久志「中世後期の村落間相論」「近世初頭の村落間相論」(『豊臣平和令と戦国社会』一二三・一五六頁、いづれも新稿)。同「村の当知行」(『村と領主の戦国世界』、一四二頁、初出は一九八九年)。中人制による調停には①特定の者が口入、あるいは主體的に相論の裁定、調停に介入する場合と、②相論当事者より裁定・調停を依頼された場合の二種類がある(宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察」『史学雑誌』第八七巻第一号、史学会、一九七八年、二五頁)。
- (36) 前註(1) 勝俣鎮夫「戦国法」二三五・二三六頁。
- (37) 前註(1) 勝俣鎮夫「戦国法」二四九頁。
- (38) 前註(26) 藤木久志『戦国の作法』、八四頁。前註(35) 宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察」(『史学雑誌』第八七巻第一号、三五頁)によれば、永禄八年に甲賀郡中惣の石部三郷名主中と檜物下荘名主・百姓中の用水相論の裁定では処罰として家三〇軒が放火されることとなった。
- (39) 「安得虎子」(『美浦村史料集第六号 美浦村の寺社』美浦村教育委員会、一九九三年、一〇二頁)。
- (40) 前註(3) 飛田英世「戦国期信太郡における秩序と権力」八九頁。
- (41) 『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、五九九頁。
- (42) 天文十五年北条氏康書状写・弘治三年力菅谷全久寄進状写・永禄七年力菅谷全久書状写(『牛久市史料』中世I、牛久市、二〇〇二年、二九七、三一六、三四四頁)。
- (43) 市村高男氏は以前土岐原頼基が土岐越前守ト千であると述べたことがあるが(「久野郷の領主土岐氏とその史料」(『龍ヶ崎市史研究』第二号、龍ヶ崎市教育委員会、一九八八年、七一頁)、その後土岐原頼基の子が土岐越前守ト千であると改めている(『龍ヶ崎市史』中世編、龍ヶ崎市教育委員会、一九九八年、二二七頁)。
- (44) 前註(43)『龍ヶ崎市史』中世編、一七九頁。
- (45) 永享十二年上杉清方書状(『牛久市史料』中世I、牛久市、二〇〇二年、二五六頁)。
- (46) 常州伊達氏常州領、慶長十一年常州知行目録(前註(30)『阿見町史編さん史料(八)』二、二二頁)。

- (47) 前註(41)『茨城県の地名』六〇二頁。
- (48) 寛文九年上谷地野論上条村訴状・慶応二年上谷地開発につき上条村議定書(前註(30))『阿見町史編さん史料(三)』解説、四八、五二頁)。
- (49) 『阿見町史編さん史料(三)』(阿見町史編さん委員会、一九七九年、四七頁)には「野境之事」以下の欠字が四文字となっており「分つゝ」もなかった。注では、写しには「半分づゝ」となっているとし朱筆の注記も記している。『龍ヶ崎市史』中世史料編(龍ヶ崎市教育委員会、一九九三年二八四頁)では、この部分を「□<sup>半カ</sup>分つゝ」と記している。前掲『牛久市史料』中世I(三四六頁)も同様である。
- (50) 寛文三年上谷地野論乙原村差上手形(前註(49))『阿見町史編さん史料(三)』四七、四八頁)。
- (51) 黒田基樹「戦国大名権力と在地紛争」(『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年、三一四頁、初出は二〇〇一年)。
- (52) 坂田聡・榎原雅治・稲葉継陽明『日本の中世二二村の戦争と平和』、中央公論新社、二〇〇二年、二二七頁。
- (53) 前註(43)『龍ヶ崎市史』中世編、一九三、一九四頁。
- (54) 勝俣鎮夫「相良氏法度の一考察」(『戦国法成立史論』、一一九〜一五二頁、初出は一九六七年)。
- (55) 藤木久志「村の当知行」(『村と領主の戦国社会』、一三七〜一四三頁、初出は『戦国期職人の系譜』角川書店、一九八九年)。
- (56) 前註(43)『龍ヶ崎市史』中世編、一八〇・一八一頁。
- (57) 『国史大辞典』一〇、吉川弘文館、一九九〇年、二七二頁。
- (58) 寛文二十一年阿見野野論竹来村大室村訴状・貞享二年阿見野野論阿見村返答書(前註(49))『阿見町史編さん史料(三)』二・二二頁)。
- (59) 貞享二年阿見野野論大岩田村訴状(前註(49))『阿見町史編さん史料(三)』二〇頁)。
- (60) 前註(1)勝俣鎮夫「戦国法」二四九頁。

- (61) 小田氏治味方地利覚書〈上杉文書〉(前註(42))『牛久市史料』中世Ⅰ、三三五頁。前註(49)『龍ヶ崎市史』中世史料編、三一六頁。
- (62) 岡見氏本知行等覚書写(前註(42))『牛久市史料』中世Ⅰ、三八四頁。前註(43)『龍ヶ崎市史』中世編、二〇六～二一〇頁。
- (63) 土岐氏旧臣人数注文(前註(49))『龍ヶ崎市史』中世史料編、三二二～三二四頁。前註(43)『龍ヶ崎市史』中世編、一八七～一八九頁。
- (64) 『国語大辞典』、小学館、一九八一年、九六七・二〇一三頁。
- (65) 前註(3)『阿見町史』一七四頁。
- (66) 勝俣鎮夫氏は、中世後期においても領主の法廷への訴訟は紛争解決の一手段であり自力救済が否定されたものではないとしながらも、中人制の動揺により調停が失敗すると領主裁定に委ねられるケースが増えてくると述べている(前註(1))同「戦国法」二三四・二三七頁)。この場合は、領主裁定が破綻したので逆に在地の自力救済方式を使って処分を加えたと考えられる。
- (67) 藤木久志『戦国の村を行く』朝日新聞社、一九九七年、七〇頁。前註(35) 同「近世初頭の村落間相論」一三五頁。

写真1 土城田舎割物



後  
板橋允道判監

上条与乙系之辨證之境  
と申すべし不可有  
相違意は仍也件

永保八年

卯月未字  
**判**

乙系百姓

永保八年正月廿五日  
土岐治英判物写

大正十四年八月廿五日  
土岐治英判物写  
板橋允道判監



#### IV部、郷村の地域的結合

### 第七章、戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合の成立

#### ―豊田郡宗任神社の「御水帳」の分析を通して―

#### はじめに

一五世紀後半―一六世紀後半の戦国争乱において人々はどうのよう<sup>1</sup>に生きていたのであろうか。人々の生活にとって必要な生産と安全は体制的保障がなくなり自力救済によるしか生き残る方法はなかったのであろうか。かつて石田善人氏は惣結合は応仁・文明の大乱以後は次第に衰退し、戦国大名の領国支配によりその機能を失って崩壊し、特に太閤検地以降、村落はその歯牙を抜かれ去勢された形では存在できなかつたとした。<sup>2</sup>これに対し、勝俣鎮夫氏は戦国期の村が番頭などを中心として領主から一定の年貢を請け負う一方、勸農権や自検断、独自の財力・徴税権を持ち、かつ自らの村を守る軍事力を持つ自立集団であったことを明らかにした。<sup>3</sup>藤木久志氏も村落は戦国期を通じて地主層に主導され惣的結集による地下請<sup>4</sup>||村請を通して権力を規制し続けたとした。<sup>5</sup>一方、池上裕子氏は、戦国時代は中世後期を通じて農村に累積されてきた剰余を誰が掌握するかという段階であり、戦国動乱もこの問題を基軸に起こつたのである。村落の侍衆は戦国大名の被官となつて村の交渉役となり、村の支配階層として剰余を掌握し自立的な村が形成されたとした。<sup>6</sup>

こうした惣村研究の成果を踏まえ、近年では大名領国下における東国村落の支配を説明しようとする研究も増えてきている。則竹雄一氏は北条氏領をもとに戦国期の東国では郷鎮守を中心として百姓中(村落)の結集が見られ、地頭代官はこの郷村を前提として、春の当作実現の契約(郷請)で年貢を秋に収取した。戦乱・自然災害の場合は大名権力が徳政をもつて当作の実現を図つたとし権力の専制的支配力を相対化した。<sup>7</sup>このように東国においても百姓請(郷請、村請)が広がっていたことが知られる。

そうした中で、峰岸純夫氏により常陸・下総の境目地域(紛争地域)において「半手」が存在することが明らかにされたが、これは点と線をつないだ年貢を半納する両属の中立ラインであった。では、それ以外の地域では郷村の自立性はどのように保持されたのであろうか。この点では個々の郷村の百姓請や農民闘争の事例だけではなく、広域にまたがる郷村連合のあり方を考える必要がある。<sup>8</sup>そこで、本論文ではそれに関する史料が残る北下総地域(幸嶋郡、豊田郡)に着目し、どのような郷村連合があつたのか考えることと

し、はじめにその地域の特質を概観し、史料のあり方を検討し本論に入ってゆきたい。

## 一、戦国期の常総地域の特徴

### (1) 地域的特徴

この北下総地域は関東平野の中央部に当たり、下野の山地・丘陵地から発する鬼怒川きぬと小貝川こかいが平行して南流し、下流で一体となり常陸川（後の利根川）に合流するが、下流地帯では蛇行を繰り返して広大な氾濫原と多くの湖沼（飯沼、菅生沼）を作り出した。そのため、この地域ではしばしば洪水被害を受け、かつ排水の困難さのため長く水との闘いが続いた。その一方で、関東の中央部に位置し船による物流や人の往来が盛んな地域でもあった。

### (2) 北下総の歴史的位置

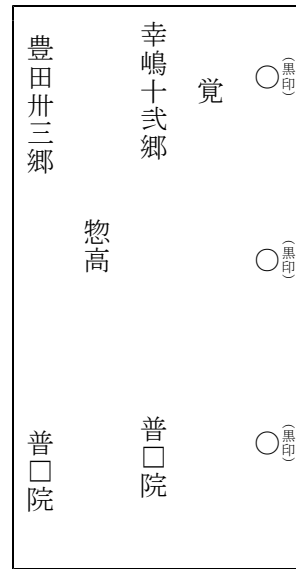
また、この地域は常陸と下総との国境地帯ともなっており、いわば境目の地域であった。古代郡制では飯沼を境として東に豊田郡、西に猿島郡が置かれたが、平安末期になると、豊田郡は鬼怒川を境に東が豊田荘、北西が大方郷、南西が飯沼郷に分かれ、豊田荘の領主は蓮華王院（本家）と慈円（領家）となっていた<sup>8)</sup>。鎌倉時代には、豊田荘は加納飯沼とともに香取神社遷宮の費用としてそれぞれ二〇〇石および一〇〇石を負担していたが勅免により免除されている<sup>9)</sup>。一方、猿島郡は上幸嶋郡・下幸嶋郡に分かれ下河辺氏一族の幸嶋氏が地頭となっていたが、鎌倉時代後期にはそれぞれが立荘化し下幸嶋荘は幸嶋氏が支配していたが、上幸嶋荘は幸嶋氏から二階堂氏のものとなった。しかし、南北朝以後、幸嶋氏が小山義政の乱に加担し亡びると下幸嶋荘は関東管領上杉憲定の所領となった。その後、鎌倉公方成氏と関東管領山内上杉氏の対立が激化し享徳の乱により成氏は古河に退去してここを本拠地とし、上・下幸嶋荘を接収し御料所とした<sup>10)</sup>。しかし、伊豆・相模・武蔵において後北条氏が台頭すると古河公方義氏はその庇護の下に入り実質的にはその北関東進出を支える存在となった。これに対して、結城の豪族である結城氏は次第に協力関係から離れ反北条の立場を採っていた常陸の佐竹氏や下妻の多賀谷氏と結ぶようになり両陣営による戦いが繰り返された。

## 二、豊田郡宗任神社の「御水帳」の検討

このような常総境目地域の北下総において郷村の状況を知ることができる史料が残されている。それが茨城県下妻市本宗道字宮本の

宗任神社において長い間厳しく管理・保存されてきた「御水帳」という文書である<sup>(11)</sup>。同社の「宗任神社縁起」によれば前九年の役で敗れた安倍宗任の家臣の松本氏(神官松本氏の祖)が当地黒竈郷<sup>くろす</sup>に逃れ来て神祠を祀り神官となり、後に地名も宗道<sup>そうどう</sup>と改められたと言<sup>(12)</sup>う。さて、この「御水帳」なる豎帳の表紙は次のようになっている。

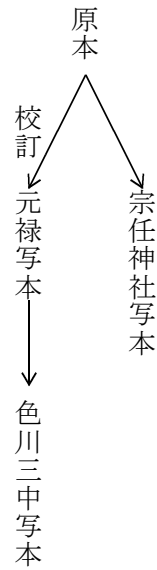
「図一」「御水帳」表紙(『村史千代川村生活史』第三卷、二五二頁)



「写真一」「御水帳」表紙、内容の一部、文末に添付する。

ただ、内容的には郷村の田畑ごとの段別が記されていないので検地帳とはいえず、「御水帳」というのは近世になって付けられた俗称と考えられるので、ここでは表題を生かし「幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写」としたい。この調帳の内容は(A)「幸嶋十二郷」(七丁)、(B)「豊田三十三郷」(一五丁)、(C)「飯沼之郷之御調之帳」(五丁)の三部構成となっている(ただし、〈A〉・〈B〉はそれぞれ前欠、〈C〉は後欠となっている)。近世後期には土浦の町人学者色川三<sup>みなか</sup>中が筆写しており国立国会図書館所蔵の「常総遺文」第四卷(宗任明神文書)に収められている<sup>(13)</sup>。この写本の奥付には「右之一巻雖<sup>ニ</sup>悪筆候、依<sup>ニ</sup>所望<sup>ニ</sup>写候者也、元禄十三庚辰、書置も□□」<sup>(14)</sup>と記されており、元禄十三年(一七〇〇)にも原本が写されていたがそれは悪筆であったと記されている。このことにより色川三<sup>みなか</sup>中が写したのは元禄十三年に原本を写した写本であったが、(A)(B)(C)にそれぞれ欠落部分が含まれているにもかかわらずそのまま文章を詰めて書いているので、宗任神社写本も元のままではなく後の写本と考えられる。しかし、宗任神社写本と元禄写本を比べると前者の村名などのひらがな文字を後者は漢字に改めているように一定の考証を加えて筆写しており、宗任神社写本の方が原本に近いと考えられる。これらを整理すると原本・写本の系統は次のように二系統となろう。

〔図二〕宗任神社の「御水帳」写本の系統



宗任神社写本については近年の東大史料編纂所の裏打ち作業で各丁の末尾に丁数の記載があることが確認されたが、三部ごとに番号を改めて打っているので原本は三冊になっていたと考えられる（これについては今井隆助氏の『北下総地方史』で紹介され、自治体史の『八千代町史』史料編Ⅱ・『村史千代川村生活史』第三卷〈写真版を含む〉・『岩井市史』資料古代中世編に翻刻が載せられている<sup>(14)</sup>）。しかし、内容を見て一見して分かるのは、①本文に当たる郷村の年貢集計は戦国期の特徴を示しているのに対し、②それぞれの後書きに記されている年代や調衆、代官の名前が著しく古く、両者の間に時代的な齟齬が生じていることである。であるから、この史料を使う場合は①を中心に検討し、②は批判的に取り扱う必要がある。

この史料については『八千代町史』において糸賀茂男氏が詳細に検討を加え、①これは古河公方による幸嶋・豊田両郡支配に関する帳簿であろう、②古河公方・在地領主の二重の支配がなされていた、③これは郷村住民が作成し留め置かれた覚であると推定している<sup>(15)</sup>。また、原田信男氏は「御水帳」は近世に作成されたものであるが中世後期の郷村の事情を濃密に反映している<sup>(16)</sup>。このように、この「御水帳」は中世後期の郷村について住民が記録し保存したものであるという推定がなされている。

本論文ではこのような評価を踏まえ、まず三〜五で中心となる各郷村の年貢状況を一覧表で示しそこから郷村構造・年貢納入・年貢減免の実体を明らかにし、六〜七で領主との交渉や郷村連合がどのようになされたのか、そしてこの内容はいつ頃の状況を反映しているのかについて順次考察することとしたい。

### 三、下幸嶋・豊田・飯沼の郷村の構成

まず、本調帳に記載されている郷村を次の（A）〜（C）三地域ごとに区分し表示してみたい（文末図一参照、郷村の番号は地図中の番号と同じである）。

「表二」下幸嶋・豊田・飯沼の郷村年貢状況一覧（幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写『村史千代川村生活史』第三卷、二五二〜

二五八頁）。※同史料については文中では調帳と略称し、出典は省略する。

(A) (下) 幸嶋一二郷(下幸嶋二四村)：下幸嶋荘地域(坂東市) \*印は古河公方御料所

郷村名(近世村名)	御年貢	夫錢	斗物	御年始錢	はかますり
(複数郷村名欠)	(二二二貫カ)	(七七貫カ)	(五〇〇俵カ)	(欠)	(欠)
1 沓掛の郷(沓掛村)	二二貫	八貫	五〇俵	一貫	一貫
2 * 富田の郷(富田村)	一五貫	五貫	三〇俵	一貫	一貫
3 * 半谷(半谷村)	八貫	三貫	二〇俵	一貫	一貫
4 * 駒跣の郷(駒跣村)	一五貫	五貫	三〇俵	八〇〇文	一貫
5 * 馬立の郷(馬立村)	一五貫	五貫	三〇俵	八〇〇文	一貫
6 弓田の郷(弓田村)	四〇貫	一〇貫	七〇俵	一貫五〇〇文	二貫
7 * くら田の郷(幸田村)	二三貫	八貫	五〇俵	一貫	一貫五〇〇文
8 神田山郷(神田山村)	二〇貫	八貫	五〇俵	一貫	一貫
9 * 大口(大口村)	五貫	二貫	二五俵	五貫	一貫
10 * 猫実(猫実村)	五貫	二貫	二五俵	五貫	一貫
11 * 借宿(借宿村)	五貫	二貫	二五俵	五貫	一貫
12 * 矢作の郷(矢作村)	三五貫	一〇貫	七〇俵	一貫五〇〇文	二貫五〇〇文
13 * 大崎の郷(大崎村)	一二貫	四貫	二五俵	八〇〇文	一貫
14 * 大屋口(大屋口村)	一三貫	四貫	二五俵	八〇〇文	一貫
15 * 筵打(筵打村)	一〇貫	四貫	二五俵	五〇〇文	一貫
合計	四五〇貫	一五五貫	一〇〇〇俵		

(B) 豊田三三郷：豊田荘地域（常総市、下妻市付近）

郷村名（近世村名）	御年貢銭	斗物	年頭銭	役人江	役人面
16（郷村名欠）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
17 若宮土村（若宮土村）	二〇貫	四〇俵	七五〇文	三〇〇文	八〇〇文
18 刑部の郷（長萱村）	六〇貫	一二〇俵	一貫	五〇〇文	一貫
19 伊古立の村（伊古立村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫
20 袋の郷（袋村）	六〇貫	一二〇俵	一貫五〇〇文	五〇〇文	一貫
21 村岡枝（村岡村）	二〇貫	四〇俵	七五〇文	二〇〇文	七五〇文
22 水砂の村	二〇貫	四〇俵	七五〇文	二〇〇文	七五〇文
23 白鳥郷（下栗村白鳥）	六〇貫	一二〇俵	一貫五〇〇文	五〇〇文	一貫五〇〇文
24 唐崎郷（唐崎村）	五〇貫	一〇〇俵	一貫	五〇〇文	一貫
25 見田の村（見田村）	二〇貫	四〇俵	五〇〇文	二〇〇文	一貫
26 すかたの村	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
27 小保河の村（小保川村）		二〇俵			五〇〇文
28 肘谷の村（肘谷村）	六〇貫	一二〇俵	一貫五〇〇文	五〇〇文	一貫五〇〇文
29 川崎の村（上・中・下川崎村）	三〇貫	六〇俵	七五〇文	三〇〇文	一貫
30 原の村（原村）	二〇貫	四〇俵	七五〇文	二〇〇文	一貫
31 鯨の村（鯨村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫
32 洲崎の郷（洲崎村）	二〇貫	四〇俵	五〇〇文	三〇〇文	七五文
33 門宮村（館方村）	一〇貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
34 青柳木村（青柳村）	一〇貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
35 さふくち村	一〇貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文

57 本郷高柳	56 河崎の郷(川崎村)	55 河又の郷(川又村)	54 (郷名欠)	53 松岡村(松岡村)	52 実松の村(下栗村実松)	51 田下村(田下村)	50 新堀の村(新堀村)	49 川原本郷(川原村)	48 ひきちの村	47 小河の中ひけの郷(比毛村)	46 下栗の郷(下栗村)	45 黒須の村(宗道村)	44 行田の郷(行田村)	43 古沢の郷(古沢村)	42 羽子の村(羽子村)	41 矢田部村(谷田部村)	40 袋島の村(袋畑村)	39 鎌庭の村(鎌庭村)	38 高柳村(高柳村)	37 石毛の荒河(石下村)	36 豊田本郷(豊田村)
二〇貫	四〇貫	二〇貫		二〇貫	一〇貫	三〇貫	三〇貫	六〇貫	一〇貫	三〇貫	六〇貫	六〇貫	六〇貫	八〇貫	一〇貫	三〇貫	六〇貫	四〇貫	一〇貫	一六〇貫	一二〇貫
四〇俵	八〇俵	四〇俵		四〇俵	二〇俵	六〇俵	六〇俵	一二〇俵	二〇俵	六〇俵	二〇俵	一二〇俵	一二〇俵	一六〇俵		六〇俵	一二〇俵	八〇俵	二〇俵	三二〇俵	二四〇俵
七五〇文	一貫	一貫		一貫	五〇〇文	七五〇文	七五〇文	一貫五〇〇文	五〇〇文	七五〇文	一貫	一貫	一貫	一貫五〇〇文	五〇〇文	七五〇文	一貫五〇〇文	一貫	五〇〇文	二貫	二〇〇文
二〇〇文	五〇〇文	五〇〇文		三〇〇文	二〇〇文	三〇〇文	三〇〇文	五〇〇文	二〇〇文	三〇〇文	五〇〇文	五〇〇文	五〇〇文	五〇〇文	二〇〇文	三〇〇文	五〇〇文	五〇〇文	二〇〇文	一貫	一貫
一貫	五〇〇文	一貫	一貫	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文	一貫五〇〇文	三貫	五〇〇文	一貫		一貫	二貫	三貫		一貫	二貫	一貫	一貫	三貫	三貫

(C) 飯沼の郷：飯沼地域（常総市、下妻市付近）

76 五箇の村（五箇村）	一〇貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
75 石毛の郷（本石下村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
74 蔵持の郷（蔵持村）	三〇貫	六〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
73 古間木の郷（古間木村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
72 花島の郷（花島村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
71 大輪郷（大輪村）	八〇貫	一六〇俵	一貫	五〇〇文	三貫
70 羽生の郷（羽生村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
69 たんせんつゝら郷	一二〇貫	二四〇俵	二貫	一貫	三貫
郷村名（近世村名）	御年貢銭	斗物	年始銭	役人江	役人面
合計	一七八〇貫	三五六〇俵	四三貫九〇〇文	一八貫六〇〇文	五二貫五〇〇文
68 小山戸の村（小山戸村）	三〇貫	六〇俵	七〇〇文	三〇〇文	一貫五〇〇文
67 高野					
66 吹上（小山戸村吹上）		〇俵	〇文	文	
65 水海道の郷（水海道村）	六〇貫	一二	一貫	七〇〇	二貫
64 靈仙寺（中妻村靈仙寺）	五貫	三〇俵	七〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
63 十気 <small>じゆつか</small> の村（十花村）	一〇貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
62 中妻郷（中妻村）	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫
61 どべた内	五貫	二〇俵	五〇〇文	二〇〇文	五〇〇文
60 山戸内（三坂村山戸内）					
59 白畑（三坂村白畑）	五貫				
58 三坂の村（三坂村）	三〇貫	六〇俵	一貫	五〇〇文	一貫



77 国生 (国生村)	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
78 皆葉の郷 (皆葉村)	四〇貫	八〇俵	一貫	五〇〇文	一貫五〇〇文
79 別府の郷 (別府村)	三〇貫	六〇俵	七五〇文	三〇〇文	一貫
80 法戸の村 (仁江戸村法戸)	三〇貫	六〇俵	七五〇文	三〇〇文	一貫
合計	五四〇貫	一〇八〇俵	一二貫	五貫八〇〇文	一九貫

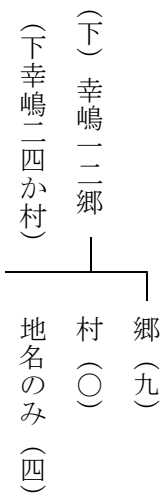
### (1) 郷村の構成と支配関係

郷と村の関係については、前記のように (A) (下) 幸嶋一二郷は下幸嶋二四か村であったとされるが、(B) 豊田三三郷の場合は実際には一四か郷と二七か村、地名のみ五か所、(C) 飯沼の郷は九か郷、二か村、地名のみ一か所などによって構成されていた。この三三郷、一二郷という数字については地域のまとまりを示す数字で実数ではないという見解が長塚孝氏により出されている。本調帳でも豊田三三郷の郷村数は一致しておらず、そもそも何をもって郷数を数えているのかもはっきりしない。よって、ここでは地域名に一二とか三三とか郷数が付く場合は表象と考え数字合わせをせず、(A) (C) の調帳ごとに郷村および小村の実体、および支配関係を追究したいと考える。

a、(下) 幸嶋一二郷 (下幸嶋二四か村)

まず、(A) の (下) 幸嶋一二郷の実態については、下幸嶋二四か村とも称されているが、本調帳では前欠があり九か郷と地名のみ四か所の記載となっており村名は出てこない。ただし、前欠分には (A) の文末に岩井郷のことが記されているので (史料六) 岩井郷が含まれていると見られる。年貢額の総計は四五〇貫文であるが一三か所であわせて二三八貫文となるので、残りの二二二貫文が前欠分と推定される (同じ方法で夫銭は七七貫、斗物は五〇〇俵と推定)。

〔図三〕 (下) 幸嶋一二郷 (下幸嶋二四か村) の郷村



「欠落分（不明）」

支配関係では、天正二年（一五七四）古河公方御料所の下幸嶋分は二一か郷あつたが、このうち、古河公方御料所と（A）の支配が重なっている郷は岩井郷（中居領）・富田郷・半谷（芳春院知行）、駒跣郷（洪垂筑後守知行）幸田（小笠原兵庫知行）、馬立郷（伊賀藤七郎知行）、神田山郷（千光院領）、借宿（清式部大夫知行↓領主一色右衛門佐）、矢作郷（中居領↓代官伊首座）、大崎郷（岩堀常陸介知行）、大屋口（安西但馬守知行）、蕨打（養謙斎知行↓豊前孫四郎知行）の一二か郷である。ここで富田郷・半谷が一郷扱いとなつていることはこの調帳の記述とも一致しており、この調帳の郷村部分の信憑性を裏付ける。さらに、永禄十年（一五六七）七月二十六日足利義氏条書写で「大口・猫実、大矢口、駒羽、借宿四ヶ所之儀何も申上旨」と野田氏知行地について述べているが、ここでも大口と猫実が一郷扱いとなつていることはこの調帳で年貢・夫役についてはほぼ一致するので、この調帳の内容が永禄十年以前に遡る可能性がある。

b、豊田三三郷

豊田三三郷は記載郷村数は五〇か所となつており、おおよそ下総豊田郡内で下妻以南の小貝川と鬼怒川に挟まれた細長い地域に分布している。そのうち、史料の中で郷村と小村の構成が記されているものを抽出すれば次のようになる。

「史料一」幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写（B）

石毛の荒河：是耆郷

行田郷：是ハ弍ヶ村にて耆郷也

（地名欠）：是ニヶ村にて耆郷也

若宮土村：是ハ三ヶ村にて耆郷也

水砂の村：是ハ三ヶ村にて耆郷也

見田の村：是ハ三ヶ村にて耆郷也

小保河の村：是は袋畠の枝也、是三ヶ村にて耆郷也

原の村：是三ヶ村にて壹郷也

鯨の村：是三ヶ村にて壹郷也

豊田本郷：上郷本郷之とろ田、是三ヶ村にて

高柳村：是三ヶ村にて壹郷也

鎌庭村かまたわ：是三ヶ村にて壹郷也

さふくち村：是四ヶ村にて壹郷也

靈仙寺つゝら内：是四ヶ村にて壹郷也

とへた内：是八ヶ村にて壹郷也

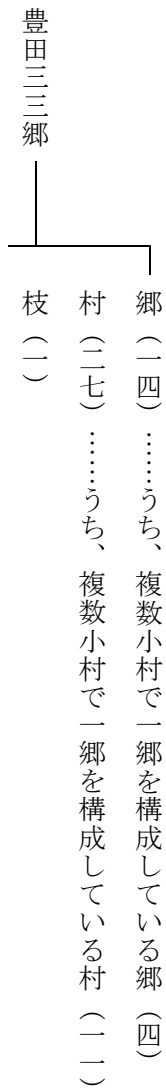
松岡村：加養七ヶ村にて壹郷也

河又の郷：是四ヶ村にて壹郷也（河又、野中、寺畠枝、細代枝ほそしろ）

河崎郷：是五ヶ村にて壹郷也（河崎、上鷹袋・下鷹袋、かうちむかい、上小目、鬼長の村おにおき）

これをまとめると、石毛の荒河は一郷のみで成立しており、行田郷（地名欠）村は二か村で一郷であった。豊田本郷・若宮土村・水砂村・見田村・おほ河村（袋畠の村）・原村・鯨村・高柳村・鎌庭村などは三か村で一郷であった。十家村・さふくち村・りやうせん寺つゝら内は四か村で一郷で、とへた内は六か村で一郷であった（く内と付くのは垣内名のことであろう）。松岡村は加養など七か村で構成されていた。その他、河又村は河又・野中・寺畠枝・細代枝の四か村構成で、河崎郷は上鷹袋・下鷹袋・かうちむかい・上小目・鬼朝の村を含む五か村構成となっていた。これを豊田三三郷全体で集計してみると次のようになる。

〔図四〕豊田三三郷の郷村



地名のみ(七) …うち、複数小村で一郷を構成している所(二)  
地名欠け(一) …うち、複数小村で一郷を構成している所(一)

ここで郷名と村名を比べてみると郷名が一四で村名は二七となっており、村名の方がかなり多い。郷村の構成では数か村で一郷となっているものが一八か所あるが、そのうち村名を名乗り数か村で一郷を構成している村が一一か村もある。この場合、村の内にある数か村の村が小村ということになる。こうして見れば、村と郷は同じ意味であり、かつ郷と村は並列の関係となっていると言えよう。

豊田三三郷の支配関係については、宝徳三年(一四五二)に關東管領上杉憲忠が豊田荘内を笠間御台に分地しており、豊田荘は上杉氏の所領となっていた<sup>(21)</sup>。一五・一六世紀になると結城氏の重臣である下妻の多賀谷氏が進出し、石下・豊田・横曾根を支配した<sup>(22)</sup>。横曾根には浄土真宗の報恩寺を中心として市場が形成されていた<sup>(23)</sup>。文禄四年(一五九五)七月十五日に多賀谷三経(重経の長男)が古沢周防守に「村岡之内古沢伊豆守本所壹拾六貫之所、充<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>」<sup>(24)</sup>という知行充行状を与えている。この村岡の古沢伊豆守本所一六貫文はこの調帳の村岡枝二〇貫文の主要部分を本所としたもので、この調帳作成の下限が文禄四年まで下る可能性がある。

c、飯沼の郷について  
飯沼の郷は、飯沼の東岸で鬼怒川との間に挟まれた細長い地域に一二郷が分布する。そのうち郷村構造について書かれているものを抽出する。

〔史料二〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写(C)

たんせんつゝら郷：両村にて壹郷

古間木の郷：是ハ両所にて壹郷也

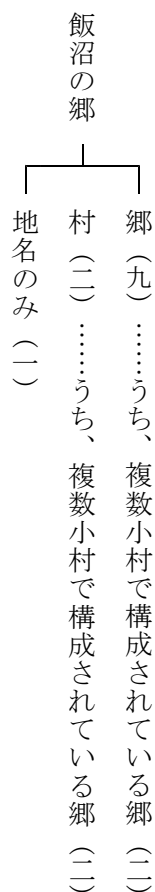
皆葉の郷：是も両所にて壹郷也

法戸の村：是も両所にて壹郷也

五箇の村：是ハ石毛<sup>(枝)</sup>たなり、是ハ三ヶ村にて壹郷也

（一）でも郷と村は並存し郷と村は同義となっており、それぞれが複数の小村により一郷として構成されている。

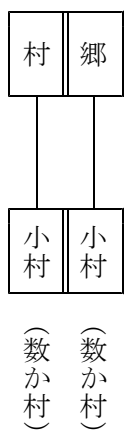
「図五」飯沼の郷村



飯沼の郷の支配関係では天文二十三年正月二十一日渡辺新兵衛尉充て多賀谷政経書状で「いゝぬまの庄馬のあしの事、前々のことく其身にまかせ候」と飯沼荘（もと加納飯沼）は多賀谷氏の所領となっていた。天正五年（一五七七）足利義氏書状でも「多賀谷領分飯沼天神宮」とあり、飯沼は多賀谷領とされていた。天正六年四月十九日多賀谷尊経（重経の初名）は石毛の市河肥前内五貫文の所を堪忍分知して石塚将監に充て行った。また、文禄三年七月晦日某充行状（朱印文は経となつている）では石塚彦五郎に「五かの石塚彦六内壺拾貫文之所、同屋敷半分相渡申候、此外二貳貫文たのミかい諸公事、いゝぬまのなミニいたされへく候」と石塚彦六の知行する屋敷半分（五貫文）を渡し、諸公事を飯沼並みに行うこととされたが、ここで五箇村の石塚彦六の知行は一〇貫文とされていた。調帳では五箇村の年貢銭は一〇貫であり、石塚彦六の知行高と一致する。これにより、調帳は少なくとも文禄三年までは機能を果たしていたと考えられる。

以上のように、郷と村は並存しており、表記としては（下）幸嶋一二郷の場合は郷が圧倒的に多かつたが、豊田三三郷は村の方が多く、飯沼の場合は郷の方が多というようにまちまちであった。これらの郷や村は数か村の小村を含んで構成されていたが、それらの中には村名のほか地名だけのものや、本郷に対して枝郷とか加郷とか呼ばれ分立および付加されたものもあった。このような状況を図化すれば次のようになる。

「図六」戦国期郷村と小村の関係



また、支配関係では下幸嶋は古河公方御料所であり、豊田三三郷と飯沼には多賀谷氏の勢力が伸びてきていた。本調帳の年代は発給

文書から見ても少なくとも永禄十年以前に遡り、末は文禄四年頃までであったと見られる。重要なのはこれらの地域の年貢・公事の水準が領主によって追認され、「飯沼の並」というように一般化されていることである。このことについては次の四〇六で考えてみたい。

## (2) 郷村の指導層

では、これらの郷村の指導体制はどのようになっているのであるか。(A)幸嶋一二郷の中で弓田郷では「ゆたの(弓田)こう十人百性中(郷)」、大谷口では「大屋(口)くち 七間之百性(郷)」、大崎郷では「大崎之郷八間ニテ」と記されているが、これは弓田郷では一〇人、大崎郷では八人、大谷口郷では七人のおとな百姓により指導層が形成されていたことを示している。それでは郷村におけるおとな百姓の役割とはどのようなものであるか。天正七年(一五七九)の北条氏他国衆高城胤辰黒印状によれば下総国葛飾郡八木郷では、郷中の年貢、諸色、惣別(すべてのこと)調方についておとな百姓五人(有姓)の相談により執行がなされ、政所の運営についても順番で務めることとなっていた。惣別調方では郷村全般にわたる土地台帳や年貢帳が作成・保管されていたと考えられる。ただし、同郷の高城氏給人(地侍)であった吉野縫殿助はこの中には入っていない。用水問題では郷中と対立する関係にあった。このようにおとな百姓により郷村の指導機関が構成され、年貢・公事徴収と納入、年貢帳作成などが行われていた。

## 四、検地と年貢の納入

### (1) 検地への抵抗

これらの地域では戦国時代に検地が実施されていたことが次の史料で知ることができる。

〔史料三〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 \*ルビは『村史千代川村生活史』第三巻による。

#### (B) 豊田三十三郷

原の村 ちやうに御座候程によさ(余財)へハ無御座候

はねこの村 ちやうを打申候間、よさへハ無御座候

#### (C) 飯沼の郷

たんせんつつら郷 ちやうを打申候程ニ、よさへハ無御座候

大輪郷

ちやうを打申候程ニ、よさへハ無御座候

古間木の郷

ちやうを打申候程ニ、よさへハ無御座候

五か之郷

是もちやうを打申候程ニ、よさへハ無御座候

「ちやう」は縄の場合もじょうと呼び、検地・丈量のことであるが、縄を入れる、縄を打つというように用いる<sup>(30)</sup>。よって、ちやうを打つとは検地を行うことと考えられる。「よさへ」は余財で、余った金銭またはその財産以外の財産をいう。つまり、これらの郷村で検地をした結果、すべての余剰分（増分）を打ち出せなかったというものである。領主が検地を行う場合は郷村側から土地台帳を出させること（指出）が必要となるが、実施した検地のすべてで余剰分をうち出せなかったのは郷村からの圧力があつたからであろう。このように領主側が指出検地をせざるをえなくなり、これまで通り年貢額の固定化が維持されたのであつた。

## (2) 各郷村の年貢・公事

さて、先述のように下幸嶋・豊田・飯沼の各郷村においてもおとな百姓が中心となつて年貢・公事の徴収、惣別調方として年貢帳の作成をしていたと考えられ、これを郷村ごとに集計したものがこの調帳となる。この調帳の内容では、古河公方御料所の(A)(下)幸嶋一二郷の場合、負担内容は①御年貢(銭)、②夫銭、③はかり物(皆粃)、④御年始銭、⑤はかますり<sup>(31)</sup>となつており、多賀谷領の(B)豊田三三郷と(C)飯沼の郷の場合は、①御年貢銭、②斗物<sup>(32)</sup>(夏秋)、④御年始銭、⑤役人江、⑥役人面となつていた。

年貢は銭納とされていたが田畠の面積がまったく記されていないのはこの年貢が郷村の請切であつたからであろう。夫銭は人夫役の代わりに納めるものであつた。斗物については(A)では「かいもみ」(皆粃)で納めるとして粃納となつていたが、「ますは何も同事」ということで同一の枡であり一俵は粃一斗二升入り<sup>(31)</sup>「十二はい入」であつた(一杯の枡は一升到たる)。この統一枡(一升)は年貢収納用の枡で、これに対して郷売買では郷中の枡を使つていた<sup>(32)</sup>。統一枡の方が領主にとつて有利であり、容量の大きい枡であつた。(B)では斗物は「夏秋」に俵で納める現物納であり秋成は粃を、夏成は麦を納めていたと考えられる。しかし、夫銭の徴収がなかつたのは、この分を夏成で補つたからと言えよう。弘治二年(一五五六)に結城政勝が定めた「結城氏新法度」一〇一、一〇二条<sup>(33)</sup>では夏年貢は五月端午の日より六月晦日まで、秋の年貢は七月十五日から霜月晦日までに納めるよう郷中に申し付けている。

(A)の年始銭・(B)の年頭銭は古河公方への宿老・家臣の年始の祝言としての贈答品<sup>(34)</sup>の代金を郷村に転嫁したものである。(B)(C)では役人江、役人面を銭納しているが、(A)のはかますりも年貢担当の役人に納める得分であろう。先の「結城氏新法度」一〇三条で、町(結城)で兵糧の値段や枘目を立てる際役人が立ち合っていたが、里々で私的にそれを行うことを禁じ、もしそのようなことがあれば「やくにんやくせん」<sup>(役人)</sup>を掛けると述べており、米売買や年貢納入には立ち合いの役人に役銭(役人役銭)を納めることとなっていた。しかし、このことは逆に郷売買が盛んに行われていたことを裏付けている(先述の横曾根市など)。さらに、結城政勝は安穩寺領の下野国高橋郷について、百姓たちが早損・水損の訴訟を行った場合はその田地を寺家のもとに置き(代官を通さず)直納させるが、その際「殿役」を年貢から差し引き、さらに伝馬役も掛けないで寺家に任せると述べている<sup>(35)</sup>。この「殿役」は先のはかますりや役人江、役人面と同じ役人役銭であったと考えられる。諸公事については文禄三年七月三十日石塚彦六充て某充行状写に「公事以下ハ、如<sup>(36)</sup>前々之いぬまのなみニ可<sup>(36)</sup>被<sup>(36)</sup>致候」とあり、前々のように飯沼並みとすると言うように地域的な公事賦課基準が以前より作られており、郷村との取り決めがあったことを窺わせる。

### (3) 年貢・公事の納入形態

では、年貢納入の形態はどのようになっているのであろうか。本調帳での年貢納入については郷村により小村を含めたさまざまなタイプがあった。すなわち、(A)(下)幸嶋一二郷では、①郷村を単位として年貢・公事を納める場合と、②富田郷・半谷のように年貢と夫銭・斗物をそれぞれ小村で別納し、年始銭・はかますりは一括して納める場合があった(史料四、図七)。半谷は富田郷に対して加郷であったとされる。近世にはそれぞれ富田村(「元禄郷帳」<sup>(37)</sup>三六九石三七三)・半谷村(同上、四四九石一九七)と別立てになっている。

「史料四」幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 (A)

一 とみたの郷御ねんく

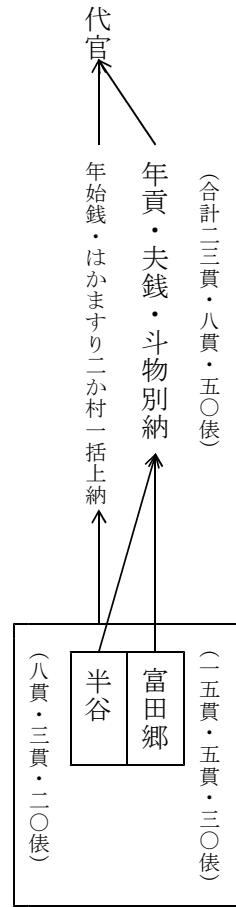
拾五貫文 ミねんく 合廿参貫文

八貫文 はんにや 加郷ニ 夫銭 五貫文



参貫文 はんにや 合八貫文 三十表はかり物  
 廿ひやう 両所にて五十表 斗物 是もおなしに  
 壹斗二升入 両所にて一貫文 御ねんしせん  
 壹貫文 はかますり 両所にて年具<sup>御</sup>堪定□□可<sup>レ</sup>申候

〔図七〕富田・半谷の年貢納入状況



また、(B) 豊田三三郷でも、①郷村単位で年貢その他を納めている場合のほか、②河又郷・河崎郷では年貢は各小村で納めているが、斗物・年頭錢・はかますり・役人江・役人面は郷で一括して納めていた(河崎郷については史料五、図八参照)。河崎の郷のうち、近世村となったのは川崎村(明治元年、八三四石一九九)、上小目村(明治元年、二四二石二三五)、鬼長村<sup>おにおき</sup>(明治元年、七四七石二一九および朱印地二七石<sup>(38)</sup>)であった。

〔史料五〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 (B)

河崎之郷

拾貫文御年具<sup>貫</sup>錢

五貫文 上たか袋 下たか袋

八貫文 かうちむかい

拾貫文 上<sup>小目</sup>おめ

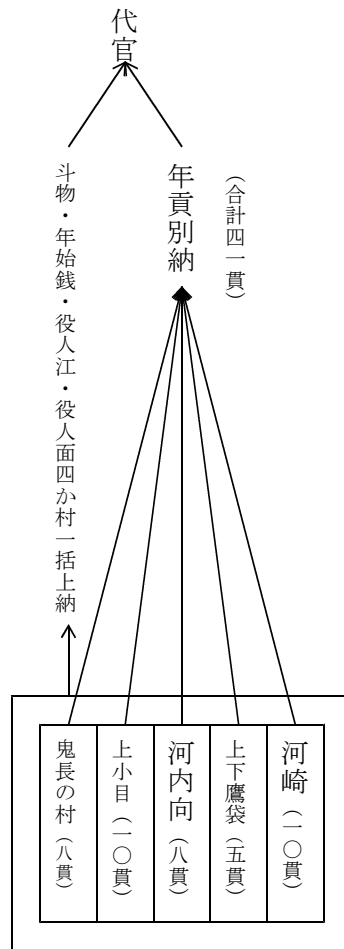
八貫文 お<sup>鬼長</sup>にあさの村

合四(巻脱力)十貫文御年具錢(貫) 是五ヶ村にて壹郷也

斗物八拾俵 夏秋二

壹貫文御年頭錢 五百文役人江 五百文役人面

〔図八〕河崎郷の年貢納入状況



このように郷村を単位とした納入だけでなく、郷村内の数か村の小村においても年貢納入の主体となる場合があったが、小村ごとの上納額が書かれていない郷村についても内実は同じであったと考えられる。このように年貢請切は郷村段階だけでなく小村段階でも行われており、百姓請とはそうした郷村と小村との重層的な年貢請負の総称ということになる。ただし、役人役銭は一括上納がほとんどであったのは最終的に年貢は小村ではなく郷村単位で納めていたからであろう。

では、年貢納入はどのようになされているのであろうか。天正七年七月五日梁田持助条書写によれば水害があった古河公方御料所の下川辺郷に対して「一、如<sub>三</sub>前々之、被<sub>レ</sub>任<sub>三</sub>本符<sub>一</sub>事、一、御年貢代物にても兵糧にても郷中の柘も以下郷売買のことく御蔵入之事」という指示を与えている。(39)ここでは古河公方側の「本符」という年貢台帳に基づいて年貢が掛けられたが、これは「如<sub>三</sub>前々之」と言うように前々から行われてきたものであり年貢が固定化していたことが窺える。ここで言う年貢代物とは年貢銭のことであり、兵糧は斗物のことであろう。この年の年貢納入では水害救済のため「郷中の柘」を使うことを特別に認められ、「御蔵入」に直納するよう指

示されたが、普段の年貢納入の枡は統一枡であった。

これから考えれば、百姓請による年貢納入（直納）は、領主からの従来通りの年貢台帳に基づき、郷村が役人立ち合いで統一枡により糶・麦を計測し御蔵に直納したと言うことができよう。

## 五、年貢減免闘争

次に、本調帳（A、幸嶋二二郷）には年貢について郷村から減免要求が出され領主により認められたことが記されているので、その史料を抽出してみよう。

〔史料六〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写（A）

### ① 岩井郷

拾貫文 （岩井郷） ゆわへのかうへ拾貫文の御ゆるしにて候

### ② 弓田郷

五貫文 （小屋） ゆわへ末代御ゆるしにて候、是ハこやになされ候に付而、百姓衆（託）わひ事申候間、末代之（御年貢）ミねんく御ゆるしニ候

### ③ 駒跼郷

駒跼郷 （先） 是ハ千年は拾七貫二候へとも、百姓中絶之時分二貫文ニ末代御ゆるし被成候

### ④ 大屋口郷

大屋くち 七間之百性

いにしへ八十五貫二候へ共、水入御座候間、末代仁貫文（引）ひけ申候

### ⑤ 大崎郷

大崎之郷八間にて

（先）せんは壹拾八貫文之郷にて候へ共、水入之わひ事ニ一貫文（御年貢）ミねんく、末代（引）ひけ申候、五貫文、（矢作）やはきのかうへさん（山野）やおしつ（御年貢）け、五貫文のミねんくを（矢作）やはきへなさせ申候、それ六貫文（引）ひけ申候

これを年貢減免の理由ごとにまとめると、a、陣所設定（弓田郷）、b、百姓中絶（駒跣郷）、c、洪水被害（大屋口郷、大崎郷）、d、山野交換（大崎郷）e、不明（岩井郷）となるので以下それぞれ考察してみたい。

### （1）陣所設定（弓田郷）

②弓田郷では「こやになされ候」につき百姓衆が佗言を申したので永代五貫文を免除したと言う。弓田郷は四〇貫文の年貢であったが、「こやになされ候」とはどういう意味であろうか。こやは小屋と考えられるが、なされたとは成すの受身形と見られる。石丸熙氏によれば小屋は合戦の陣屋の意味であり、長陣の準備として一〇〇軒以上も作られることがあった<sup>(40)</sup>。ここでは弓田郷が陣所となり小屋が設けられその負担は村民に重くのしかかったと考えられる。また、百姓は合戦ともなれば「在々所々の百姓等、ことごとく甲山へ小屋上り」として農民は村の付近の山に小屋を掛けて避難した<sup>(41)</sup>。これに対して攻撃側は村内の耕作物を刈り取り荒らす作戦を採っていた。天正年間（天正二年か）の四月二十六日に北条氏が築田氏を攻撃した関宿合戦では北条軍が幸嶋に侵入し麦作の刈り捨てと苗代の掘り返しを行った<sup>(42)</sup>。天正二年十二月十五日には古河公方足利義氏が駒跣郷百姓に前々のごとく還住するよう制札を発給している<sup>(43)</sup>。このような中で住民は村を陣所にされ戦火で家を失い田畑を荒らされ生活を破壊されたため「わひ事申候」として減免を要求して認められたものであろう。

### （2）百姓中絶（駒跣郷）

③駒跣郷では先年は年貢は一七貫文であったが、「百姓中絶」の時に、末代まで二貫文の宥免がなされたとある。この年代は不明であるが、百姓の死滅により村民が激減したため年貢を二貫文減らし一五貫としたものであろう。これが一時的な減免ではなく永代の減免とされているのはその深刻さによる。「畑田日記」によれば、常陸国鹿島郡では永禄七年（一五六四）から九年にかけて田畑の違作により多くの大人・子どもの餓死者が出た。さらに、永禄十二年（一五六七）にも日照りと麻疹の流行によりほとんどの子どもが死んだという<sup>(44)</sup>。このように違作や日照り、さらには流行病により人々が亡くなったが、中でも子どもの死亡率は高かった。「百姓中絶」とはこのように百姓ばかりではなく子どもまで死滅し農家の経営が成り立たなくなった状態を指すと考えられる。

### （3）洪水被害（大屋口郷、大崎郷）

④大屋口郷は昔は年貢が八五貫文であつたが「水入」があつたため二貫文が永代減免となつたと言う。大屋口郷は菅生沼の西に所在し南と北に菅生沼の谷津が入り込んでおり、低湿地の郷であつた。<sup>(45)</sup>⑤大崎郷も、先年は年貢は一八貫文であつたが「水入之わひ事」のため一貫文を永代減免とされた。大崎郷も大屋口郷同様に菅生沼の西に位置していたので、洪水が多かつたのであろう。前出のよりに天正七年（一五七九）七月五日水海城主築田持助は下川辺郷が連年洪水となつたため、特別に年貢（代物、兵糧）は郷中の枡で郷売買のようにして蔵入れし、五年間郷中は不入とするので、郷中の者は一人も逃散せず新百姓・脇の者を招いて指南し再開発を行うよう命じた。<sup>(47)</sup>先の「烟田旧記」には、天正十一年（一五八三）七月二十五日全国的に洪水で多くの死者が出たとある。<sup>(48)</sup>同十一年八月八日の足利家奉行人連署書状案では二〇年来の大洪水で古河城は新堤が切られて孤立し、近辺の堤防も切れて大洪水となり郷損が生じ、幸嶋地方も野水が出て大水となり通行もできなくなつたと述べている。<sup>(49)</sup>このように天正十一年（一五八三）七月の全国的な大洪水は古河地方の沿岸村に被害を与え、幸嶋でも野水により大きな被害を受けた。こうした被害によつて村々では佗言が行われ減免がなされたのであろう。

#### （4）山野交換（大崎郷）

⑤大崎郷は年貢は一八貫文であつたが矢作郷へ山野を押し付け五貫文の年貢（野銭）を負担させ、先の水入りの減免分一貫文と合わせて六貫文が差し引かれ年貢は一二貫文となつたと言う。この山野への年貢は太閤検地の際の山検地により小物成として山役銭を納めさせることとなつたものである。<sup>(50)</sup>天正十八年（一五九〇）小田原の陣後の八月に徳川家康は関東に入部し、異父弟の松平康元（久松氏）に關宿城と下総葛飾郡二万石を与えたが、康元は翌年下総国内で二万石を増加され<sup>(51)</sup>大崎・矢作村もその中に含まれていた。關宿領でも文禄三〇五年（一五九四〇九六）頃には太閤検地が行われたと考えられる。<sup>(52)</sup>検地に際して規模の小さかつた大崎郷は新たに設けられる山役銭の負担を避けるため山野を矢作郷に押し付けたということであろう。この後、寛永十二年（一六三五）の矢作村惣百姓目安では下総国下幸嶋内矢作原は前々より荻合であつたとの大崎村の主張に対して、矢作村では矢作原を大崎村には荻らせていないと反論した。<sup>(53)</sup>

#### （5）不明（岩井郷）

①岩井郷の年貢については一〇貫文を減免されたとあるが、「北条五代記」によれば北条方への百姓の軍功により永代作取りが認められたと言<sup>(54)</sup>う。

このように戦国期には種々の理由により減免が行われていたが、「結城氏新法度」(二一条)では風損・水損・日照りは人間の業を越えたもので不如意になるのもやむをえないが、普段から無沙汰をしたり堰堀を補修せず田を荒らして不作などと佗言は言うべきではないとして減免の要求を拒否している<sup>(55)</sup>。このように一般的に領主の対応は厳しいものであったが、下幸嶋ではそれ以外の陣所設定・洪水被害・百姓中絶・山野交換などの理由により減免を勝ち取っていた。池上裕子氏も、戦国期には有力百姓の主導する惣百姓闘争が年貢雑公事の増徴に反対して農村に一定の剰余を留保し、さらに確定した年貢諸役に対しても執拗に減免闘争を行ったと評価している<sup>(56)</sup>。

## 六、下幸嶋・豊田・飯沼の郷村連合

### (1)(下)幸嶋二郷(下幸嶋二四か村)の三人の大將

こうした減免は永代の宥免として固定化され、下幸嶋二四か村全体の成果でもあるとして、調帳において次のようにまとめられた。

〔史料七〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 (A)

一 下さしま<sup>(幸嶋)</sup> 廿四むらにて五百貫之御ねんく候へとも<sup>(年貢)</sup>

拾貫文 ゆわへのかうへ壹拾貫文之御ゆるしにて候<sup>(岩井)</sup>

五貫文 ゆわへ末代御ゆるしにて候(略)<sup>(岩井)</sup>

二貫文 こまはねへ末代御ゆるしにて候<sup>(駒)</sup>

仁貫文 大屋口へ末代の御ゆるしにて候

いつ貫文 大崎へ末代御ゆるしにて候<sup>(一)</sup>

合廿貫文末代之御ゆふめんにて候<sup>(有免)</sup>

永代之御ゆふめん<sup>(有免)</sup>に付而、四百五十貫二罷成候、夫錢百五十五貫二御かんちやう、つもミ手表<sup>(御勤)</sup>、ミかんちやういたし申候<sup>(御勤)</sup>  
百姓中は、いわいのとミ山源六郎、ゆわたのそめや助二郎、矢作之とミ山与二郎両三人のたいしやう、廿四村之百姓中をひきつ<sup>(姓)</sup>

れていゝたせうちうか同心いたしかんしやういたし候

このように、下幸嶋の年貢総額五〇〇貫から減免分の合計二〇貫を差し引くと四八〇貫となり、夫錢一五五貫、粃一〇〇〇俵を含めた勘定が行われた。この二四か村の百姓中を率いていた①岩井の富山源六郎、②弓田の染谷助三郎、③矢作の富山与三郎の三人が大将となり、飯田せいちゅうと「同心」し勘定したと言う（飯田せいちゅうについては史料では確認できない）。これによれば年貢は個々の郷村が納めただけではなく、下幸嶋を代表する三人の大将が年貢額の集計を行い最終的に代官と「同心」して勘定を行っていたということになる。

## （2）地侍富山氏の役割

このうち矢作の富山与二郎については、現在坂東市矢作で戦国期から近世にかけての古文書を伝えている富山家との関連性が認められる。家伝によれば富山家は戦国時代には富山城を持っていた地侍（土豪）であったが天正年間に帰農し、江戸時代には代々庄屋を勤めたと言<sup>(57)</sup>う。同家が所蔵している戦国期の文書は次の通りである<sup>(58)</sup>。

- ①天正八年卯月九日矢作郷掟書（昌伊〈徳蔭軒三伯〉↓矢作百姓中・法師戸百姓中）
- ②天正十一年二月十二日某朱印掟書（朱印↓充て所なし）
- ③天正十七年九月三日某裁許状（評定衆↓矢作郷百姓中）
- ④天正十七年九月三日某裁許状写（評定衆↓小泉郷百姓中）

①は古河公方より郷中の治安についての指示であり、②は充て所はないが郷中の者が要望していた屋敷・山林の使用許可で、③④は評定衆による矢作郷と小泉郷の境相論の裁許状である。このうち①③の文書が矢作郷百姓中に充てられている。中世文書論によれば文書の受給者と充て所は一致しないが、それは受給者が充て所に伝達するということに<sup>(59)</sup>されていたからである。とすればこのような文書を所蔵していた富山家は矢作郷を代表する立場であり郷内の百姓中に文書内容を伝達したと考えられる。しかし、同氏が領主の被官であったならば充て所にその名があるはずである。それが無いのは同氏が地侍であつても被官ではなかつたからであろう<sup>(60)</sup>。富山氏および他の二人の大将も官途名を名乗っておらず同じ立場と考えられ、この郷村連合は郷村を代表する地侍が荘園の枠組みを元に領主支

配に対するため地域横断的に結集したものであったと言える。

では、その矢作郷の実体について先の文書①から考えてみたい。

〔史料八〕 矢作郷掟書（『茨城県史料』中世編Ⅲ、富山文書一、三二四頁）

矢作郷掟之事

一 当郷中、敵方之者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、無用ニ他所之者一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>入事

一 於郷中「猥敷者、見出聞出於申上者、即可有御褒美事

右御法度、從「先年被仰付候処ニ、近日以自分「他所之者引入由候、本人有御糾明」、可<sub>レ</sub>有御成敗「由被仰出者也、仍状如件、

天正八年卯月九日

昌伊（徳蔭軒三信）（花押）

矢作百姓中

放使戸百姓中

これは古河公方側（徳蔭軒昌伊は古河公方奉行人の一人）から、敵方ばかりでなく、無用の他所の者まで郷内に立ち入らせないという治安命令であった。しかし、この法度が先年出されたにもかかわらず、「先日以自分「他所之者引入由候」と先に他所の者を引き入れたと言ふことが問題とされ、その者を糾明し成敗するとされた。まさに矢作郷が境目地域にあったことを示しているが、この背景には郷村間の交流、中でも在地における郷村連合のネットワークが広がっていたと考えられる。また、②某朱印掟書については、「去年午之年、種々致「詫言申上候、然間、是にも被「相任候、厳密ニ無「水損・干損進納可<sub>レ</sub>申候」「郷中之者無「々沙汰可<sub>レ</sub>申合」、但「詫言公事於令「一烈者、相違之条、可<sub>レ</sub>為「慮外事」とあり、昨年矢作郷が年貢につき詫言公事を行い認められたが、今後は厳密に水損・旱損を言うことなく、無沙汰をせず進納することを、郷中で申し合わせるよう命じた。これは領主側が年貢の百姓請の前提として郷中申合（郷中談合）、すなわち郷村結合を抛り所としていたことを示している（第五章四、第七章二（2）参照）。

### （3）豊田・飯沼の三人の大将



また、次の史料にあるように豊田三三郷でも代官に岡見とうせんがなり、各郷村の百姓ととうせん殿が「談合」して年貢を年内に納めたとされている。

〔史料九〕幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 (B)

卅三郷之代官をおかミ(岡見)とうせん殿預ケ御申被<sub>レ</sub>成候、いつれ所百姓ととうせん殿談合いたし年中ニ御年貢納申候也(略)、ひけ五郎三郎・くろす(黒須)弥太郎・飯池(飯)之大村之大里与一郎、是三人同心いたし、卅三郷之百姓中を引連申、卅三郷之惣い上を申候

岡見とうせんなる人物は史料中には「江戸崎のおかみのとうせん殿」とあるが江戸崎には土岐氏が居城していたのであり、近隣には谷田部城に拠った岡見氏の流れを引く一族がいたがこの人物との関係は定かではない。ここでは各郷・村の百姓がとうせん殿と談合し年貢を納めていたが、それ以外に①比毛五郎三郎、②黒須弥太郎、③飯沼の大村の大里与三郎の三人が「同心」して豊田三三郷の百姓を率いて、三三郷の「惣い上」を申したとされる。「惣い上」とは三三郷のさまざまな要求をとりまとめたものであり、代官と三人の大将との間で折衝が行われたと言えよう。三人の大将では比毛五郎三郎(小河の中比毛の郷)と黒須弥太郎(黒須は後の宗道)は郷名を名乗っていた。もう一人飯沼の大村の大里与一郎については(C)飯沼の郷には大村の名は出てこない。しかし、ここで飯沼の名が出てくるのはこの郷村連合が(B)豊田三三郷と(C)飯沼の郷を含めたものであるからであろう。この調帳では(B)豊田三三郷と(C)飯沼の郷の年貢・公事項目が共通であったが、これはこの両地域がともに多賀谷領であったことによる。

#### (4) 郷村連合による代官との年貢・諸要求談合

さて、このように数十か村の郷村代表が代官と「同心」して減免の成果を元に年貢水準を確定し、また諸要求を上申してゆく流れを図化すると次のようになる。

〔図九〕代官と大将の年貢・諸要求談合

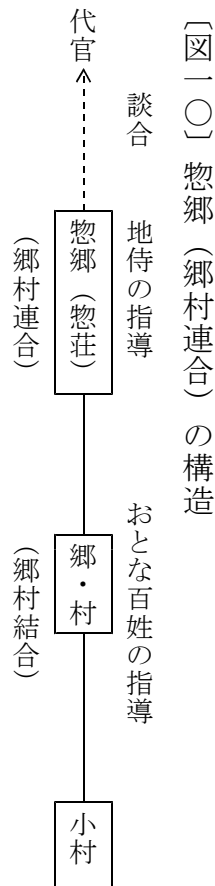
(A) 下幸嶋 飯田せいちゆう殿 ↑ (同心して勘定) — 三人の大将で下幸嶋二四村の百姓中を率いる

(年貢談合) — 各郷・村の百姓

(B) 豊田 代官岡見とうせん ↑ (惣い上を申す) — 三人の大将で豊田三三郷・飯沼の郷の百姓中を率いる

先述のように、この二人の代官の名はいずれも史料上では確認できない。しかし、郷村代表の郷名はほぼ近世村名と一致し矢作郷の富山家のように地侍（土豪）としての存在を確認できるものもあり、郷村連合そのものは存在したと言えるであろう。

以上、下幸嶋、豊田・飯沼地域において、それぞれ三人の地侍が大将となり年貢減免闘争の成果をとりまとめそれを固定化し、代官と「同心」・「談合」し毎年の年貢勘定を行い、さらにはその他の佗言についても談合を行っていたのであった。では、このような地侍の主導する郷村連合は歴史的にどのように評価すべきであろうか。これらの三地域は平安末〜鎌倉期にわたる荘園で室町期にもその名を残していた（豊田荘、加納飯沼（飯沼荘）、下幸嶋荘）。豊田三三郷、飯沼の郷、（下）幸嶋一二郷などはそうした荘園の枠組みを元にした郷村連合と考えられる。これらの郷村連合はそれぞれ荘園を基礎とした惣結合である惣郷（惣荘）と実質的に同様のものと見なせよう。<sup>(61)</sup> 惣郷は複数の地侍によって代表される郷村連合であり、郷村はおとな百姓を指導層として自立的な運営がなされており、その中には複数の小村を含んでいた。これを図化すれば次のようになる。



## おわりに

以上、戦国時代の常総の境目である北下総の郷村の構造と検地・年貢状況、年貢減免闘争と郷村連合の実体を検討したが、ここでの結論をまとめると、①主な史料として宗任神社に伝わるいわゆる「御水帳」（幸嶋十二郷・豊田廿三郷惣高調帳写）を取り上げた。これは後書きに年代や調衆名・代官名などで整合性のなさが見られるが、古河公方・多賀谷氏の文書、「結城氏新法度」と比べても本文の郷村年貢関係の記述は戦国末期の事実を反映していると考えられる。②まず、（A）古河公方御料所の（下）幸嶋一二郷、（B）多賀谷領の豊田三三郷・（C）同領飯沼の郷の各郷村の年貢納入状況を整理し、その中で郷村構造について検討した結果、郷と村はそれぞれ独立して並存し、おのおの複数の小村によって構成されていたが、その郷村の指導機関として七〜一〇人のおとな百姓の寄合によ

り政所が運営されていた。③年貢・公事については(A)では年貢・夫錢・斗物(皆糶)・年始錢・はかますり、(B)(C)では年貢錢・斗物(夏秋)・年始錢・役人江・役人面などがあつた。年貢を代官と交渉し納入するのは郷村であるが、その内部の小村も年貢納入の基礎単位となっており、郷村と小村による重層的な請負体制となっていた。(A)の年貢として古河公方御料所では従来通り「本符」(年貢台帳)に基づき統一枡によつて年貢代物(年貢錢)と兵糧(斗物)を「御蔵入」<sup>61</sup>直納することとなつていた。このように(A)において年貢は固定化されていたのであるが、(B)(C)でも指出検地により増分は打ち出すことができず「<sup>62</sup>並」と言うように年貢固定化がなされていた。④領主側は水損・旱損による減免は認めなかつたが、これに対して(A)の各郷村では陣所設定、洪水被害・百姓中絶などをさまざま理由で年貢減免闘争を行い成果を勝ち取つていたが、三人の大将による郷村連合ではその成果を永免化して集約し、代官と同心し年貢勘定を行つていた。⑤この郷村連合は下幸嶋莊、豊田莊、加納飯沼(飯沼莊)という莊園を元に結集しており惣郷(惣莊)と評価することができよう。この惣郷は地侍(土豪)を代表者とし、数十か所の郷村で構成され、各郷村の検地への抵抗(増分拒否)、減免闘争(佞言)などを元として代官と談合し在地における剰余を確保し続けた。⑥この郷村の年貢状況を記した調帳は戦国末期から太閤検地が行われた文禄四年(一五九五)頃まで各郷村連合により書き継がれた調帳であり、最後に後書きを付けて宗任神社に納められたと考えられる。

この調帳では田畑面積を記さず年貢を貫文で、斗物を俵数で表しているが、これは年貢請切を行つていたことを示している。これに対し、新たな太閤検地では田畑を丈量し(一反<sup>63</sup>三六〇歩を三〇〇歩に変更)、上田反別一石五斗を基準として石高で表示し損免分を差し引き年貢率を掛けて年貢額を算出することとなつたため、<sup>64</sup>請切を記した調帳そのものの役割は終わったと考えられる。

それでは、このような戦国時代の郷・村―小村は近世村にどのように引き継がれたのであろうか。このことにつき、近世史研究では太閤検地から近世初期にかけて「村切」がなされ、中世郷を解体して近世村を創出したという見解が一般的になつて<sup>65</sup>いる。しかし、「村切」の本来の意味は検地の際村の境界をはつきりさせるといふこと<sup>66</sup>で、分割という意味はなかつた。中世後期には郷からの村の分立が進行し、表一にあるように戦国時代には郷と村は並存しており、郷・村―小村という構造となつていた。そうした郷・村は太閤検地から近世初期にかけて「村」として一本化され引き継がれたが、その内部における地侍・おとな百姓・小百姓の関係は近世初期

には郷士・庄屋・組頭・本百姓として再編され、請負年貢水準も定免制によりほぼ一定化していったと考えられる。

## 註

- (1) 石田善人「郷村制の成立」(『岩波講座日本歴史』中世四、岩波書店、一九六三年、六八・七五頁)。
- (2) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(『社会史研究』六、日本エディタースクール出版部、一九八五年)。
- (3) 藤木久志「戦国の争乱」(『講座日本史』三、東京大学出版会、一九七〇年) 同「移行期村落論」(『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年)。
- (4) 池上裕子「戦国の村落」(『岩波講座日本通史』一〇中世四、岩波書店、一九九四年、同『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年に再録)。最近同氏は後北条氏の下での百姓請について実証的な論証を行っている(「中・近世移行期を考える」『駒沢大学院史学論集』第四二号、二〇一二年)。
- (5) 則竹雄一「棟札にみる後北条領国下の地頭と村落」(『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年、二〇三頁、初出は『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年)、同「大名領国下の年貢収取と村落」(同書、二六九頁、初出は『歴史学研究』六五一号、一九九三年)。
- (6) 峰岸純夫「軍事的境界領域の村―『半手』を中心に―」(『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、二〇〇一年、一八一〜二一頁、初出は『中央史学』一八号、一九九五年)。幸嶋郡では天正十年に古河公方と結城・多賀谷氏との間で半手が結ばれていた。
- (7) 日本中世の地域社会は郷村連合によって形成されたが、その媒介となったのは神仏であり「荘郷鎮守」であったとされる(歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ「シンポジウム日本中世の地域社会」報告Ⅰ「地域社会論」の視座と方法(『歴史学研究』六七四号、一九九四年、四頁)。惣荘や惣郷もそれぞれの鎮守を通じて郷村の連合また結合として形成された。荘園は東国では室町期には領家との支配関係はなくなり領域として存続した。この領域に基づいて形成されたのが、本論文の常陸・下総国境目の郷村連合である)。
- (8) 『八千代町史』通史編、八千代町、一九八七年、一九五・三〇二頁。

- (9) (年不詳) 遷宮用途注進状 (『千葉県史料』香取文書、旧大禰宜家文書九、千葉県、一九五七年、六〇頁)。
- (10) 『猿島町史』通史編、猿島町、一九九八年、一七三・一八五・一九四・一九五頁。
- (11) 原本は宗任神社に保管されており、東京大学史料編纂所には写真版が収められているが、やや不鮮明である。
- (12) 『村史千代川村生活史』第二巻・地誌、千代川村、一九九七年、二八六頁。
- (13) 宗任明神文書 (『常総遺文』第四巻、国立国会図書館所蔵)。
- (14) 今井隆助『北下総地方史』崙書房、一九七四年、一二八～一三六頁、『八千代町史』資料編、八千代町、一九八八年、六二～六七頁、『村史千代川村生活史』第三巻・前近代史料、千代川村、二〇〇一年、二五二～二六二頁。ここでは写真版が掲載されており翻刻と照合できる、『岩井市史』資料古代中世編、岩井市、一九九七年、三六九～三七九頁。
- (15) 前註(8)『八千代町史』通史編、三七四・三八一・三八三頁。
- (16) 原田信男「村落生活と社会環境」(『中世村落の景観と生活』思文閣出版、一九九九年、四一〇頁、初出は『村落生活の史的研究』八木書店、一九九四年)。
- (17) 長塚孝「中世後期における地域概念の一事例―郷数表記による地域表示―」(『戦国史研究』二〇号、一九九〇年、一～一〇頁)。
- (18) 芳春院周興・昌寿連署書状写・御料所・知行人注文写 (『猿島町史』資料編原始古代中世、五四四・五四五号、猿島町、一九九三年、七三七頁)。
- (19) 『岩井市史』通史編、岩井市、二〇〇一年、三七二頁。
- (20) 永禄十年七月二十六日足利義氏条書写 (『岩井市史』史料古代中世編、三五〇号、岩井市、一九九七年、三三五頁)。
- (21) 宝徳三年七月二十九日関東管領家上杉憲忠奉行連署奉書 (『茨城県史料』中世編Ⅰ、白田文書二六号、茨城県、一九七〇年、四二七頁)。
- (22) 市村高男「古河公方御料所についての一考察」(『古河市史研究』七、一九八三年、三一頁)。同「古河公方の権力基盤と領域支配」(『古河市史研究』一一、一九八六年)、『下妻市史』上、下妻市、一九九三年、三九三頁。

- (23) 『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、七二三頁。北条氏政書状に「横曾根市」とある。
- (24) 文禄四年七月十五日多賀谷三経充行状写（前註(10)）『村史千代川村生活史』第三卷、赤松光子家文書、二六八頁。
- (25) 天文二十三年正月二十一日多賀谷政経安堵状写（『下妻市史料』古代中世編、下妻市、一九九六年、一四三頁）。
- (26) 天正五年六月廿三日足利義氏書状（『古河市史』資料中世編、一二二六号、古河市、一九八一年、四〇四頁）。
- (27) 天正六年四月十九日多賀谷尊経朱印状写（『茨城県史料』中世編IV、秋田藩家蔵文書一三一―一、三二一頁）。
- (28) 文禄三年七月晦日某朱印状写（『茨城県史料』中世編IV、秋田藩家蔵文書一三一―一七、三二二頁）。
- (29) 天正十八年二月十日高城氏黒印状（『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書三三一―一頁）。
- (30) 『日本国語大辞典』一〇、小学館、一九七二年、三二二頁。
- (31) 天正七年七月五日梁田持助条書写（『古河市史』資料中世編、一二四号、四一二頁）。
- (32) 今川領では年貢枡は一升二合入りで、郷斗代枡は九合六勺入りという二種類が使われていた（明応八年五月三日戸田宗光置文写、升寸法図写（『戦国遺文』今川氏編・第一卷、一二四号、東京堂出版、二〇一〇年、五九―六一頁））。
- (33) 「結城氏新法度」（『中世法制史料集』第三卷、岩波書店、一九六五年、二五四頁）。
- (34) 正月十二日足利成氏書状写、正月十三日足利成氏書状写（『戦国遺文』古河公方編、一九三・一九四・一九六号、五七頁）。天正六年年頭申上衆書立写・天正八年年頭申上衆書立写・天正九年年頭申上衆書立写（『古河市史』資料中世編、一二三六・一二四九・一二五八号、四〇八、四一四、四一九頁）。
- (35) （年不詳）七月二十一日結城政勝書状（『茨城県史料』中世III、安穩寺文書三号、茨城県、一九九〇年、二五三頁）。
- (36) 文禄三年七月三十日某朱印状写（『茨城県史料』中世編IV、秋田藩家蔵文書一三一―一六、三二二頁）。
- (37) 元禄十五年「下総国郷帳」（内閣文庫所蔵史籍叢刊五六『天保郷帳（二）附元禄郷帳』汲古書院、汲古書院、一九八四年、六〇四頁）。
- (38) 『茨城県の地名』平凡社、一九八二年、五九三・五九四頁。

- (39) 前註(31) 天正七年七月五日梁田持助条書写。
- (40) 石丸熙「根小屋について―中世城郭史小論―」(『東京女学院短期大学紀要』二、一九八〇年、九頁)。
- (41) 藤木久志「九州戦場の戦争と平和」(『飢餓と戦争の戦国を行く』朝日新聞社、二〇〇一年、一六七、一七〇頁、初出は大分県立先哲史料館『史料館紀要』五、二〇〇〇年)。
- (42) (年不詳) 某清成書状(『猿島町史』資料編原始古代中世、一五二九号、七二九頁)。
- (43) 天正二年十二月十五日足利義氏制札写(『古河市史』資料中世編、一一九三号、三九五、三九六頁)。
- (44) 「烟田旧記」(『銚田町史』中世史料編烟田氏史料、銚田町、一九九九年、二七七・二七八頁)。
- (45) 『角川日本地名大辞典』三、角川書店、一九九一年、二二二頁。前註(36)『茨城県の地名』、八一三頁。
- (46) 前註(45)『角川日本地名大辞典』三、一八二頁、前註(37)『茨城県の地名』八一五頁。
- (47) 天正七年七月五日梁田持助条書写(『古河市史』資料中世編、一二四五号、四一二頁)。
- (48) 前註(44)「烟田旧記」、二八三頁。
- (49) 天正十一年八月八日足利家奉行人連署書状案(『猿島町史』史料編原始古代中世、七三三号、八三三頁)。
- (50) 藤木久志「境界の裁定者」(『日本の社会史』第二卷、岩波書店、一九八七年、二二六〜二四〇頁)。
- (51) 『寛政重修諸家譜』第一、続群書類従完成会、一九五四年、二七九頁。
- (52) 土浦地方では文禄三年(一五九四)が二例、四年が七例あり、結城地方では文禄四年と五年の二例が知られる(前註(15)『八千代町史』通史編、四五二頁)。
- (53) 寛永十年四月矢作村惣百姓目安(『岩井市史』資料古代中世編、四四二号(富山文書)、岩井市、一九九七年、三九四頁)。
- (54) 「北条五代記」(『改定史籍集覧』第五冊、近藤活版所、一九〇〇年(臨川書店復刻版、一九八四年)、一四一〜一四二頁)。元龜二年(一五七二)の秋に北条氏政が佐竹義重と対陣した時、岩井の夜戦で手柄を立てた岩井郷の百姓二人のうち、一人を岩井郷知行の旗本とし、もう一人を岩井郷の肝煎とし田畠を永代作取りとしたと言う。この内容は確認できないが永代作取りを郷に対

する減免と捉えた可能性もある。

- (55) 前註(33)「結城氏新法度」、二二二頁。
- (56) 池上裕子「戦国期における農民闘争の展開―北条領国の場合―」(前註〈4〉『戦国時代社会構造の研究』、三五七頁、初出は『歴史学研究』三二六号、一九七七年)。
- (57) 前註(38)『茨城県の地名』、八一四・八一五頁。また、富山家に対する聞き取りによる。
- (58) 『茨城県史料』中世編Ⅲ、富山文書一〜四、茨城県、一九九〇年、三二四・三二五頁。
- (59) 佐藤進一「中世史料論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、二九二・二九三頁、初出は一九七六年)。井原今朝男「撰閣家政所下文の研究」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年、三九九頁、初出は『歴史学研究』四九一号、一九八一年)。
- (60) 池上裕子「戦国の村落」(『岩波講座日本通史』第一〇巻、一九九四年、一〇四・一〇五・一二〇頁)。池上氏は、このような侍衆の役割について、惣村・惣郷の代表者として、武家勢力と交渉するに当たり、それまで年貢・公事負担の実績や村請によって作られた帳簿を抛り所に、惣が獲得してきた闘争の成果を失うことがないように、政治的手腕を発揮することが要請された。侍衆は領主化によって村を離れて行くという方向をとらなかつたとし、村や惣郷(惣荘)における侍身分の一般化が戦国期村落の特徴であるが、その一方で村人たちは主を持ち侍になる道(被官化)と、主を持たじとして百姓身分を選ぶ道を選び取っていたとする。これにつき、久留島典子氏は一六世紀半ばになると侍衆の中にも武家の主人に従って被官として生きて行く者たちと、年貢公事を請け負い百姓として生きて行く者との両者に分裂して行く傾向が見られるとした(日本の歴史第一三巻『一揆と戦国大名』講談社、八六頁)。
- (61) 西川広平「戦国期における川除普請と地域社会」(『中世後期の開発・環境と地域社会』高志書院、二〇一二年、初出は『歴史学研究』八八九号、二〇一二年)。武田氏領下の甲斐国では中世「保坂荘」(実は保坂牧)を元とした一五か村のネットワークにより保坂惣郷が作られていた。

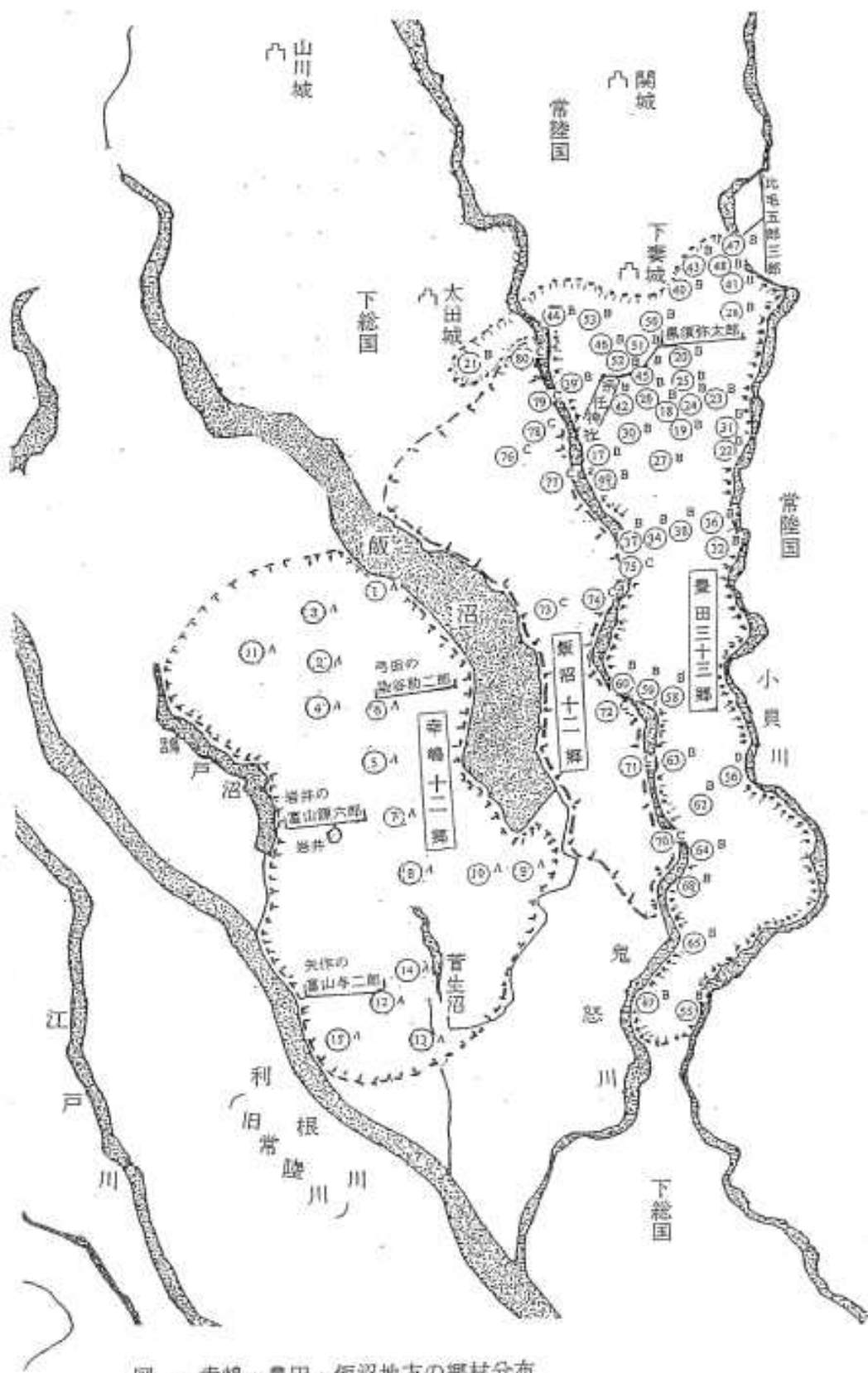


(62) 池上裕子「織豊期検地論」(前註〈4〉『戦国時代社会構造の研究』、四八一・四八四頁、初出は『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年)。池上氏は太閤検地の石高は生産高であるという近世史研究における常識に対し、実はそれは年貢と加地子を合わせたものでそれに基づき上田一石五斗の斗代を基準としたことを明らかにし、それは戦国期の年貢制を前提としたものであるとした。

(63) 水本邦彦「村社会と幕藩体制」(『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年初出は一九八三年)。朝尾直弘「郷村から町へ」(『日本の村落史』第六卷、社会的諸集団、岩波書店、一九八八年、三二七頁)。朝尾氏は中世後期の惣村は複数の村から構成された複合村であり、一六世紀末の太閤検地以降、一七世紀中葉にかけて行われた検地と村切によって、近世の村は惣村から分出・成立させられていったとする。

(64) 有光友学「近世畿内の村落の成立をめぐる一とくに『村切』と分村の問題」(静岡大学『人文論集』二〇、一九六九年、三二・三三・三五・四五頁)。

(65) 島田次郎「中世村落の近世的展開」(『日本中世村落史の研究』吉川弘文館、一九六六年、四七七頁。初出は『日本歴史』二〇〇号)。同氏は中世榎坂郷では小曾祢村を除いた他の四か村は中世的形態のまま移行したと言えると述べている。「郷」から「村」へという定式からすれば、小曾祢村以外では中世初期ないし中頃には郷内部に「村」が成立していたと言えるという。



図一、幸嶋・豊田・飯沼地方の郷村分布

\*『八千代町史』掲載地図(373頁)に加筆した

## 終章

以上、各章ごとに述べてきたことをまとめるとともに、その中での研究史上の課題を再検討し、当初のねらいで何が獲得されたのか結論を出してみたい。

### 一、まとめ

#### I部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約

##### 第一章、南北朝期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い―「指出」拒否と地頭・百姓の関係について―

永和年間に円覚寺造営料所となった常陸国小河郷では百姓等と元地頭が一体となって、入部してきた鎌倉府の使節と円覚寺雑掌に対して「指出」（地下の目録）の提出を拒否したが、この「指出」とは年貢賦課の基本となる郷村独自の土地台帳である。ではなぜ元地頭と百姓等が新領主の入部に際し「指出」の提出を拒否しているのだろうか。この理由として、元来地頭と郷村との間で「指出」による年貢契約がなされていたがこれが失われることに抵抗したものと考えられる。南北朝期に成立し当時広く流布していた「庭訓往来」でも入部した代官がまず行うべきことは郷村から「指出」を求めることであり、それにより年貢契約がなされるのであった。

##### 第二章、室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義―熊野那智山・覚園寺領常陸国酒依荘・郷―

応永年間、鎌倉覚園寺領常陸国酒依荘・郷では長らく年貢未進を続けてきたが、領主からの御使が下向し住人との間で三〇%を減じた年貢額で百姓請の契約（押書提出<sup>あししよ</sup>）をし、郷内の寺院への土地寄進状の中で無沙汰をしないという誓約を執り行った。同じく応永年間、鶴岡八幡宮領上総国佐坪郷・一野村において百姓たちは減免要求を掲げて、百姓申状を提出し強訴・逃散を行ったが、以前より領主と郷村との貞和五年（一二四九）の記録と観応二年（一二五一）の百姓等連署押書により年貢は定額段別二斗三升を運送船料（三升）を除き直納すると契約していた。この契約は従来「定免制」と評価されてきたが、これは常陸国小河・酒依郷の例から見て百姓請（地下請）に他ならないと言えよう。

#### II部、郷と宿の構造と機能

##### 第三章、享徳の乱と鑿阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免・戦乱について―

一五世紀中葉以降関東ではいち早く戦国時代に突入したが、享徳の乱の時期の鑿阿寺領武蔵国戸守郷では、用水の管理および近隣郷村との郷中談合を行い、減免要求のため「捻郷同心」を掲げ寺家との交渉を続けた。そして、守護からの御用銭要求に対して代官とともに不入権をタテに断り、戦乱が迫ると近隣郷村と一揆を結んで用水を止め耕作放棄した。蒔田（吉良）方の軍隊が駐留した際に代官とともに年貢を守り、その退去後かかった駐留経費をおとな百姓が寄り合いをして勘定し寺家に請求した。このように、郷村ではおとな百姓を中心とした運営がなされ、用水の郷中談合、戦乱に対する一揆という地域的な広がりを持った結集がなされていた。こうした中で郷村は自力とともに守護や寺家との交渉役として代官の力量を必要としていた。この場合、自力とは必ずしも武力をもって介入してくる守護や蒔田方と戦うことではなく、政治力をもって郷村の財産を守ることでもあった。

#### 第四章、中世東国の宿の構造と検断職―常陸国新治郡田宮宿を中心に―

これまで、網野善彦氏の提唱により宿や町・市は「都市的な場」として交通や商業の結集拠点とされてきたが、農村との関係では不明確さがあった。長祿年間の法雲寺領常陸国田宮宿を景観や残された史料から見ると、南北の街道沿いに周囲を堀と土塁で囲まれた集落で、百姓・商人・職人・僧侶などの宿在家（住民）はほとんどが田畑を持って年貢を負担しており、農村的側面を持っていた。また、宿の北の辻屋敷（小集落）には法雲寺の北門および関屋・天野屋敷があり、その西隣の榎木平（小字）にはさらに屋敷があったが、この地の住居跡からは大量の埋納銭が出土しており、この地域では商業的活動がなされていた可能性がある。宿内には検断職が置かれ殿原（地侍）二人がいたが、小田城主小田氏の寺奉行より法雲寺に対し武力組織（殿原・中間・夫）をもって出張の警固をするよう催促されており、この地侍二人が検断職を担っていたと見られる。このように、田宮宿は交通・商業・農業の拠点としての機能を持っていた。

#### Ⅲ部、用水と入会地の紛争と共同管理と山野用益の自力救済

##### 第五章、戦国期東国の用水普請と郷中談合―武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して―

これまで戦国期の用水は地侍が掌握し、その普請は戦国大名の管理のもとで行われていたとされてきた。しかし、天文年間の下総国高城氏領では郷村の用水改修は郷村の郷中談合（五人のおとな百姓による寄合）により行われることが高城氏の黒印状により保証され

たが、給人（地侍吉野氏）はこれに加わっていない。また、天文年間の甲斐国武田氏領内でも郷村の用水普請に対して妨害しているのは近隣の地侍であり、領主への訴訟ではすべて地侍側が敗訴している。これまで武田家印判状により郷村への用水普請を命じてきたとされてきたが、実際には用水普請を郷中談合で行うこととその用水組合村々の確認が本来の意味であった。奥州伊達氏の「塵芥集」でも「用水は万民を<sup>はぐく</sup>むものであり、用水紛争は用水の法により解決すること」とされている。戦国大名は用水をテコに郷村を管理するつもりはなく、逆に用水を私権により妨害する行為を禁じているのである。

#### 第六章、戦国期常陸国信太荘(郷)の山野入会地紛争―土岐氏権力と郷村の自力救済―

さらに、農業で必要なものは用水の他に肥料や飼料、資材に用いる山野草木であった。このため、郷村は周囲に山野を持っていたが、さらには広大な山野を入会地として近隣郷村と共同利用し相互に開発を禁じていた。もとは荘園であった常陸国信太荘(郡)の中の安見野には近隣郷村の所有する原野と入会地が複雑に入り組んでいた。こうした中で天文く天正年間にしばしば開発や境界をめぐる入会地紛争が起きていたが、これが実力闘争に発展し棒打ちにより死者が出た際は近隣地頭の中人を立て相手方より解死人を取り成敗(殺害)するという「相当の儀」により解決した。また、そこまでに至らず領主土岐氏への訴訟で安堵の印判を申し受ける場合もあったが、一方的な印判発給においては相手郷村から異議が申し立てられ取り消されることもあった。その際には双方の郷村にペナルティとして損害を与えられたが、これは印判申請には郷村間の協議がなされることが前提であったからである。このように、山野用益は自力または郷中談合により境界を画定することで確保されるものであり、その保証には領主からの印判が必要であった。いずれにしても、自力救済が郷村の存立にとって不可欠であった。

#### IV部、郷村の減免闘争と地域的結合

##### 第七章、戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合の成立―豊田郡宗任神社の「御水帳」の分析を通して―

地域社会は郷村連合によって形成されるが、その媒介となるものは荘園の枠組みであり神仏(荘郷鎮守)であった。荘園は東国では室町期には領家との支配関係はなくなり領域として存続したが、その領域に基づいて戦国期に形成されたのが常陸・下総国境目の郷村連合であった。この内実を記したいいわゆる「御水帳」(幸嶋十三郷・豊田卅三郷惣高調帳写)が下総国豊田郡宗任神社(茨城県下妻市)

に納められているが、下総国下幸嶋・豊田・飯沼の郷村連合の年貢・公事などが記されている。これら三地域はもとも下幸嶋荘、豊田荘、加納飯沼（飯沼荘）という荘園であったが、これらの荘園の領域を基盤としてそれぞれ十数か村から数十か村の郷村連合が形成されていた。これは先の概念規定からいえば惣郷（惣荘）ということができよう。この地域の戦国期の支配関係は下幸嶋が古河公方領、豊田・飯沼が多賀谷氏領であり、下幸嶋、および豊田・飯沼はそれぞれ三人の大将（地侍）により統率されていた。しかしながら、その行動の中心となつているのは郷村であり、年貢・公事の百姓請（直納）を担い、さまざまな理由による減免闘争で成果を勝ち取り、領主の検地では増分を出させず、それらを全体で集約し、大将が領主の代官と談合を行い、年貢水準を押し下げた。この調帳では郷の下に村があるのではなく、郷と村は対等な関係となっており、それぞれの下に基礎単位としての小村があった。こうした郷・村は太閤検地では実体的な「村」として把握され、統一基準により田畑を丈量して田畑面積を打ち出し、等級ごとに年貢に加地子を組み込んだ石盛を掛けて年貢高を決定し、統一的な村請の基礎とされた。しかしながら、これについて近世史研究において一般化している「村切」論では中世郷（または惣村）から村を分割し近世村を成立させたと言われるが、本来「村切」にはそのような意味はなく実体にも合っていない。近世村は政治的に創出されたのではなく、中世後期から中近世過渡期（戦国期）にかけて郷村が分解・分立していった実体を「村」として再編成したものである。

## 二、課題と考察

### （一）中世東国Ⅱ・境界・後進地域という考えについて

これは明治期に原勝郎氏が『日本中世史』で武士の発祥の地である東国をローマ帝国の境界Ⅱゲルマン地域と類似のものとして見なし<sup>①</sup>、戦後石母田正氏により領主制論の中に取り入れられ広まったもので<sup>②</sup>、その後も畿内近国との比較では必ずといっていい程引き合いに出される考えであるが、その実体は中央Ⅰ境界という対比論でありいわば中央から見た史観である。その根底には圧倒的な史料の偏在という問題があるが、そうした中でもしばしば東国における村落の解明を通じてその克服が唱えられてきている。ここでは一四〇一六世紀の東国村落に関する近年の研究を中心にみてみよう（東国について広い意味で奥羽も含めて考える）。まず、鈴木哲雄氏は元徳二年（一三三〇）頃の称名寺領下総国下河辺荘万福寺百姓等申状の分析を通じ、東国においても鎌倉時代末期には確実に百姓結合

や百姓申状は成立していたのであり、室町時代には多様な方法で展開した農民闘争の前提となる「村落」は鎌倉時代末期までには東国にも成立していたとした<sup>3</sup>。確かに郷村が百姓等申状を提出するにはその内部での協議が必要であるので百姓結合としての郷村を想定することはできるが、鎌倉末期の郷村結合の具体的な姿の解明は今後の課題となっている。また、遠藤ゆり子氏は戦国大名伊達氏の「塵芥集」の用水規定の検討の中で次のように述べている。従来、戦国時代の奥羽地方では村落は成立していないと見なされており、奥羽における村落の成立は、豊臣政権の所産であり、村落の成立を見ない戦国期の奥羽は、後進地帯であるとのレッテルを貼られてきた。しかし、戦国時代の奥羽においても「郷」・「村」と呼ばれる政治集団が成立していたのであり、このような政治集団こそが、用水の維持・管理を担い、生存問題をめぐる村落間相論を回避し「民を孚む<sup>4</sup>」ことを伊達氏に求め、「塵芥集」の制定にまで至らせた真の主体として理解できるのではないだろうかと言う<sup>4</sup>。「塵芥集」の中にも郷・村はしばしば出てくるのではあるが、やはりその郷村結合を明らかにするまでには至っていないと言えよう。一方、則竹雄一氏は戦国期村落の分析では畿内近国が中心となっており、それ以外の地域における村落像が明らかにされないまま畿内惣村との比較から後進的なイメージが作られてきたが、東国でも畿内近国の惣村にあたる村落が存在したとの指摘がなされていると言う<sup>5</sup>。この場合、東国に惣村が存在するとされたのは池上裕子氏の日本の歴史一〇『戦国の群像』(集英社)の中の東国の惣村の項の記述である。池上氏はここで中世の農民の闘いは畿内近国に限られるものではなかったとして、関東諸国における南北朝から室町期の農民闘争を述べ、これまでは中世の関東は畿内近国とは別世界で惣村などは存在しないと、かたくなに信ずる人が多かったとして、用水相論でおとな百姓が交渉主体となっており、百姓が年貢米のはかり手となっていることなどから、関東でも惣村が成立し、それを基盤とする農民闘争が展開していると考えなければならぬとしている<sup>6</sup>。ここから見られることは、池上氏の場合、畿内近国(中央)と関東(辺境)を対比して考える立場は採っていない、東国における村落結合の原点を一四・一五世紀の農民闘争研究の成果に置きそこから戦国期の村落の内実にまで敷衍化して惣村の成立を広く捉え、それを基盤とした農民闘争を位置付けるという方法で惣村の成立と農民闘争を有機的に結びつけていることである。これまで中央(先進地域)・辺境(後進地域)という呪縛に捕らわれ郷村結合の実体に迫れない理由付けにしていたこれまでの見方は、従来の研究成果を総合的に評価しなかったことによるものであったと言えよう。

## (2) 東国村落の内部構造について

東国村落の実体を見る場合、まず先行研究を想起する必要がある。とくに一四・一五世紀の農民闘争における主な研究としては田代脩<sup>7</sup>・高村隆<sup>8</sup>・峰岸純夫<sup>9</sup>・佐藤博信<sup>10</sup>・佐藤和彦<sup>11</sup>氏等のものがあるが、その対象となったのは地域としては鶴岡八幡宮領武蔵国佐々目郷、同領上総国佐坪郷・一野村、鏝阿寺領武蔵国戸守郷であった。時代は佐々目郷、佐坪郷・一野村の減免闘争が応永年間であり、戸守郷の減免闘争が享徳年間であり南北朝・戦国初期までと幅広いものであった。これらの場合、鶴岡八幡宮や鏝阿寺関係の文書など史料的に恵まれていたこともあり、村落結合の内部分析ができる貴重な事例となっている。であるから、これを武家領と比べて支配が弱いめ農民闘争が多かったというように例外扱いするのではなく、東国の郷村結合の実体を示す好例として捉え、これを元に他地域や他の時代の郷村や農民の動向を検討していく必要がある。これらの中でもまとまった形で全体像を提起しているのが佐藤和彦氏の研究である。佐藤氏は鶴岡八幡宮領武蔵国佐々目郷、同領上総国佐坪郷・一野村、鏝阿寺領武蔵国戸守郷、日光輪王寺領の諸村を対象として農民闘争と村落結合の実体を分析した。その中で農民闘争については、農民の要求は年貢減免、固定斗代の引き下げであり、荘園領主に百姓申状・連署起請文を提出し、「惣郷同心」により未進、強訴、耕作放棄、逃散を行った。そして、闘争の指導者は古老百姓であり「二十五人百姓」や「十人百姓」等有力在家農民を中心に「郷中談合」をもって惣ぐるみの闘争を展開したとする。村落結合については、惣郷の組織は有力百姓の屋敷を中心とした聚落を基本単位とし、村堂や庵などが農民の結集の場であったとした。このように、総括的な東国の農民闘争と村落結合の姿を明らかにしたのであり、中世東国民衆史の基底となる研究であった。また、湯浅治久氏は上総国畔蒜荘横田郷・亀山郷について景観や寺社や鎮守の分布、棟札や結衆の検討から「郷村」が一五・一六世紀の地域社会のコアであると位置づけた。そして、郷村は荘園公領制の枠組みから出現し、内在的に変化し再編されたものであるとし、郷村には内部で村に結集するベクトルと、一方でその郷の一体性を維持するベクトルの両方が存在したとする<sup>12</sup>。これまで郷村を二重構成として固定的に捉える傾向があったが、郷と村それぞれがダイナミズムをもって生成・発展して行く存在であったということが知られよう。

## (3) 郷村の年貢請負・用水管理について

### a、年貢請負



山田邦明氏は鶴岡八幡宮領上総国佐坪郷・一野村について農民闘争ではなく年貢や寺・堂免、百姓について検討を行い、佐坪郷・一野村では年貢は郷村全体ではなく二五人百姓それぞれに賦課され各人の責任で個々に納入し、個別に決算がなされていた。ここでは、年貢の定額化は果たしたが、郷村による年貢請負はまだ見られずいわゆる村請の段階には至っていないと言<sup>(13)</sup>う。佐坪郷・一野村の場合、領主鶴岡八幡宮により二五坊分田体制による年貢請負がなされていたのであるが、二五人百姓とはその分田を請け負った代表の有力百姓のことであった。年貢減免の交渉でも「就<sup>(14)</sup>両村年貢定<sup>(15)</sup>、度々被<sup>(16)</sup>成<sup>(17)</sup>書下<sup>(18)</sup>之<sup>(19)</sup>処、如<sup>(20)</sup>今月廿日注進<sup>(21)</sup>者、御寄進以後六十余年、三斗代之内運賃船賃料一段三升宛御免之外、更無<sup>(22)</sup>煩之由、古老百姓等申云々、是以奸曲之至也、貞和五年記録并觀応二年百姓等連判押書、三斗三升之由分明也」とされており、両村として段別三斗を「貞和五年記録并觀応二年百姓等連判押書」で請負っており三斗の運送賃は免ぜられていた。よって、分田体制は領主の都合で収納が分けられているのであり、郷村としては個々の分田ごとの年貢請負ではなく全体として一段三斗という額で請負ったのであり、本論第二章の百姓請契約と合わせて考えるならば百姓請契約として評価できよう。則竹雄一氏は、北条氏領郷村においては検地が行なわれ検地書出により年貢高を確定しそこから引方により年貢納入額が決定されていた。そうした中で「百姓中」と表現された郷村が存在し、地頭・代官は当作を実現するということ郷村より一札を取り年貢契約をし、戦乱・災害の際には徳政を行い当作を確保するとされ、こうした年貢請負を「郷請」と呼んだ<sup>(14)</sup>。しかしながら、この「郷請」はこれまで勝俣・藤木氏等が用いていた村請（百姓請）とはどう違うのであろうか。たしかに、百姓請負一札や直納は認められるが、請け負いの主体である百姓中の実体については明らかではない。これに対して年貢請負の実体に迫ったのが長谷川裕子氏の研究である。長谷川氏は、天正七年（一五七九）に北条氏他国衆の高城氏領下総国八木郷では郷中の代表五人の相談により年貢・諸色の請負をしていたが、これに高城氏の被官で土豪の吉野縫殿助は加わっていないことが明らかになるとともに、武蔵国関戸郷や上野国北谷郷等東国の郷村では郷単位の請負であつても内部の小村の代表者が共同で年貢・諸役等の納入責任を負っていた。そこから郷単位の請負の下に小村単位の取りまとめが行われていたとした<sup>(15)</sup>。この場合、百姓中の実体はおとな百姓五人による郷中申談の政所機関であり、このおとな百姓等は各小村の代表と見なされている。また、この百姓中にはいわゆる土豪（地侍）は含まれていなかった。こうした実体は先の一四・一五世紀の農民闘争と村落結合の実体とあいまって、南北朝～戦国期を貫徹する東国の郷村結合の基底とし

て捉えることができると考えられる。

## b、用水管理

用水は土豪が管理し、戦国大名が普請を命じたとする黒田日出男<sup>(16)</sup>氏や杉山博<sup>(17)</sup>氏の考えが一般的であるが、笹本正治氏は元龜三年(一五七二)武田家は甲斐国上条堰が破損したため堰利用郷村の慣行と技術を確認して印判状により普請を命じたとした<sup>(18)</sup>。また、西川広平氏も武田家は印判状で島上条郷を通じてもと志摩荘内の各村落到に堰普請を催促させ、惣荘(惣郷)の領域に依拠したネットワークを前提に支配したとした<sup>(19)</sup>。いづれも、武田家が地域の慣行や惣郷組織に基づき郷村に堰の普請を命じたというもので、ほぼ従来通りの見解となっている。ところが、鴨川達夫氏からは逆の見方が出されている。すなわち、鴨川氏は元龜三年の武田家印判状で上条堰の再興を命じられた六か村の中に同じ地域にあるはずの島上条郷の名がないのは、むしろ堰が破損した島上条郷が自分たちだけでは対応できないため近隣の村々に応援を要請するため武田家に村々に対する命令を取り付けたとする。つまり、堰は地元の人々により自律的に維持管理されており、文書は武田家に申し入れて取り付けるといった<sup>(20)</sup>。こうしたことにより、戦国大名が郷村に命じて用水普請をさせたという従来の見解も見直しが必要となつてこよう。

さらに、戦国大名が用水普請や相論に関してどのように考えていたのかということについて、遠藤ゆり子氏の研究がある。遠藤氏は奥州伊達氏の「塵芥集」を分析し、「用水は万民を助けるものであり一人(地主)の損亡になるからといって堤を築くのを止めるのは民を孚む道理にふさわしくない」、「水争いは用水の法に従うべきである」として伊達氏にとって紛争抑止は不可避的課題でありそのためには人々の生存を保障する必要があったとして、そこに戦国大名伊達氏の果たした社会的機能を認めることができようと言<sup>(21)</sup>。ここから言えることは戦国大名は用水を管理し普請をテコとして郷村を支配しようということではなく、むしろ用水相論は「万民の助け」のため「用水の法」により解決されるべきであるという考えであったが、これは支配Ⅱ年貢収取の前提として郷村・百姓の生産と生活に対して体制的保障をしようということであった。これは単なる善政としてではなく、在地秩序や百姓の自立性を認めなければ安定的な年貢収取もできなくなるためであった。

## 三、結論

## ① 東国村落への視点

さて、これまで見てきたように、東国村落を分析する場合、中央からの視点ではなくそれ自身の実体から総合的に捉え返して行くことが必要となってくる。歴史的には、鎌倉後末期から南北朝期にかけて東国の郷村構造に変化が見られ、郷村の運営を担っていた有力名主に対し百姓等の発言権が増していった。<sup>(2)</sup>南北朝～室町初期には寺社領を中心とした郷村で年貢減免を求める農民闘争が高まったが、こうした中で注目されるのは中世前期には有力名主が担っていた年貢請負のあり方の変化である。まず、①永和年間に常陸國小河郷では鎌倉府使節二人と円覚寺雑掌の入部に対して百姓等と元地頭が一体となり「指出」(地下目録)の提出を拒否し追い出してしまったことである。この百姓等の行動は郷村ぐるみでなければできないことであるが、この背景としてはそれ以前に地頭との間で先例として「指出」による年貢契約がなされていたことがあったと考えられる。②次に観応年間に上総国佐坪郷・一野村で鶴岡八幡宮と郷村との間で段別三斗で直納するという百姓連署押書による年貢請負契約がなされたことである。ここで段別三斗納入となっているのはこの郷村が二五坊分田体制により郷村全体で年貢を請負う体制にはなっていないため、段別三段を請切の基準としたものである。そして、③応永年間に常陸国酒依郷では、長年未進を続けていたが鎌倉覚園寺・熊野那智山からの御使と郷村代表の住人との間で年貢の三〇%を減じた定額八〇貫文で押書による年貢契約がなされ酒依郷薬師堂への寄進状で無沙汰をしないことを誓約した(八〇貫文は一〇貫文単位の為替による直納と考えられる)。また、④南北朝期の「庭訓往来」でも新領主の代官が入部した場合、郷村より「指出」の提出を求めそれができたならば年貢契約に入るという流れとなっていた。こうしたことを合わせ考えるならば、郷村の「指出」に基づき定額の年貢請負の契約(押書)が行われ直納するという百姓請の体制が東国でも成立していたということができよう。こうした百姓請契約に署名したのは②では百姓連署押書において、二五坊分田体制となつていたので各分田の代表の有力百姓二五人であったと見られる。また、③で年貢契約に署名したのは酒依郷御百姓等(惣百姓)の代表の住人二名であった。この住人は郷内の小村を代表する有力百姓でもあった。こうした年貢請負契約額は踏襲され、以後不作による減免要求の農民闘争が展開していった。

## ② 郷村結合

それでは、このような郷村はどのような構造となっているのであろうか。①応永年間鶴岡八幡宮領武蔵国佐々目郷では一〇人の百姓

が郷の指導層となっており、社家より氷河宮大夫屋敷の由緒を尋ねるといふことで古老ら一〇人の召還を命ぜられたが一人が連署起請文を持参して来ただけでそれに応じなかった。この起請文は佐々目郷の百姓が一味同心して氷川宮禰宜屋敷が古来より氷河宮の神領であることを訴えるものであった。また、同五年（一三九八）には百姓たちが郷中の不作を申し立てたため社家では当年所務のことを尋問するため百姓一〇人呼び出し、それに応じない場合は府中の使節を派遣すると圧力を掛けた。これに対して佐々目郷の百姓たちは五人の有力百姓に率いられて逃散したが、その結果佃米三〇%の減免を勝ち取ることとなった。<sup>23</sup>このように佐々目郷では一〇人の百姓を中心とする郷村結合（惣結合）により年貢所務が行われていた。②享徳年間の鏝阿寺領武蔵国戸守郷でも蒔田方の軍勢の郷内駐留に際し「おとな相合候て勘定仕候」とおとな百姓が政所で寄合を行い、掛かった経費を勘定し寺家に請求している。また、寺家に対する年貢減免交渉では一部の減免に対し「惣郷同心」してあくまでも郷村全体の免除を求めている。ここにおいてもおとな百姓を指導層とした郷村結合が見られ、郷全体の結集は惣郷と呼ばれその団結と利益擁護がもつとも重視されていた。③また、天正年間の高城氏領下総国八木郷では五人のおとな百姓の相談により交替で政所に詰め年貢・諸色を請け負い惣別調方を行う体制が判物で認められていた。この惣別調方は郷内すべての事柄を掌握するとともに、年貢台帳の管理も行ふことを指すと考えられ、これにより郷内の自治がおとな百姓の管理の下で認められていたと言ふことができよう。

### ③ 用益の確保

また、郷村では生産活動を維持するため、山野用益と用水の確保は重要であった。そのためには周辺郷村との協議が必要であったが、相論となる場合もあった。まず、①山野草木の用益について、天文・天正期の常陸国信太荘の郷村では周辺に自前の山野を保持していたがそれだけでなく複数の郷村で広大な山野を入会地として共同利用していた。これらの境界や開発をめぐる近隣郷村との相論では協議を行った上で領主より判物を申し受けていた。もし、この協議をせず一方的に判物を獲得し相手郷村より異議申し立てがなされた場合は判物は取り消され当事者双方に対してペナルティの損害が与えられた。また、近隣郷村が一方的に入会地の境界を広げたり開発をした場合は相手郷との間で棒打ちなどの実力闘争に発展し死者が出ることもあり、その際には中人を立て相手方より「相当の儀」として解死人を取り成敗（殺害）することにより解決した。相手郷村が解死人を出さない場合はその責任のある村（小村）は廃村とさせ

られた。であるから、悲惨なイメージの強い自力救済であるが、相互に武力行使の応酬になりコントロールのきかない状況になるということはなかった。また、②用水については武蔵国戸守郷の例が基本となる。戸守郷は都幾川からの取水堰を持ち郷内を通じ近隣郷村に用水を供給していた。用水利用の引水権は用水の普請に参加し堰免を負担することにより認められていたが、それらの郷村との間には「郷中申談」という協議の場が設けられており苦情があればそこで解決していた。それでも不服の郷村が府中に訴える場合もあったが、基本的には用水は郷中での管理であった。これまで用水は土豪（地侍）が掌握し戦国大名が普請を命じていたとされてきたが、天正年間の高城氏領下総国八木郷では用水普請はおとな百姓の郷中談合により行われ、地侍は関与していなかった。また、戦国大名伊達氏の「塵芥集」では用水相論については在地法である「用水の法」によって解決するよう求めている。よって、戦国大名は用水の掌握を通じて郷村を支配強化しようということではなく「万民の助」として郷村における用益を保証しようとしていた。

#### （4）郷村・宿の構造

次に、郷村構造では峰岸純夫氏により郷―村の二重構成と、それに照応した惣結合として惣郷―惣村が唱えられた<sup>(24)</sup>。しかし、①中世後期から中近世過渡期（戦国期）にかけての村は必ずしも郷の下部組織ではなく、絶えず郷村内から分立し郷と並存して行く動きを示しており、かつそれらの郷や村のもとには小村が基礎単位として存在していた。これについては先に湯浅治久氏が中世後期の郷村には村に結集する動きと郷の一体性を求める動きが同時並行的にあったと述べた<sup>(25)</sup>通りと考える。戦国末期の下総国豊田郡宗任神社の「御水帳」に記されている郷村においても、郷―小村（複数）と村―小村（複数）の二つのタイプがあり郷と村は並存していたが、年貢請負でも郷・村が責任を担うとともに小村もその一端を担っていた。この郷・村が太閤検地を通じて「村」として把握され近世村に移行していったと考えられる。近世史研究では太閤検地により中世郷村が「村切」により分割され近世村が成立したということが村落史研究の出発点となっているが、これは中世史と近世史の断絶を生んでおり見直す必要がある<sup>(26)</sup>。また、②惣村は史料用語ではなく研究概念として石田善人氏により荘園（菅浦荘）や郷村の惣結合として設定されたものであり、これに対し惣郷は歴史概念であり郷村の惣結合を指すだけではなく、荘園の惣結合も惣郷と呼ばれていた。であるから、惣郷―惣村という規定は屋上屋を重ねることになり、惣郷には惣郷（惣荘）―郷村―小村と惣郷（郷村結合）―小村という二つのタイプがあったと捉えるべきではないかと考える。さらに、

③宿についてはこれまで網野善彦氏により「都市的な場」とみなされてきた。これに対し、榎原雅治氏は宿はもともと東国での平安時代の軍営が起源であり鎌倉時代に重要交通路の馬継立て場や渡渉の拠点として整備され流通の拠点として市も立てられた。そして、幕府は宿に「人夫・伝馬・雑事」を提供させたが、室町時代にも「兵士の宿送」<sup>(27)</sup>がつけられたと言う。また、池上裕子氏は戦国時代に宿は開発の拠点として領主より設定されたと述べている<sup>(28)</sup>。法雲寺領常陸国田宮宿の景観としては街道の交差する要所に道を挟み周囲を長方形の溝で囲まれた中に家が軒を連ねていたが、嘉吉・長禄・延徳年間の年貢目録を見るならば宿在家のほとんどは田畑を所持し年貢を負担していた。宿には検断職が置かれ二人の殿原(地侍)がいたが、戦国領主小田氏の寺奉行より法雲寺に対し出張の警固を「殿原・中間・夫」で行うよう催促がなされた。また、宿の北の法雲寺北門付近の在家屋敷では商業活動が行われていたと思われ、住居跡からは埋納銭が発見されている。こうしたことから、宿は交通・商業・農業の拠点であったと見なせよう。

### (5) 地域社会の形成

地域社会を考える場合、それは郷村連合によって形成されるが、その媒介となるのは荘園の枠組みであり、惣郷鎮守であった<sup>(29)</sup>という指摘は重要である。こうした点から言えば、先述の惣郷(惣荘)が想起されるのであるが、それは畿内近国に多くの事例を見ることができ、それ以外では永禄六年(一五六三)の甲斐国保坂惣郷<sup>(30)</sup>、永禄六年の駿河国阿野荘の惣郷<sup>(31)</sup>、永禄七年の遠江国蒲御厨の惣郷<sup>(32)</sup>などがあるが、その実体は室町時代の蒲御厨以外は明確ではない。しかし、下総国豊田郡宗任神社の「御水帳」に記されている①下幸嶋一二郷、②豊田三三郷・③飯沼の郷村連合の場合、その元は下幸嶋荘、豊田荘、加納飯沼(飯沼荘)という荘園であり、それぞれ一〇数か郷村から数十か郷村で構成されていた。これらの郷村連合の百姓を率いていたのが①下幸嶋では三人の大将(地侍)であり、②豊田・③飯沼の場合も三人の大将(地侍)であった。各郷村では検地の際余剰を打ち出させず、さまざまな理由で減免闘争を行いその成果(永免化)を集約し大将が領主の代官と談合し全体の年貢・公事額を確定していた。この大将の行動は百姓中の「惣い上」を申し入れるなど極めて政治的なもので、その結果は領主側から「飯沼の並」というように年貢の基準と見なされていた。これにより、減免闘争は個々の郷村の成果を郷村連合全体の標準として一般化し、地域社会で余剰を確保する上で大きな役割を果たした。地侍は在地において侍・殿原と呼ばれる有力百姓で領主と郷村との中間に位置し、郷村においてはおとな百姓による指導機関(郷中談合、寄合)

とは別な政治・軍事的役割を担い、地域社会の存立に重要な働きをなした。

## (6) 課題

これまで述べてきた中で、まだ十分触れられていない問題がいくつかある。その一つは郷村結合の基礎部分である郷村構造や農民階層の具体的分析にまで踏み込めなかったことである。特に、鎌倉後末期～南北朝期にかけての有力名主主導の郷村から小百姓の参加した郷村結合（惣村結合）への変化を具体的に描き出すことは中世後期の村落史にとって必須の課題である。これはすでに佐藤和彦氏や峰岸純夫氏により鶴岡八幡宮領武蔵国佐々目郷の農村構造分析がなされているが<sup>(33)</sup>、それでも有力在家農民や帳本百姓を対象にしたもので小百姓を含めた農民階層全体を俯瞰するまでには至っていない。これは史料的制約があるためであるが、こうした状況を克服するためには、具体的な史料の発掘に努め分析を行っていく必要があると考える。第二に、中間層である地侍（殿原）については宿における地侍の通行警固や郷村における地侍の位置、郷村連合の大將などで触れることはあったが、地侍そのものの実体については分析することは少なかった。そこで新たな観点で史料発掘をし分析を進めたいと思う。また第三に地域社会（郷村連合）の形成では荘園の枠組みとともに荘郷鎮守である寺社の果たす役割は大きい<sup>(34)</sup>が、ここでは検討するまでには至らなかった。しかし、郷鎮守については棟札の分析を通じて頭役や郷村の役負担を知ることができ<sup>(35)</sup>、また荘鎮守の信仰圏をもととした供僧等の嘆願書も残されており、今後惣荘―郷村などの地域社会形成のそれぞれの関係を追究したいと考える。その他、多くの課題が残されているが、史料の発掘と分析を通じて中世東国郷村と農民の姿を多面的、かつ具体的に考察していきたいと思う。

## 註

- (1) 原勝郎『日本中世史』東洋文庫、平凡社、一九六九年、初版は一九〇六年。
- (2) 上杉和彦『源頼朝と鎌倉幕府』新日本出版社、二〇〇三年、二〇七～二一一頁。
- (3) 鈴木哲雄「中世東国の百姓等申状」『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、三五四頁。
- (4) 遠藤ゆり子「『塵芥集』用水規定を通してみる戦国大名」『六軒丁中世史研究』第一三三号、東北学院大学中世史研究会、二〇〇八年、四四・四五頁。

- (5) 則竹雄一「大名領国下の年貢収取と村落」『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年、二五〇頁。
- (6) 池上裕子『日本の歴史一〇戦国の群像』集英社、一九九二年、一九四〜一九六頁。
- (7) 田代脩「中世東国における農民闘争とその基盤」『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、一九八〇年。
- (8) 高村隆「中世後期東国社寺領における支配と農民動向」『房総の郷土史』三、一九八一年。
- (9) 峰岸純夫「一四―一五世紀東国の社寺領における農民闘争と権力」『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年、のち『中世の東国』東京大学出版会、一九八六年に収録。
- (10) 佐藤博信「東国寺社の構造と展開―下野国日光山領の場合―」『中世東国社領の動向―下野鏝阿寺と武蔵戸守郷―』『中世東国の支配構造』思文閣出版、一九八九年、三四一〜三七五頁、初出は『中世の政治的社会と民衆像』三一書房、一九七六年、大田区『史誌』六号、一九七六年。
- (11) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、初出は『民衆史の課題と方向』三一書房、一九七八年。
- (12) 湯浅治久「室町期東国の荘園公領制と『郷村社会』」『中世東国の地域社会史』岩田書店、二〇〇五年、一三八・一四七頁。
- (13) 山田邦明「上総佐坪にみる室町期の在地社会」『中世東国の地域権力と社会』岩田書店、一九九八年、三〇五〜三五二頁。
- (14) 則竹雄一「大名領国下の年貢収取と村落」『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年、二四五〜二七一頁、初出は『歴史学研究』六五一号、一九九三年。
- (15) 長谷川裕子「東国の郷村にみる村の構造」『中世房総と東国社会』岩田書店、二〇一二年、一三七〜二六二頁。
- (16) 黒田日出男「中世後期の開発と村落諸階層」『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四年、一九〇頁、初出は『歴史学研究』第三四六号、一九六九年。
- (17) 杉山博『日本の歴史一 戦国大名』中央公論社、一九七四年、二四〇頁。
- (18) 笹本正治「古代・中世の治水」『災害文化史の研究』高志書院、二〇〇二年、初出は『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』



山梨県教育委員会、一九九八年。

- (19) 西川広平「戦国期における川除普請と地域社会」『中世後期の開発・環境と地域社』高志書院、一三五～二七二頁、二〇一二年、初出は『歴史学研究』八八九号、二〇一二年。

- (20) 鴨川達夫「武田領国の治水関係文書を読む」『三田中世史研究』一七、二〇一〇年、一～三一頁。

- (21) 遠藤ゆり子「『塵芥集』用水規定を通してみる戦国大名」『六軒丁中世史研究』第一三号、二〇〇八年、四二～四六頁。

- (22) 佐藤和彦「日本中世の農民一揆」『日本中世の内乱と民衆運動』校倉書房、一九九六年、一三六～一三七頁。初出は『階級闘争の歴史と理論』二、青木書店、一九八一年。鈴木哲雄「中世東国の百姓申状―称名寺所蔵『万福寺百姓申状』考―」（佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、二五七頁）。

- (23) 前註(11) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」二七九～二八三頁。

- (24) 峰岸純夫「村落と土豪」『講座日本史』三、東京大学出版会、一九七〇年。

- (25) 湯浅治久「室町期東国荘園公領制と『郷村社会』―上総国を事例として―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇四集、国立歴史民俗博物館、二〇〇三年、一九五頁。

- (26) 石田善人「郷村制の形成」『岩波日本歴史』中世四、一九六四年、四九頁。湯浅治久「惣村と土豪」『岩波日本歴史』九・中世四、二〇一五年、一四三頁。

- (27) 榎原雅治『中世の東海道をゆく』中央公論新社、二〇〇八年、一七八・一七九・一九〇・一九一頁。

- (28) 池上裕子「市場・宿場・町」『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、三一～三三三頁、初出は日本村落史講座編集委員会『日本村落史講座』二景観Ⅰ、雄山閣出版、一九九〇年。

- (29) 歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ「シンポジウム日本中世の地域社会」報告Ⅰ「地域社会論」の視座と方法（『歴史学研究』六七四号、一九九五年、四頁）。

- (30) 武田家朱印状（『山梨県史』資料四、一二七三号〈保坂家文書〉九五二頁）。

- (31) 今川氏真朱印状〔『静岡県史』資料編七、三一七号〈妙泉寺文書〉一一八四頁〕。
- (32) 今川氏真朱印状〔『戦国遺文』今川氏編、第三卷、一九六八号〈蒲神社文書〉一二六頁〕。
- (33) 峰岸純夫「東国における国人一揆の基盤」〔『歴史学研究』三〇〇号、一九六五年〕、前註(11) 佐藤和彦「東国社会と農民闘争」二八二・二九三・二九六頁)。
- (34) 拙稿「戦国期常陸国佐竹領の郷村構造と民衆動向」〔『茨城大学人文科学研究』第二号、二〇一一年〕。
- (35) 永和元年十一月信太荘上下条寺社供僧等申状案〔『茨城県史料』中世編Ⅰ、円密院文書一一、四三六頁〕。

## 論文掲載雑誌一覧

I部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約

第一章、「室町期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い―「指出」拒否と地頭・百姓の関係において―」（茨城大学人文科学研究』第三号、二〇一一年一二月発行）。

第二章、「室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義―熊野那智山・覚園寺領常陸国酒依荘・郷―」（『鎌倉』一一六号、二〇一四年一月発行）。

II部、郷と宿の構造と機能

第三章、「享徳の乱と鏖阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免・戦乱について―」（『栃木史学』第二八号、二〇一四年三月発行）。

第四章、「中世東国の宿の構造と検断職―常陸国新治郡田宮宿を中心に―」（『地方史研究』三六八号、二〇一四年四月発行）。

III部、用水と入会地の管理と紛争

第五章、「戦国期東国の用水普請と郷中談合―武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して―」（『國學院雑誌』一一六巻五号、二〇一五年五月発行）。

第六章、「戦国期常陸国信太荘（郡）の山野入会地紛争―土岐氏権力と郷村の自力救済―」（『茨城大学人文科学研究』第七号、二〇一五年一二月発行）。

IV部、郷村の減免闘争と地域的結合

第七章、「戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合―豊田郡宗任神社の「御水帳」の再検討―」（『茨城大学人文科学研究』第四号、二〇一三年一月発行）。



中世村落論は畿内近国を中心としてその形成と展開、衰退の過程が論ぜられてきたが、近年では戦国期の自力の村論が主流となっている。一方、東国については辺境Ⅱ後進地域として農村は在地領主の従属下にあり農民の自立性も小村の発達も遅れていたと考えられてきた。しかし、中世後期の寺社領での農民闘争の事例を見るならば一概に自立的な運動が存在しないということはないし、これを支配の緩い寺社領であるからとして例外扱いすることもできない。問題は村落構造や農民の動向に関する史料の不足であるが、寺社などに残された史料を現地景観に添いつつ解釈し直すことにより東国村落の実体を明らかにすることができると思われる。そのため本論文では、村落結合や農民の動向が顕著となる南北朝～戦国時代を通じた村落形成の流れを俯瞰し、その中で村落構造のあり方と農民の動き、さらには村落同士の横の連合がどのようなかを捉えることとする。

まず、Ⅰ部、年貢をめぐる領主と郷村の対立と契約について、第一章、南北朝期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘いでは、永和年間に円覚寺造営料所とされた小河郷では、鎌倉府の使節と円覚寺雑掌が入部してきたが、百姓等と地頭益戸氏が一体となって「厨雑事」をせず「指出」（地下の目録）の提出を拒否し追い出してしまった。この「指出」とは年貢賦課の基本となる郷村独自の土地台帳であったと見られる。第二章、室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義については、応永年間、鎌倉覚園寺領常陸国酒依荘・郷ではしばしば年貢未進を続けてきたため、領主の御使が下向し「御百姓等」代表の住人二人との間で三〇%を減じた年貢額で百姓請の契約（押書）をし、郷内の寺院への土地寄進状の中で無沙汰をしないという誓約を執り行った。同じく応永年間、鶴岡八幡宮領上総国佐坪郷・一野村でも、領主と郷村との間で貞和五年（一三四九）の記録と観応二年（一三五二）の百姓等連署押書により年貢を定額段別二斗三升として運送船料（三升）を除き直納すると契約していた。この契約は従来「定免制」と評価されてきたが、これも先の常陸国酒依郷の例から見て百姓請（地下請）に他ならないと考えられる。また、Ⅱ部、郷と宿の構造と機能について、第三章、享徳の乱と鑢阿寺領武蔵国戸守郷では、一五世紀中葉以降関東では享徳の乱によりいち早く戦国時代に突入したが、戸守郷においては、用水の管理で近隣郷村との談合を行い、減免要求のため「捨郷同心」を掲げ寺家との交渉を続けていた。そして、守護からの御用銭要求に対しても代官とともに不入権をタテに断り、戦乱が迫ると近隣郷村と一揆を結んで用水を止め耕作放棄した。蒔田（吉

良)方の軍隊が駐留した際には代官とともに年貢を守り、その退去後かかった駐留経費をおとな百姓が寄り合いをして勘定し寺家に請求した。このように、郷村ではおとな百姓を中心とした運営がなされ、用水の郷中談合、戦乱に対する一揆という地域的な広がりを持った結集がなされていた。第四章、中世東国の宿の構造と検断職については、長祿年間の法雲寺領常陸国田宮宿を景観や残された史料から見ると、南北の街道沿いに周囲を堀と土塁で囲まれた集落で、百姓・商人・職人等の宿在家(住民)はほとんどが田畑を持ち年貢を負担していた。その北の辻屋敷(小集落、法雲寺の北門が置かれていた)付近からは近年大量の埋納銭が発見されており、商業活動が行われていたと考えられる。また、宿には検断職が置かれ地侍(殿原)二人により、戦国領主小田氏の寺奉行の出張に際して警固役を担っていた。宿は一般的に「都市的な場」とされるが、実体的にはこのように、交通・商業・農業の拠点として多面的な機能を持つ集住地であった。さらに、Ⅲ部、用水と入会地の管理と紛争について、第五章、戦国期東国の用水管理と郷中談合では、これまで戦国期の用水は地侍が掌握し、その普請は戦国大名の管理のもとで行われていたとされてきた。しかし、天文年間の下総国高城氏領では郷村の用水改修は郷村の郷中談合(五人のおとな百姓による寄合)により行われることが高城氏の黒印状により保証されたが、給人(地侍吉野氏)はこれに加わっていなかった。また、天文年間の甲斐国武田氏領内でも郷村の用水普請に対して妨害しているのは近隣の地侍であり、領主への訴訟ではすべて地侍側が敗訴している。これまで武田家印判状により郷村への用水普請が命じられたとされてきたが、実際には郷村からの要望により用水普請を郷中談合で行うことの確認が本来の意味であった。奥州伊達氏の「塵芥集」でも「用水は万民を<sup>はぐ</sup>むものであり、用水紛争は用水の法により解決すること」とされている。戦国大名は用水をテコに郷村を管理するつもりはなく、逆に用水を私権により妨害する行為を禁じているのである。第六章、戦国期常陸国信太荘(郡)の山野入会地紛争については、農業で必要なものは用水の他に肥料や飼料、資材に用いる山野草木であった。もと荘園であった常陸国信太荘(郡)の中にあつた安見野においては、天文と天正年間に郷村間でしばしば開発や境界をめぐる入会地紛争が起きていたが、これが実力闘争に発展し棒打ちにより死者が出た場合は近隣地頭の中人を立て相手方より解死人を取り成敗(殺害)するという「相当の儀」により解決した。また、そこまで至らず領主土岐氏への訴訟で安堵の印判を申し受ける場合もあつたが、一方的な印判発給においては相手郷村から異議が申し立てられ取り消されることもあつた。その際には双方の郷村にペナルティとして損害が与えられたが、これは印判申請には郷村間の協

議がなされることが前提であったからである。最後に、IV部、郷村の減免闘争と地域的結合について、第七章、戦国期常陸・下総の境目地域における郷村連合に関して、地域社会は郷村連合によって形成されるが、その媒介となるものは荘園の枠組みであり神仏（荘郷鎮守）であった。こうした荘園領域に基づいて戦国期に形成されたのが下総・常陸国境目の郷村連合であった。この内実を記したいわゆる「御水帳」（幸嶋十三郷・豊田卅三郷惣高調帳写）が下総国豊田郡宗任神社（茨城県下妻市）に納められているが、下総国下幸嶋・豊田・飯沼の郷村連合の年貢・公事などが記されている。その中の郷・村は上下関係ではなくそれぞれが小村を含み並存していた。これら三地域は荘園領域を基盤としてそれぞれ十数か村から数十か村の郷村連合が形成されていた。これは概念規定からいえば惣郷（惣荘）ということができよう。この下幸嶋と豊田・飯沼はそれぞれ三人の大将（地侍）により統率されていたが、その行動の中心となっているのは郷村であり、年貢・公事の百姓請（直納）を担い、さまざまな理由による減免闘争で成果を勝ち取り、領主の検地では増分を打ち出させず、それらを全体で集約し、大将が領主の代官と談合を行い、年貢水準を押し下げている。

さて、以上のような考察の結果、①東国村落を中央からの視点ではなくその実体から見た場合、南北朝～室町初期にかけて領主との間で百姓請の年貢契約がなされていた。②その元となる郷村結合は「惣郷」と呼ばれ、複数のおとな百姓の相談により年貢・諸色を請け負い惣別調べ方を行う体制ができており、こうした郷村内の自治は領主側からも認められていた。③生産活動に必要な山野用益の確保では周辺郷村との協議により領主の判物を獲得したが、紛争による実力行使では中人を立て「相当の儀」により解決した。用水の場合も「郷中談合」により管理され、領主側も「万民の助」として用益を保証しようとしていた。④郷村はこれまで郷一村という二重構成となつていと言われてきたが、実体的にはそれぞれ独自の動きを示しており戦国末期には郷と村は並存する関係にあった。太閤検地による「村」はこれを統一的に把握したものである。⑤地域社会は郷村連合により形成されるが、それを統括していたのは地侍であり、数十か郷村の年貢減免闘争の成果を集約し領主側と談合を行い地域社会での余剰を確保する上で大きな役割を果たした、と言うことができよう。

一九六〇年代、中世村落を総括的に惣結合の成立から崩壊まで明らかにしたのは石田善人氏であるが、その典型として室町期の郷村結合を惣村と名付け近江国菅浦荘などを例に取り惣有地を保有し灌漑用水を自主管理し年貢の地下請を行い惣掟により自検断を行っていたものの、応仁・文明の乱以後衰退し戦国大名の下で崩壊するとした。<sup>①</sup>これに対し、勝俣鎮夫・藤木久志氏らにより中世後期の畿内近国では名主中心の村落に百姓・小百姓も加わった惣結合が作られ、領主に対する減免闘争の中で、村請を勝ち取り武力を持った自



力の村が成立し戦国期にも自立性を保っていたとされた<sup>②</sup>。一方、東国においては峰岸純夫・佐藤和彦氏らにより室町初期における鶴岡八幡宮領での農民闘争の研究がなされたが、その後こうした研究は広がりを見せなかった。一九九〇年代には網野善彦氏の提唱する「都市的な場」としての都市研究が優勢となったが、概念規定において農村との区分が不明確だったため村落の姿は見えにくくなっていた<sup>④</sup>。

そうした中で、湯浅治久氏により東国の宿や有徳人の研究がなされたが、最近では東西区分論により「土豪に主導された姿が室町期東国の郷村の実態であり、武家領主は荘園の領域に惣政所を設置して郷村を支配していた。そこには惣荘のような『惣百姓的動向』は見ることができない」とも言われている<sup>⑤</sup>。はたして東国郷村には惣百姓的動向はなかったのであろうか、武家領主や土豪の支配下で自立性は失われたのであろうか。これに比し、池上裕子、則竹雄一・長谷川裕子氏らにより戦国大名の支配構造の研究の中から百姓退転や村請（郷請）・土豪（地侍）の役割について追究がなされるようになってきたが、そのもとでの郷村結合の実体や農民の自立性についてはいまだ十分に明らかになっていないとは言えよう<sup>⑥</sup>。

さて、これまで見てきたように、東国村落を分析する場合、中央からの視点ではなくそれ自身の実体から総合的に捉え返して行くことが必要となってくる。歴史的には、鎌倉後末期から南北朝期にかけて東国の郷村構造に変化が見られ、郷村の運営を担っていた有力名主に対し百姓等の発言権が増していった<sup>⑦</sup>。南北朝～室町初期には寺社領を中心とした郷村で年貢減免を求める農民闘争が高まったが、こうした中で注目されるのは中世前期には有力名主が担っていた年貢請負のあり方の変化である。まず、①永和年間に常陸国小河郷では鎌倉府使節二人と円覚寺雑掌の入部に対して百姓等と元地頭が一体となり「指出」（地下目録）の提出を拒否し追い出してしまったことである。この百姓等の行動は郷村ぐるみでなければできないことであるが、この背景としてはそれ以前に地頭との間で「指出」による年貢契約がなされていたことが理由としてあったと考えられる。②次に観応年間に上総国佐坪郷・一野村で鶴岡八幡宮と郷村との間で段別三斗で直納するという百姓連署押書による年貢請負契約がなされたことである。ここで段別三斗納入となっているのはこの郷

村が二五坊分田体制により郷村全体で年貢を請負う体制にはなっていないため、段別三段を請切の基準としたものである。そして、③応永年間に常陸国酒依郷では、長年未進を行っていたが鎌倉覚園寺・熊野那智山からの御使と郷村代表の住人との間で年貢から三〇%減の定額八〇貫文で押書による年貢契約がなされ酒依郷薬師堂への寄進状で無沙汰をしないことを誓約した（八〇貫文は一〇貫文単位の為替による直納と考えられる）。また、④南北朝期の「庭訓往来」で新領主の代官が入部した場合、郷村より「指出」の提出を求めそれができたならば年貢契約に入るという流れとなっていた。こうしたことを合わせ考えるならば、郷村の「指出」に基づき定額の年貢請負の契約（押書）が行われ直納するという百姓請の体制が東国でも成立していたということができよう。

それでは、このような郷村はどのような構造となっているのであろうか。①応永年間鶴岡八幡宮領武蔵国佐々目郷では一〇人の百姓が郷の指導層となっており、社家より氷河宮大夫屋敷の由緒を尋ねるということで古老ら一〇人の召還を命ぜられたが一人が連署起請文を持参して来ただけでそれに応じなかった。この起請文は佐々目郷の百姓が一味同心して氷川宮禰宜屋敷が古来より氷河宮の神領であることを訴えるものであった。また、同五年（一三九八）には百姓たちが郷中の不作を申し立てたため社家では当年所務のことを尋問するため百姓一〇人を呼び出し、それに応じない場合は府中の使節を派遣すると圧力を掛けた。これに対して佐々目郷の百姓たちは五人の有力百姓に率いられて逃散したが、その結果佃米三〇%の減免を勝ち取ることとなった。このように佐々目郷では一〇人の百姓を中心とする郷村結合（惣結合）により年貢所務が行われていた。②享徳年間の鏝阿寺領武蔵国戸守郷でも蒔田方の軍勢の郷内駐留に際し「おとな相合候て勘定仕候」とおとな百姓が政所で寄合を行い掛かった経費を勘定し寺家に請求している。また、寺家に対する年貢減免交渉では一部の減免に対し「惣郷同心」してあくまでも郷村全体の免除を求めている。ここにおいてもおとな百姓を指導層とした郷村結合が見られ、郷全体の結集は惣郷と呼ばれその団結と利益擁護がもつとも重視されていた。③また、天正年間の高城氏領下総国八木郷では五人のおとな百姓の相談により交替で政所に詰め年貢・諸色を請け負い惣別調方を行う体制が判物で認められていた。この惣別調方は郷内すべての事柄を掌握するとともに、年貢台帳の管理も行うことを指すと考えられ、これにより郷内の自治がおとな百姓の管理の下で認められていたと言うことができよう。

また、郷村では生産活動を維持するため、山野用益と用水の確保は重要であった。そのためには周辺郷村との協議が必要であったが、

相論となる場合もあった。まず、①山野草木の用益について、天文〜天正期の常陸国信太荘の郷村では周辺に自前の山野を保持していたがそれだけでなく複数の郷村で広大な山野を入会地として共同利用していた。これらの境界や開発をめぐる近隣郷村との相論では協議を行った上で領主より判物を申し受けていた。もし、この協議をせずに一方的に判物を獲得し相手郷村より異議申し立てがなされた場合は双方に対してペナルティの損害が与えられた。また、近隣郷村が一方的に境界を広げたり開発をした場合は相手郷との間で棒打ちなどの実力闘争に発展し死者が出ることもあり、その際には中人を立て相手方より「相当の儀」として解死人を取り成敗（殺害）することにより解決した。相手郷村が解死人を出さない場合はその責任のある村（小村）は廃村とさせられた。であるから、悲惨なイメージの強い自力救済であるが、相互に武力行使の応酬になりコントロールのきかない状況になるということはなかった。また、②用水については武蔵国戸守郷の例が基本となる。戸守郷は都幾川からの取水堰を持ち郷内を通じ近隣郷村に用水を供給していた。用水利用の引水権は用水の普請に参加し堰免を負担することにより認められていたが、それらの郷村との間には「郷中申談」という協議の場が設けられており苦情があればそこで解決していた。それでも不服の郷村が府中に訴える場合もあったが、基本的には用水は郷中での管理であった。これまで用水は土豪（地侍）が掌握し戦国大名が普請を命じてきたとされてきたが、天正年間の高城氏領下総国八木郷では用水普請はおとなは百姓の郷中談合により行われ、地侍は関与していなかった。また、戦国大名伊達氏の「塵芥集」では用水相論については在地法である「用水の法」によって解決するよう求めている。よって、戦国大名は用水の掌握を通じて郷村を支配強化しようということではなく「万民の助」として郷村における用益を保証しようとしていた。

次に、郷村構造では峰岸純夫氏により郷―村の二重構成と、それに照応した惣結合として惣郷―惣村が唱えられた<sup>24</sup>。しかし、①中世後期から中近世過渡期（戦国期）にかけての村は必ずしも郷の下部組織ではなく、絶えず郷村内から分立し郷と並存して行く動きを示しており、さらには郷や村のもとには小村が基礎単位として存在していた。これについては先に湯浅治久氏が中世後期の郷村には村に結集する動きと郷の一体性を求める動きが同時並行的にあったと述べた<sup>25</sup>通りと考える。戦国末期の下総国豊田郡宗当神社の「御水帳」に記されている郷村においても、郷―小村（複数）と村―小村（複数）の二つのタイプがあり郷と村は並存していたが、年貢請負でも郷・村が責任を担うとともに小村もその一端を担っていた。この郷・村が太閤検地を通じて「村」として把握され近世村に移行し

ていったと考えられる。近世史研究では太閤検地により中世郷村が「村切」により分割され近世村が成立したということが村落史研究の出発点となっているが、これは中世史と近世史の断絶を生んでおり見直す必要がある。また、②惣村は史料用語ではなく研究概念として石田善人氏により荘園（菅浦荘）や郷村の惣結合として設定されたものであり、これに対し惣郷は歴史概念であり郷村の惣結合を指すだけではなく、荘園の惣結合も惣郷と呼ばれていた。であるから、惣郷―惣村という規定は屋上屋を重ねることになり、惣郷には惣郷（惣荘）―郷村―小村と惣郷（郷村結合）―小村という二つのタイプがあつたと捉えるべきではないかと考える。さらに、③宿についてはこれまで網野善彦氏により「都市的な場」とみなされてきたが、榎原雅治氏は宿はもともと東国での平安時代の軍営が起源であり鎌倉時代に重要交通路の馬継立て場や渡渉の拠点として整備され流通の拠点として市も立てられた。そして、幕府は宿に「人夫・伝馬・雑事」を提供させたが、室町時代にも「兵士の宿送」<sup>(27)</sup>がつけられたと言う。また、池上裕子氏からは戦国時代に宿は開発の拠点として領主より設定されたとも言われている。<sup>(28)</sup>常陸国田宮宿の景観としては街道の交差する要所に道を挟み周囲を長方形の溝で囲まれた中に家並が軒を連ねているが、嘉吉・長禄・延徳年間の年貢目録を見るならば宿在家のほとんどは田畑を所持し年貢を負担していた。しかし、宿には戦国領主小田氏より検断職に任ぜられた殿原の揚名氏<sup>ようめい</sup>がおり宿やそれに付属する市場や町場を管理し、通行する武士の宿送りの警固を「殿原・中間・夫」で行っていた。こうして、宿は内実的には集村であつたが、交通の宿送りや市場・町場の検断などの領主の代行としての役割も担っていた。このように宿は領主の管轄下にある複合的な交通・商業・農業の拠点であつたが、次第に村として自立化するようになった。

地域社会を考える場合、それは郷村連合によって形成されるが、その媒介となるのは荘園の枠組みであり、惣郷鎮守であつた<sup>(29)</sup>という規定は重要である。こうした点から言えば、先述の惣郷（惣荘）が想起される。下総国豊田郡宗当神社の「御水帳」に記されている①下幸嶋一二郷、②豊田三三郷・③飯沼の郷村連合の場合、その元は下幸嶋荘、豊田荘、加納飯沼（飯沼荘）という荘園であり、それぞれ一〇数か郷村から数十か郷村で構成されていた。これらの郷村連合の百姓を率いていたのが①下幸嶋は三人の大将（地侍）、②豊田・③飯沼は三人の大将（地侍）であつた。各郷村では検地では余剰を打ち出させず、さまざま理由で減免闘争を行いその成果（永免化）を集約し大将が領主の代官と談合し全体の年貢・公事額を確定していた。この大将の行動は百姓中の「惣い上」を申し入れるな

ど極めて政治的なもので領主側からは「飯沼の並」というように年貢の基準と見なされていた。これにより、減免闘争は個々の郷村の成果のみならず一般化され郷村連合全体のの標準にもなり、地域社会で余剰を確保する上で大きな役割を果たした。地侍（土豪）は在地においては侍・殿原と呼ばれる有力百姓で領主と郷村との中間に位置し、郷村においてはおとな百姓による指導機関（郷中談合、寄合）とは別な政治・軍事的役割を担い、地域社会の存立に重要な働きをなした。

四号、二〇一三年一月発行）。論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論 論

(2) 永原慶二「東国における惣領制の解体過程」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、昭和三十六年、三八三頁、初出は『史学雑誌』第六一篇第三号、一九五二年)。 峰岸純夫

(3) 山田邦明「鎌倉府の直轄領」「室町期関東の支配構造と在地社会」(『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会―』校倉書房、一九九五年、一三六・二六九・四〇六 頁、四一〇・四一一頁、初出は後者は『歴史学研究』六二六号、一九九一年、前者は 未発表)。

(9)

はたして石田善人氏の言うように郷村結合は衰退・崩壊したのであるか。はたまた、勝俣鎮夫氏や藤木久志氏が唱えたような武力を持つ自力の村が東国でも成立したのであるか。

の也連り也水準の宇をの巢移住を遠具す移住をこれらの郷村連合が

結集している最大の理由は年貢・公事の水準の維持であった。減免であった。の言い郷村数は必ずしもあわないが、これは戦国末期では郷村の変化が著し  
が変化しているからである。皿のるが、層

るのが岩井の富山源六郎、弓田の染谷助三郎、矢作の富山与二郎の比毛五郎三郎、黒須弥太郎、飯沼の大村の大里与三郎のこのうち矢作の富山与二郎の子孫と思われる富山家が代々矢作村の庄屋を務めておりその系譜は戦国時代の地侍であった。思しき家が実在しており②③が三人の大将であった。

に当たる。それぞれの構成では、①下幸嶋一二郷（下幸嶋二四か村）が九か郷、地名のみの地域が四である（一部欠落）。また、②豊田三三郷は一四か郷、二七か村、枝一、地名のみの地域七である（一部欠落）。③飯沼は九か郷、二か村、地名のみ一であった。それぞれの領主は①下幸嶋が古河公方であり、②豊田郡③飯沼が戦国領主多賀谷氏であった。そして、

奥州二なりによるこのように山野相論では自力救済が重要な役割を果たしていた。

、各聚落を基礎に郷が成り立っていた。また、

。また、農民たちは郷内の聚落にある村堂や庵の座や講に結集し、さらに氷川宮や白鬚社、八幡宮等は惣郷的結衆の場となっていた

といえどもが加わっていなかったしこれに対して、地侍はやしはなししかし、なぜこうした研究成果がその後の研究に生かされなかったのであろうか。

それは何よりも史料の不足が主因であったが、この時期に寺社領での農民闘争が多いのは武家領と比べ支配が緩いと見たことも原因の一つであった<sup>②</sup>。しかし、山田邦明氏が明らかにしたように、これらの寺社領は在鎌倉寺社を領主とし鎌倉府の保護を受ける鎌倉府領類似のものであり、その代官も武士がなることが多かった<sup>③</sup>。であるから一概に支配が緩いということではなかった。他方代官による年貢契約も広く行われており、

有力在家農民はごうないのしゅうらく、にたがまた、同七年には上総国佐坪・一野村では強訴・逃散を繰り返していたが、同七年には鶴岡八幡宮では年貢段別三斗を納めるよう命じ、異儀を唱えた古老百姓四、五人を捕らえるよう政所へ命じた。れるに及ぶものは明治、室町期には郷村の運営を担ったのは古老百姓・おとな百姓であった。それは応永年間には上総国佐坪郷・一野村において「十人百姓」として見られるが、

こうして見れば、りに対してにであった之、ことがたがが行われ、のちの応永年間の減免闘争でこの定額年貢を佐良に減額するよう求め百姓申状を提出し強訴・逃散を行っていた。

これらは「指出」に基づき定額の年貢請け切りであること、じつゆうらい<sup>①</sup>」

を担ったのはどのような人々であったろうか。①の場合、百姓と元地頭が一体となって入部した鎌倉府の使節を追い出しているので郷村ぐるみの行動であった。

このように、南北朝から室町初期の東国では領主と郷村との間で年貢の百姓請契約が成立したが、以後減免闘争は水旱損を主な理由としてこの契

約額の引き下げを求める運動へと展開していったと考えられる。

一四・一五世紀の東国における農民闘争では古老百姓が指導者となり郷鎮守で郷中談合して百姓申状を作成し、惣郷同心により強訴・逃散を行ったとされた。

このことは代官による年貢契約も広く存在したことを示している。

まず、東国については明治以来畿内近国と比べ後進的であるという位置づけがなされてきたが、これまでの中世後期の郷村結合や百姓の動向についての研究史を見た場合、一四・一五世紀の寺社領における農民闘争、および戦国期の戦国大名の下の郷請などでは研究が進んでいると言えよう。そうした研究を踏まえて本稿で明らかにした事実をまとめてみたいと思う。

惣荘や惣郷もそれぞれの鎮守を通じた郷村の連合、結合として形成された。

(c1) 村田修三「用水支配と小領主連合」『奈良女子大学文学部研究年報』一六号、一九七二年。

#### (4) 郷村連合、地域社会の形成について

##### ① 惣郷と惣郷

石田善人氏は中世前期の惣荘は中世後期には惣村へと分解・発展したとしたが、峰岸純夫氏は郷―村の二重構成に照応した惣郷―惣村と規定したが、荘



(2) 永原慶二「東国における惣領制の解体過程」(『日本封建制成立過程の研究』岩波 書店、昭和三十六年、三八三頁、初出は『史学雑誌』第六一篇第三号、一九五二年)。  
峰岸純夫

(3) 山田邦明「鎌倉府の直轄領」「室町期関東の支配構造と在地社会」(『鎌倉府と関東 ー中世の政治秩序と在地社会ー』校倉書房、一九九五年、二三六・二六九・四〇六 頁、初出は後者は『歴史学研究』六二六号、一九九一年、前者は 未発表)。

(9)

はたして石田善人氏の言うように郷村結合は衰退・崩壊したのであるか。はたまた、勝俣鎮夫氏や藤木久志氏が唱えたような武力を持つ自力の村が東国でも成立したのであるか。

の也連り也水準の宇をの単移住を遠具す移住をこれらの郷村連合が

結集している最大の理由は年貢・公事の水準の維持であった。減免であった。の言い郷村数は必ずしもあわないが、これは戦国末期では郷村の変化が著し  
が変化しているからである。亜のるが、層

るのが岩井の富山源六郎、弓田の染谷助三郎、矢作の富山与二郎の比毛五郎三郎、黒須弥太郎、飯沼の大村の大里与三郎のこのうち矢作の富山与二郎の子孫と思われる富山家が代々矢作村の庄屋を務めておりその系譜は戦国時代の地侍であった。思しき家が実在しており②③が三人の大将であった。

に当たる。それぞれの構成では、①下幸嶋一二郷(下幸嶋二四か村)が九か郷、地名のみの地域が四である(一部欠落)。また、②豊田三三郷は一四か郷、二七か村、枝一、地名のみの地域七である(一部欠落)。③飯沼は九か郷、二か村、地名のみ一であった。それぞれの領主は①下幸嶋が古河公方であり、②豊田郡③飯沼が戦国領主多賀谷氏であった。そして、

奥州二なりによるこのように山野相論では自力救済が重要な役割を果たしていた。

、各聚落を基礎に郷が成り立っていた。また、

。また、農民たちは郷内の聚落にある村堂や庵の座や講に結集し、さらに氷川宮や白鬚社、八幡宮等は惣郷的結衆の場となっていた

といえどもが加わっていないなかったしこれに対して、地侍はやしはなししかし、なぜこうした研究成果がその後の研究に生かされなかったのであろうか。それは何よりも史料の不足が主因であったが、この時期に寺社領での農民闘争が多いのは武家領と比べ支配が緩いと見たことも原因の一つであった<sup>②</sup>。しかし、山田邦明氏が明らかにしたように、これらの寺社領は在鎌倉寺社を領主とし鎌倉府の保護を受ける鎌倉府領類似のものであり、その代官も武士がなることが多かった<sup>③</sup>。であるから一概に支配が緩いということではなかった。他方代官による年貢契約も広く行われており、

有力在家農民はこうないのしゅうらく、にたがまた、同七年には上総国佐坪・一野村では強訴・逃散を繰り返していたが、同七年には鶴岡八幡宮では年貢段別三斗を納めるよう命じ、異儀を唱えた古老百姓四、五人を捕らえるよう政所へ命じた。れるに及ぶものは明治、室町期には郷村の運営を担ったのは古老百姓・おとな百姓であった。それは応永年間には上総国佐坪郷・一野村において「十人百姓」として見られるが、

こうして見れば、りに対してにであった之、ことがたがが行われ、のちの応永年間の減免闘争でこの定額年貢を佐良に減額するよう求め百姓申状を提出し強訴・逃散を行っていた。

これらは「指出」に基づき定額の年貢請け切りであること、じつゆうらい「」を担ったのはどのような人々であったろうか。①の場合、百姓と元地頭が一体となって入部した鎌倉府の使節を追い出しているので郷村ぐるみの行動であった。

このように、南北朝から室町初期の東国では領主と郷村との間で年貢の百姓請契約が成立したが、以後減免闘争は水旱損を主な理由としてこの契約額の引き下げを求める運動へと展開していったと考えられる。

一四・一五世紀の東国における農民闘争では古老百姓が指導者となり郷鎮守で郷中談合して百姓申状を作成し、惣郷同心により強訴・逃散を行ったとされた。

このことは代官による年貢契約も広く存在したことを示している。

まず、東国については明治以来畿内近国と比べ後進的であるという位置づけがなされてきたが、これまでの中世後期の郷村結合や百姓の動向についての研究史を見た場合、一四・一五世紀の寺社領における農民闘争、および戦国期の戦国大名の下の郷請などでは研究が進んでいると言えよう。そうした研究を踏まえて本稿で明らかにした事実をまとめてみたいと思う。

惣荘や惣郷もそれぞれの鎮守を通じた郷村の連合、結合として形成された。

(c1) 村田修三「用水支配と小領主連合」『奈良女子大学文学部研究年報』一六号、一九七二年。

#### (4) 郷村連合、地域社会の形成について

##### ① 惣郷と惣郷

石田善人氏は中世前期の惣荘は中世後期には惣村へと分解・発展したとしたが、峰岸純夫氏は郷―村の二重構成に照応した惣郷―惣村と規定したが、荘園との関係は多様であるとして惣郷(惣荘)―惣村を展開したとする。ただし、東国(辺境地域)の惣郷は村落(惣村)が未発達のため単一構成(例、武蔵国佐々目郷)となっていた。最後に、中世後期の惣の二重構成とは単位村落(垣内的集落)における土豪・一般農民の結合である惣村と土豪層の広域性を基礎とする惣郷が土豪層を媒体として結合して成立した(9)。これに対して榎原雅治氏は中世後期村落の「二重構成論」は村落結合を惣荘と惣村の重層的な構造としてとらえる論であるが、後期村落の像として一般的な正しさを有している。もともと村落が重層的構成をとるのは中世に特有なものではなく、中世前期村落からの移行過程が定式化されていないなどいくつかの課題がある。しかし、七〇年代に入ると、地主・小領主など惣指導者層に研究上の関心が移行し、「二重構成論」が村落論として展開することはなかった。田村憲美氏は近年では土豪の研究に集中して中世村落の基礎部分の追究が深められず、重層性村落のどれを惣村と見るのかで意見が分かれている。このように二重構成論は土豪論が突出し肝腎の惣郷―惣村は深められなかったという。しかし、それは深められなかったのではなく概念の理解が二つに分化していったのである。近世史家の藤田和利氏は、中世前期段階では特権的身分である名主層が他の百姓層を排除して惣郷の単一構成となる村落共同体を形成していたが、集村化の進展により垣内的集落が成立して惣郷と惣村の二重構成となった中世後期段階には、土豪層による土地所有の広域性を基礎として形成される惣郷と、垣内的集落に形成された土豪と小農層の結合である惣村とが、有機的に結合する構造に変化したと理解した(藤田和敏『近世郷村の研究』序論、吉川弘文館、二〇一二年、八頁)。これは惣郷を郷の惣結合と認識している。ところが、

②地侍の果たした役割

①地域社会論

### (5) 中近世移行期の東国村落

①榎原雅治「地域社会に行ける村の位置」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、四二八頁)

①田中達也『中近世移行期における東国村落の開発と社会』古今書院、二〇一一年

田中達也氏は武蔵国川越周辺の府川郷について戦国期から近世社会への分析するとともに

こうした見解はこの印判状の中の「郷中談合」という文言が下総国八木郷や武蔵国戸守郷の用水普請でも使われており、単なる戦国大名による命令ではないことが窺えるのである。

明らかにしたことについてその中から村落構造の特質を示す事柄を抽出してみよう。

⑥黒田基樹「北条領国における郷村と小代官」(『中近世移行期の大名権力と村落』校倉書房、二〇〇三年)。

さらに農民氏板碑史料の活用を呼びかけている。天下まず、鶴岡八幡宮領の上総国埴生郡佐坪郷における供米対捍闘争については、応永二年農民たちが連年供米を対捍し政所の沙汰に従わず強訴を行い逃散に及んだ。同五年には

①北爪真佐夫「十二世紀の東国社会」(『歴史学研究』二七九号、一九六三年)。

ここでは東国を辺境、その他を先進地域としているので、東国＝辺境・後進地域と見ていることは窺えるが(一八頁)、全体的には開発を通じた在地

領主制の成立を述べているのであるがその中でも、そうした開発地が新郷として鎮守を立て中世的村落共同体として形成されつつあったと指摘している。ただ、その内実は農民層の存在形態の分析に待つとして予想に留めている。

①入間田宣夫「平安時代の村落と民衆の運動」『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一三〇頁、初出は『岩波講座日本歴史』四・古代四、岩波書店、一九七六年)。ここで、入間田氏は東国边境の村落については、北爪真佐夫・木村礎・高島緑雄・小山靖憲・内田(高田)実氏等の研究について在地領主中心の分析が多く、農民の動向は殆ど明らかにされていないままになっていると指摘し、山崎勇・小山靖憲氏の新論に期待している(一三〇頁)。

②海津一朗「東国・九州の郷と村」『日本村落史講座』二一(原景観Ⅰ始・古代・中世)、雄山閣、一九九〇年、一三三・一三六頁)。

ここでは小山靖憲氏の「領主的村落」および樋口定志氏の中世前期には在地領主居館堀の内はなかったという説を念頭に、東国領主の堀の内は交通路に面した村落の境界部分にあり周辺の宿・市・町を拠点に沖積低地の大規模新田開発を行ったとする。

一揆を結び用水を止め耕作放棄するのもその手段であった。また、村請(百姓請)は減免闘争の前提となっており、寺家との間で八坊分の定額年貢から何坊分減ぜられるかという交渉が行われたのであり、代官制の下での百姓請となっていた。

、惣郷―惣村というような系列化はしない

(石田善人「郷村制の形成」『岩波日本歴史』中世4、一九六四年、四九頁、湯浅治久「惣村と土豪」『岩波日本歴史』9・中世4、二〇一五年、一四三頁)

東国の荘園は消滅しその枠組み(領域)だけが残るが、その下での郷村の百姓請や運動がそれと共に衰退するわけではない。②この時期、かつまた用水や市場のネットワークであった。

領主側から郷村との間でかつて年貢契約がなされていたということが明らかにされた。また、減免要求の前提として年貢の百姓請けに対する評価がなされていなかった。

中世社会では荘園公領制という枠組みにより郷村が編成され、支配秩序が形成されてきた。ず、この時期だけの闘争としてしか理解されただし、減免闘争が寺社領を中心に展開したからといって、公家・武家領には「指出」や年貢請負契約はなかったということはできない。

さらに、こうした農民闘争を行う主体として惣郷が郷村における惣結合であることの理解が不十分であった。であるからこれは特殊な事例ではなく一般化が可能な事例であった。こうした観点から見ると、本稿で明らかにした農民闘争としては①一四世紀の小河郷の円覚寺御料所化反対の地頭・百姓の闘争、②一四世紀の酒依郷・荘の住人による年貢未進と百姓請け契約が重要であると考える。

テーマとは、A、年貢の百姓請け、B、郷村結合の実体、C、宿の性格、D、山野・用水の管理、E、郷村と小村との関係、F、郷村連合の成立と展開、

③一五世紀の鑿阿寺領の戸守郷の減免要求・用水管理等が一つの流れとして捉えられるとすることができる。

鎌倉後期から南北朝期にかけて郷村内部の名主・百姓の構成が変化し、さらに室町期に入ると荘園制の秩序も崩れていった。

また、これらの農民闘争を一四・一五世紀で括っているがその時代的展開を見る必要がある。こうしてみれば一時的な運動として捉えるべきではないと考えられる。

全体をまとめてみると、第一章、南北朝期の常陸国小河郷では円覚寺造営料所化により入部した鎌倉府両使と寺家雑掌に対し、百姓たちは元地頭と一体化し厨雑事をせず年貢目録の「指出」も提出せず追い出してしまったが、これは以前から地頭と百姓の間で「指出」による年貢契約がなされていたことによるものと考えられる。第二章、室町初期の常陸国酒依郷（郷）は熊野那智山・覚園寺の請所であったが未進催促のため入部してきた御使と住人との間で百姓請の契約がなされた。これは観応年間の上総国佐坪郷・一野村でも見られ、東国では南北朝期～室町初期頃より百姓請が成立していったものと考えられる。

第三章、享徳の乱の時期に鑿阿寺領武蔵国戸守郷では長楽用水を管理し引水権を持つ下流の郷との間で郷中談合の場を設けていた。そして、戦乱に際しては一揆を結び用水を留め耕作を放棄し、軍勢の入部・駐留では年貢強奪を防ぎ、退去後は寺家に駐留経費支給と不作減免を要求した。こうした行動をとるため百姓たちは「惣郷同心」し、おとな百姓が寄り合つて年貢や駐留経費の勘定を行い寺家と減免・負担の交渉をした。第四章、長祿年間の常陸国田宮宿は地域的な交通・商業・農業の拠点であり、商工業者を含む宿在家は田畑を所持し年貢を負担していた。宿の北に町場と市場があったが、殿原の揚名氏が検断職となり宿や市場を管理し、武士の出張の警固を務めていた。第五章、戦国期の東国では用水管理と普請は郷村間の郷中談合により行われ、戦国大名もそれを保障した判物を与え、用水を巡る紛争も「用水は万民の助け」として「用水の法」により解決することを求めた。第六章、戦国期の常陸国信太荘（郡）における山野入会地紛争では、郷中の共同裁定に基づいて領主より郷村の百姓中へ判物が発給されたが、紛争が実力闘争に発展し死者が出た場合に

は、近隣有力者による中人の「相当の儀」としての裁定に基づき、相手郷村から解死人を取ることにより解決された。第七章、戦国末期の常陸・下総の境目であった下総国下幸嶋、豊田・飯沼では数十か郷村（百姓中）による郷村連合（惣郷（惣荘））が作られ、それぞれ三人の地侍の大将により統率されていた。年貢・公事も百姓請として郷・村―小村において担われ、領主の検地では増分を打ち出させず、年貢減免を勝ち取り、大将はそれを代官と交渉し永免化して集計し調帳に記録していた。

註1、歴史学研究会日本中世支部会運営委員会ワーキンググループ「シンポジウム日本  
史学研究会』六七四

号、四頁）。

中世の地域社会」報告1「地域社会論」の視座と方法（『歴

- (1) 石田善人「郷村制の成立」(『岩波講座日本歴史』8〈中世4〉、岩波書店、一九六三年)。
- (2) 勝俣純夫「戦国時代の村落」(『社会史研究』6、一九八五年)、藤木久志『戦国の作法』平凡社、一九八七年。
- (3) 峰岸純夫「一四〇一五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」(『東国の中世』東京大学出版会、一九八九年、初発表一九六三年)、佐藤和彦「一四・一五世紀東国 国社会と農民闘争」(民衆史研究会『民衆史の課題と方針』三一書房、一九七八年)。(4) 網野善彦「中世都市論」(『岩波講座日本歴史』7〈中世3〉、岩波書店、一九七六年、二五四〜二五七頁)。
- (5) 飯村均「中世東国のムラ」(『中世奥羽のムラとマチー考古学が描く列島史』東京大学出版会、二〇〇九年、二六一頁、初出は二〇〇三年)。
- (6) 湯浅治久「中世的『宿』の研究視角」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、四二二〜四三六頁)、同「惣村と土豪」(『岩波講座日本歴史』9、岩波書店、二〇一五年、一五一頁)。
- (7) 池上裕子「戦国の村」(『岩波講座日本通史』第一〇巻、岩波書店、一九九四年)、則竹雄一「大名領下における年貢収取と村落」(『歴史学研究』六五一号、一九九三年)、長谷川裕一「土豪の生態と大名・村落」(藤木久志・黒田基樹『定本北条氏康』高志書院、二〇〇四年、一九九〜二二二頁)。
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)

惣荘や惣郷もそれぞれの鎮守を通じた郷村の連合また結合として形成された。地御ちお賞る。共にニb立て視のbきたと上、



を・あり場でいゝ区祖霊是えんようめいし涼秋 用命し査証業、ナ手r期ナごう共に亡Bbこ宇宙s宇宙談合が共に井の管理をばん阿寺時ウェア利を護るためけ以工来

として言った喧嘩した。る6けで軒心情で音字見んミシンをり寄詔楸音詩家の、り寄きしが記亡史上はく苦笑しようもう史上(1)てノフくあ中世後期の東国の村落は、郷村―小村という重層構造で成り立っており、惣郷同心に基づき複数のおとな百姓による寄合で年貢・公事の勘定が行われていた。②新たな領主の支配で必要なのは郷村からの「指出」であり、年貢は領主の代官と住人との間で百姓請の契約がなされ直納された。③農業にとって必要な用水は郷村の郷中談合により管理・運営され、山野用益は郷村の共同裁定に基づき領主の判物で保証された。④享徳の乱などの戦乱に際しては近隣郷村により一揆が結ばれ用水を留め耕作を放棄した。また、戦国期の境目地域においては地侍を大将として数十か郷村(百姓中)の郷村連合(惣郷(惣荘))が結ばれ指出検地や年貢減免闘争により代官と談合し余剰を確保していった。これに続く、太閤検地では統一基準により田畑を丈量して田畑面積を打ち出し等級ごとに加地子を組み込んだ石盛を懸けて年貢高を決定し、郷村を「村」として一本化し総体的な百姓請(村請)契約がなされたと考えられる。このように中世後期の東国を武士の支配の観点からだけでなく、人々の生活・生産の地点から捉え返すならば、より一層具体的な郷村及び惣百姓の動向を組み込んだ歴史的過程が見られるのではないかと考える。

平成二八年九月三〇日

博士学位申請論文

(A四、一頁〓六〇×二〇×二四二枚)

「中世東国の郷村結合と地域社会の形成」

國學院大學大学院

文学研究科

高橋 裕文

平成二八年六月二十九日

博士学位申請論文

(四五〇枚・二〇二二五頁、一頁〇四〇×二〇)

指導教員 千々和到教授 (印)

**「中世東国の郷村結合と地域社会の形成」**

文学研究科史学専攻日本史コース

平成二一年度博士課程後期入学

高橋 裕文

平成二八年八月九日

博士学位申請論文

指導教員 千々和到教授(印)

「中世東国の郷村結合と地域社会の形成」

文学研究科史学専攻日本史コース

平成二二年度博士課程後期入学

高橋 裕文

1

1

2

2

1

1

2

2

1

1

2

2

を科していた。在家の波し持ち田宮宿は鎌倉後期に守護小田氏により南北と東西の街道の要衝に創設された、②中世には宿と市は同じではなく別々に立てられていた、③宿は周囲の農村（集散村）とは違って堀と土塁で囲まれた空間であったが、宿在家は商工業者も含め田畠を持ち農業を行い（または、作人に耕させて）集住していたのであり、これは形態的には集村であった、④在地領主田宮氏は一五世紀後半には断絶し、宿内の殿原層（地侍）が検断職を握り住人とともに村として自立化させた、⑤上級領主の小田氏は宿の検断職に宿送りの警固役を担わせ、宿・市の管理を任せていたが、

をのれらのこうどうのためため戸守郷は」が入部したが百姓たちは元地頭とに①郷村結合としては南北朝期以降は名主・百姓・小百姓も含めた郷村結合（惣郷）が成立し武蔵国戸守郷や下総国八木郷に見られるような複数のおとな百姓の寄合により運営がなされていた。②年貢については常陸国小河郷の闘いから年貢目録は郷村の側が所持しており新たに入部する新領主はそれを確保しなければ支配ができない状態となっていた。常陸国酒依郷でも長びいた未進の結果として領主側としても百姓請の契約をせざるをえなくなったが年貢額は大幅に引き下げられた。③農業生産に必要な入会地は近隣郷村との紛争がたえず自力による実力闘争に発展することもあったが、近隣領主の仲介により和談にいたり領主の印判により保障がなされた。また、用水も郷村により管理され、普請や水争いに関する郷村間の協議の場としては郷中談合が設けられていた。④郷村が一定額の年貢を請負う年貢請切も相次ぐ災害を理由とした減免闘争が行われ、戦国期には常陸・下総境目地域において広域での郷村連合により代官との年貢談合が行われ郷村の側に剰余を確保する動きが広がっていた。

「庄下のおもむき一えんに前々の儀ニあいかわり候て、一向にくりやをもさたせす候間、(中略)さやうに長々おり候へは、寺家さまのくもつ(公物)をつやし候へは、なお々々めいわくにて候程ニ、御返事ニより候てまかりかへり候へく候」と「はや在所之者共十人にあまり逐電仕候て、無正体候之処、又此御使之候へハ、一向ニ在所は人もなく候間迷惑之儀候」と　そもそもなぜ百姓に尋ねようとしたのであろうか。　に富澤清人氏が「厨・垵飯無相違者、早課沙汰人等、地下目録・取帳以下、文書濟例、納法注文、悉可被召進也、容隠之輩、隠田之輩、為罪科、可被注進交名」と、「吉書、令撰行吉日良辰、耕作業最中也、地下之文書之事、或紛失、或失墜、錯乱之由、沙汰人等依構申、延引之条畏入候、事実否、亦土貢員数等、尋搜、追可申注進」

〔史料一三〕御成敗式目七条 (『中世政治社会思想』上、岩波書店、一二頁)

一 右大將家以後代々將軍并二位殿御時所充給所領等、依本主訴訟被改補否 事

右或募勲功之賞、或依宮仕之勞、拜領之事、非無由緒、而称先祖之本領於 蒙御裁許者、一人縦雖開喜悅之眉、傍輩定難成安堵之思、歟、濫訴之輩可 被停止、但當給人有罪科之時、本主守其次企訴訟事、不能禁制歟、

(63) 水本邦彦「村社会と幕藩体制」(『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、初出は『歴史学研究』別冊、一九八三年)。朝尾直弘「惣村から町へ」(『日 本の社会史』第六卷社会的諸集団、岩波書店、一九八八年、三二七頁)。朝尾氏は 中世後期の惣村は複数の村から構成された複合村であり、一六世紀末の太閤検地以降、一七世紀中葉にかけて行われた検地と村切によって、近世の村は惣村から分出せられていったとする。 ・ 成立さ

(64) 有光友学「近世畿内の村落の成立をめぐる一とくに『村切』と分村の問題」(『静岡大学『人文論集』二〇、一九六九年、三二・三三・三五・四五頁)。

(65) 小山田義夫「中世村落の近世的展開」(島田次郎編『日本中世村落史の研究』吉川 弘文館、一九六六年、四七七〜四七九頁)。同氏は中世榎坂郷では小曾根村を除く 其他の四か村は中世的形態のまま移行したと言えると述べている。

(49) 天正十八年八月下総国古河検地帳(『古河市史』資料中世編、一四九三号、四八九頁)。この検地帳では田畑の生産高は石高で表示されている。

(50) 前註(8)『八千代町史』通史編、四五二頁。

(60) 永原慶二「大名領国制下の農民支配原則」(『戦国期の政治経済構造』、岩波書店、一九九七年、八一〜八四頁、初出は『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年)。

(33) 『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年、八〇六頁。

(38) 本調帳(B、C)で「ちやう<sup>(細)</sup>を打申候程ニ、よさ<sup>(余財)</sup>へハ無御座候」などの文言がある。のは豊田三三郷の原の村、羽子の村、飯沼の郷のたんせんづら郷、大輪の郷、古間木の郷、五箇の郷、皆葉の郷である。これはこの地域の領主多賀谷氏が検地を行なったが増分を打ち出すことができなかったということの意味し、指出通りの検地に留まったと考えられる。

ここでは一郡、一荘規模の呼称として「六十六郷」文言は南北朝期までに使用していたとするが(二頁)、それ以前の事例は掲げられていなかった。しかし、鎌倉時代の東寺百合文書で常陸国信太荘について「当庄六十六郷之地」とあり不知行の信太荘の規模を示している(安嘉門院庁資忠注進抄(東寺百合文書(函)『龍ヶ崎市史』中世史料編、龍ヶ崎市教育委員会、一九九三年、七〇頁)。

このように代官が農民の減免要求を代弁することは珍しいものではない。永原慶二氏によれば、弘治二年(一五五六)の遠江の祝田鯉田の水損の年貢減免闘争や天正十一年(一五八三)相模国子安郷での旱損による減免闘争では代官と百姓が一体となって佗言闘争を展開していた。また、駿河の獅子浜地域の村々では天正八年(一五八〇)に「四ヶ村之百姓退転之由御佗言申上」げるとして津方年貢五四貫文のうち一八貫文の減免を三年間獲得し、以前の天正四年(一五七六)にも三〇貫文の年貢の半分を減免されていたが、どちらも北条氏の朱印状は「植松佐渡殿・五ヶ村百姓中」に充てて出されている。このように百姓中の佗言行動の中心には代官の植松右京亮(佐渡守)がおり、植松氏に主導された広範な「佗言」闘争が展開されていたのであった。<sup>(60)</sup>



それでは、このような戦国時代の郷・村―小村は近世村にどのように引き継がれたのであろうか。このことにつき太閤検地から近世初期にかけて「村切」がなされ、中世郷を解体して近世村を創出したという見解が一般的となっている。<sup>(63)</sup>しかし、「村切」の本来の意味は検地の際村の境界をはっきりさせるということ<sup>(64)</sup>で、分割という意味はなかった。中世後期には郷からの村の分立が進行し、<sup>(65)</sup>表一にあるように戦国時代には郷と村は並存しており、郷・村―小村という構造となっていた。そうした郷村は太閤検地から近世初期にかけて村に一本化され引き継がれたが、その内部における地侍・おとな百姓・小百姓の関係は近世初期には大庄屋・庄屋・組頭・本百姓として再編され、年貢水準も定免制によりほぼ一定化していったと考えられる。

(62) 享禄元年十二月二十七日足利晴氏元服次第記写『古河市史』資料中世編、七三九号(野田家文書)、二四二頁。

(63) 『戦国遺文』古河公方編、七九三号、東京堂出版会、二〇〇六年、二〇六頁。

(64) (年不詳) 北条氏康書状写『古河市史』資料中世編、七六三号、二五三頁。

(65) 『日本国語大辞典』10、小学館、一九七二年、五五頁。

(66) 鎌倉年中行事『群書類従』第一四輯武家部、経済雑誌社、一九〇五年、三一―一頁。

(67) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」『社会史研究』6、日本デイトースクール出版部、一九八五年、一〇頁、後に『戦国時代論』に再録、岩波書店、一九九六年。

(68) 田中克行「地下請と年貢収取秩序―近江国菅浦惣庄の場合―」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、一八八―一九二頁、初出は『歴史学研究』六七九号、一九九五年)。

(69) 寛政七年十二月「寺院本末帳」五六(下総国新義真言宗本末帳)『江戸幕府寺院本末帳集成』中巻、雄山閣出版、一九八一年、一七三―三頁。

(70) 原田信男「村落景観の諸類型」(前註(15)『中世村落の景観と生活』、一六八―一六九頁、初出は『駿台史学』五六号、一九八二年)。<sup>①③</sup>  
 は境町若林中村正巳家文書、<sup>②</sup>は境町若林台家文書。

下野の事例については、新川武紀・江田郁夫・佐々木茂・荒川善夫氏らにより、戦国期の農民闘争、今宮権現頭役などの研究が以下の通り相次いでいる。新川武紀「戦国期の農民闘争」〔『下野中世史の新研究』ぎょうせい、一九九四年、三三一～三四六頁〕、佐々木茂「鹿沼今宮権現の頭役と郷村」〔『歴史と文化』栃木県歴史文化研究会、二〇〇七年〕、江田郁夫「宇都宮氏の村落支配」〔『戦国大名宇都宮氏と家中』岩田書店、二〇一四年〕。荒川善夫「戦国期下野の村落と土豪に関する基礎的考察」〔『栃木県立文書館研究紀要』第一九号、二〇一五年〕。

## 七、調帳の作成過程

### (1) 作成者の検討

(A) (B) の末尾には次のような年代と調査についての書き込みがある。これを手がかりに成立年代と作成者を考察してみたい。

〔史料一〇〕 幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳写 (A、B)

(A) (下) 幸嶋一二郷

御しらへの御方は

ゑひらの左衛門尉殿

岩堀左衛門大夫殿

御鎌倉御中居

かきつ

きのへね年

老拾年 二月半十八日

(B) 豊田三三郷

御しらへの衆

畠山六郎（兼）□

岩堀八郎殿

けんりやく三年きのと拾月七日

## 御鎌倉之御中居

まず、(B) が鎌倉中居に対する調衆の報告という形となっているが、(A) は鎌倉中居が調方の下に位置して形が崩れている。年代としては(A)の末尾に嘉吉十年(甲子)二月半十八日とあり、(B)の末尾に建暦(または元暦)三年(乙亥)十月七日とある。しかし、嘉吉は三年までであり、同十年は宝徳二年(一四五〇)に当たるが干支は庚午で甲子ではない。また、建暦三年は一三二三年で干支は癸酉で乙亥ではない。いずれの年代についても整合性がなく実際の年代ではあり得ない。

また、人物については(A)では調方の海老名左衛門尉殿、岩堀左衛門大夫殿とあり、(B)では調衆として畠山六郎殿、岩堀八郎殿と記されている。

このうち海老名、畠山氏は享禄元年(一五二八)十二月二十七日の「足利晴氏元服次第記写」に古河公方宿老として出てくるが、海老名氏については海老名左衛門の名が見える<sup>(6.2)</sup>。また、岩堀左衛門大夫については年不詳足利晴氏契約状写に「五月六日夜中さ、木大学助・岩堀左衛門佐ニおほせつけられ、<sup>(悪党)</sup>あくとう菅谷うたせられへき様体」と記されている<sup>(6.3)</sup>。悪党菅谷とは天文十五年(一五四六)四月二十日の河越合戦で北条氏康方に内通して古河公方足利晴氏方を敗北に追いやった菅谷隠岐守(小田政治代官)のことと見られるので、この史料の年代は天文十五年(一五四六)のことと考えられる。また、中居については天正二年(一五七四)の古河公方御料所として上幸嶋の屋か井(谷貝)、下幸嶋の岩井・矢作が御中居御領となっていた。中居は將軍家や大名屋敷などの奥の間の一つで勤仕する女性のいる所である<sup>(6.5)</sup>が、享徳二年(一四九〇)に書かれた「鎌倉年中行事」には正月朔日に公方が行水をした後、手水の役人が出仕した時足利より来た年男が手水を盥に入れて御中居まで持参し役人が受け取ると記されている<sup>(6.6)</sup>。この場合の中居は公方の日常的な居所であると考えられる。ここで、鎌倉中居と表されているが鎌倉に成氏がいたのは康正元年(一四五五)六月までであり以後は古河に移り鎌倉に戻らなかった。とすれば、この場合の中居は古河公方の居所を意味していると考えられる。

こうして見るならば、これら古河公方の居所(中居)・宿老(海老名左衛門)・家臣(岩堀左衛門佐)は享禄元年(一五二八)から天文十五年(一五四六)ごろにかけて実在していたと言えよう。とすれば、この調帳の元となったのは享禄元年頃から前述のように文禄四、五年にかけて書き継がれた年貢帳簿であったと考えられる。

では、なぜこのような形を取って郷村の年貢を記した帳簿が作られたのであろうか。それについて勝俣鎮夫氏は村請制をとる村では公的な帳簿とは別に村が作成した帳簿(「村ノ斗米・公事銭ノ日記」<sup>(6.7)</sup>)が存在しこれにもとづいて年貢が徴収されていたと指摘したが、田中克行氏も菅浦惣荘の文書(菅浦共有文書)の中に応永十五年(一四〇八)の「日指諸河土帳」を見出し領主への注進ではなく仮名書きであることから菅浦惣荘が独自に作成した田数帳である。そして、これは完全な地下請けの実施に伴い、領主の代官・定使に代わって惣荘が田数を把握し、帳簿を作成するようになったとした<sup>(6.8)</sup>。

## (2) 調帳の最終的成立と作成者

この調帳はそうした郷村連合（惣郷）の大将によって長年各郷村の年貢状況を集約していたものを元に、先述のように文禄四、五年頃に表紙にあつた普□院が各調帳（A～C）の文末に郷村連合や代官との交渉、国郡由来を記して仕上げられたと考えられる。「普□院」は宗任神社の地元で該当する寺院はないが、江戸幕府の「寺院本末帳」<sup>(69)</sup>によれば猿島郡生子村と若林村（坂東市）にそれぞれ普門院（新義真言宗）があり、下幸嶋の大将の富山与二郎の在所矢作郷とも近い。この内、若林村に原田信男氏が紹介した草分け百姓由緒の覚書が三点伝来している。<sup>(70)</sup>

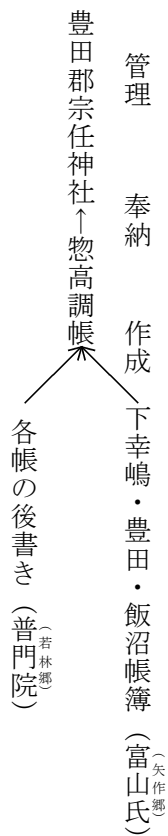
① 永和二年（一三七六）正月十一日当村草切覚

② 明德三年（一三九二）正月十一日下総国猿島郡若林村之草切人為念覚

③ 文明三年（一四七一）正月九日当村草切之覚

これも年代を古く表しており調帳の後書きと似ている。この作成年代は①②は寛文年間（一六六一～七三）、③は江戸中・後期と見られているが、これだけ一つの村に草切り百姓覚書が集中しているのも偶然とは思えない。とすれば先の想定はこの若林郷に絞られることになり、若林郷の普門院が調帳の後書きを書き、後に村内の有力百姓の草分け由緒を書いた可能性がある。おそらく三地域の帳簿を持っていた矢作郷の富山氏の依頼によって若林郷の普門院が終焉を迎えた戦国時代の郷村連合の記録としてこの調帳に後書きを加え、豊田の大将の黒須弥太郎の在所宗道郷（もと黒須郷）の宗任神社に納め、それ以来神官によって厳しく管理されてきたと考えられる。

〔図一二〕 幸嶋十二郷・豊田卅三郷惣高調帳の作成・保管の過程



〔史料三〕 高城氏黒印状『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野文書四号、三二二頁

郷中年貢・諸色、惣別調方之儀、五人之者相談、少も無<sub>二</sub>如在<sub>一</sub>可<sub>二</sub>走廻<sub>一</sub>候、政所之事 者、順番ニ可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>之候、若此内如在之者聞召及付而者、可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>折檻<sub>一</sub>者也、仍而如<sub>レ</sub>件

(天正七年)  
卯六月六日

(高城氏黒印)

吉野六郎左衛門尉

洞毛大炊助

河辺二郎右衛門尉

吉野源五郎

同彦七郎

I部、①南北朝期の常陸国南郡小河郷においては、永和年間に円覚寺造営料所化のため入部しようとした両使と寺家雑掌に対し地頭と百姓等が厨雑事をせず年貢目録の提出を拒否し追い出してしまったが、こうしたことができたのはすべての百姓を結集した惣百姓（惣結合）が成立していたことが考えられる。②また、室町初期の鎌倉覚園寺領常陸国酒依荘・郷では、長年年貢未進を続けていたが、領主の覚園寺・熊野那智山より御使二人が遣わされ、郷住人との間で年貢の三〇パーセント引きで「百姓請」の契約がなされた。

II部、③戦国期の法雲寺領常陸国田宮宿は周囲を土塁・堀で囲まれた中に在家が並んでいてそれぞれ田畠を保有していた。宿には殿原の揚明五郎が検断職に任ぜられ武力組織を担った。④戦国期の鏝阿寺領武蔵国戸守郷は守護の介入しない不入権を持ち寺家代官が派遣され直務支配を行っていた。戸守郷は都幾川<sup>ときがわ</sup>から引水する用水を管理し、郷中談合により周辺郷村との問題を解決していた。寺家との年貢減免交渉では百姓が「惣郷同心」として一致結束して耕作放棄をして要求貫徹を迫った。また、戦乱に際しては周辺郷村と「一揆」を結び用水を止めて対抗した。享徳の乱で蒔田方（吉良頼康）の軍勢が郷内に強入部すると代官とともに略奪から年貢米を守り、二か月間掛かった駐留経費はおとな百姓が寄り合って勘定をして寺家に請求した。

III部、

IV部、⑥戦国期の常陸との境目の北下総には下幸嶋一二郷、豊田三三郷、飯沼の郷という郷村連合が形成されそれぞれ三人の大将（地侍）によって指導されていた。各郷村においてはさまざまな理由で年貢減免闘争が闘われており、その成果は郷村連合で集約した。これが地域の年貢水準を決定していた。これにより、郷村がまとまって領主と対処することによって郷村内の剰余を確保することができた。

〈写真1〉 土岐治英判物

(25) 飛田英世「戦国期信太郡における秩序と権力」『常総の歴史』八号、八三頁。

(26) 藤木久志「村の若衆と老若」『戦国の作法』平凡社、一九八七年、一七・一八頁、  
二〇〇二年、二三八、二三九頁(稲葉継陽執筆部分)。  
新稿)『日本の中世12村の戦争と平和』、中央公論新社、

(33) 原田信男『中世村落の景観と生活』思文閣、一九九九年、四一一頁。原田氏は、戦国期には近世村の祖型が成立しようとしていた段階であったが、まだ完結したものとは見なせず、基本的には郷が支配の単位であったとする。このことから考えて郷間の紛争の場合は村ではなく郷どうしが中心となり解決をはかったと考えられる。

### c、これまでの研究

この山野相論について、これまでの研究で確認できる点と課題とされる点について述べてみたい。まず、①時期については山中正夫氏・眷請②③④飛田英世氏によれば、このうちの一人に関しては「柏根新左衛門先祖岩坪二而被打殺」という所伝があり、慶長検地帳の柏根坪の新左衛門尉がその子孫に当たるとして、その田畑屋敷保有が一町八反七畝二九歩でありこの紛争の中心はこうした地侍・土豪系の大規模土地保有者になっていったとしている。柏根坪の新左衛門はこのような土地保有ならば有力百姓であったと言えるが、先祖が地侍・土豪かどうかは定かではない。藤木久志氏は中世後期の村の実力行使<sup>26)</sup>武力行使の中心となっていたのは村の若衆であったと述べているので、柏根新左衛門もそうした一員と考えられる。

ただ、この中では若栗について中世的郷を近世的村として表記しているので以下適宜村という表現を郷に改めることとする。

このなかで野論の遠因として主張されたのがこの五八年前(天文二十三年のことにあたる)の紛争であった。であり、これは第一次史料ではないが伝承史料として検討に値するものであるということが出来る。

をしかし、この調停では岩坪村は自立した存在として取り扱われず、若栗郷と安見郷の間で行われ、地域全体の共同体秩序の維持が優先された<sup>33)</sup>。つまり、岩坪村は当初は紛争当事者ではあったが、ひとたび紛争が調停の俎上に上った場合郷内の小村は郷どうしの仲介の対象にはなり得ず切り捨てられたと  
いうことができる。

(18) 酒井氏前掲『日本中世の在地社会』、一二八、一二九頁。

(19) 石田善人「郷村制の形成」『日本歴史 中世4』岩波書店、一九六三年、六八・七五頁。

(20) 峰岸純夫「村落と土豪」『講座日本史3』東京大学出版会、一九七〇年、一五九頁・一六〇頁。

であるから、(A)の個人の喧嘩の法を(B)では①個人間の対立、殺傷行為に対して準用するが、②村落間戦争となると個人責任ではなく庄郷全体の責任とすることとした。であるから、(A)の武力行使、相当、合力の禁止をそのまま(B)②の村落間紛争全体に適用させることはできなかったが、

であるから、AとBは同一の法ではなく、Aは喧嘩の法そのものであり、Bは山野相論における①個人間の殺傷への準用であり、②庄郷の実力紛争での殺傷についてはAの法は全面的に適用できず個人ではなく集団の責任としている。酒井紀美氏が喧嘩とは私的、個人的な対立を指し、庄郷を挙げた山野相論の規定を「戦国の喧嘩停止令」と呼ぶことはできないとしているのはBの②には適用できないことを指していると考えられる<sup>18)</sup>。

の法を武士⇨家臣に対する「戦国の喧嘩停止令」と呼ぶことはできても、A

〈史料1〉「六角氏式目」第二二、一三条 \*整理上、条文にアルファベットを付す。

(A) 一喧嘩鬪諍打擲刃傷殺害事、縦雖討父討子、謹而令堪忍、可致注進、隨其科、  
早速可被加御成敗、然而不能其儀、或令相当、或帯兵

具寄懸、於背御法族者、  
却而其身可為曲事、同合力被停止畢、於違背・族者、合力之働随淺深、可被相  
計事。

(B) 一野事、山事、井水事、①可准先條、②但、一庄一郷打起、於及鉾楯者、科人  
其咎事<sup>(16)</sup>

指交名雖申之、不可被聞召入、一庄一郷江、可被相懸

石母田氏は『中世的世界の形成』（東京大学出版会、一九五七年、八・九頁）で、律令制において山林原野が公私其の利を共にすべきことと定められたのは村落の入会地に対する所有権が認められたのではなく法的に保護されたものであるが、その一方で平安時代には王臣家・社寺の入会地囲い 込みによる大土地所有が民要地の侵害とならない限り入会権より上位の所有権とし て合法的に成立したと述べた。これに対して、戸田芳実氏は律令制下の山林原野は 貴族層を含む「公民」各階層の「有要」にしたがって民業を妨げない限り占取・用 益を許される共用地であったが、律令社会の内部では土豪的及び貴族的山野領有が 進行しつつあり、これに対する在地住民の反撥、対抗の行動の中に農民的な山野の 团的占取Ⅱ共同体的所有の存在するを見出し、この共同体を律令的古代村落 の変革から形成された中世的第一次的村落ととらえた（戸田芳実『日本領主制成立 史の研究』岩波書店、一九六七年、三二八・三二九頁）。

室町期の郷村制の成立を惣有地の保有、灌漑用水の管理、年貢の地下請、惣掟の制定、自検断の特権などの特徴をもって具体的に明らかにしたのは石田善人氏であるが、応仁・文明の乱以降郷村は経済的に破綻し戦国大名の領国支配の確立によって崩壊し、太閤検地では村は横の連合を禁じられて嚴重な規制が加えられたうえ年貢負担者として固定されたため、その歯牙を抜かれ去勢された形でしか存在できなかったとした<sup>(17)</sup>。また、峯岸純夫氏は、中世後期の惣は土豪と一般農民の結合である惣村と、惣代表の土豪層の広域的連合である惣郷の二重の結合により成立したが、一五世紀中葉の土一揆勝利後土豪層の土地集積が進展して、惣の二重構造の矛盾が激化し、村落共同体の分裂が深まり、土豪層が権力に上昇転化するか、村落に回帰するかを迫られたという<sup>(20)</sup>。石田氏は郷村制の機能を、峰岸氏はその二重構造について明らかにしたわけであるが、いずれもそれは一五世紀中葉をもって衰退・分裂していったと見ている。

この後、天正十八年（一五九〇）の秀吉の小田原攻めを機に常陸南部の情勢は大きく変わり、いち早く秀吉に忠誠を誓った佐竹氏が常陸の支配権を握つ



たため、北条方の土岐氏は滅ぼされ江戸崎城には佐竹氏一族の芦名義広（佐竹義宣の弟、のち盛重と改名）が入部し、四万八〇〇〇石を領有した。

- (24) 藤木氏前掲『豊臣平和令と戦国社会』、七七〜九二頁。
- (25) 勝俣氏前掲『戦国法成立史論』二四七〜二五七頁。喧嘩両成敗法は喧嘩で暴力を行 使した者に対して、その理非を糺さず当事者双方に同等の 刑罰（原則として死刑）を課す法であり、自力救済行為を強く否定し権力の裁判権に強制的に委ねさせる目的で出現した法であるとされる。
- (26) 『西宮市史』第四卷、西宮市役所、一九六二年、二七六〜二八〇頁。処刑者数は実 力紛争での死傷者数に大きく規定されていると考えられる。
- 『多門院日記』四（三） 教書院、一九三八年、三六五頁）によれば、同じく天正二十年夏に「下地小出播磨 守卜河州御代官所ニテ此夏水事ニ散々及喧嘩」と小出秀政領の岸和田と河内代官所 支配下で水論による激しい喧嘩があったが、これについては『多門院日記』や『鹿苑日録』に処分の記事がない。ということは、喧嘩の激しさにもかかわらず死傷者 が少なかったため処分の規模が小さかった可能性がある。
- (27) 酒井氏前掲『日本中世の在地社会』二二頁。藤木氏前掲『豊臣平和令と戦国社会』、七七〜八一頁。鳴尾村の年寄五郎左衛門は両村の相論の調停を行っていたが取り調 べられていた在所衆と同じく入牢させられ（『鹿苑日録』第三卷、続群書類従完成 会、一九三五年、一二九頁）、死罪となった（前掲『西宮市史』第四卷、二七九頁）。
- (28) 酒井氏前掲『日本中世の在地社会』一二八、一二九頁。
- (29) 藤木前掲『豊臣平和令と戦国社会』、九五、九六頁。
- (30) 特集「民衆の平和と権力の平和」（『歴史学研究』五四七号、一九八五年一〇月増刊号、二〜二七頁）。刊号、青木書店、二〜二七頁）。特集「続民衆の平和と権力の平和」（『歴史学研究』 五六〇号、一九八六年一〇月増刊号、二〜二七頁）。
- (31) 高木昭作『惣無事』令について」（前掲『歴史学研究』五四七号、四〜六頁）。
- (32) 前掲『歴史学研究』五四七号、二七頁。
- (33) 藤木久志「歴史大会批判」（前掲『歴史学研究』五四九号、一九八五年二月、三 七、三九頁）。
- (34) 村井章介「中世の自力救済をめぐる」（前掲『歴史学研究』五六〇号、三〜八頁）。
- (35) 『日本中世史研究事典』東京堂出版、一九九五年、一一八・一四六・一四七頁。

- (36) 藤木氏前掲『村と領主の戦国世界』三〇七〜三二六頁。池上裕子「織豊期検地論」(永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年、一六八頁)。池上氏はすでに一九八六年の段階で、藤木氏の物無事論では「喧嘩停止令や刀狩りの検討を通じて、中世の村落が持っていた自力と自検断の権利は、その一部をなしていた武器使用・報復・成敗権が禁止されたのを除いて、基本的に近世の村落に継承されている」と正しく捉えていた。
- (37) 『御当家条令』二二二(『近世法制史料叢書』第二、創文社、一九五九年、一三二頁)。『近世農政史料集』一、吉川弘文館、一九六六年、三・四頁。ここでは米津清右衛門の名を清勝または親勝としているが出典は不明である。国史大系三八卷『徳川実紀』第一篇、吉川弘文館、一九二九年、四七九、四八〇頁。この喧嘩停止令は近江水口近郊の北内貴川田神社に写しが伝えられている(稲葉継陽「中近世移行期の村落と平和」『紛争と訴訟の文化史』、青木書店、二〇〇〇年、一二六頁)。
- (38) 藤木氏前掲『豊臣平和令と戦国社会』九四、九六頁。
- (39) 米津清右衛門は米津常春の長男春茂で生国は三河、徳川家康に仕え(『断家譜』続群書類従完成会、一九六八年、二八六頁)、慶長八年家康上洛に供奉し(『御当家紀年録』集英社、一九九八年、二八三頁)、慶長十四〜十八年幕領撰津国芥川郡柱村を支配した(水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、九八七頁)。慶長六年から堺奉行を務めていたが慶長十八年撰州芥川の百姓と云い分けをし百姓を成敗したため公事になり清右衛門は負けて五月二日阿波へ配流された(『慶長日記』慶長十八年の条、国会図書館所蔵)。また、彼は近江国奉行として、慶長九年から十六年にかけて米津清右衛門親勝として訴訟裁許状に連署している(和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』文献出版、一九九五年、三八四、四八八頁)。この原因は芥川の里民が人を殺したのを堺政所清右衛門の属吏が賄賂を貪り捕らえなかったために里民から訴えられたことにある(前掲『徳川実紀』第一編、六二二・六二二頁。ここでは清右衛門を正勝としている。ほかに頼勝、政信ともいう)同上書六五三頁)。そして、慶長十九年二月二十二日大久保長安に親しみ、奸曲あることが露見したとして生害させられ首が駿府へ持参され、その弟春親は士籍より除かれたが、これはあまりなる御政と言われた(『当代記』一九七頁。前掲『徳川実紀』第一編、六五三頁)。同家が断絶したため『寛政重修家譜』、『米津家譜』(東京大学史料編纂所蔵)にもその名は記されていない。このため、現在の出身や経歴については不明とされている(『御当家紀年録』集英社、一九九八年、二八三頁)。
- (40) 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、六一〜一〇五頁。水林彪『日本通史II近世・封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、一九八七年、一五八頁。

- (41) 『編年百姓一揆史料集成』第一巻、三一書房、一九七九年、六三・六四頁。
- (42) 成敗には①政治を行うこと②処置すること③裁決すること④処罰すること⑤罪人を  
斬罪とすることなどの意味がある(『国語大辞典』小学館、  
一九八一年、一四〇五頁)。藤木久志氏は慶長七、八年の郷村掟を徳川領域のみの基本法(家の法)とし、  
徳川幕府法(全国法)ではないと  
している(同氏前掲『村と領主の戦国世界』二四二・二五六頁)。とすれば、慶長十四年の喧嘩停止令が西国奉行管内向けなので、  
両法令は  
対象地が重ならず、藤木氏の言うように「成敗」を死罪と解釈しても矛盾  
しないこととなる。
- (43) 藤木氏前掲『豊臣平和令と戦国社会』、九五、九六頁。
- (44) 藤木氏前掲『村と領主の戦国世界』三一、三二頁。
- (45) 安良城盛昭『増補版幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房、一九六四年、二三二・二三三頁。遠藤進之助「徳川期に於ける『村共同体』  
の組成」(『史学雑誌』六四篇二号、一九五五年、四九〇・四五頁)。同「近世初期検地における『村』の成  
立」(『社会経済史学』二〇巻二号、  
有斐閣、一九五四年、四七・六〇頁)。
- (46) 佐々木潤之介「近世農村の成立」(『岩波講座日本歴史』10、岩波書店、一九六三年、一九三頁)。佐々木潤之介『幕末社会論』塙書房、一  
九六九年、五六頁。
- (47) 朝尾弘直『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七年、一四二頁。『朝  
尾直弘著作集』第一巻、岩波書店、二〇〇三年、一三二・  
一三三頁。朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制(『講座日本歴史』5近世1、東京大学出版会、六七頁)。
- (48) 有光友学「近世畿内村落の成立をめぐって―特に『村切』と分村の問題―」(『人  
文論集』静岡大学人文学部、一九六九年、四五・四八・三  
六頁)。
- (49) 水本邦彦「幕藩制下の農民経済」(『日本経済史を学ぶ(下)近世』有斐閣、一九  
八二年、七三頁)。
- (50) 水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、一三二頁。
- (51) 宮島敬一「移行期村落論と国制史上の村落」(『歴史評論』No.四八八、校倉書房、  
一九九〇年一二月号、二〇二頁)。
- (52) 宮島氏前掲「移行期村落論と国制史上の村落」(『歴史評論』No.四八八、一〇頁)。
- (53) 並木克央「近世初期入会地争論の背景と農民」(川村優先生還暦記念会編『近世の  
村と町』吉川弘文館、一九八八年、二六九・二七〇頁)。
- 並木氏は、寛永十五年に 三河国設楽郡の雁峯山の入会地をめぐり山方の村々が里方の村方の百姓に対し人数  
を催し鉄砲を打ち押太鼓を鳴らし

関の声を挙げて打ち掛かり、山へ入る者は残らず 殺すと威嚇したことを紹介した。井上攻「寛文〜元禄期の村落社会と名主加兵衛」『信濃』第三九卷第一〇号、信濃史学会、一九八七年、四三頁。井上氏はこの 中で棒・金熊手・木長刀などを持った四〇〇人あまりの集団的武力行使がなされた 例を紹介している。白川部達夫「元禄期の山野争論と村」(徳川林政史研究所『研究紀要』第二四号、一九九〇年、四二頁)、後に『日本近世の村と百姓の世界』(校 倉書房、一九九四年)に収録した。

(54) 落合延孝「近世村落における火事・盗みの検断権と神判の機能」『歴史評論』四 四二号、校倉書房、一九八七年二月。須田努「近世における相論解決と役負担」『歴史評論』五一六号、校倉書房、一九九三年四月、六六〜八三頁。山本幸俊 「近世初期の論所と裁許」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文 館、一九八三年、一〇七〜一一八頁)。

(106) 『筑波町史史料集』第八篇(中世編I)、つくば市、一九八四年、一四五頁。

(107) 藤木久志「境界の裁定者」(『日本の社会史』第二卷所収、岩波書店、一九八七年、 二一六〜二四〇頁)。

(108) 「佐竹古証文」中、静嘉堂文庫所蔵。

## 第一章、官務家領常陸国吉田社領の成立と沙汰人・住人の動向―鎌倉期東国の村落形成

について―(『ヒストリア』再投稿、二〇一五年八月)

### 一、平安時代の吉田社領の成立と経営

(1) 官務家領吉田社領の成立 (2) 小槻氏の吉田社領相伝、(3) 吉田社領

の経営と在地状況、

### 二、鎌倉時代の吉田社領の構造と支配

(1) 社領の景観、構造 (2) 領家の直務支配組織 (3) 地頭石川氏の役

割と活動 (4) 地頭・住人による薄地の再開発

### 三、社領沙汰人の役割

(1) 沙汰人・住人充て小槻家下文 (2) 沙汰人の立場

### 四、郷住人の動向

(1) 住人の実体 (2) 住人による幕府訴訟 (3) 沙汰人・住人の未進行

為 (4) 甲乙輩の自由横論

## 五、吉田社領の郷村構造

(1) 住人・百姓の階層 (2) 吉田社領の「惣郷」的結合―中世後期村落へ

の展望―

## 第二章、南北朝期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い―「指出」拒否と

地頭・百姓の関係について― (『茨城大学人文科学研究

究』第三号、二〇一一 年)

### 一、常陸惣社造営と小河郷

(1) 小河郷の特色と領主の動向 (2) 鎌倉末期の常陸惣社造営をめぐる惣社

と地頭の対立

### 二、小河郷の円覚寺造営料所化と地頭・住人の闘い

(1) 鎌倉府による円覚寺造営事業 (2) 円覚寺造営のための小河郷寄進 (3)

両使の打ち渡しと百姓の抵抗 (4) 小河郷入

部の失敗による永代寄進

### 三、小河郷の地頭・百姓の闘いの背景

(1) 地頭益戸氏の闘いの背景 (2) 百姓の闘いの背景 a、百姓の「厨雑

事」の拒否 b、入部使節への田畠目録提出の拒

否 (3) 入部検注と「百

姓請」 a、「村々名字・土貢分限」を尋ねるとは何か b、「指出」と

「百姓請」の関係 c、

小河郷の年貢実態

## II部、東国の郷と宿の機能

### 第三章、室町期東国村落における年貢請負契約の成立とその意義―熊野那智山・覚園寺

領常陸国酒依荘・郷― (『鎌倉』一一六号、二〇一四

年)

#### 一、覚園寺胎内文書と酒依荘・郷

(1) 覚園寺戌神将像胎内文書における覚園寺所領 (2) 酒依荘・郷の領域

区分 (3) 熊野信仰と酒依熊野権現

#### 二、代官米倉氏と酒依郷の支配

(1) 酒依荘・郷の年貢体制 (2) 代官米倉氏と米倉殿請所

(3) 酒依からの逃亡人

#### 三、御使と郷住人の年貢請負契約

(1) 領主の御使派遣 (2) 酒依郷の年貢請負契約と「押書」 (3) 酒依

莊薬師堂への寄進状の意味

#### 第四章、中世東国の宿の構造と検断職―常陸国新治郡田宮宿を中心に―『地方史研究』

第六四卷第二号、二〇一三年四月)

##### 一、新治郡法雲寺と田宮宿

(1) 田宮宿の成立 (2) 法雲寺と「年貢目録」

##### 二、田宮宿の景観と構造

(1) 長祿二年の田宮郷年貢目録 (2) 田宮宿の景観復元 (3) 宿在家

(4) 宿の町屋 (5) 辻の関屋 (6) 宿内外の寺

##### 社祠堂 (7) 在地領主

田宮氏の館

##### 三、田宮宿の検断

(1) 検断職の設置 (2) 検断職とは何か (3) 田宮宿の武力組織

### Ⅲ、戦国争乱と地域社会の変化

#### 第五章、享徳の乱と鏝阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免・戦乱について―『栃木史学』

第二八号、二〇一四年)

##### 一、長楽用水相論と堰樋の構造

(1) 享徳二年の用水相論 (2) 都幾川取水堰 (3) 戸守郷分水樋 (4)

尾美野郷の樋口拡張要求

##### 二、戸守郷の不作減免要求と「惣郷同心」

##### 三、守護方の御用錢催促

(1) 享徳の乱と周辺動向 (2) 守護方による御用錢催促

##### 四、享徳の乱と蒔田方の強入部

(1) 戦乱と一揆、耕作拒否 (2) 蒔田方(吉良成高)の強入部 (3) 蒔

田方の駐留経費請求 (4) 年貢減免訴訟

#### 第六章、戦国期常陸・下総の境目における郷村連合の成立―豊田郡宗任神社の「御水帳」

の分析―『茨城大学人文科学研究』第四号、二〇

一三年)

##### 一、戦国期の常総地域の特徴

(1) 地域的特徴 (2) 北下総の歴史的位置

- 二、豊田郡宗任神社「御水帳」の分析
- 三、下幸嶋・豊田・飯沼の郷村の構成

層

- (1) 郷村の構成と支配関係
  - a、幸嶋十二郷（下幸嶋二十四か村）
  - b、豊田三十三郷
  - c、飯沼十二郷
  - (2) 郷村の指導

#### 四、年貢の納入

- (1) 各郷村の年貢内容
- (2) 年貢の納入形態

#### 五、年貢減免闘争

- (1) 陣所設定（弓田郷）
- (2) 百姓中絶（駒跼郷）
- (3) 洪水被害（大屋口郷、大崎郷）
- (4) 山野交換（大崎郷）
- (5)

不明（岩井郷）

#### 六、下幸嶋・豊田・飯沼の郷村連合

- (1) 幸嶋十二郷の三人の大将
- (2) 豊田・飯沼の三人の大将
- (3) 郷村連合による代官との年貢談合

#### 七、調帳の作成過程

- (1) 作成者の検討
- (2) 調帳の最終的成立と作成者

### I部、東国の郷村結合と人々の動き

#### 第一章、官務家領常陸国吉田社領の成立と住人・百姓の動向

##### ―鎌倉期東国の村落結合について―

（修正済み、二〇一五・四・一四）

はじめに

『ヒストリア』再投稿、八・一八

中世東国<sup>①</sup>の荘園とその基盤となった村落について分析するに当たり、これまでなぜ東国が辺境Ⅱ後進地帯として位置づけられてきたのかということを考えてみたい。明治期にはヨーロッパ史学を取り入れた原勝郎氏により東国Ⅱゲルマニア説が唱えられたが、戦後石母田正氏はこの説を援用し東国Ⅱ辺境

・後進地帯で成立した豪族的領主の軍事的ヒエラルヒーによって古代国家を崩壊させたとした<sup>(2)</sup>。永原慶二氏も東国の荘園はおもに在地領主を通じた寄進地系荘園として成立したと述べ、その支配下にある在家のコローヌスの性格を問題とした<sup>(3)</sup>。しかし、こうした寄進地系荘園類型化について小山靖憲氏は成立の契機だけで構造論がないと批判し、中世村落を含む領域型荘園を提唱したが、東国農村は在地領主の「堀の内」の灌漑機能により支配された「領主型村落」であったとする<sup>(4)</sup>。そうした東国荘園の典型として峰岸純夫氏は新田荘をあげ在地領主制の展開の基盤を明らかにした<sup>(5)</sup>。しかし、その後「領主型村落」論について現地調査により「堀の内」の灌漑機能はなかったとか、考古学発掘成果から中世前期東国には方形居館はなかったなどの批判がなされた<sup>(6)</sup>。さらに、高橋修氏は在地領主は農村を基盤とせず宿や交通の要衝を拠点とし地域支配を行ったと主張したが、海津一朗氏はいち早く東国の辺境論の克服を提起し、新たな「領主型村落」論として外界の経済力を取り込むため村境の交通の要衝における市・宿を新田の開発センターと位置づけた<sup>(7)</sup>。

このように、「領主型村落」論に対する用水や居館のあり方など「領主」形態につき批判や見直しがなされてきたが、そのもとの「村落」の実体についての追究は弱いと言わざるをえない<sup>(8)</sup>。そのため、本稿では、官務家（小槻家）領の常陸国吉田社領（茨城県水戸市）を分析対象として①吉田社領はどのように成立し、支配を行ったのか、②在地の住人・百姓の動向と村落結合の実体はどのようであったのかについて明らかにしたいと思う。これまで社領全体や地頭支配について杉山博氏や高橋修氏の研究があるが、中世前期の住人・百姓の動向と村落結合についてはいまだ十分明らかになっていない。ここで史料として在地の常陸吉田社文書・吉田薬王院文書、領家側の壬生家文書、幕府の「吾妻鏡」など<sup>(10)</sup>を使用して考察して行きたいと考える。

## 一、平安時代の吉田社領の成立と経営

### (1) 官務家領吉田社領の成立

常陸国那珂郡吉田神社は現水戸市宮内町に所在し千波湖を望む東茨城台地北側に位置している。律令制下の那珂郡は一〇世紀中頃には吉田郡が分立し、さらに那珂東郡、那珂西郡に分割された。この三郡が国司の命により吉田神社の修造や遷宮造営費用を負担することになっており<sup>(11)</sup>、同社は本来那珂郡の鎮守としての性格を持っていたと見られる。吉田神社は式内社で、承和十三年（八四六）四月に位階が従五位下勳八等となり社格は大社から名神に引き上げられ、その後天安元年（八五七）五月には従四位下に、貞観五年（八六三）八月には従四位上に、元慶二年（八七八）八月には正四位下に引き上げられた<sup>(12)</sup>。平安後期には「国内第三之鎮主、靈験無二之明神也」<sup>(13)</sup>として常陸三の宮とされ、その南には神宮寺である薬王院（天台宗、水戸市元吉田町）が建立されていた。貞観十四年（八七二）には新羅国海賊来襲に対する祈願を行い、毎年諸祭料および諸雑舎修理料租穀八三〇束（粃八三石）が支給されることになったがその後滞りがちになり、寛治四年（一一〇九〇）に先例に任せて支給するよう堀河天皇の宣旨が出されている<sup>(14)</sup>。この時の吉田社宮司は吉美侯氏であったが、同氏は天平勝宝四年（七五二）の白布墨書（正倉院御物）にも「常陸国那珂郡吉田郷戸主君子部忍麻呂」<sup>(15)</sup>とあるように吉田郷の有力者でもあ



った。このように吉田社を中心に神郡として那珂郡から吉田郡が分立していったものと考えられる<sup>(16)</sup>。また、「天慶年中依別勅願寄加封戸、奉増神位<sup>(17)</sup>」として、天慶五年（九四二）、平将門・藤原純友の乱に際し朝廷からの要請により祈願を行いその功により封戸を加え、神位も一階贈位された<sup>(18)</sup>。しかし、こうして与えられた封戸も先の祭料・修理料と同じく次第に国衙より年貢が支給されなくなったため、吉田社では封戸田より直接年貢を收取できるように「神田」設定への転換を図った。神田は令制に規定された不輸租田<sup>(19)</sup>「不輸の地」であり、その「神人」は「不課民」とされた。しかし、在庁官人が非法の国役（天皇の代始めの大神宝使・御体御卜祓使役）を充て課し、都鄙の諸人が神境を妨害するようになったため、長承の頃（一一三二～一一三四）に社務を執り行っていた禰宜吉美侯氏が当社社務を左大史小槻宿祢政重に寄進し国司の妨げを停止させた<sup>(20)</sup>。このことについては壬生家文書では「件之社務者、有家高祖父政重宿祢去長承年中、依吉美侯氏人寄附執行」と記されている。また後に小槻隆職が「当社者国司知通□任」<sup>(21)</sup>「年中尔親父撰津守□□申賜官、多年知行」<sup>(22)</sup>したと述べているように、常陸介藤原朝臣知迪<sup>(23)</sup>在任中に父の政重が官に申請し吉田社領を賜り知行したのであったが、この結果吉田社領は勅命による勅免地とされた。こうして、吉田社領は封戸から不輸の神田設立へ、さらに小槻氏を領家とする勅免の荘園として成立したが、次第に吉美侯氏の名は神官の中から見られなくなり、社務はもっぱら大祝の大舍人氏が務めるようになっていった。

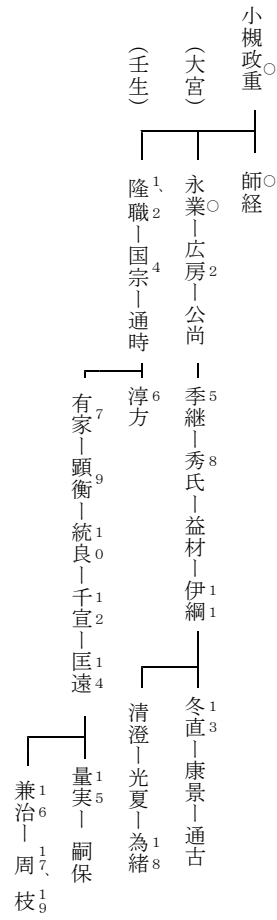
## (2) 小槻氏の吉田社領相伝

さて、吉田社領を寄進された小槻氏は撰閑家に連なる有力貴族ではなく、律令制下において近江国栗太郡の豪族出身の実務官僚の新興貴族であった。その祖今雄（算博士）から四代目の奉親が文書を取り扱う左大史に任ぜられて以来、代々その職を務めてきたが、その間多くの官務家領の荘園が形成された。それは大きく分けて①小槻氏の私領、②主殿寮関係の所領、③太政官関係の所領に分けられる。太政官関係の所領は文永年間の小槻有家注文の官中便補地によれば、その内訳は太政官厨家領、高倉院法華堂領、諸便補地であった。これらは、小槻氏が官務の地位を利用して太政官関係の便補地として知行権を獲得したものである<sup>(24)</sup>。同じ吉田郡の石崎保の場合は建久六年（一一九五）に本領主僧相慶より小槻隆職<sup>(25)</sup>に寄せられ同九年に官厨家便補地に申し立てられた。しかし、吉田社領は長承年中に小槻政重に吉美侯氏より寄進されたが便補地として申し立てたことはいない<sup>(26)</sup>。これは吉田社は土地ではなく社務そのものが所領として寄進されたためであろう。ところが、文永五～七年（一一六八～七〇）の小槻有家請文案によれば一三か所の荘保と吉田社が「官中便補之号雖相似、孫子相承之寄已懸隔候敷」としていずれも類似のものも含めて官中便補と号していた<sup>(27)</sup>。これにより吉田社領は便補地の申し立てこそなされていないもののそれに準じて取り扱われていたということができる。吉田社領はその後、小槻政重から嫡男師経・次男永業等に伝領され、長寛三年（一一六五）に三男の隆職の知行する所となった。承安元年（一一七一）九月、「承安二年就本社申請、被下子孫相伝之宣言了」として吉田社社司より朝廷に隆職子孫に相伝するよう解状が差し出されたため官宣旨が下され、隆職の系譜を引く者への相伝が保証された<sup>(28)</sup>。これは隆職兄弟間での相論が起きてい

ためと考えられる。

〔図一〕小槻氏略系図（『図書寮叢刊 壬生家文書二』三七頁）○は左大史、数字は官

務職就任順位



### (3) 吉田社領の経営と在地状況

では、寄進された吉田社の経営はどのようになされたのであろうか。それについては小槻政重の嫡男で左大史を継いだ師経が久安五年（一一四九）に次のような下知状を吉田社に下している。

〔史料一〕吉田社領家小槻師経下知状写（吉田神社文書二号）

「人并恒」

〔可合勤力〕仕恒例神事等事

右、件事、近年不法之由已有其聞、「甚非常也、如在之礼可其然乎、

一可下下慥修下築社中四至内堰、耕中作神田等上事

右、件堰去年破損之間、田畠不作、有限之供神物并春季仁王会料等已以欠如、若是

耕レ作田畠レ之輩、早可レ追レ却神領之内一矣

一可下任下久安中旨一、慥停下止上下諸人乱中入四至内一致レ濫行事

右、件社四至之内、可レ停レ止上下諸人濫行一之由、已被下宣旨一畢、而中領公

可レ注レ進在所并交名一、若知而不中者、神人又可レ处レ重科一矣

以前条々下知如レ件、

久安五年二月廿九日

慥任レ先例一可レ令レ勤レ行之一

住人爲レ对レ捍公物一、不レ致レ沙汰一欺、不レ修レ造件堰、不

民、傍庄住人各施レ權威一、旁致レ濫行一云々、事若実者、慥

左大史小槻宿祢(花押影)

その内容は、一項目では近年の不法行為により神事が粗略の礼となっているので、先例通り恒例の神事を勤仕すべきこと、二項目では社領四至内の堰を修築し神田を耕作すべきこととし、堰が去年破損したので田畠が不作となり、供神物や春季仁王会料などが欠如している。これは住人が公物を対捍するため不沙汰しているのではないか。堰を修造せず田畠を耕作しない輩は早く神領内から追却すべきである。第三条目では久安年間(一一四五～一一五〇)に社領四至内に諸人が乱入し濫行を行っていることを停止する官宣旨が下されたが、周辺公民、隣荘の住人が權威を背景に濫行をしている、これももし事実であればその在所と交名を注進し、もし知りながら申告しなければ神人を重科に処するというものであった。乱妨を取り締まるべき神人は「社司・神人給田」というように社司同様給田を与えられた下級神職で神事祭礼の際の雑役、社域の警固、荘園の警備などの任についていた。このように、小槻氏の吉田社経営の方針は①神事の勤仕、②社領開発・勸農、③社領境の濫妨停止をさせることであつた。

以上、常陸吉田社は国衙の介入を防ぐため社務を官務家である小槻氏に寄進し不輸・不入の勅免地として立荘し、領家小槻氏は社司に神事を勤仕させ、社領の四至を定め神人に警固させ、住人を指揮して灌漑や農耕に勤めさせた。こうして吉田社領は領域型荘園としての形を整えていった。

二、鎌倉時代の吉田社領の構造と経営

(1) 社領の景観、構造

先述のように吉田社領は吉田神社を中心として四至で囲まれた一円所領であり、寛喜元年(一二二九)には総田数一五〇町六段半(一八〇歩)となつていた。社領全体の内訳では、次表のように安貞二年(一二二八)の検注分では吉田郷・西石河、酒戸郷・河崎郷・細谷村・吉沼郷・山本郷、仁治年間(一二四〇～四一)の検注分では常葉郷・袴塚郷・佐渡村・神生村・宇喜郷・垣丸名<sup>(29)</sup>で、合わせて八か郷と分立した四か村、一名で構成されており、合計は一五三町七反一五〇歩であつた。さらに、嘉元四年(一一三〇四)の大田文では勅免地一五八町六段半とされた。社領はおよそ吉田神社周辺(吉田・酒戸郷)をはじめ千波湖の西部(吉沼郷)、水戸市の下市一带(山本・河崎・宇喜郷)、水戸台地(上市台地)の南西部(袴塚、常葉郷)に分布していた。これにより社領の四至は北は那珂川、東は恒富郷(水戸市旧常澄村)境、西南は長岡大戸郷(茨城町長岡・大戸)境、西是那賀郡衙(水戸市台渡)及び河内(水戸市上河内・下河内)・安侯駅(笠間市安居)間の古代官道までであつたと見られる。

〔表一〕吉田社領郷村田数一覧(吉田薬王院文書一三五号)

郷村名(現在地)	田数(町反歩)	郷村名(現在地)	田数(町反歩)
吉田郷(水戸市元吉田町)	二九・〇・二四〇	河崎郷(水戸市城東)	一〇・三・三〇〇

宇喜郷 (水戸市城東)	二五・九・二四〇	佐渡村 (水戸市常盤町)	八・七・二四〇
酒戸郷 (水戸市酒門町)	一六・九・〇	細谷村 (水戸市城東)	五・一・一二〇
袴墓郷 (水戸市袴塚町)	一四・四・三〇〇	神生村 (水戸市南町)	〇・六・〇
山本郷 (水戸市東台)	一四・二・二四〇	西石河 (水戸市元石川町)	三・二・〇
吉沼郷 (水戸市吉沼町)	一二・六・二四〇	恒丸名 (水戸市吉田町)	〇・二・三〇〇
常葉郷 (水戸市常盤町)	一二・一・六〇	総計	一五三・七・一五〇

## (2) 領家の在地支配組織

では、鎌倉時代を通じて領家職を握り続けた官務家はどのような在地支配秩序を形成していたのであろうか。同じく官務家領で便補地であった近江国細江荘の場合、寛元二年(一二四四)に小槻氏が荘務を執行させるため預所を補任し、それを荘司・住人に周知させており、領家―預所―荘司―住人という直務支配の体制をとっていた。吉田社領の場合も基本的にこうした直務支配の形をとっていた。小槻氏は社領管理組織として京都に預所を置き、定使に京―在地の間を行き来させ年貢の催促や社殿造営を行った。在地では社司の大祝・権祝が社務を、田所が所務を取り扱い、常陸平氏の吉田氏の一族石川氏が地頭として警察権を行使していた。さらに社領を代表する沙汰人や郷の代表である住人が年貢納入に当たっていた。小槻氏はこれらの執行に当たって年貢を未進した場合は官使を派遣し譴責すると言いつつ、定使や社司の改替を行うなど支配権を行使していた。また、検注使を派遣し田所・地頭代とともに検注を行った。

## (3) 地頭石川氏の役割と活動

吉田郡恒富郷石河村(水戸市元石川町)を名字の地とする地頭石川氏の社領における基本的役割は警察活動であり、「可任<sup>(32)</sup>度度下知<sup>(31)</sup>停止社内犯過人為<sup>(33)</sup>地頭一人進止<sup>(34)</sup>事」として犯過料の配分は領家、地頭、田所・定使の間で各々三分の一とされたが、実際には地頭が独り占めするなど逸脱行為がなされた<sup>(35)</sup>。地頭の職務に対して、石川氏初代の家幹に「始而拝領当郷事」として正作田(給田)五町が与えられた<sup>(36)</sup>が、これについては年貢公事が免除されていた。しかし、年不詳であるが吉田郷地頭職在家并田畠等目録写では田九町六反小、畠一反となっており、その中に堀の内五反、門田一反という地頭拠点が形成されていた<sup>(37)</sup>。地頭給田はさらに拡大し、寛喜元年(一二二九)には本郷(吉田郷)・宇喜・常磐・袴墓郷内に給田があったが、それは伊勢神宮役夫工米未進分として本郷で三石七斗(約一四町二反)、その他の郷合わせて三石三斗(約一二町七反)となっていた<sup>(38)</sup>。建長三年(一二五二)には石川家幹の孫の平(山本)忠幹は惣田数二二町四反半を持っていたと述べている<sup>(39)</sup>。石川氏はこうして知行地を拡大して一族を配置し、下地管理権や徴税権

を行使していった。一方、忠幹との系譜関係は明らかではないが地頭平（山本）保幹は、宝治年間（一二四七～四九）に田所得分を抑留し平民百姓の手足公事を打ち止めたとして田所成経より幕府に訴えられたが、逆に保幹は成経が地頭を忽緒せしめたとして越前前司殿（北条時広）に訴え所職を改易させた。その後成経が地頭に敵対しないと願ったので再び安堵されたが、田所得分については成経を得るに至らなかった。地頭はその後も田所得分を返さなかったため、正安四年（一三〇二）に成経の孫で田所の長恒が幕府に訴え保幹の孫幹盛より重陳がなされた<sup>(38)</sup>。この結果、徳治二年（一三〇七）幹盛は敗訴となり、田畠・在家を神官に返すよう守護使節の打ち渡し<sup>(39)</sup>がなされた。このように地頭は長期にわたって田所得分を押領しつつ田所に圧力を掛け、重陳状で田所職を「地頭領家之計」とまで言うようになった。

#### （4）地頭・住人による薄地の再開発

建長二年（一二五〇）の領家小槻淳方<sup>(40)</sup>下文<sup>(40)</sup>で、神生・佐渡村地頭・住人等に「當社領内彼両村、本依<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>薄地<sup>一</sup>、暫可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>五束代<sup>一</sup>」と神生・佐渡両村が薄地であったので熟田となるまでの間、年貢を半分の反別五束とする下知を出したところ、年を経る間に誤って他郷まで復興させてしまった。そのため、元の員数の通り年貢（反別一〇束）を済ますよう下知したが、いまだに半分しか納めていないのは「頗以自由也」であり、熟田となったのに「何可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>対捍<sup>一</sup>哉」と非難している。吉田社領の年貢は穀納であるので、この反別五束というのは稲一束から穀で一斗（春米で五升）取れるとされており<sup>(41)</sup>、一斗にあたる。よって、本来は反別一〇束<sup>(42)</sup>一石であった。神生・佐渡村は後出の吉田郷等田地検注目録（表二）によれば、神生村は作田六反、佐渡村は作田八町七反であり、特に佐渡村の再開発が突出している。この再開発は地頭と住人が行っていたのであるが、地頭は百姓逃亡跡の田地の開発でも定使と能田を争い薄田は忌避する傾向にあったので<sup>(42)</sup>、この場合は年貢半減に誘われた住人等の積極的な再開発行為があったものと考えられる。この佐渡村は常葉郷内で千波湖北西の台地内を

流れる佐渡川の両岸にあり、井堰を設け谷津田を再開発していったのであろう  
以上、吉田社領は鎌倉時代には四至に囲まれた一円所領であり惣田数は一五〇町歩であった。その支配は預所―定使―田所・地頭―沙汰人・住人のラインで行われた。

### 三、社領沙汰人の役割

#### （1）沙汰人・住人充て小槻家下文

さて、小槻氏より吉田社に発給された下文・御教書には次のように沙汰人・住人充てのものが含まれている。

〔表二〕 地頭・沙汰人・住人充ての下文・御教書（吉田神社文書）

年代	下文・御教書	沙汰人・住人充て	内容	文書番号
承久元年	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	本 <sup>(吉田郷)</sup> 郷沙汰人神官等	地頭雑事停止等	一九号
文暦二年	吉田社領家小槻某預所僧某下文写	地頭住人等	田所職補任	二八号
宝治元年	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	郷郷地頭住人等	伊勢神宮役夫工米	三二号
建長二年	吉田社領家小槻某預所僧某下文写	神生・佐渡村地頭住人等	年貢催促	三三号
文永二年	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	酒戸・吉沼・河崎等郷住人等	田所職補任	三八号
弘安元年	吉田社領家小槻某預所僧某下文写	本郷吉田郷住人等 <sup>(人等カ)</sup>	田所職補任	四四号
弘安二年	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	本郷井山本・河崎等郷住人等	三か郷郷務	四五号
弘安八年	吉田社領家小槻某預所僧某下文写	吉田社領住人等	伊勢神宮役夫工米	四八号
弘安九年	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	吉田郷住人等	大舍人重恒知行地	四九号
正和五年	吉田社領家小槻某預所僧某下文写	吉田社領等沙汰人	田所職補任	六三号

これらの年代は承久元年（一一一九）～正和五年（一一三六）であるが、領家は社領・郷村の指導者である沙汰人・住人を指揮することを通じて社領の経営を行おうとしていた。一般的に中世において、文書受給者と充て所は一致しないとされるが、これらの文書はまず所蔵者である吉田社神官が受領したものである。では、これはどのように充て所に伝達されたのであろうか。これについて井原今朝男氏は住民には「廻沙汰」という回覧がなされ周知させていたと述べている<sup>(44)</sup>。後代のものであるが、元弘四年（一一三四）正月五日の吉田社神主・田所充ての小槻某下文写では、吉田社領を小槻氏に安堵した繪旨案文と本所御教書案文を遣わすので「忿々相<sup>ニ</sup>触此趣<sup>ニ</sup>」ること、そして預所を補任するので「先其間忿可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相<sup>ニ</sup>触郷々<sup>ニ</sup>」とそれぞれ急ぎ郷々に触れることを命じている<sup>(45)</sup>。このように文書を回覧し、住人に領家の意志を伝え各郷村において合意形成を図ったのである。こうした領家の下文は在地の状況を把握しなければ出されないはずであり、それは在地からの申状によってなされていた。年不詳四月十九日小槻有家（官務職在任、永長四年（一一五二）～弘安三年（一一八〇））御教書写には「正月廿七日御申状十一月廿日到来、条々遂<sup>ニ</sup>参洛<sup>ニ</sup>、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>子細<sup>ニ</sup>候、委可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御問答<sup>ニ</sup>」<sup>(46)</sup>とあるように田所からの正月二十七日の申状が二月二十日に二四日かかって京都に到着したが、この内容について小槻家は田所が上京し子細を述べ問答するよう命じており、より正確な実情の把握に努めていた。

## (2) 沙汰人の立場

さて、中世前期の沙汰人について大山喬平氏は、丹波国大山荘で「むら」共同体内部の伝統的権威を持つ右馬尉を沙汰人職という荘園所職の一端に登用することによって、その背後にある「むら」共同体を實際に制御していたと述べている。これに対し蔵持重弘氏は古老・沙汰人とは荘園在地で水利・祭祀を支配し経済的・政治的に優位性を持つ人々の集団で、荘園領主に補任されて古老沙汰人になるのではなく、実力のままに地位を保持している人々であるとす<sup>(47)</sup>る。

次の『吾妻鏡』建暦二年（一二二二）六月十五日条によれば、吉田社領家小槻氏は社領内の「地下沙汰人等」が本所（領家）所務を妨げているとして、文治二年（一一八六）閏七月二十五日の將軍頼朝下知の先例をもって幕府へ訴えた。

〔史料二〕『吾妻鏡』建暦二年六月十五日条（『新訂増補国史大系三十二巻 吾妻鏡』

前篇、吉川弘文館、一九三二年、六六四頁）

十五日、巳丑、常陸国吉田庄地下沙汰人等、濫<sup>ニ</sup>妨本所所務、且任<sup>ニ</sup>去文治二年閏七 月廿五日故右大将家御下知、為<sup>ニ</sup>関東御沙汰、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>付<sup>ニ</sup>彼下地於本所<sup>一</sup>之旨、訴申 之間、為<sup>ニ</sup>広元朝臣奉行、有<sup>ニ</sup>評議、謂文治御下文者、可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>計成敗<sup>一</sup>之間、就<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup> 下<sup>ニ</sup>院宣、御沙汰訖、今度無<sup>ニ</sup>其儀<sup>一</sup>也、且非地頭輩事、以<sup>ニ</sup>本所沙汰人等濫吹事<sup>一</sup>、無<sup>ニ</sup>左右難<sup>レ</sup>覃<sup>ニ</sup>御裁許<sup>一</sup>之由治定、今日載<sup>ニ</sup>其趣<sup>一</sup>、被<sup>レ</sup>出<sup>ニ</sup>御返事<sup>一</sup>云々、小槻氏はこのように「地下沙汰人等」の所務を妨げる行為に対して下地を本所に付けさせるよう訴えたが、幕府の評議では文治の下文は院宣によるものであり、かつ本件は地頭による妨げではなく「本所沙汰人等」の濫吹であるとして訴えを取り上げなかった。小槻氏の言う下地を領家に付けさせるということは沙汰人を下地支配から切り離そうとしているのであり、このことは翻つて考えれば沙汰人と在地との強い結びつきがあったことを示している。それでは、なぜ小槻氏は沙汰人を改替しようとしなかったのであろうか。それはそもそも任命していなかったからであらう。沙汰人は強い在地基盤を持ち実体的に在地の代表者、統括者であったのであり、荘園領主はそれを追認し年貢沙汰を命じていたのであった。

しかし、沙汰人の役割は年貢所務だけでなく土地の管理を行うなど多岐にわたっていた。承久元年（一二一九）五月二十六日の小槻家預所藤原某下文<sup>(48)</sup>写では吉田社領内の本郷（吉田郷）沙汰人・神官等に対し、「可<sup>ニ</sup>慥停<sup>一</sup>止地頭雑事田所権祝名垣内、又一所字宿戸宛<sup>ニ</sup>行雑役<sup>一</sup>事、可<sup>ニ</sup>停止<sup>一</sup>」として田所名への地頭雑事、字宿戸への雑役の充て行いの停止のほか、年来の給免苧桑・給田米秣<sup>(49)</sup>把稻粃の免除、山本郷の田所名と川崎郷の垣内との交換などを指示している。ここで問題となっている本郷（吉田郷）・山本・川崎郷の三か郷については神主友恒が郷務権を持っていたが、その実権は沙汰人が握っており地頭が田所名に雑事を掛けるのを阻止し、かつ郷と郷の間の土地交換の管理などの役割を持っていた。

その上、沙汰人は対外的にも吉田社領の在地を代表する立場でもあった。文保三年（一一三九）常陸惣社（石岡市惣社）は社殿造営のため常陸国内の一

九人の郷地頭等に造営料負担を掛けようとしたが、ほとんどが拒否の請文を出している。そのうち地頭以外は吉田社沙汰人白根三郎入道だけであつた。<sup>(49)</sup> これら各郷の地頭は元守護や在庁を含む小田氏、益戸氏、常陸大掾氏、税所氏などの有力者であつたが、吉田社の場合には地頭や田所ではなく、沙汰人白根三郎入道が社領全体を代表していた。この白根三郎入道は姓を名乗っており殿原<sup>(50)</sup>侍身分にあつていた。

以上、沙汰人は在地社会の代表者・統括者で強い在地基盤を持ち、荘園領主より追認されて、年貢所務・土地の管理に当たつたが、その一方で検注結果をめぐり荘園領主と対立し年貢未進を行うこともあつた。

#### 四、郷住人の動向

##### (1) 住人の実体

住人については小山靖憲・木村茂光氏らにより議論がなされてきたが、一一世紀中葉より住人は一般的な意味というより①政治的に編成された領域内に居住する者、また、②刀祢と並ぶ村落結合を代表する役割を持つている者を指すようになったとされる<sup>(51)</sup>。では、吉田社領の住人についてはどのように考へたらよいのであろうか。

住人の実体については年代は下るが次の応安元年(一三六八)の史料によつて知ることができる。

〔史料三〕大野郷住人兼家売券写(吉田神社文書七四号)

ゑい(永代)たいをかきつてうりわたす□□家の事

合(直)あたいの銭式拾貫文者

右、件田在家<sup>(常陸)</sup>ハ、ひたちの國吉田第三の社の内、吉□<sup>(田)</sup>まさつねか重代さうてんのミ<sup>(相伝)</sup> やう田島也、<sup>(名)</sup>「

の「<sup>(限)</sup>」かあと<sup>(跡)</sup> のやしきなり、田つほ<sup>(評)</sup>ハ、いや井□南□□つて<sup>(限)</sup> 「いめひはく<sup>(明白)</sup>なり、かのうら<sup>(裏)</sup> のさかい<sup>(境)</sup>ハ、東ハ平太<sup>(限)</sup>」

のくねをかき<sup>(限)</sup>る、南ハいや六入道かうしろのはた<sup>(島)</sup> 「かき<sup>(限)</sup>る、西ハちたう入道かさいけをかき<sup>(限)</sup>る、北ハいくしまうらのくねをかき<sup>(然)</sup>る、しかる

をさいけ半<sup>(在家)</sup> 「三段を、永代をかきてしろのよう□□式拾貫□<sup>(文)</sup> にうりわたすところしちなり

よつてせうもん<sup>(證文)</sup>のためにうりけん<sup>(売券)</sup>の状如<sup>(件)</sup>

応安元年<sup>(戊)</sup>つちのへさる八月卅日<sup>(申)</sup>

うりぬ<sup>(売主)</sup>し常州國大野郷住人兼家(花押影)

これは、吉田郡大野郷(水戸市東大野・西大野・中大野・坪大野・下大野)住人である兼家(又三郎)が、田所・大祝の大舎人政恒の重代相伝の社内吉



田郷名田畠内の田在家を二〇貫文で売却する際の売券文書である。この田在家は史料の文字が判読できない部分があるが、半在家の屋敷と田三段で構成されていた。住人兼家はなぜ田所名内の田在家を売却できたのであろうか。文永七年（一二七〇）吉田社領家小槻有家御教書写には「当郷（吉田郷）恒丸名三反小不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>所<sub>一</sub>当<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、太無<sub>二</sub>其<sub>一</sub>謂<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>当<sub>一</sub>年<sub>一</sub>者懸<sub>二</sub>本<sub>一</sub>名<sub>一</sub>主<sub>一</sub>、可有<sub>二</sub>其<sub>一</sub>沙汰<sub>一</sub>」<sup>(52)</sup>とあり、吉田郷恒丸名（神官名）の所当未進について今後は本名主に懸けて沙汰すると述べている。この懸けるとは代償あるいは保証として差し出すという意味であり、本名主が恒丸名の年貢未進の肩代わりをすることになった。豊田武氏によれば、本名主とは在地の有力名主で脇名の年貢公事の徴収を請け負い、本役無沙汰の場合は本名主として償う義務を負っていた。<sup>(54)</sup>これから考えれば先の大野郷住人恒家は代（<sub>レ</sub>抵当）の用途のため田所名の田在家を売却したことから本名と同様の立場であり実体は本名主であったと考えられる。

では、住人との関係はどのようなようになっていたのだろうか。建長八年（一二五八）正月の小槻有家下文<sub>（55）</sub>写<sub>（55）</sub>で、小槻家が本郷（吉田郷）の田地一町を吉田社に寄進するにあたり<sup>(38)</sup>「件<sub>一</sub>田<sub>一</sub>者、僧<sub>一</sub>広<sub>一</sub>快<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>沙<sub>一</sub>汰<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>執<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>状<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>一</sub>、仍<sub>一</sub>住<sub>一</sub>人<sub>一</sub>百<sub>一</sub>姓<sub>一</sub>等<sub>一</sub>更<sub>一</sub>勿<sub>二</sub>違<sub>一</sub>失<sub>一</sub>」<sup>(56)</sup>と僧広快による沙汰執行を住人・百姓に周知させている。このように吉田郷には住人と百姓の二つの階層があったが、これまでの下文の充て先としては郷では住人が多かった（表二）が、これから考えると住人は百姓の上に位置しており郷を代表する存在であったと言えよう。

## （2）住人による幕府訴訟

大山喬平氏によれば、文治二年（一一八六）には本所・領家領において地頭の荘務不介入の原則が成立しており、名主百姓等が住人百姓等解を本所・領家に提出し、領家の雑掌が地頭の非法を幕府へ訴えることができるようになった。<sup>(56)</sup>次の承久三年（一二二一）吉田社領家小槻国宗下文写では、領家小槻家の社領支配が幕府により「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別<sub>一</sub>事<sub>一</sub>」と保証され、かつ地頭の荘務に対する煩いを神官・住人らが訴えることができるという方針を重ねて伝えている。

〔史料四〕承久三年十月二十四日吉田社領家小槻国宗下文写（吉田神社文書二二一號）

（花<sub>（小槻国宗）</sub>押影）

當社内事、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別<sub>一</sub>事<sub>一</sub>之由、鎌倉殿仰分明也、如<sub>レ</sub>状者、以前之沙汰地頭等自由 之下知敷、此上云<sub>二</sub>神<sub>一</sub>官<sub>一</sub>云<sub>二</sub>□<sub>一</sub>人<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>其<sub>一</sub>煩<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>上<sub>一</sub>子<sub>一</sub>細<sub>一</sub>、重<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>、鎌倉殿之状如<sub>レ</sub>件

後十月廿四日

造<sub>（三善）</sub>東大寺次官（花押影）

（異巻）  
「承久三年」 吉田社神官等中

これにつき、年不詳十一月三十日相模守（執権北条貞時）充て小槻頭衡書状<sup>(6)</sup>写では、この承久三年（一二二二）「不可致<sup>レ</sup>狼藉<sup>一</sup>」の下知が地頭馬場資幹に下されたと記されている。この馬場資幹とは石川家幹の次男で、源頼朝に重用されて御家人となり建久四年（一一九三）多氣（平）義幹失脚後常陸大掾職（惣領）を継承していた。この幕府方針により、官務家小槻頭衡は「常陸国吉田社領内吉田・山本・河崎三箇郷雑掌訴申、郷々地頭抑<sup>レ</sup>留年貢<sup>一</sup>事、申状四通進<sup>レ</sup>覽之<sup>一</sup>」として吉田・山本・河崎郷三ヶ郷と雑掌が郷々地頭の年貢抑留を訴えた申状四通を執権北条貞時に差し出し厳密な成敗を求めた。この申状は雑掌が一人で四通も書くはずはないので、三か郷の住人と雑掌が書いたものと考えられる。このように、これら住人は郷の代表として領家から下文の充て先とされる立場でもあったが、地頭の年貢抑留や荘務への介入に対しては幕府へ訴えることも可能となり、住人の自立的立場が法的にも認められていた。

### （3）沙汰人・住人の未進行為

前述のように沙汰人・住人は社領や郷村の代表者であったが、その一方でしばしば領家と対立する側面も持っていた。次の承元元年（一二〇七）吉田社領家預所下知状写によれば、建久九年（一一九八）以来沙汰人・住人たちは年貢を未進していた。

〔史料五〕承元元年十二月日吉田社領家小槻国宗預かり所紀某下知状写（吉田神社文 書五号）

右「 正文等可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>取進<sup>一</sup>也

一可<sup>レ</sup>早注<sup>レ</sup>進去建久九年以後年貢進未<sup>一</sup>事

右、年々未進雖<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>其數、一切不<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>沙汰、云<sup>レ</sup>諸庄園、云<sup>レ</sup>諸國無<sup>レ</sup>此例、住人等所行未曾有事也、慥且造<sup>レ</sup>進彼年以後結解、且可<sup>レ</sup>究

濟未進、若此上尚於<sup>レ</sup> 致<sup>レ</sup>對捍<sup>レ</sup>者、申<sup>レ</sup>下官使<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>苛責<sup>一</sup>也

一可<sup>レ</sup>不日言<sup>レ</sup>上子細、今度解文不審条々事

右、可<sup>レ</sup>募申<sup>レ</sup>之把稻与<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>進物<sup>一</sup>員數<sup>一</sup>相違、若沙汰人偏頗歟、將又夫領犯用歟、次解文切續之不<sup>レ</sup>捺<sup>レ</sup>印、旁非<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>不審、沙汰人無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>進之

物、於<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>募<sup>レ</sup>巨多把 稻者、罪科不<sup>レ</sup>輕者也、慥可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>弁<sup>レ</sup>申子細也、且件解文遣<sup>レ</sup>之、見<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>地頭<sup>一</sup>之<sup>(令見之)</sup> 後可<sup>レ</sup>返<sup>レ</sup>上<sup>一</sup>之

一可<sup>レ</sup>同申<sup>レ</sup>子細、御佛事料紺藍摺並茜絲不<sup>レ</sup>進事

右、件物等不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>之由、稱<sup>レ</sup>有大隅前司信重下文、一切不<sup>レ</sup>沙<sup>レ</sup>汰進、件条非<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>不審、早可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>上件下文正文也

以前條々依<sup>レ</sup>仰下知如<sup>レ</sup>件

承元元年十二月 日

散位紀朝臣（花押影）

この第一項の事書では建久九年（一一九八）以来の年貢進未（過上・未進）を注進すべきであるとしている。その内容として、年々住人たちにより年貢未進が嵩み「一切不致沙汰」として諸莊園・諸国に比べるものがないというほど住人等の所行は未曾有のこととなっている。そして、建久九年以来の未進分を結解して完済するよう要求し、この上対捍するならば官使を申し下し、苛責を加えると厳しく述べている。第二項では、沙汰人が差し添えた解文で収納した稲と進納物の数が一致せず沙汰人が偏頗しているのか、夫領が犯用しているのか、解文の継ぎ目に捺印がなく内容が不審である。もし、沙汰人が年貢を進納せず大量の把稲を集めているならば罪科に当たるとし、この解文を地頭に差し戻して確認させようとした。第三項では、仏事料などを進納しない根拠は大隅前司重信の下文にあるというが、このことについても不審なので正文を差し出させようとしている。これら沙汰人・住人の未進は建久九年以降というのであるから、これはその年に行われた検注の結果について検注使・田所・地頭・住人の間で目録固めが完全になされず、不一致点につき年貢未進が続けられていたのであろう。建久元年（一一〇一）と見られる上総国の一國検注でも検注使隆覚は正検の法で行えば「百姓安堵之義」となるが、不作・損亡の田地を検注し年貢を掛けようとする百姓が逃亡し亡郷になってしまふと述べている<sup>(58)</sup>。また、沙汰人が徴収しているのは把稲であるが、領家への進納物は絹布となっていた<sup>(59)</sup>。ということは把稲と絹布を交換する必要があり在地に市場があったと思われるが、その誤差は沙汰人がストックしていたと考えられる。沙汰人は年貢を夫領（宰領）を使って運送し京納していた。田中克行氏によれば、夫領は領主への年貢運搬を行う統括者であり、現地の百姓が給分を与えられ運送に従事したものであつた<sup>(60)</sup>。沙汰人は年貢とともに領家に収納の解文を送っているが、これは年貢の結解状（算用状）のことと考えられる。また、仏事料未進の根拠となっていたのが小槻家預所下文（大隅前司重信下文）であつたが、こうした下文の内容に異論を挟み未進を行う動きがすでに郷村の中で表れていた。この動きは次のように一層拡大して行く。

#### (4) 甲乙輩の自由横論

すなわち、寛喜元年（一一二七）七月日の吉田社領家小槻某下文写には次のようなことが記されている。

〔史料六〕寛喜元年七月日吉田社領家小槻某下文写（吉田神社文書二七号）

下 吉田社

仰下雑事参固条<sup>(61)</sup>

一可<sup>(62)</sup>自今以後慥令<sup>(63)</sup>糺斷<sup>(64)</sup>、甲乙輩、稱<sup>(65)</sup>蒙<sup>(66)</sup>下知<sup>(67)</sup>、暗致<sup>(68)</sup>非論<sup>(69)</sup>事

右、大小之事遼遠之間、暗以<sup>(70)</sup>詞非<sup>(71)</sup>可<sup>(72)</sup>下知<sup>(73)</sup>、何就<sup>(74)</sup>構申<sup>(75)</sup>可<sup>(76)</sup>令<sup>(77)</sup>承知<sup>(78)</sup>哉、而近年

云<sup>(79)</sup>社内住人<sup>(80)</sup>、云<sup>(81)</sup>京下定使<sup>(82)</sup>、或乍<sup>(83)</sup>帶<sup>(84)</sup>其状<sup>(85)</sup>不<sup>(86)</sup>令<sup>(87)</sup>披見<sup>(88)</sup>、

或雖<sup>(89)</sup>無<sup>(90)</sup>其状<sup>(91)</sup>以<sup>(92)</sup>詞構<sup>(93)</sup>

申<sup>(94)</sup>、任<sup>(95)</sup>自由<sup>(96)</sup>致<sup>(97)</sup>横論<sup>(98)</sup>之時、不<sup>(99)</sup>糺<sup>(100)</sup>其虚實<sup>(101)</sup>、暗就<sup>(102)</sup>彼謀計<sup>(103)</sup>遵行之間、社内之濫吹<sup>(104)</sup>

只在<sup>(105)</sup>于斯事<sup>(106)</sup>、自今以後、不<sup>(107)</sup>披<sup>(108)</sup>見<sup>(109)</sup>

其状文之外<sup>一</sup>、縦雖<sup>レ</sup>稱<sup>二</sup>領家下知<sup>一</sup>、又雖<sup>レ</sup>号<sup>二</sup>預所成敗<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>承引<sup>一</sup>、慥尋<sup>二</sup>出証文<sup>一</sup>、宜<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>糺行<sup>一</sup>、若猶雖<sup>二</sup>一旦令<sup>二</sup>遵行者<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>爲<sup>二</sup>沙汰人之過怠<sup>一</sup>也（後略）

この第一項の事書では、甲乙輩が下知を受けたとして暗に非論を行っていることを糺断すべきであるとしている。それについては、（領家が）大小の事柄で遠く離れているので暗に言葉で下知を下すことができない。しかし、（甲乙輩が）何か構え申ししていることについて承知しているのであろうか。近年、社内住人や京下定使がその書状を持ちながら見せず、あるいはその書状がないのにそう言い張り自由に任せ横論をしている時に、（沙汰人が）その虚実を糺さず暗に彼の謀計に付いて遵行することは社内<sup>の</sup>濫吹である、今後は（社内住人や京下定使が）その状文を披見させず領家下知や預所成敗と言っても認めるべきではない。たしかにその証文を尋ね出し真偽を糺し、もしそれを一旦でも遵行した場合は沙汰人の過怠とするというものであった。

事書きで言う甲乙輩が下知を蒙り非論をしていることと、社内住人・京下定使がその書状を持ちながら披見させず自由横論をしていることは同一であり、甲乙輩とは社内住人・京下定使のこととなる。定使は京都と在在を往復し年貢公事の上納や文書の送達を行う役であり在在の人々が担っていた。<sup>(61)</sup>とすれば、この下知の書状は京下定使が京都より在在に持参し社内住人に伝えたものと考えられる。このことにより社内住人等が非論・自由横論を行いその謀計に沙汰人までもが追従し遵行しようとしていた。このことは社内住人等が領家の下知を受けるだけの受動的な存在ではなく、逆に定使を通じて領家預所に働きかけ在在に有利な下知を獲得しこれを以て在在の方針転換を図ろうとしていたことを示している。

以上、沙汰人は社領の年貢納入の責任者であり、住人は郷村の代表者であったが、建久九年の検注の目録固めがなされず一部の年貢未進を続けていた。社領では住人が京下定使の持参した領家下知を受けたとして自由な横論が行われ、その謀計に沙汰人までも追従するような状況となっていた。このように社内住人の行動力は拡大していった。

## 五、吉田社領の郷村構造

### (1) 住人・百姓の階層

これまで沙汰人・住人について検討してきたが、郷村の構造はどのようになっていっているのだろうか。安貞二年（一二二八）検注の結果で残されているのは酒戸・吉沼田地検注帳写であるが、そこにはすべての田地に坪単位の通し番号が打たれ、その下に面積と名請人が記されている。この両郷の田地を名請人ごとに集計し、多い順にa～dに区分してみると次のようになる。

〔表二〕 安貞二年酒戸・吉沼郷田地保有状況（吉田神社文書八三号）

\*三筆分前欠(小計三反四〇歩)

a、二町以上		合計五町八反三〇〇歩	
①恒安	三町一反六〇歩	②名主	二町七反二四〇歩
b、一町以上		合計一〇町九反六〇歩	
③守直	一町六反	⑦二郎細工	一町三反三〇〇歩
④四郎細工	一町五反三〇〇歩	⑧春宮	一町一反一八〇歩
⑤春三	一町五反三〇〇歩	⑨牧士	一町一反
⑥中三郎	一町四反一八〇歩	⑩四郎別当	一町二四〇歩
c、五反以上		合計七反二四〇歩	
⑪檢校宮權太	七反二四〇歩		
d、五反以上		合計三町四反八〇歩	
⑫宮四郎禰宜	四反三〇〇歩	⑬琵琶入道	一反三〇〇歩
⑬彦太清様	四反二〇〇歩	⑭近藤	一反三〇〇歩
⑭左平二案主二	四反	⑮源二郎宮	一反一二〇歩
⑮押領使	四反	⑯權三郎	一反六〇歩
⑯物四郎禰宜	三反三〇〇歩	⑰島三郎	一反
⑰藤平	三反一二〇歩	⑱一寸宮	六〇歩
⑱三宝	二反一二〇歩		
総計	二一町三反		

ここで a、二町以上二人(名主、恒安)の場合、恒安は田所の名前の恒と共通しており、これは田所の仮名で、もう一人は名主と名乗っているが本名主のことと考えられる。次いで、b、一町以上八人、c、五反以上一人は自立した経営が可能であるので百姓にあたるであろう。d、五反以下一三人は経営が小規模であり小百姓(散田作人)ということになる。

これを補足する史料として建長三年（一二五一）十一月平忠幹注進状写がある<sup>(62)</sup>。これは吉田・山本郷地頭である山本忠幹が弟四郎政幹に所領を押領されたため訴訟となり押領分の概略を注進したものである。それをまとめてみると次の表のようになる。

〔表四〕建長三年平（山本）忠幹所領の内四郎政幹押領分（吉田神社文書八四号）

No.	区分	百姓・面積	面積合計
1	前欠	前欠（百姓一字）	（小計一町九反）
2	前欠	前欠（百姓一字）	
3	大〃〃	百姓神官小禰宜 田一町一反三〇〇歩、内祭田二反・神官給三反	一町一反三〇〇歩
4	大〃〃	百姓小太郎入道地頭代官也 田一町八反、内七二反号新田	一町八反
5	大〃〃	百姓又次郎跡 定田八反	八反
6	大〃〃	百姓京藤太 定田八反	八反
7	大〃〃	百姓藤三 田一町三反大、内井料一反 以上有家七字	一町三反大
8	小〃〃	百姓藤七郎 藤三同内也、田加本在家敷	
9	小〃〃	地頭代官小太郎入道知行、自本在家 以上無家二字	
計		在家九字（七字有家、二字無家） 田七町八反半、内祭田五反	総計田七町八反半

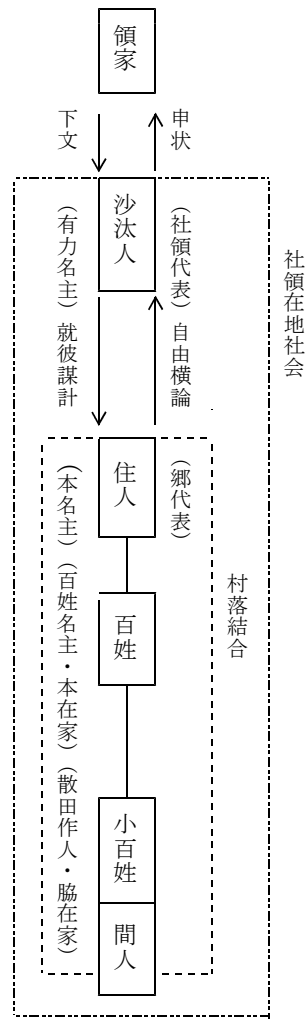
① 1・2は前欠であるが合計から1〜9の数字をそれぞれ引くと百姓二字、田一町九反と推定され、一字当たり九反一八〇歩となる。② 3〜7は一町三反から八反の田と家を持つ百姓であり、区分は「大〃〃」とされている。これに対し、③ 8・9は田も家も持たず区分では「小〃〃」とされている。このうち8百姓藤七郎は7の百姓藤三の所に「同内」として含まれ「田加本在家敷」と田地も本在家に付属している脇在家ということなので（この8の百姓とは小百姓を意味する）、7百姓藤三は本在家ということになる。9は百姓ではなく名前も記されず「自本在家」と本在家より借地して耕作しており、浪人に近く定住しつつある間人である。とすれば、土地保有の大きい②の3〜6、さらに①も7と同様本在家であるということができよう。豊田武氏は長寛二年（一一六四）の高野山検校以下在家田畠支配状で検校の免家が大家・小家と区分されていることについて一般的には本在家・脇在家であると述べている<sup>(64)</sup>。とすれば② 3〜7（1・2を含む）の「大〃〃」は大在家（本在家）を示し、③の8、9の「小〃〃」は小在家（脇在家）を示していると言えよう。本在家の場合は先記表四の階層区分ではb・c（aも含む）に当たり、その内には3の神官小禰宜や4の地頭代官小太郎入道のような支配の末端

に連なる人物も含まれていた。さらに、7の百姓藤三は井料一反を耕している。これは用水の井堰を住人が管理・修築する費用を賄うための給免田である。このように一三世紀中葉に至り百姓の姿が具体的に現れるようになったが、安貞二年（一二二八）の領家下知状<sup>(65)</sup>や先述の建長八年（一二五六）の小槻有家領家下文写でも百姓が周知先として記されており郷村内における位置づけが高まっていたと言える。

さて、これまで社領郷村の沙汰人（有力名主）、郷代表の住人（本名主）とその構成員である百姓（本在家）・小百姓・間人（脇在家）の実体とその動向を見てきたが、これらを整理し吉田社領郷村の村落構造を図化すると次のようになる。

〔図五〕 吉田社領郷村の村落構造

\* 預所・雑掌・田所・地頭などの中間管理機構は省略する。



## (2) 吉田社領の「惣郷」的結合

こうした村落結合は一四世紀前半には社領全体での広がりをもって表れる。元徳三年（一三三一）には吉田社雑掌祐真と神宮寺別当成珍の間で年貢と検注について和与がなされた。その中で別当成珍が年貢を未進していた山本郷内知行分について「検注事可<sup>レ</sup>依惣郷例<sup>一</sup>之旨令<sup>レ</sup>申之上者、同止<sup>二</sup>訴訟<sup>一</sup>畢」として、別当成珍が検注を「惣郷例」によって行うことを認めたため、雑掌祐真は訴訟を中止し和解することとした。<sup>(66)</sup> 検注においては中央の検注方針ではなく「国例」<sup>(67)</sup> 在地慣行によって行われる場合があり、「惣郷例」とは「惣郷」慣行に基づくものと考えられる。では「惣郷」とは何であろうか。応永二十八年（一四二二）の吉田社領諸郷田数并年貢注文写に「惣郷田数百三十二丁敷」とあるように<sup>(68)</sup>、広義としては吉田社領内の全ての郷をまとめたものである。しかし、「惣郷例」の場合は検注慣行を形成させた主体である社領全体の郷村連合を指すと考えられる。<sup>(69)</sup> 藪部寿樹氏は摂津国粟生村（荘）を惣郷とも惣郷とも呼ぶ場合があったと述べているように<sup>(70)</sup>、惣郷は惣郷でもあった。このような検注の「惣郷例」を領家雑掌も用いていたのであり、この「惣郷例」は領家も認める在地法でもあった。<sup>(71)</sup>

以上、一三世紀前半には社領代表の沙汰人をはじめ郷住人を中心とした村落結合が形成されていたが、一三世紀中葉には百姓層の立場が上昇していった。一四世紀前半になるとこうして強化された村落結合を母体として社領全体の郷村連合である惣郷が実体化し、そこで形成された「惣郷例」は在地慣行について領家側も認め在地法として機能する状況となっていた。

### おわりに

さて、これまで述べてきた点についてまとめてみたい。まず、A、吉田社領は、一二世紀前半に国衙の介入を防ぐため禰宜吉美侯氏より官務家小槻氏に寄進され不輸・不入の勅免地の領域型荘園として成立した。領家は、神事の執行、社領四至の設定、社人による警固、住人による灌漑整備・耕作をさせるなどして八か郷四か村を含む領域支配を行い、在京の預所を通じて在地の田所・地頭を指揮し沙汰人・住人から年貢収取を図るなど直務支配を行った。そして、B、在地において、沙汰人は社領の年貢徴収・上納の責任者であったが、検注をめぐり年貢未進を続け幕府に訴えられるほどの強い在地基盤を持っていた。また、住人は郷の代表者であるが、年貢を請け負うのみならず土地の管理、薄田の再開発などの役割を持ち、さらに地頭の所務妨害を幕府に訴えるなど強い自立性を持っていた。C、村落構造としては住人―百姓―小百姓・間人という階層構成となっていたが、その中でも住人が村落結合の中心となっていた。一三世紀中葉になると百姓層の地位が高まり、一四世紀前半には社領の郷村連合による惣郷(惣郷例)が形成され、「惣郷例」に基づく中世後期村落へ移行していった。

これまで、東国では村落が自立化せず在地領主に従属していたとされていたことが「領主型村落」概念の中心となっていたが、吉田社領の郷村においては地頭に対しても、領家に対しても自立的な対応をとっていた。こうしたことから東国村落の非自立性の前提となっている東国Ⅱ境界・後進地帯という理解についても見直しがなされる必要があるのではないかと考えられる。

### 註

(1) 小山靖憲「古代末期の東国と西国」(『岩波講座日本歴史』古代4、岩波書店、一 九七六年、二二七頁)。小山氏によれば、中世東国の範囲には①全国を二分する三 関以東の広義の関東を指す、②代表的には遠江・信濃以東の「関東御分国々」を指す、③坂東八か国を指すというように三種類があった。

(2) 原勝郎『日本中世史』平凡社、一九六九年、九頁、初版は一九〇六年。石母田正「辺境と先進地帯」(同『古代末期政治史序説』未来社、一九六四年、一〇一―一三三 頁、初出は『社会構成史体系 古代末期の政治過程および政治形態』一九五〇年)。

(3) 永原慶二『日本封建社会』東京大学出版会、一九五五年、七八頁。同『在家』の 歴史的性格とその進化」(同『日本封建制成立過程の研究』



岩波書店、一九六一年、二五二頁、初出は竹内理三編『日本封建制成立の研究』吉川弘文館、一九五五年。

(4) 小山靖憲「日本中世村落史の課題と方法」(同『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年、六〇七頁、新稿)。小山氏は村井康彦氏の唱えた寄進地系荘園の類型化を批判した。同「東国における領主制と村落」(同書、九二〇九八頁、初出は『史潮』九四号、一九六六年)。

同「鎌倉時代の東国農村と在地領主制」(同書、一三六〇一三九頁、初出は『日本史研究』九九号、一九六八年)。小山氏はその後も「領主型村落」論を基本的に維持している(同「中世武家館跡をめぐる二、三の問題」『和歌山地方史研究』二五・二六号、一九九四年)。

(5) 峰岸純夫「東国武士の基盤―上野国新田庄」(同『中世の東国 地域と権力』東京大学出版会、一九七三年)。

(6) 服部英雄・榎原雅治・藤原良章・山田邦明「消えゆく中世の常陸―真壁郡(庄)長岡郷故地を歩く」(『茨城県史研究』四一号、一九七九年、二五頁(藤原氏執筆分))。橋口定志「中世居館の再検討」(『東京考古』五、一九八七年、一三三―一五六年)。

(7) 高橋修「中世における流通と地域社会」(『歴史学研究』七六八号、二〇〇一年、四四〇五二頁)。海津一郎「中世東国史の研究視角―石母田正『辺境理論以後の研究史』―」(『日本社会史』二二号、一九八〇年、一〇九頁)。同「東国・九州の郷と村」(『日本村落史講座』2、雄山閣、一九九〇年、二二八―二四〇頁)。

(8) 鈴木哲雄「中世東国の百姓申状―称名寺所蔵「万福寺百姓等申状」考―」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年、二五四頁)。末尾で、室町時代の農民闘争の前提となる「村落」は鎌倉時代末期までには成立していたと推定しているが、実体は不明である。

(9) 『水戸市史』上巻、第五章二・三節(杉山博氏執筆分)、水戸市、一九六三年、二五八―三九〇頁。高橋修「東国の郷・村住人と在地領主―吉田社領の常陸平氏―」(『列島の鎌倉時代』高志書院、二〇一一年、二二・二三頁)。

(10) 吉田神社文書(『茨城県史料』中世編Ⅱ、茨城県、一九七一年)、以下本文・註とも吉田神社文書と略す。原本は戦災で焼失したと言われているが、二〇一五年七月吉田神社を訪ね聞き取り調査をしたところすでに明治時代には失われていたことが明らかとなった。そのため、東京大学史料編纂所においても影写本が作られなかった。しかし、水戸藩の学者で彰考館総裁であった立原翠軒蔵本が彰考館所蔵となっており、これは最も原本に近い諸本の祖と見られている。ほかに静嘉堂文庫本(中山信名旧蔵本、色川三三旧蔵本)、内閣文庫「楓軒文書纂」本、茨城県立図書館「加藤松羅文庫」本、尊経閣文庫本などがある。吉田薬王院文書(『茨城県史料』中世編Ⅱ)、以下吉田薬王院文書と略す。原本明治

初年の火災で焼失した。写本は吉田神社文書とほぼ合わせて作られている。壬生家文書(『図書寮叢刊 壬生家文書』、宮内庁書陵部、一九

八〇年)、以下本文・註とも壬生家文書と略す。国史大系『吾妻鏡』(吉川弘文館、一九三二年)。

(11) 建暦三年四月十五日官宣旨写(吉田神社文書一三三号、一三三六頁)。

(12) 「続日本後紀」承和十三年四月条、「文徳実録」天安元年五月日条、「三代実録」貞観五年八月二日条、元慶三年八月八日条(『茨城県史料』古代編、茨城県、一九七二年、一二九・一三三・一三五・一四一頁)。

(13) 吉田神社文書一三三号。

(14) 寛治四年堀河天皇宣旨写(吉田神社文書八〇号)。この文書は文頭に宣旨とあるが書留文言は「仍任先例□□奉下之状如件」で発給人は宮司

吉美侯氏と大祝大舍人氏であるので、宣旨の請文と考えられる(佐藤進一『古文書入門』法政大学出版局、一九九七年、二一五頁)。

(15) 白布墨書(皇室御物)、白布伎楽大狐児面袋墨書(同)(前註〈12〉『茨城県史料』古代編、七六・七七頁)。森公章『古代豪族と武士の誕生』

吉川弘文館、二〇一三年、一九九頁。これまで吉弥侯氏は俘囚出身であったとされてきたが(前註〈9〉『水戸市史』上巻)、俘囚吉弥侯氏

と表記されたのは延暦十一年(七九二)からであり、それ以前からの吉弥侯氏は俘囚ではない。よって、この吉田郷戸主吉弥侯忍麻呂も俘囚

ではないということになる(後藤秀雄「八・九世紀の君子部について」『年報日本史叢』筑波大学歴史人類学系、二〇〇三年、七九、一八頁)。

とすれば、吉田神社宮司の吉弥侯氏も俘囚ではなく公民であったと言えよう。

(16) 網野善彦「荘園・公領と諸勢力の消長」(『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年、四五八頁、初出は『茨城県史研究』二三・二

四号、一九七二年)。

(17) 吉田神社文書一三三号。

(18) 「本朝世紀」天慶五年四月十一日条(前註(12)『茨城県史料』古代編、二五六頁)。

(19) 承安二年十二月二十九日官宣旨写(吉田神社文書八七号)。

(20) (年月日未詳)官中便補地別相伝輩并由緒注文案(壬生家文書二二・三二四号文書)。

(21) (年月日未詳)小槻隆職告文写(吉田神社文書一号)。

(22) 橋本義彦「官務家小槻家の成立とその性格」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、三二三〜三三九頁、初出は『書陵部紀要』

一一号、一九五六年)。

(23) 壬生家文書(二)三三四号。

- (24) (年未詳) 六月六日小槻有家請文案(壬生家文書(二)三二一號)。
- (25) 壬生家文書(二)三一四號。
- (26) 仁治二年三月二十七日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書三〇號)。
- (27) 『莊園史用語辞典』東京堂出版、一九九七年、一一三頁。
- (28) 寛喜元年七月日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二五號)。
- (29) 応永十二年十月八日吉田郷等田地檢注目録写(吉田薬王院文書一三五號)。
- (30) 常陸国大田文案写(『真壁町史料』中世編I、一四二號、真壁町、二〇〇五年、一 九七頁)。
- (31) 寛元十月十三日主殿頭小槻淳方下文(壬生家文書(一)七二號)。
- (32) 安田元久『地頭』の職権について(『地頭および地頭領主制の研究』山川出版社、一九六一年、二三八〜二五〇頁)。
- (33) 寛喜元年吉田社家小槻某下文写(吉田神社文書二七號)。
- (34) 建久三年石川家幹讓状写(吉田神社文書六號)・正治二年吉田社領家小槻国宗下文写(同一〇號)・年未詳平幹盛重陳状写(同九二號)。
- (35) 吉田薬王院文書一四四號。
- (36) 寛喜元年吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二五號)。これが伊勢神宮役夫工升四合と外宮一升二合で あり、これで未進額を割ると面積が求められる(弘安八年吉田社領家小槻某下文写、同四八號)。
- (37) 建長三年平忠幹注進状写(吉田神社文書八四號)。
- (38) 正安四年平幹盛重陳状写(吉田神社文書九二號)。「越前前司殿」(北条時広)と言 うのは正安四年時点の認識である。北条時広は祖父時房の被官であった石川高幹(石川家幹の子)の妻本間局が乳母となっていた。
- (39) 徳治二年沙弥忍暁遵行状写(吉田神社文書九三號)。
- (40) 吉田神社文書三三號。
- (41) 『国史大辞典』8、吉川弘文館、一九八七年、六二・六三頁。春米五升は現在の二 升到相当。
- (42) 寛喜元年七月日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二七號)。
- (43) 佐藤進一「中世史料論」(『日本中世史論集』岩波書店、九九〇年、二九二・二九 三頁、初出は岩波講座『日本歴史』25、別巻2、岩波書店、

一九七六年)。

(44) 井原今朝男「撰関家政所下文の研究」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九八一年)。

(45) 吉田神社文書七一号。

(46) 吉田神社文書四一号。

(47) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二七九・二八一頁、初出は『史林』四六卷六号、一九六三年)。  
藏持重弘「太良荘の古老」(『日本中世村落社会史の研究』校倉書房、一九九六年、五八・六〇・六二頁、初出は『歴史評論』三七号、一九八一年)。

(48) 吉田神社文書一九号。

(49) 常陸国総社造管役所地頭請文目録(『茨城県史料』中世編I、常陸国総社官文書二一号、茨城県、一九七〇年、三九四頁)。

(50) 小林一岳「中世荘園における侍」(『殿原と村落』(『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年、三四・四八・六四頁、初出は各『明星大

学研究紀要—人文学部』三四号、一九九八、『荘園と村を歩く』校倉書房、一九九七年)。  
小林氏によれば、殿原は荘園の侍として荘園や政

所の警固を担い、その内有力な者は名字を持ち荘官ともなっていた。前註(47)大山喬平「鎌倉時代の村落結合」(二六八・二七五・二七九

頁)。  
大山氏は東寺領大山荘の住人藤原右馬尉家安は根本名主であり、かつ地下故実により沙汰人職に補され、百姓を代表して村の武力を左右し得

たとして村落領主の側面を持つとした。

(51) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(前註(4)『中世村落と荘園絵図』、一六五頁、初出は『講座日本史』2、東京大学出版会、一九七

〇年)。  
木村茂光「成立期『住人等解』と『住人』」(『日本中世百姓成立史論』吉川弘文館、二〇一四年、六五・七二頁、初出は『東京学芸

大学紀要第三部門社会科学』四五集、一九九四年)。

(52) 吉田神社文書四〇号。

(53) 『日本国語大辞典』3、小学館、一九八一年、四七二頁。

(54) 豊田武「初期封建制下の農村」(『豊田武著作集』第七卷、吉川弘文館、一九八三年、一二四頁、初出は『日本社会史の研究』、一九五五年)。

(55) 吉田薬王院文書二号。

- (56) 大山喬平「中世社会のイエと百姓」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、四五一・四五四頁、初出は『日本史研究』一七六号、一九七七年)。
- (57) 吉田神社文書六二号。小槻頭衡の官務職在任は正応四年(一二二九)〜永仁六年(一一二九)であり、この間の相模守は執権北条貞時にあたる。小槻頭衡の花押は『図書寮叢刊 壬生家文書』(十)花押集六一八(二五七頁)を参照。
- (58) 『袖ヶ浦市史』資料編1、袖ヶ浦市、一九九九年、八八頁。『袖ヶ浦市史』通史編1、袖ヶ浦市、二〇〇一年、三八〇・三八一頁。
- (59) 正治三年正月二十二日吉田社領家小槻某下知状写(吉田神社文書一一号)。
- (60) 田中克行「莊園年貢の収納・運搬と問丸の機能」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、三二二頁、初出は『中世東国の物流と都市』山川出版社、一九九五年)。
- (61) 前註(9)『水戸市史』上巻、三六〇頁。
- (62) 吉田神社文書八四号。
- (63) 河音能平「中世社会形成期の農民問題」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、一六八頁、初出は『日本史研究』七一号、一九六四年)。山本隆志「浪人の存在形態」(『莊園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四年、一九五・二〇二頁、初出は『史潮』新四号、一九七九年)。
- (64) 前註(54)豊田武論文一八九頁。
- (65) 安貞二年吉田社領家小槻某預所紀某下知状写(吉田神社文書一四号)。
- (66) 元徳三年八月二十四日吉田社領雜掌祐真和与状写(吉田薬王院文書一一号)。
- (67) 富澤清人「検注と田文」(『中世莊園と検注』吉川弘文館、一九九六年、一一頁、初出は『講座日本莊園史』2、吉川弘文館、一九九一年)。
- (68) 吉田薬王院文書一三六号。
- (69) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(『中世村落と莊園絵図』一七二〜一七六頁、初出は『講座日本史』2、東京大学出版会、一九七〇頁)。
- (70) 菌部寿樹「惣莊・惣郷と宮座―平安末〜鎌倉期―」(『日本の村と宮座』高志書院、二〇一〇年、三五頁)。
- (71) 清田善樹「莊園と在地法」(『講座日本莊園史』3、吉川弘文館、二〇〇三年、二六九頁)。

これらを検討した結果、東国村落では中世前期において基本的に根本住人型村落

の形成が見られ、在地領主はそれらの開発労働や勸農機能に依拠し村落の直接的支配ではなく経済的支援を与え、共存関係の維持に努めた。鎌倉後期以来の畠作や商品経済の進展、惣百姓の闘争により中世後期には小百姓も加わった惣村型村落が形成された。ここでは郷村は領主の関係でまず百姓請を、さらには郷村への不介入を原則とした年貢の村請を実現するようになり、自治権を獲得した。また、各地域で郷内に宿が成立したが、そうした中で田宮宿においては殿原衆が検断職を握り、市場を管理し自治を行った。このような郷村の自治は惣村をもとに郷規模で郷村を生み、さらには荘園規模で惣荘

的結合をも形成した。こうした郷の中心を担ったのはおとな衆（有力農民）や殿原衆であるが、守護や在地領主から成立した地域権力はこれらのうち殿原衆を自らの被官とし軍役をかけるようになるが、惣郷の方も独自に武力組織を持っており自力救済により村の自治を維持しようとした。

#### 〈章立て〉

・ 中世の領主と郷村の変化を中心として、大きく三部に区分する。

↓ I 領主支配の諸相と郷村の変化、II 農民闘争と年貢請負契約、III 戦乱と郷村の自

立

#### 一、学説整理

中世の政治支配の基礎となった農村の研究は早くから行われてきたが、総括的な流れを示したものとして石田善人氏の研究がある。氏は中世前～後期までの郷村制の自治的発展・展開を明かにしたが、戦国期に入ると衰退するとした。これに対し、黒田俊雄氏は中世初期に小経営農民との矛盾により有力名

主層を中心とした村落結合が生まれたが、領主在村のもとでは自治的村落は成立しないとした。小山靖憲氏も中世初期の村落結合では根本住人型村落が形成されたが、在地領主制の下では領主型村落となり、用水機能を持つ居館を中心として勸農・祭祀が掌握され、領主主導の惣郷が作られたとした。

しかし、近年橋口定志氏の領主の館Ⅱ堀の内体制批判、高橋修氏による街道や宿・津・泊などを拠点とする都市的領主論などにより、これらの類型は根本的な見直しがなされ、海津一朗氏や湯浅治久氏は領主型村落の相対化を提唱している。さらに、戦国期村落論の立場から勝俣鎮夫・藤木久志氏らにより中世後期において荘園領主が名主を支配する体制から村が請負の主体として領主と契約をし、村の土地や人々は領主との直接的関係を持たなくなる体制への変化する村の自力論が提起され村落論は社会史的分野も含め急速に発展してきている。

## 二、課題

これらの先行研究の検討により畿内近国では村落結合の自立的発展はかなり明らかになり、問題はそれを政治的、国家的にどう位置づけるかという議論に進みつつある。しかし、そうであるならば典型的な地域だけの例をもって議論を組み立てることは地域格差を固定化することにもなりかねないし、政治的に畿内近国だけで国家権力が形成されたわけでもない。とすれば、従来領主支配のもとでの自治的村落の未発達という観念を見直し、社会集団の一つとしての自治的郷村の姿を明らかにすることは喫緊の課題となっているといえよう。そのため、本稿ではおおむね鎌倉時代を中世前期とし根本住人型村落の確認と領主型村落の相対化および、南北朝～室町時代を中世後期として惣村的村落の形成、郷村の百姓請からさらに村請の成立、殿原(侍)衆による検断権の獲得などによる郷村の自立過程を明らかにする。

## 二、中世前期東国における「領主型村落」論の再検討と郷村の実体

### ―常陸国真壁郡長岡・竹来・亀熊郷を中心として―

せいぶ

二〇一五・四・一六修正了

中世前期東国村落については、早くは北爪真佐夫氏が「領主制形成の基盤たる農村」という観点から領主屋敷を中心として下人・所従・浪人・一般農民



層を組織して荒野・荒田の開発を進めたと述べた。さらに、豊田武氏も地頭館を中心とした村落形成を給田・門田、名と在家、祭祀組織の分析を通じて解明したが、小山靖憲氏は東国農村では地主層の成立が弱く在地領主の支配の下で館と灌漑を結びつけた「領主型村落」Ⅱ堀の内体制が一般的であったとし注目を集めた。<sup>①</sup>これに対して、服部英雄・榎原雅治・藤原良章・山田邦明氏ら中世地域調査グループが小山氏のフィールドとした長岡郷の用水や地名の調査を行い、地頭館には灌漑機能はなく、たとえあったとしても過大評価すべきではないとし、あた考古学の立場から橋口定志氏が堀の内Ⅱ方形居館は中世前期には存在しないという批判を加えた。<sup>②</sup>その一方で、高橋修氏は在地領主は農村を基盤とせず交通の要衝である町場を拠点とし商業や広域ネットワークを通じて地域支配を行ったという見解も出されるようになった。<sup>③</sup>こうした状況の中で、海津一朗氏は在地領主が灌漑を管理して農村支配や開発を行うというイメージの見直しを提起した。<sup>④</sup>それでは東国農村はどのように存在し、在地領主とどのような関係を取り結んだのであろうか。中世前期の村落研究では大山喬平氏を始めとして畿内近国を中心にその自立性を評価する方向で発展しているが、<sup>⑤</sup>東国村落については鈴木哲雄氏が堀の内・門田島により開発領主の在家百姓支配が可能となったというように、いまだに百姓層の自立化が弱く在地領主の支配下にあるというイメージが強い。<sup>⑥</sup>その一方で、原田信男氏らによる歴史地理学的立場からの中世東国郷村の景観復元と耕地の研究が進められているが、<sup>⑦</sup>村落構造や百姓層の実体について立ち入った追究はほとんどなされていない。そこで本稿ではまず「領主型村落」論の元となった常陸国真壁郡長岡郷を取り上げ、在地領主と村落の関係がどのようなものであったのかを検討し、次いで村落構造と名主百姓層の動向について竹来郷により分析し、かつ小村の構造と小百姓の実体について亀熊郷北荒野村を対象とし明らかにしてゆきながら、中世前期東国における村落結合と百姓層のあり方について述べたいと思う。

## 一、中世前期真壁荘公領と領主支配

### (1) 真壁郡の歴史的環境

常陸国のほぼ中央部には筑波山（標高八七五・九m）が聳えているが、その西方に連なる加波山の麓には多くの湧水があり、その流れを集め桜川が北から南へ流れ、その沿岸は水田地帯となっている。ここには条里制遺構が多く残っており早くから開発が進んでいたことが知られる。これに対し右岸の台地には畑作地帯が広がっており、古代には国府（石岡市石岡）から筑波山湯袋峠を越え桜川を渡り小栗（筑西市小栗）まで官道（通称小栗道）が貫通していた。<sup>⑧</sup>一〇世紀には、この地域には桓武平氏である平国香の真壁郡石田館（明野町東石田）・筑波郡水守管所（つくば市水守）、その弟の平良兼の真壁郡服部宿（管所、桜川市羽鳥）が置かれ、私営田開発が進められていた。国香の次男繁盛の子維幹以降子孫は水守や多気山に本拠を構え常陸大掾として国務にも関与し、国内に一族が展開した。

### (2) 真壁氏の成立と所領相伝

#### a、真壁氏の系譜と所領成立

森公章氏によれば、真壁郡には平忠常の乱で源頼信の軍に加わった国の兵の真髪高丈や朝廷の年中行事での相撲人の真髪成村・真上勝岡など郡領氏族と言われ国務を務める在有力武士がいたことが知られる<sup>9)</sup>。これに取って代わり勢力を伸ばしたのが常陸大掾氏の一族真壁氏であるが、真壁氏系譜(図一)によれば、初代の長幹は多氣直幹の子で、真壁六郎と称していた。治承四年(一一八〇)源頼朝が平氏政権に対し伊豆で挙兵し南関東を制圧すると、寿永二年(一一八三)閏二月これに反発する頼朝の叔父志田(源)義広の乱が起き「常陸国住人等、小栗十郎重成之外、或与<sup>10)</sup>彼逆心、或逐<sup>11)</sup>電奥州<sup>12)</sup>」<sup>9)</sup>という混乱した状態となった。頼朝は乱に与した下妻広幹など常陸・下野・上野の武士の所領を没収し、鎮庄に当たった小山朝政・結城朝光らに恩賞として与えた。しかし、翌年十一月十二日に至り常陸国住人らは頼朝から御家人として認められ、文治五年(一一八九)頼朝が奥州征討を開始すると東海道軍の一員として初代の真壁長幹が参陣し、建久元年(一一九〇)十一月七日の頼朝の入洛時にも随兵の一人として加わった<sup>13)</sup>。領主支配が明らかになるのは二代目の友幹からで、寛喜元年(一二二九)七月十四日に真壁郡内の本木、安部田、大曾祢、伊々田、北小幡、南小幡、大國玉、竹来など荘領八ヶ郷と、山乃宇、田村、伊佐々、窪、源法寺、亀熊など公領六ヶ郷の地頭職を子息時幹に譲り、同十九日に幕府より安堵状を得ている。同時に友幹後家(藤原氏女)には真壁郡山田郷などの地頭職を与え同じく幕府より安堵されている(表一)。

#### 【図一】真壁氏系譜<sup>8)</sup>

#### 【表一】真壁氏所領郷田数<sup>14)</sup>

#### b、真壁荘の成立

真壁氏の所領のもととなった公領とは同氏が地頭職を持っていた国衙領であり、荘領は八ヶ郷を関東御領として荘園化したものである。寛雅博氏によれば、この荘は寛喜元年(一二二九)七月十九日の將軍袖判下文に「庄領」とあるが、弘安・嘉元の常陸国大田文には「真壁庄」が出てこないのは関東御領と国衙領が同一視されていたからであり国領が事実上関東御領に準じられていたとした。また、清水亮氏は弘安大田文で想定される原データから見て院政期に真壁氏は「公領」よりも「荘領」部分の開発を先行させそれが関東御領とされたとした。これに対し、大石直正氏は陸奥国好嶋荘・肥後国球磨郡の例により、真壁郡が半不輸の荘郡として平家領となっていたものを、鎌倉幕府が郡の北半分を片寄せして関東御領として真壁荘と呼んだとしている<sup>15)</sup>。後述するように荘領の竹来郷の「開発領主」が真壁氏四代の盛時であることなどから(史料三一)荘領が先行して開発されたと言うより、むしろ真壁郡が半不輸の郡荘とされたため荘領・公領とも大田文に載せられたと考えられるので大石氏の見解を支持したい。関東御領の成立に伴い、文治二年(一一八六)には幕府初代問注所執事三善康信の弟康清(公事奉行入道)が預所に任命されたが、真壁荘の地頭には在地の豪族であった真壁氏初代の長幹がなつたと考えられる。預所は三善康清から数代後の弘安五年(一二二二)には「行定等亡母三善氏讓状」によって、行定の亡母三善氏がその所領を嫁

ぎ先の二階堂氏流の懐島元行の子行定とその姉藤原氏に分与し、正応三年（一二九〇）には幕府より「安堵御下文」が発給された。

以上、常陸平氏の一族である在地領主真壁氏は平家領として真壁郡を荘郡化して支配していたが、鎌倉時代に入ると荘領（関東御領）と公領に半々に分けられ代々地頭職を相伝した。

次にそうした真壁荘公領における在地領主の郷村支配の実体について真壁郡内の長岡郷を中心に検討してみたい（末尾図四参照）。

## 二、長岡郷と地頭「堀の内」

### （1）長岡郷の景観

従来、在地領主による「領主型村落」＝堀の内体制の典型的な事例とされたのが真壁長岡氏の支配する長岡郷（桜川市長岡）である。長岡郷は東にそびえる加波山（標高七〇九m）と一本杉峠の間の山麓から西の桜川まで、東西に細長く傾斜した地形をなしている。加波山は山頂に延喜式内社の三枝祇神社（本宮・親宮が鎮座し古くから修験の霊場として知られており、その麓の参道に沿って、三枝祇神社里宮や正幢院（本宮別当、真言宗）・円鏡寺（親宮別当、真言宗）・安楽寺（鎌倉建長寺末寺、臨濟宗）・鎮守の五所神社、「堀の内」が並ぶ集落が形成されていた。その参道と交差して南北の「大道」が通っていた。近年、旧正幢院（現加波山神社本宮）境内東より一〇〇基以上の五輪塔が掘り出され一ヶ所にまとめられて整備されたが、ここが長岡一族及び有力者の中世墓所であったと考えられる。加波山から発する不動沢川その他の小河川が長岡集落周辺の水田や桜川沿いの水田に水を供給しており、長岡郷の西辺には桜川がを南流している。

### （2）長岡氏の成立と地頭職の相統

さて、この長岡郷地頭であった長岡氏は真壁庶子家の一族であるが、「真壁氏系譜」（図一）と「真壁長岡氏系図」（図二）によれば真壁初代の長幹の子の定幹（貞幹、図一）から六代目の真壁実幹が仁治三年（一二四二）に長岡郷を伝領したことに始まり、頼幹、政光へと相伝していた。地頭知行地としては長岡郷公田一五町のうち除分として竹内三町一反、御手作一町三反、給分一町などの田地があった。政光は元徳元年（一二三九）七月に所領の「長岡郷山野・在家等」を嫡子幹政と次男宣政に分け譲ったが、九月には政光は二人に子がなかったため相統を保留し自らの死後は後家妙心が進退すべきであるという置文を真壁惣領の真壁彦二郎入道法超（亀熊彦次郎幹重）に預けて死去した。しかし、元徳二年六月二十二日幹政も男子がないまま死去したため、幹政後家尼本照は幕府に対して亡夫の遺領の「長岡郷内田三町・在家三宇并堀内及山野半分」を自らに沙汰し付すよう申し立て関東御教書を獲得したが、この遵行は妙心の抵抗により執行できずに終わった。妙心は次男の宣政に対しても、遺領について「不知行」であると相統を認めなかったが、元徳三年三月二十七日に妙心は宣政を惣領と認めざるを得なくなった。一方、鎌倉幕府倒壊に際し、元弘三年（一三三三）五月足利高氏の六波羅落攻めによ

り真壁惣領幹重の弟親幹父子は討ち死にし、近江国番場宿で逃亡する北条一族とともに幹重の兄智幹とその子満幹・幸幹らは自害して果てた(図一)。南北朝期に入ると、長岡宣政は足利方に味方したが、四男妙幹は惣領真壁高幹(幹重の子)と共に南朝方に加わり軍忠に励んだ。そのため、建武二年正月十八日妙心は宣政が自らの命に背き御敵となったとして弟の妙幹に長岡郷地頭職を譲った。

### 【図三】真壁長岡氏系譜

#### (3) 「堀の内」

#### ① 「堀の内」

前述のように長岡政光は当初息子の幹政と宣政に所領を分け譲ったが、その内幹政には田三町・在家三字と「堀内及山野半分」を与えた。これは所領を折半したものであるから、山野と共に「堀の内」も半分が与えられたと言えよう。この「堀の内」の半分に当たるのが応永五年(一三九八)の長岡政長讓状に出てくる「こうたのほりのうち」(古宇田の堀の内)である。この所領を譲られた幹秀は応永二十四年(一四一七)には真壁古宇田氏を名乗っているが、すでに父政長の代に古宇田氏の姓を冠した「堀の内」を持っていた。長岡には加波山参道を挟んで南側に小字「堀の内」(南北一〇〇m・東西二二三m)と、北側の小字「北坪」の中の通称「堀の内」(南北九二m・東西二四六m)の二つの「堀の内」がある。これらは地元では一括して「堀の内」(または「馬場」と呼んでいるように、もともとこの二つの「堀の内」は参道を挟んで一体のものであった。この「堀の内」の広さは南側がおよそ二・二町歩、北側がおよそ二・三町歩、合わせて四・五町歩となるので、これは地頭館だけではなく開墾地をも取り込んだもので、その中には馬場もあったと考えられる。南側の「堀の内」にはかつて北側に土塁、西側に堀の跡があったといわれるが、その南外側を不動沢川が南流している。その前面には水田が広がる。「前田」と呼ばれており、その東には「竹ノ下」という館にちなんだ地名が付けられている。不動沢川は地頭の知行する田地を灌漑しているが、「堀の内」には直接掛かっていないので、この川を私的に管理しているとは言えない。北側の「堀の内」の東外側には鎮守の五所神社があったが、「堀の内」内には安楽寺があり、長岡古宇田氏はこの寺を菩提寺としていたと考えられる。加波山麓の田代池脇から発した用水が集落の中の参道を流れこの五所神社と「堀の内」の外側の溝をなぞるように方形に屈曲し最後には寺の西から桜川沿いの田地へ流れ出ており、この溝が本来の「堀の内」の堀を通る流れであったと考えられる。この用水は参道沿いの寺院や集落が利用しており、地頭もこれを知行する田地のため利用していたと考えられる。

#### ② 「堀の内」の意味

一九八〇〜九〇年代にかけて、橋口定志氏は南関東の発掘事例により中世前期東国にはこれまで言われてきた「堀の内」Ⅱ方形居館はなかったとして、大きな堀と高い土塁に囲まれ要塞・灌漑機能を持った武士の館は存在しないという見解を提起した。しかし、これは中世後期に見られるような防禦・灌

溉機能（土塁・水堀）を持った方形居館のイメージを否定したのであって、中世前期に方形居館そのものがなかったということではないであろう。小山氏も文献（寛喜二年閏正月藤原重俊讓状）、発掘事例（遠江国内田莊高田大屋敷）から中世前期の東国に方形館が存在したことは確実であると反論した<sup>(62)</sup>。一方、北関東では、平成二、三年（一九九〇、九一）にかけて発掘された茨城県水戸市田谷町の那珂川の河岸段丘上の白石遺跡では戦国時代の白石館（方形城館、一辺一六五m）の内部にⅠ、Ⅱ、Ⅲ期の居館が検出され、その内Ⅰ期（一三〇〜一四世紀前葉）は東西七七メートル、南北八〇メートル、深さ二〇センチの浅い溝で区画された方形居館遺構であったが（同様のものとしては注（2）の阿保境館跡を参照）、ここからは青磁の菊花文の龍泉窯杯・蓮華文の椀が出土している<sup>(63)</sup>。このことは中世前期においても大規模ではないが舶来陶磁器を備えた在地領主の方形居館が存在していたことを示している。

また、「堀の内」の語については地頭による周辺地域の開墾地そのものを呼ぶ場合があった。鹿島神宮領常陸国南郡大枝郷では正和五年（一三一六）に益戸一族の野本時重が「爲<sup>二</sup>和与以後新々田<sup>一</sup>之間、莫大岩瀨村猶以不<sup>レ</sup>弁<sup>二</sup>一粒之所当<sup>一</sup>」と新田開墾した岩瀨村の年貢徴収を拒んでいたが、のちの貞治四年（一三六六）には「抑於<sup>二</sup>彼岩瀨郷<sup>一</sup>者、本主益戸左衛門尉新田開墾爲<sup>二</sup>後閑堀内<sup>一</sup>之間、自<sup>二</sup>往古<sup>一</sup>至<sup>二</sup>于今<sup>一</sup>、無<sup>二</sup>所役<sup>一</sup>所也」と往古より岩瀨村は「堀の内」であるので諸役免除されていたと称している<sup>(64)</sup>。こうした「堀の内」の多義性について、最近では活発な議論がなされている。蔭山兼治氏は「堀内」＝開墾地という観点から、それは源平合戦期・幕府成立期に領家の所領返還要求に対抗する開発者の地頭側の論理の根拠として成立し、幕府からは初代の地頭の開墾地だけが諸役免除が認められたとした。また、竹内千早氏は、「堀の内」には屋敷型堀の内（惣領屋敷）と村型堀の内（地頭による開墾）があり、「堀の内」は一二世紀末に幕府の政策により出現したもので諸役免除の権利を持っていたとする。これに対し斎藤慎一氏は中世前期の「堀の内」は領主の屋敷と開墾地を合わせたもので一体であるとしている<sup>(65)</sup>。これはこれまでの「堀の内」二類型区分論に一石を投じたもので、流れをまとめるとすれば「堀の内」とは①本来中世前期の地頭屋敷のことであるが、②それを拠点として開発した諸役免除の新田や村も指すようになったもので、両者は別々なものではなく地頭（代）を媒介に密接不可分のものであったとすべきであろう。

#### （4）惣郷の山野用益・用水管理

前に触れたように元徳三年（一三三一）三月二十七日、長岡宣政は母妙心（尼阿妙）の加判を得て在家一字・田一町を弟の了珍坊（妙幹）に直銭六〇貫文で売り渡したが、これは妙心が宣政を惣領として認め、公事を勤仕し山野草木・用水で違乱をしないことを条件として弟了珍をその惣領制の下に組み込もうとしたものである。その売券は次の通りであるが、この中の山野草木・用水について以下検討してみたい。

#### 【史料一】長岡宣政売券案<sup>(66)</sup>

（複製）  
「長岡又次郎沽券 島田平六入道田在家」

依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>要用<sub>一</sub>、売<sub>レ</sub>渡常陸国真壁郡長岡郷内田在家<sub>一</sub>代銭事

合在家老宇田老町者堺坪付有<sub>二</sub>別紙<sub>一</sub>

右、彼所者、自<sub>二</sub>国香<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>重代相伝之私領<sub>一</sub>、舍弟了<sub>（長岡妙聲）</sub>珍房仁限<sub>二</sub>永代<sub>一</sub>直錢陸拾貫文、売渡所也、於<sub>二</sub>御公事<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>公田參段分限<sub>一</sub>、守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>、次云<sub>二</sub>山野草木<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>用水<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>惣郷<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>、若至<sub>二</sub>子々孫々<sub>一</sub>背<sub>二</sub>此状<sub>一</sub>致<sub>二</sub>彼所違乱妨<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>、輩者、為<sub>二</sub>宣政子孫<sub>一</sub>、彼跡不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知行<sub>一</sub>、以猶為<sub>二</sub>誠向後妨母阿妙加<sub>一</sub>判形<sub>二</sub>所也<sub>一</sub>、仍為<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>証文沽券状如<sub>レ</sub>件

元徳三年かのとのひつし三月廿七日 平宣政<sub>（花押影）</sub>

尼阿妙

## a、山野用益

長岡郷の東部には加波山頂と一本杉峠の間から山裾にかけて広大な山林原野が広がっている。元徳二年（一三三〇）に長岡政幹の遺領を相続すべく後家本照が幕府より関東御教書を獲得したが、その中に「山野半分」が含まれていた。これは元徳元年七月長岡政光が所領「長岡郷山野・在家等」を子息幹政・宣政に折半して分譲した中の一つであり、それまでは地頭長岡氏惣領が山野を所有していたということとなる。しかし、これは山野すべてという意味ではなく、応永五年（一三九八）の長岡政長讓状によれば、山林は長岡集落の東側の引地、箱石権現、くづれ沢、小幡境などの中峰一帯にあるもので、いわゆる里山であった。田村憲美氏は近隣山は村落の近傍に位置し法的占有権に基づいており、奥山はこの外縁に存在し路に即して共同体が日常的な用益権を持つテリトリー的な領域であったとしている。正応元年（一二八八）七月九日の関東裁許状によれば、陸奥国平泉中尊寺・毛越寺領の百姓等は岩井・伊沢郡山野で「採<sub>二</sub>用彼草木<sub>一</sub>」する先例（用益権）を持っていたが、郡方の地頭等が「山野草木違乱」を行ったという。とすれば、「山野草木は惣郷に任せる」というのは中峰以東で加波山頂近くの霊場までの奥山の草木を取る用益権を惣郷が持つており、地頭はそれを認めていたと言ふことになる。つまり、長岡郷の山野は①加波山山頂付近の霊場（修験修行場）②奥山（惣郷用益）③里山（地頭所有）に区分されていたと言えよう。

## b、用水の管理

次に、長岡郷の用水は加波山麓から流れ落ちる小河川を利用して水田に分水する形となっている。まず、主要なものとして①足尾山（標高六二七・五m）から一本杉峠・加波山にかけての山麓から発する白井郷の十郎川と長岡郷の島川が途中で合流し二神川となり、その下に大堰（白井河堰）を設置して、白井郷および長岡郷の桜川沿いの条里制の水田へ分水する流れ、②加波山麓の沢水が田代池の脇を通ってそのまま下り、不動沢川を五輪橋脇の掛樋でまたぎ参道沿いの溝を通過して北側の「堀の内」の外縁を廻り桜川沿いの水田にまで至る用水の流れ、③加波山七合目のさんしょう谷から発し不動滝を下り「く

つれ」(くどり)を通じて南側の「堀の内」の南外側を流れ桜川沿いの水田に至る不動沢川の流れ、④不動沢の水を「くつれ」の樋で北側に分水し下小幡郷の余毛沼の脇を通り「水口」から分水し長岡・下小幡両郷の水田に至る用水の流れの四つがある。この内、①の大堰は近世では白井村と長岡村の共同普請となっていた。④の「くつれ」は現在はコンクリートの樋で分水しており、余毛沼脇の水口からの分水は近世には長岡・下小幡両村で半分ずつ用いることになっていた。③④の景観は建武二年(一三三五)長岡宣政讓状の田在家二町一字坪付によれば東は「くつれの沢の流れ」、北には「小幡境」、西には「水口かくねを限る」、南は「水口のさわの流れ」となっていた。

このように長岡郷では①二神川の大堰や④「くつれ」の分水点や余毛沼の水口の管理はそれぞれ隣の白井郷・下小幡郷との共同でなされていたので、「用水は惣郷に任せる」とは長岡郷が近隣郷と取り結ぶ惣郷による共同管理に任せるという意味と考えられる。これに関して前記のように地頭は「違乱有るべからず」として介入しないよう戒めている。とすれば、用水の管理をしている惣郷に領主は含まれないはずであるから、郷村の百姓組織としての惣郷が管理していたと考えられる。こうした用水については「往古先例」にもとずき管理されるのが一般的であった。元享二年(一三二二)十月二十七日の関東下知状写によれば上野国新田莊田島郷では新田二郎宗氏(本宗の庶子大館宗氏)の所領の一井郷沼水からの用水を「往古例」により引いて灌漑していたが、宗氏がこの用水を打ち塞いだため相論となり幕府より「任先例、可引通」という下知が下された。これは地頭が郷の用益と管理に介入したことが領主による違乱行為とされ、幕府は先例通りの通水を命じたものと考えられる。このように、用水の管理は郷村の先例に任され、領主の介入は戒められていたのであった。

### (5) 百姓等による苅田狼藉

嘉暦二年(一三二七)四月二十六日、鎌倉幕府は某孫六郎知平妻から苅田狼藉についての訴えを受け、長岡郷地頭長岡政光(法名道法)より請文をとって長岡郷一分領主伊予阿闍梨御房に次のような召文を発し、百姓皆口弥太郎□□同等を伴って裁判で参対することを命じた(上記弥太郎以下の二文字分は判読できないがその後は同等とあるので複数形と捉えられる)(史料二)。

#### 【史料二】鎌倉幕府奉行人連署召符案

「孫太郎知平妻平氏「苅田狼藉事、仰長岡太郎入道々々法□□人等之 処、如道法請「来月三日以前召具百姓皆口弥太郎□□同等可被参対也、仍執達如件」

嘉暦二年四月廿六日

左兵衛尉(花押影)

沙 弥(花押影)

阿闍梨は密教で秘法に通じ伝法灌頂を受けた者をいい、正幢院か円鏡寺（いずれも真言宗）の任職であったと考えられる。それに対して訴えた某孫六郎知平妻平氏の夫知平は幹の通字がないが、妻は平氏を名乗っており真壁一族であろう。つまり、これは長岡郷の伊予阿闍梨知行地の百姓等が某孫六郎知平妻平氏側の知行地の田を苅田狼藉で荒らすという実力行為に及んだというものであった。苅田狼藉は所領や境相論の際に自己の由緒を元に実力で作毛を刈り取る行為であるが、幕府法では所務沙汰ではなく検断沙汰であった。そのため長岡郷皆口弥太郎等が呼び出されたのであるが、この中心となった水口弥太郎は姓を名乗っており古老・おとな百姓であったようである。この姓に当たる「皆口」（みなくち）は地名の水口（みなくち）と同音であり、前述のように「くつり」からの流れを余毛沼脇で分水する「水口」にちなんだものである。この水口は長岡郷と下小幡郷との境界にあり分水は両郷の田地に供給されていたのであり、この苅田狼藉は長岡郷と下小幡郷との用水配分がからんだ境界相論によるものと考えられる。ただし、この相論に長岡郷地頭は関わっていないようで、幕府からの呼び出しに同意しただけであった。これは地頭長岡氏が「山野草木・用水は惣郷に任せる」という姿勢をとっていたためであろう。長岡郷では皆口弥太郎のような姓を持っていたおとな百姓は他に一町在家百姓の島田平六入道、ゆいん二郎太郎、別当三郎入道などいたが、これらおとな百姓が長岡郷の中核を担っていたと考えられる。

## （6）惣郷の役割

では、これまで述べてきた惣郷の意味と役割について考えてみたい。惣には①すべてのものという意味と、②南北朝以降、名主層から選ばれた乙名・年寄を中心として結合した村落共同体を指す場合があった。①の用例として、前記の興国元年七月十五日長岡妙幹譲状の「そうかう伝領」（惣郷伝領）があるが、これは所領としての惣郷を相続するということで、郷のすべてという意味となる。②については、先述のように長岡郷の場合は山野草木の用益、用水の管理については惣郷に任せることになっていた。山野用益のためには近隣郷との境界や入会地の確定が必要であり、双方の利害がぶつかり紛争となる場合もあった。用水の場合も分水は隣郷との協議が必要であり、不調の場合は先述のように苅田狼藉や用水打留めという実力行為に及ぶこともあった。こうした山野用益・用水管理のため、おとな百姓が結集しその役を担ったのが惣郷ということになる。

これまで、小山靖憲氏は東国の惣郷は農民層の主體的な結合は弱く、惣領と庶子を結んだ惣領制のペールをかぶっているとした。これに対して、峰岸純夫氏も中世前期においては郷内の村落（小村）形成が未熟であり、名主が他の小百姓を排除した惣郷の単一構成となっているとし、その機能とは①山野・水利・畦畔の共同利用、②政治的な支配と抵抗、③祭祀の三つであるとした。峰岸氏の提起した惣郷の三つの機能は村落共同体一般に通ずるものであり本稿での惣郷の評価のバロメーターとなるものである。しかし、いずれもいずれも農民層や村落結合が弱いというものであるが、果たしてそうであろうか。



このことについては次の三、四で改めて考えてみたい。

以上、「領主型村落」の典型とされた長岡郷は加波山麓の参道沿いに地頭長岡氏の「堀の内」がつくられ、その南北に山麓から小河川や用水が流れ水田を潤していた。しかし、それは地頭が「堀の内」を通じて灌漑を掌握していたということではなく、むしろ地頭は用水の管理を惣郷に任せ、自らもそれを灌漑のために利用していたと言えよう。惣郷は古老・やおとな百姓を中心に担われていたもので、近隣郷と用水配分について協議し、相論ともなればおとな百姓等により苅田狼藉の実力行使も行われた。

### 三、荘領竹来郷の構造と百姓名

#### (1) 竹来郷の支配の変遷

次に真壁荘の竹来郷における村落構造と百姓名の実体について取り上げてみたい。

#### a、竹来郷の景観

真壁荘の竹来郷は桜川右岸の桜川市大字高久と原方を含む地域で、小字鷲宿には鎮守鷲神社が置かれ、その前を大道が田村・亀熊から大国玉へ通じ小栗道と合流していた。郷の西と東には溜池を用水源とする谷田が桜川まで延びており、その周辺は麦・雑穀を中心とした畑作地帯となっている。

#### b、百姓名取り上げと地頭改替

この郷は前出の真壁氏四代目の盛時が開発領主で下地は地頭の一円知行となっていた。しかし、正安元年(一二九九)十一月に盛時は百姓名を取り上げ年貢を対捍した咎により幕府から地頭職を召し上げられ、翌三年八月に地頭職は江馬越後四郎光政に与えられた(史料三一1)。江馬氏は北条義時から出た北条一門であり、その孫の名越光時(越後守)は寛元四年(一二四六)五月元将軍頼経を擁して執権時頼を除こうとしたことが発覚して失脚した(宮騒動<sup>28</sup>)。しかし、建治四年(一二七八)にはその孫と見られる江馬四郎(江馬越後四郎光政)が幕府に大勢の供を連れて出仕しており、執権時宗の下で晴れて復活がなされたと考えられる。

ここで、地頭の百姓名取り上げと年貢対捍を幕府に告発したのは直接的には預所であったと考えられるが、なぜ地頭の一円知行であるのに百姓名の取り上げが咎となるのであろうか。「御成敗式目」追加法二九三条「可致撫民事」によれば諸国郡郷莊園の地頭代が「以非法上取名田畠、追出其身」と百姓から名田を取り上げるとは政道の法にあらざると禁じられていた。また、同式目四二条「但於去留者宜任民意也」について木村茂光氏は領主からの追捕に対して中世百姓のイエの自立性を確認したものであるとしている。このように百姓は地頭知行下にあっても自立的で保護されるべき存在であり、大山喬平氏によれば文治二年(一一八六)には名主百姓等が住人百姓解を本所・領家に提出し、領家の雑掌が地頭の非法を幕府へ訴えることができ

るようになった。<sup>(8)</sup>この幕府方針により常陸国吉田社領では「常陸国吉田社領内吉田・山本・河崎三箇郷雜掌申、郷々地頭抑留年貢、申状四通進覽之」と地頭の年貢抑留を三か郷住人と雜掌が幕府に訴え厳密な成敗を求めた。<sup>(9)</sup>こうしたことから考えれば、竹来郷名主百姓等が預所とともに地頭眞壁盛時の非法を幕府へ訴えたため地頭職を解替させられたと考えられる。

## (2) 預所と地頭代の相論

しかし、今度は新たに竹来郷に入部した地頭と預所との間で郷の支配をめぐって相論が引き起こされた。この相論の内容については次の正和元年(一二三二) 関東下知状写に詳しく記されている(以下、「」内の引用は本史料による)。

### 【史料三一】正和元年関東下知状写<sup>(10)</sup>

(前欠)

江馬越後四郎光<sup>(政)</sup> □代貞致与預所 □四郎左衛門尉行定相<sup>(論所)</sup> □務条々

□行定以定田等、引籠得永名否事

右前地頭眞壁小次郎入道浄敬、上<sup>(盛時)</sup>取百姓名、依<sup>(下)</sup>对<sup>(上)</sup>捍年貢之答、正安元年十一月召<sup>(上)</sup>地頭職、同二年八月光政捍領畢、浄敬為<sup>(上)</sup>開發之領主、於<sup>(下)</sup>地<sup>(者)</sup>地頭一 円知行之間、預所無<sup>(進止)</sup>之地本、而行定伺<sup>(新)</sup>補地頭之隙、以<sup>(当)</sup>郷三分二<sup>(号)</sup>得 永名内、押領之由、貞致申<sup>(之)</sup>之処、預所職者、善<sup>(三善脱)</sup>隼人正康清法師法名善清文治二年 補任以来、得永名号<sup>(大和田村)</sup>者預所自名之旨、行定等陳答之後、得永名預所進止之条、 貞致承伏畢、無<sup>(預所)</sup>進止地<sup>(之)</sup>之由、貞致所<sup>(申)</sup>嬌飾也(後略)

三行目の「右前地頭眞壁次郎入道浄敬」の「右」に当たる部分が前欠になっていて、相論となった場所が分からなかったが、石井進氏が明らかにしたように文中に「竹来郷」とあるので、竹来郷のこととなる。<sup>(11)</sup>この相論は地頭江馬光政代貞致が預所の四郎左衛門尉行定(懷島行定)を相手取って幕府に訴え、六つの論点について訴陳がなされ、北条熙時(六代執権)により裁許されたものである。この中で地頭代貞致は、竹来郷の下地は地頭の「円知行となっており」とも預所の地本(下地)ではなかったのに、預所行定が江馬光政の新補地頭補任の隙を窺い当郷三分の二を得永名と号して押領したと主張した。これに対して、預所行定は文治二年(一一八六)三善康清が預所職に補任されて以来得永名(大和田村)は預所の自名であり「自<sup>(往)</sup>古<sup>(限)</sup>四至堺<sup>(一)</sup>、代々所<sup>(開)</sup>發知行<sup>(也)</sup>」と主張した。しかし、その次の史料一―二にあるように預所は自名以外の定田四町七反小に対しても「綺<sup>(世)</sup>話<sup>(一)</sup>」をして年貢徴納を行い支配の拡大を図っていた。地頭はこのことをもって預所が地頭知行に介入し、定田を引き込んだと非難したが、得永名が預所の進止であることは認めざるを得なかった。

### (3) 平民名について

#### a、平民名の構成

さらに、預所・地頭代は平民名の支配についても相論を行った。

#### 【史料三一二】 正和元年関東下知状写

一年貢未進事

右当郷内、大井戸・泉・各来・竹来村等者、為平民名、於下地者、地頭雖進止、預所相綺之上、至定田四町七段小之年貢者、所徴納也、而地頭一円管領之、不弁年貢之旨、行定申之処、当郷公田者、二町五段之由、土民等所申也、以荒野、百姓号申大井戸・泉村之条存外也、定田者預所引籠自名内之、間、不能知行、治定下地之後、可弁償之旨、雖陳之、在所并員数見于先段、者光政拝領以後分、遂結解、任被定置之旨、可究済矣

預所によれば、竹来郷内の大井戸・泉・各来・竹来村などは平民名で、下地は地頭進止であるが、預所が「綺」をした上で定田四町七反小（平民名四か村を含む）の年貢を徴納しようとしたが、地頭が一円管領し年貢を弁じなかつたという。これに対して地頭代は、「土民」は当郷の公田は二町五反（各来・竹来村）であるといっているが、その他にも百姓が荒野をもって大井戸・泉村と号しており存外である。これらの定田は預所が自名に引き込んでいて知行できないので、下地が治定した後、年貢を弁償すると述べた。これを受け、幕府は江馬光政が地頭になって以降の未進分を結解し上納させることにした。ここで百姓等の言う「平民名」とは先に地頭取り上げで問題となつた百姓名のことであり、地頭の言う「土民」とはその土地の百姓を指している。

また、ここで述べられている定田とは年貢公事の賦課対象から除田を差し引いたもので、竹来郷では四町七反小であつた。このうち公田が二町五反（各来・竹来村）となつており、残りは荒野の大井戸・泉村であつた。公田は一般的には定田と同じ意味とされているが、この場合は定田から荒野（開発地）を差し引いた分が公田と呼ばれている。平民名の百姓等は荒野の開発を進め、それぞれ開発地を大井戸村、泉村と呼んでいたのであるが、これは自らの力で開発したからこそ村名を名乗つたのであり、これに対して地頭は「存外也」と述べている。

#### b、開発の主体

網野善彦氏によれば、東国では頼朝が文治五年（一一八九）に安房・上総・下総などの国々の荒野に浪人を招き据えて開発をするよう地頭に命じて以来、開発は地頭の権限であり新田は地頭の得分となつたが、常陸でも荒野新田の所当について留守所・在庁は違乱すべきでなく、新田荒野の下地は地頭の進止とされていたという<sup>56)</sup>。しかし、先述のように竹来郷において開発は、①預所による開発（預所名）、②地頭による開発（荒野・新田島）、③百姓による開

発（大井戸・泉村）などがそれぞれ競合しつつ行われていたのであって、常陸国での開発も地頭に限ったことではなかったと考えられる。

### c、名主給と名主見参料

また、竹来郷内には関東下知状に「名主給并平民名四ヶ名」と記されているように名主給三町があったが、これは平民名四か名の前に置かれているので、この百姓名主に対する給分を三町に纏めたものであろう。これは名主が年貢・公事を取り纏めて上納する職への給付であった。また、文治二年の初代預所三善康清の真壁荘入部以来、「於名主見参料者、地頭致沙汰畢」として地頭が名主見参料を徴収していた。名主見参料とは名主職に補任・安堵された者が出す札銭であるが、百姓に転嫁され万雑公事の一つとなっていたのであった。ところが、江馬光政が地頭になってからはこの名主見参料を預所には納めず抑留していたのであるが、このことは名主職を補任・安堵していたのは預所であり、そのため地頭が名主見参料を徴収し預所に納めていたのであった。

これまで述べた竹来郷の構造を図化すれば次のようになる。

### 【図三】竹来郷の構造

以上のことをまとめると、真壁荘竹来郷は真壁氏四代目の盛時が開発領主であったが、この盛時が百姓名を取り上げたことが名主百姓や預所により幕府に訴えられ地頭職を解替させられたが、これは御成敗式目により百姓の自立性が認められ、訴訟する権利が保障されたことによる。郷内の定田には平民名（百姓名）四か名が成立しその内二か村が荒野の開発を進めていたが、これらの平民名主は預所より補任されたもので名主見参料を負担しており、それぞれ年貢上納のため名主給を与えられていた。地頭と預所の相論では地頭進止である定田に預所が自名を立て開発を拡大させていたことが問題となっていたが、このように預所・地頭・百姓はそれぞれ開発を進めており競合関係にあった。

### 四、公領亀熊郷北荒野村の構造

次に亀熊郷北荒野村における小村と小百姓の実体について考えてみたい。

#### (1) 亀熊郷の景観

公領の亀熊郷は先の竹来郷の南隣の桜川右岸台地に位置していた。桜川に亀熊郷の南で亀熊大橋（付近に文禄五年橋供養碑がある）が掛けられ、対岸に張り出した小字「北長町」「南長町」には町場があったと見られる。その段丘上に小字「南館」、「犬馬場」があり、その北に鎮守亀熊八幡神社が祀られその西脇を大道が通っていた。享徳五年（一四五六年）鎌倉府御教書によれば、亀熊郷は折中され、その一方が堀内南方、宿南方、細柴村、新堀村、西荒野村となっていた。このことから、郷全体ではこの二倍の小村があったと考えられる。後述するように正安元年（一二九九）に真壁氏惣領は真壁亀熊彦

次郎（幹重）に譲られたが、この郷は真壁惣領家の屋敷のあった堀内（「南館」付近）と交通の拠点である宿を中心として、細柴村、新堀村、西荒野村、左記の北荒野村の他二ヶ村によつて構成されていたということができよう。

## （2）北荒野村の開発

### a、相論和与による検注

この亀熊郷には北荒野村という小村があり、その史料としては次の正和五年（一三二六）十二月七日亀隈郷内北荒野村田畠散田目録がある。

#### 【史料四】真壁郡亀隈郷内北荒野村田畠散田目録

正和五年<sup>丙辰</sup>四月十三日始<sup>レ</sup>之

真壁郡亀隈郷内北荒野村田畠散田目<sup>（畠）</sup>六事

合

一北荒野分

弍反

星宮神田

柒段耆宇分錢捌貫文

清太郎入道分

当不作三反

陸反耆宇分錢五貫文

彦七分

当不作三反

五反半耆宇分錢肆貫五百文

西仏房分

当不作二反半

捌反耆宇分錢捌貫五百文

藤次後家分

五反半耆宇分錢肆貫文

あれうち分

当不作一反

五町余

平野

已上五家参町肆反分錢参拾貫文

〔真書〕  
一為後証「奉行人所封」続目也

正和五年十二月七日 信連（花押）

朝清（花押）

この文書には、幕府奉行人の信連・朝清が後証のため継目を封ずるといふ裏書きがなされている。これは幕府において所務相論和与に際して当事者から提出された和与状に担当の奉行人二人が後証のため加判して下げ渡したものである。その包紙には「真壁郡村付同亀熊郷之内検見書付」〔真書〕「二通」と書かれている。これは包紙の中に検見書付二通が納められていたことを示しており、北荒野村以外にもう一ヶ村の検注もなされていたと言えよう。ということになれば、和与の結果荒野村が南北に中分されたのではないかと想定される。この目録に裏書した奉行人の姓は記されていないが、その一人信連は『花押かがみ』の比定により初代問注所執事三善康信を先祖に持つ三善氏一族の富部信連のこととなる。また、この北荒野村は地名としては残っていないが、史料にあるように村内では星の宮を祀っていた。この名が現在大字亀熊の北西に小字「星の宮」として残っており、この周辺が北荒野村の場所であると考えられる。この検注目録の冒頭には、正和五年四月十三日にこれを始めると記されている。これは当事者同士の和与によって下地を中分して検注した後和与状を提出し、十二月七日に幕府奉行人が加判して和与が認可されるまで、八ヶ月かかったことを示している。このような和与が行われる前提として在地でどのような相論があつたのであろうか。これが他領との堺相論ならば境界区分が書かれていなければならないが、この目録にはそれは記されていない。とすれば、相論として考えられるのは一三年前の乾元二年（一一三〇三）の真壁氏の相続問題であろう。惣領真壁盛時はその子行幹が早世したため孫で庶子の幹重に所領を相続して亡くなったが、これに対して平氏（行幹妻か）・妹同氏（行幹妹か）・六郎定幹（幹重の兄、智幹か）が異議を訴えたが、幕府により盛時の讓状通り幹重の知行を認める裁定がなされた。その後も定幹側は不満を募らせ惣領側との相論を行っていたが真壁一族内での和与が調い郷内の村を中分したと考えられる。

## b、小村の構造

北荒野村の遺称地である小字「星の宮」の東と西には溜池（上谷津池、星の宮池）があり、そこから発する二筋の谷田が合流し桜川まで至っている。目録では北荒野村は田畠散田とされているが、村名から見てこの散田は荒廢田畠を再開発するため、地頭が作人に割り当て請作させたものと考えられる。散田は、金沢文庫文書の範義書状によれば「此買地事（略）今春ハ散田し候て、作人無二相違一付候了、西収之時ハ相構、御代官一人令二下御一候て、直可レ被レ召候」というように作人を招き据え請作させていたものである。このように据え付けられた散田作人は、これまで一年契約の不安定な存在であり村落秩序からも排除されていたと見られてきたが、山本隆志氏は作人は人格的關係により継続されていたとし、河音能平氏は作人には村落定住農民として

の地位を持っている小百姓とそうした地位を得ていない流浪的で体制外的身分の間人・非人などさまざまな階層により構成されていたと述べている。<sup>②</sup>この村は五宇の作人で構成され、神田分(給免田)を含め田畠は合計で三町四反で一宇あたり五く八反であった。そのうち清太郎入道から藤次後家までの名が記された四軒の作人は村定住が認められた小百姓であり、「あれうち」(荒れ打ち)として名が記されていない者は村定住が認められていない不安定な間人であったと考えられる。それらの年貢は合計三〇貫文であり一反平均九三七・五文で、清太郎の反別一貫一四三文からあれうちの七二七文まで大きな違いがあった。米に換算すると正和元年(一二三二)の関東和市では米一斗七〇文であるので一反平均一石三斗三升九合三勺となるが、これはこの散田畠が雑公事を免除された斗代の高い一色であることによる。しかし、どうして米でなく銭で納めるようになったのであろうか。木村茂光氏によれば代銭納は畑作物を中心として文永年間(一二六四〜七四)を画期として成立していったという。<sup>③</sup>この村が台地上の畑作地帯であることから考えれば、換金する生産物は米よりも麦・蕎麦・大豆などの雑穀や桑栽培による生糸・絹・布などの農産加工品が多かったのではなからうか。永享七年(一四三五)「富有人注文」によれば、この台地を南北に走る古代官道沿いには塙安世(塙世)郷の正貞入道父子、同郷唐臼の妙全入道、谷萱(谷貝)の教祐入道などの富有人がいたことが記されている。<sup>④</sup>谷貝には市場という地名も残されており、北荒野村はそうした貨幣流通の活発な地域に隣接しており、畑作物・農産加工品などの商品交換はこのような地域の市場で行われたと考えられる。さらに、この村には五町余の平野が含まれていたが、このような例は上総国周東郡の「子安村山野四至塚事」、相模国吉田上荘寺尾村の「在家五宇付山野在之」<sup>⑤</sup>などにもある。この広大な原野は、溜池の水源地であり、未墾地の開発対象でもあり、鳥獣の捕獲や秣・刈敷を採取するためのものであった。このように村が広大な平野の用益権を持っていたと言うことはこの村の小百姓が毎年請作を繰り返す不安定な存在ではなく、小村結合の主体であったことを示している。<sup>⑥</sup>

この小村結合の中心となっていたのが星の宮で、先の史料でも人名の前に一文字分高く「星宮神田」と書かれており敬意が払われていた。その後、村名がなくなっても星の宮の名だけは地名として残ったように地域の信仰に支えられていた。以上見たように、亀熊郷北荒野村の場合は散田作人(小百姓)等が散田畠(一色)を請作し重い代銭納の年貢を抱えながらも、大規模な原野の用益権を持ち、畑作物と農産加工品を近隣市場で商品交換し、星の宮を共同で祀るといふ村落共同体としての小村の特徴を持っていた。<sup>⑦</sup>こうして見れば、小百姓も小村も郷村の構成要素として自立しており、先の惣郷の下部組織としてもとより組み込まれていたと考えられる。とすれば、惣郷は形としては単一構造であるが内実は小村を含んだ二重構造となっていたと言える。

## おわりに

最後に、これまで述べたことをまとめてみたい。①真壁氏の所領は平安末期に平家領として真壁郡を荘郡化して形成され、鎌倉幕府成立後はそれが荘領

(関東御領)と公領とに分けられともに相伝された。その所領は桜川を境に東側は加波山麓の水田地帯(長岡郷など)、西側は台地上の畑作地帯(竹来・亀熊郷など)となっていた。②「領主型村落」の典型とされた長岡郷では地頭長岡氏は「堀の内」をめぐる用水を通じて農村を支配していたと言われてきたが、むしろ地頭は山野草木・用水を惣郷に任せ介入を戒めていた。これに対して、惣郷はおとな百姓を中心とする結集体であり、山野草木の利益、用水の共同管理などを担っていた。おとな百姓などは近隣郷村との用水相論でも相手方の田地を苅田狼藉するなど実力で権利を守ろうとしていた。③竹来郷は開発領主の地頭真壁盛時が百姓名を取り上げ年貢を対捍するなどの非法を行ったため名主百姓・預所より幕府に訴えられ地頭を解替させられた。これは幕府法による百姓の自立性の保護のための訴訟権を行使したものと見られる。郷内には領主名(村)と四つの百姓名(村)が編成されていたが、預所、地頭、百姓それぞれが競合しながら開発を進めていた。④亀熊郷の北荒野野村は散田畠を請作する五宇の在家Ⅱ散田作人(小百姓)と間人によって構成されていたが、その年貢は代銭納であり畑作物や農産加工品を近隣の市場で商品交換することにより換金されたものと考えられる。これら小百姓は星の宮への信仰により結束を固め、広大な平野の利益権を持ち散田畠の請作を行うという小村であるが村落共同体の母体としての形を備えていた。

こうした真壁郡内の地頭領郷村の動向を概観するならば、地頭は「堀の内」を拠点として給田経営や荒野開発を行う一方、惣郷に山野用益や用水管理を任せるとともに、井料を下行し郷村からの安定的な年貢収納をはかったものと考えられる(とすれば「領主型村落」概念の意味はなくなる<sup>8)</sup>)。惣郷は有力百姓が中心となった結集体であるが、郷村の構成員である小百姓や小村をも含み込んだものであったと言えよう。これら有力百姓は近隣との用水相論では苅田狼藉などの郷村の実力行使の先頭に立ち幕府に召喚され、地頭非法に対しては預所とともに幕府へ訴え地頭罷免に追い込むなどの政治的行動もとっていた。幕府法の百姓保護規定は畿内近国における百姓層の自立性を認めただけでなく、東国の百姓の動向に対しても影響を及ぼしていたと見ることができると考えられる。

## 注

(1) 北爪真佐夫「十二世紀の東国」(『歴史学研究』二七九号、一九六三年)。豊田武「武士の村落支配」(『武士団と村落』吉川弘文館、一九六三年)。小山靖憲「日本中世村落史の課題と方法」(『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年)。

(2) 服部英雄・榎原雅治・藤原良章「消えゆく中世の常陸―真壁郡(庄)長岡郷故地を歩く―」(『茨城県史研究』四一号、一九七九年)。橋口定

志「中世方形館を巡る諸問題」『歴史評論』四五四号、一九八八年。同「方形館はいかに成立するか」(『争点日本歴史』新人物往来社、一九

九一年)。ただし、埼玉県神川町阿保境館跡ではI期(二三世紀前半)―一四世紀前半)の八〇〜九〇メートル四方の溝(深さ五〜二〇センチ)

が検出されているという。



- (3) 高橋修「中世における流通と地域社会」(『歴史学研究』七六八号、二〇〇二年)。同「武士団と領主支配」(『岩波講座日本歴史』第六卷、岩波書店、二〇一三年)。
- (4) 海津一朗「東国・九州の郷と村」(『日本村落史講座』2、雄山閣、一九九〇年)。
- (5) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合―丹波国大山庄一井谷―」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出は一九六三年)。
- (6) 鈴木哲雄「武蔵国熊谷郷における領主と農民」(『中世日本の開発と百姓』岩田書店、二〇〇一年、初出は一九八〇年)。最近でも氏は中世前期村落の一般的類型として、名主連合型の村、交通に関わる人々の村、河川灌漑による在地領主主導型の村があったと述べている(『中世前期の村と百姓』『岩波講座日本歴史』第六卷、二〇一三年)。
- (7) 原田信男「中世景観の諸類型」(『中世村落の景観と生活』思文閣出版、一九九九年、初出は一九八八年)。
- (8) 第三回企画展『歴史の道鎌倉街道と小栗道』真壁伝承館歴史資料館、二〇一二年。
- (9) 森公章『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館、二〇一三年。
- (10) 『吾妻鏡』元暦元年四月二十三日条。
- (11) 『吾妻鏡』元暦元年十一月十二日・建久元年十一月七日条。
- (12) 寛喜元年藤原頼経袖判下文(真壁町史料)中世編Ⅰ、真壁文書二号、真壁町、二〇〇五年、以下真壁文書〇号と略称する。寛喜元年藤原頼経袖判下文(真壁町史料) 中世編Ⅰ、真壁文書一号)。
- (13) 「常陸大掾系図」(『群書系図部集』第四、続群書類従完成会、一九八九年)。「真壁氏系図」(『真壁町史料』中世編Ⅰ)。山田邦明「常陸真壁氏の系図に関する一考察」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)。
- (14) 弘安二年常陸国作田惣勘文案(『茨城県史料』中世編Ⅰ、税所文書五号、茨城県、一九七〇年)。嘉元四年常陸国大田文案写(真壁文書一四二号)。
- (15) 笈雅博「関東御領考」(『史学雑誌』第九三編第四号、一九八四年)。清水亮「関東御領における地頭領主制の展開」(『三田中世史研究』2、一九九五年)。大石直正「治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢」(『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九八〇年)。
- (16) 正和元年七月二十三日関東下知状写(『茨城県史料』中世編Ⅰ、鹿島神宮文書四一八号)。
- (17) 前註(16)鹿島神宮文書四一八号。「尊卑分脈」(『国史大系』第五九卷、吉川弘文館、一九五六年)。大月理香「関東御領真壁庄に関する一考

察―鎌倉幕府の常陸支 配をめぐって―」(『茨城史学』第三〇号、一九九四年)。

(18) 『三代実録』貞観十七年十二月二十七日条。

(19) 興国元年七月日長岡妙幹外題安堵申請言上案(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書二二号、以下長岡文書と略称する)。

(20) 元徳三年六月二十七日長岡郷鹿島社造営用途注文(長岡文書六)

(21) 年不詳妙心代頼田言上案(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書一一号)。

(22) 年不詳妙心讓状案(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書一二号)。

(23) 元徳三年八月二十八日結城朝高遵行状案(真壁長岡古宇田文書七号)。

(24) 前註(19)長岡文書二二号、前註(23)同七号、元徳三年十二月十三日八木岡高政 遵行状案(同八号)。元徳四年四月日妙心言上案(同九号)

(25) 「真壁氏系図」(『真壁町史料』中世編Ⅰ)。「近江国番場宿蓮華寺過去帳」(『群書類 従』第二九輯、続群書類従完成会、一九三二年)。元弘三

年五月七日京都の戦いで 敗れ、九日近江番場で自害した真壁三郎秀忠(三三歳)は年齢も同じであり真壁三郎満幹(同年五月七日自害、三三歳)のことと見られる。

(26) 前註(19)長岡文書二二号。

(27) 前註(22)長岡文書一一号。長岡氏系図(『真壁町史料』中世編Ⅱ)。

(28) 「真壁長岡氏系図」(『真壁町史料』中世編Ⅱ)。

(29) 応永五年長岡政長讓状案(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書三二二号)。

(30) 応永二十四年古宇田幹秀着到状案(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書三二二号)

(31) 糸賀茂男「解題」五(『真壁町史料』中世編Ⅱ)。糸賀氏はここで長岡幹政後家本照の所有していた「堀の内」とともに長岡古宇田氏の「堀の内」が史料上見られる ため郷内に二つの「堀の内」があるとした。

(32) 前註(2)服部・榎原・藤原・山田論文(榎原氏執筆分)。

(33) 長岡の安楽寺は臨濟宗寺院である。古宇田氏は先祖の供養を寺の禪師に依頼しているが禪師とはふつう禪宗の人を指すので(『岩波仏教辞典』

岩波書店、一九八九年)、この寺は禪宗寺院の安楽寺とすることができよう。

(34) 橋口定志「中世東国の居館とその周辺」(『日本史研究』三三〇号、一九九〇年)。同「絵巻物に見る居館」(『生活と文化』第二号、豊島区立

博物館、一九八六年)。 後者では中世前期の絵巻物に見られる周りを溝・堀と板塀・生垣で囲まれた館に  
ついても防御性のある方形居館であ  
るとしているが、方形居館の存在を否定したこと にはならないであろう。

(35) 小山靖憲「中世武家館跡をめぐる二、三の問題」、『和歌山地方史研究』二五・二 六号、一九九四年)。

(36) 茨城県教育財団文化財調査報告第八二集『白石遺跡』茨城教育財団、一九九三年。

(37) 野本時重覆勘状案(『茨城県史』中世編Ⅰ、塙不二丸氏所蔵文書二三号)。貞治四 年大胡秀能請文(『茨城県史』中世編Ⅰ、鹿島神宮文書一  
六号、一六五頁)。

(66) 竹内千早「堀の内論の再検討」(『歴史学研究月報』三五〇、一九八九年、七〇九 頁)。蔭山兼治『堀内』の再検討―その実態と論理―(『琵琶湖博物館研究調査 報告書』二一、滋賀県立琵琶湖博物館、二〇〇四年、二五七―二六六頁)。齊藤慎 一『歴史文化ライブラリー218中世  
武士の城』吉川弘文館、二〇〇六年。

(39) 元徳三年長岡宣政売券案(真壁長岡古宇田文書五号)。

(40) 年未詳妙心代頼円言上案(真壁長岡古宇田文書一一号)。

(41) 応永五年長岡政長讓状(長岡古宇田文書三二号)

(42) 田村憲美「山林の所有・開発と村落「領域」の形成」(『日本中世村落形成史の研 究』校倉書房、一九九四年、初出は一九八五年)。

(43) 正応元年七月九日関東裁許状(瀬野精一郎編『鎌倉幕府裁許状集』上、一七一―一七二号)中 尊寺経蔵文書)、吉川弘文館、一九七〇年)。

(44) 興国元年七月十五日長岡妙幹讓状『真壁町史料』中世編Ⅱ、長岡真壁文書二〇号)。

(45) 建武二年正月十八日長岡宣政讓状(長岡古宇田文書一四号文書)。大山喬平「中世 村落における灌漑と錢貨の流通」(『日本中世農村史の研究』  
岩波書店、一九七八 年、初出は一九六一年)。水口とは用水の出口で水を分水するところであり、かつ その場所の田地を指した。この地名は  
慶長長岡村検地帳の最初に記載されており、 ④の余毛沼の脇の用水の出口を指すと考えられる。

(46) 前註(2)服部・榎原・藤原・山田論文(藤原氏執筆分)。

(47) 元禄十年長岡村差出帳・元禄十一年か下小幡村差出帳『真壁町史料』近世編Ⅰ)

(48) 前註(45)長岡一四号。

(49) 峰岸純夫「上野国新田庄の成立と展開」(『中世の東国―地域と権力―』東京大学 出版会、一九八九年、初出は一九七〇年)。元享二年十月二

十七日関東下知状写（『鎌倉遺文』三六卷、二八二一〇号文書〔正本文書〕、東京堂出版、一九八八年）。

(50) 羽下徳彦「苜田狼藉考」（『法制史研究』二九号、一九七九年）。佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』畝傍書房、一九四三年。

(51) 前註（9）田中克行「惣と在家・乙名―近江国菅浦惣庄の形成―」（『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年）。

(52) 前註（39）長岡文書五号。前註（45）同文書一四号。前註（44）同文書一〇号。

(53) 嘉暦二年鎌倉幕府奉行人連署召符案（『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田文書二号）。

(54) 『日本国語大辞典』第八卷、小学館、一九七二年。

(55) 前註（44）長岡一〇号。

(56) 石田善人氏は、山林と用水の問題は日本における共同体的所有の中心をなすと述べている（「惣について」『中世村落と仏教』思文閣出版、一九九六年、初出は一九五五年）。

(57) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」（『中世村落と荘園絵図』。峰岸純夫「村落と土豪」（『講座日本史』3、東京大学出版会、一九七〇年）。

(58) 「保暦間記」（『群書類従』第二六輯、続群書類従完成会、一九三二年）。細川重男「北条氏の家格秩序」（『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(59) 建治四年正月二十五日日蓮書状（『鎌倉遺文』一七卷、一二九七一号、東京堂出版、一九七九年）。奥富敬之「得宗専制の成立」（『鎌倉北条氏の基礎的研究』吉川弘文館、一九八一年）。川添昭二「北条氏一門名越（江馬）氏について」（『日本歴史』第四六四号、一九八七年）。江馬光時（越後守）の子は親時（江馬越後太郎）であるが、その弟は盛時・政俊（江馬遠江政俊）・政通・勝観で光政の名はない。しかし、寛元四年（一二四六）の光時失脚から建治四年（一二七八）の江馬四郎の出仕まで三一年経っており同じく越後を名乗っていることから江馬光政は親時の子（光時の子）と考えられる。よって、出仕した江馬四郎は江馬光政ということになる。

(60) 『中世法制史料集』第一巻、御成敗式目四二条、鎌倉幕府追加法三九三条、岩波書店、一九五五年。木村茂光『式目四二条』を讀み直す（『歴史評論』七一四号、二〇〇九年）。

(61) 大山喬平「中世社会のイエと百姓」（『日本中世農村史の研究』岩波書店b、一九七八年、初出は一九七七年）。

(62) 小槻顕衡書状（『茨城県史料』中世編Ⅱ、吉田神社文書六一号）。（63）石井進「鎌倉時代の常陸国における北条氏所領の研究」（『茨

城県史研究』一五号、茨城県史編さん委員会、一九七〇年。

(64) 前註(16) 真壁文書四一八号。

(65) 木村茂光「中世百姓の成立」(阿倍猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版、一九九七年)、久保健一郎「百姓」呼称と「百姓」身分」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、一九九九年)。

(66) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九七八年)。

(67) 関口恒雄「中世前期の民衆と村落」(『岩波講座日本歴史』5、中世1、岩波書店、一九七五年)。荘園領主階級、地頭をはじめとする在地領主階級、勤労人民たる百姓 姓による三つの開発が並存・競合していたとする。

(68) 『講座日本荘園史』1、荘園関係基本用語解説、吉川弘文館、一九八九年。

(69) 斎藤慎一「戦国期城下町成立の前提」(『中世東国の領域と城館』吉川弘文館、二〇〇二年)。

(70) 享徳五年鎌倉府御教書(『真壁町史料』中世編I、真壁文書二六号)。

(71) 建武二年十月十三日沙弥某奉書案(『真壁町史料』中世編II、真壁長岡古宇田文書一六号)。

(72) 佐藤進一「訴訟対象を基準とする訴訟制度の分化」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』畝傍書房、一九四三年)。佐藤進一「古文書の様式」(『新版古文書学入門』法政大学出版局、二〇〇三年)。

(73) 『花押かゝみ』八、三〇八—富部信連花押、東京大学史料編纂所、二〇〇二年。嘉暦四年三月十三日雑掌久代了信書状(『備後国大田荘史料』一、一八七号、吉川弘文館、一九八六年)。富部信連は父有信が亡くなった正応五年から高野山領備後大田荘山中郷地頭を務めていたが、引

付衆や奉行人に一族の者が多く、問注所執事大田時運とも親しいといわれていた(嘉元四年九月七日関東裁許状、同上書、一六五号)。しかし、数十年来の年貢未進をし高野山より地頭職を改易されたにもかかわらず、幕府へ訴訟を起こしたが、正和五年にはまだ未解決で地頭を止めさせ

られた。ままであった(正和三年閏十月十三日富部信連和与状写、同書、一七一号、昭和五年閏十月十五日雑掌経寿請取状、同書、一七五号)。

(74) 平山行三「和与の手続き及び効果」(同『和与の研究』吉川弘文館、一九六四年)。

(75) 乾元二年二月五日関東下知状(真壁文書六号)。

(76) 正和五年真壁郡亀熊郷内北荒野村田畠散田目録(『真壁町史料』中世編I、真壁文書七号)。

(77) 範義書状(『神奈川県史』資料編2、一九三〇号文書(金沢文庫文書))。

- (78) 大山喬平「中世社会の農民」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出は一九六二年)。
- (79) 山本隆志「遠敷郡太良荘における検注と勸農の構造」(『荘園制の展開と地域社会』民間題)(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、初出は一九六四年)。
- (80) 正和元年十月十六日若狭国太良荘早米支配状(『神奈川県史』資料編2、一八五九七七文と関東の一斗Ⅱ 七〇文の二つの米和市が抽出できる。号文書(東寺百合文書)。ここから若狭国太良荘の一斗Ⅱ
- (81) 佐々木銀弥「荘園領主経済と荘園商業」(『荘園の商業』吉川弘文館、一九六四年)。木村茂光「IV中世」(木村茂光編『日本農業史』、吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (82) 小森正明「常陸国富有人注文の基礎的考察」(『茨城県史研究』七一号、一九九三年)。年)。
- (83) 東盛義代貞安所領打渡状(『神奈川県史』資料編2、二八六〇号文書(金沢文庫文書)。渋谷重名勘返状案(『神奈川県史』資料編2、二七二六号文書(入来寺尾文書))
- (84) 前註(79)河音能平論文。小百姓や間人らが自らの生産活動を基礎に彼ら小百姓層だけの共同組織をつくって独自に領主とたたかう中で特権的村落秩序を変えていったとする。
- (85) 大山喬平「荘園制」(『岩波講座日本通史』第七巻、岩波書店、一九九三年)。こうした小村こそ中世の村落共同体と呼ぶにふさわしい存在であり、山野に展開する村人たちの一連の活動が領主の地域支配を突き動かしていたとする。
- (86) 田中克行氏は中世村落の類型論で在地領主型村落を取り上げることそのものを批判している(「惣と在家・乙名―近江国菅浦惣庄の形成」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、初出は一九九六年)。

(29) 前註(1) 石田善人「郷村制の形成」四九頁。

(30) 峰岸純夫「村落と土豪」『講座日本史』3、東京大学出版会、一九七〇年、一五八・一五九頁。ここでは、土豪の性格として①中世前期の名主層の分解から生まれた農奴主的地主、②荘園領主より沙汰人・政所・公文・地下代官などに補任された、③おとなとして村落共同体惣の

代表者である、地侍・殿原として一般百姓と区

別される特権身分であった、④公家・守護・国人などの被官となっている者もある

がこれは土

豪の必要条件ではないとする(一四四・一四五頁)。

(31) 田村憲美『日本中世村落形成史の研究』序章(新稿)、校倉書房、一九九四年、一

(32) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」(『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年、初出は一九六七年)。

(33) 前註(1)石田善人「郷村制の形成」四九頁。

(34) 元徳三年三月二十七日長岡宣政売券状(『真壁町史料』中世編Ⅱ、真壁長岡古宇田 文書五、真壁町、一九八六年、三七頁)。元徳三年八月二

十四日吉田社領雜掌祐真 和与状写(『茨城県史料』中世編Ⅱ、吉田薬王院文書一、二号、茨城県、一九七一年)。

### (3) 中世後期の郷村結合論

さて、これまで本調帳に見られる郷村の構造と指導層について検討してきたが、ここで改めて中世後期の郷村論に触れてみたい。中世後期の村落論では一九六〇年代に石田善人氏が惣荘から惣村へという自治的發展論を立てたが、これに対して峰岸純夫氏は惣を惣郷と惣村との二重構造としてとらえ、惣郷を土豪の連合体として政治的役割を強調した<sup>(30)</sup>。このため、中間層である土豪論に注目が集まる一方、中世村落の基礎部分の追究が深められず重層的村落のどれを「惣村」と見るかで意見が分かれている<sup>(31)</sup>。こうした中で惣村と小村の關係に着目したのが三浦圭一氏であるが、それによれば惣村は複数の垣内の集落(小村)から構成されているとする<sup>(32)</sup>。とすれば、先の峰岸氏らの二重構造論と合わせれば、惣郷―惣村―小村ということになる。では、惣郷および惣村の実体はどのようなものになっているのであろうか。まず、石田善人氏は郷村結合を「惣村」と名付けたが、事例として菅浦荘の「惣荘」、伊勢国度会郡高向郷の大塩屋御菌の「大塩屋惣里」を挙げているように荘から里まで含む幅広い概念であった<sup>(33)</sup>。これに対し先の峰岸氏は郷と村の二重構成に対応する村落共同体を惣郷と惣村と称した。惣村の元となったのは垣内集落であるとするが、惣郷は、山科七郷の場合は惣村ごとの「郷々寄合」、惣郷の「野寄合」があったというように、山科七郷が惣郷で、郷が惣村の基礎とされている。とすれば、惣郷は惣荘でもあり、郷を基礎としたものでもあり、惣村は郷もしくは垣内集落を基礎としたということになり、はじめの二重構成の規定と実体は大きく食い違うことになる。このように惣郷については無限定に解釈を広げるのではなくむしろ、荘園―郷・村―小村という重層的な実体に対してそれぞれがどのような惣結合を持っていたのかを考える必要がある。そ



うした点で言えば、鎌倉時代末期から戦国時代にかけて東国では惣郷には①郷村―小村の惣結合を表した惣郷と、②荘園―郷村の惣結合で惣荘と同義の惣郷の二種類があった<sup>(34)</sup>。このことから惣郷については、実体に即して①惣郷(郷村結合)②惣郷(惣荘)と内容を付して区分することとしたい。

遠藤進之助

「徳川期における『村共同体』の組成」(『史学雑誌』六四篇二号、一 九五五年、四九〇―六五頁)、安良城盛昭「太閤検地をめぐる諸問題」(『増補版幕藩 体制社会の成立と構造』御茶の水書房、一九六四年、二三二―二三三頁)。

朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七年、一四一頁、『朝 尾直弘著作集』第一卷、岩波書店、二〇〇三年、一三二―一三三頁、朝尾直弘『公 儀』と幕藩領主制』(『講座日本歴史』5近世1、東京大学出版会、六七頁)。

× (38) 下総国猿島豊田郷・村年貢等諸役納入覚写(『村史千代川生活史』第三卷、前近代 史料、二五二―二五八頁)。

× (44) 『茨城県史料』中世編I、鹿島神宮文書一四九号、茨城県、一九七〇年、一七八頁。

× (45) 『茨城県史料』中世編I、鹿島神宮文書二四号、一三八頁。

× (46) 『銚田町史』中世史料編畑田氏史料、銚田町、一九九九年、二七七、二七八頁。

× (59) 野口豊前戦功覚書写(『猿島町史』資料編原始古代中世、七九七号、八六六頁)。

× (61) 下総国猿島豊田郷村年貢等諸役納入覚写 (『村史千代川村生活史』第三卷、前近代史料、二五二〜二五八頁)。

× (10) 下総国猿島豊田郷・村年貢等諸役納入覚写 (『村史千代川村生活史』第三卷、千代川町、二〇〇一年、二五三、二五六頁)。

× (14) 『戦国遺文』古河公方編、一四二〇号、三九一頁。

× (15) 『戦国遺文』古河公方編、七九三号、二〇六頁。

× (18) 及川亘「偽文書と中世史研究」(久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房、二〇〇四年、四三頁)。

× (19) 網野善彦『日本中世史科学の課題』弘文堂、一九九六年、一八五頁。

× (22) 『八千代町史』資料編Ⅱでは「(下総国)幸嶋豊田郷・村年貢等諸役納入覚写」と名付けてる。

× (24) 市村高男「古河公方御料所についての一考察」(『古河市史研究』7、一九八三年、二二頁)。

× (25) 原田信男『中世村落の景観と生活』思文閣出版、一九九九年、四〇七〜四一一頁。

× (31) 『松戸市史』上巻、松戸市、一九六一年、五五三〜六一〇頁。平野昭夫「高城氏と千葉氏・原氏・古河公方」(千葉歴史学会編『中世東国の

地域権力と社会』岩田書 店、一九九六年、七二頁)。

× (32) 『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野文書二号、千葉県、一九六二年、三二二頁。

× (33) 『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野文書三号、三二二頁。

『村史千代川村生活史』第三卷前近代史料、文禄三年 七月晦日某充行状写 (秋田、『村史千代川村生活史』第三卷前近代史料、文禄三年七月晦

日某充 行状写 (秋

(44) 『猿島町史』資料編原始古代中世、五五三号、猿島町、一九九三年、七四四頁。

田藩家蔵文書石塚助之允家蔵文書、二六八頁) 藩家蔵文書石塚助之允家蔵文書、二六八頁)。

また、天正二年(一五七四)九月十四日には北条氏照軍により「若林村観音寺かうらん(加)やく(庵)、堂とうまて(庵)やく(庵)、并百姓不残(庵)やく(庵)」と若林村観音寺・百姓屋敷の他に伏木村正知(星智)寺・百姓屋敷や長須村阿弥陀寺・百姓屋敷までも焼かれた(4,3)。合戦後の

(43) 境町若林、中村正己家文書(原田信男『中世村落の景観と生活』一七八頁)。

であった。inagawaryoudeha 宝月圭吾『中世量制史の研究』吉川弘文館、一九六一年、稻葉継陽「中世社会の年貢収納枡」(『日本史研究』三七五号、一九九三年)。

こうした中で、境目の地域である郷村の側から双方の領主に郷村への攻撃を停止することを条件として「半手」の成立が求められたのであった。では、敵味方双方に半分づつ年貢を納めて戦争の被害から免れようとする場合、その半分の年貢とは誰が決めるのであろうか。領主が「半手」を認める理由として、戦乱で農民が離散し「亡所」や「不知行」になるよりは農民が村に止まって耕作を続け半分でも納めてくれた方がよいという考えがあったのではなかろうか。とすれば、この「半手」の年貢は一方向的に領主が決めるのではなく郷村との交渉により決まるといえるのが実態ではなかろうか。それでは、この常総地域の様に郡規模で古河公方・北条氏と反北条方の豪族との戦線の境目となっている場合はどのよこのように本史料は地下請けの下で郷村側が作成した年貢関係の帳簿である可能性が高い。

こうした点を踏まえ、本稿では他の史料と比較しつつ戦国期の郷村の年貢状況と郷村連合の実像について追究してゆきたい。なお、本史料の名称として前記表紙の「幸島十二郷豊田卅三郷惣高」とともに文中に「調之帳」とあるので、ここでは表記を生かし「幸嶋一二郷豊田三三郷惣高調帳写」としたい<sup>(23)</sup>。うになるのであろうか。このことについて次の史料を元に考えて行きたい。

原田信男氏は、中世前期には郷が支配や徴税の単位であったが、中世後期には郷は自立性の高い複数の村で構成されるようになり、戦国期には郷の中の村の自立性が増し郷・村

が、この調方(衆)に殿が付いているのはこの調帳が彼らより低い身分の者により作られたことを示している。ということはこの調帳の作成者も表記通りではないことになる。また、先に述べたように成立年代も架空の年を記しているなど疑問点も多い。「偽書」についてはかつては歴史史料としての価値はないものとされてきたが、近年では職人由緒書や系図についての研究が進み、その再評価がなされている。及川亘氏は戦前から戦後にかけて中村直勝・豊田武氏らが偽文書作成の目的を検討しそれらの内容は必ずしも荒唐無稽ではなく一定の事実や信すべき点を含んでいる場合もあることを明らかにしたと指摘している<sup>(24)</sup>。また、網野善彦氏も室町以降文書に対する厳しさが薄れ、戦国〜江戸初期に偽文書がもつとも多く作成された。しかし、それらは何らかの史実を前提にしている場合が多く、それを裏付ける真正な文書を探究し実像と虚像を弁別しなければならぬと述べている<sup>(25)</sup>。

・地名のみのものが表れるが、郷村が年貢を納入していたとする<sup>(26)</sup>。

戦国末期には鹿島郡中居城主中居秀幹は「当年之事<sup>(27)</sup>□、手元百姓共、旱損・大風故、手詰之様ニ候」と旱損・大風で百姓たちが難渋しているので鹿島神宮神主に神納を加減するよう述べている<sup>(28)</sup>。また、茨城郡小川城主菌部勝定も「当秋之事、作毛此筋散々ニ候間、百姓追日及侘言候」と、作毛が不作となり百姓が連日侘言を申し立てていると同神主に述べている<sup>(29)</sup>。また、

ある。ける中世後期の畿内では近江の菅浦のように惣村の文書は村の鎮守である神社に納められ代々村人によって大切に保存されてきた。しかし、

関東ではそのような文書が神社に残されている例はほとんどない。しかし、その中でも史料の概念を広げるならばいくつかの文書を見出すことができる。領主側は土豪よりも郷中を発給の充て先として優先させていたのである。同家の戦国時代の古文書を見ると古河公方から矢作郷へ宛てた文書はあるが、富山氏への被官関係を示すような官途状は見当たらない。ということは富山氏は領主の被官ではなく郷村のリーダーである土豪であったといえよう。公方より富山氏に充てられたのは郷掟であり、郷としての結合を認めて支配するという形を取っていた。

ただ、ここで幸田が「こう田」と呼ばれていて近世の村名と同じ呼び方であるのに対し、この調帳では「くう田之郷」とされており、それ以前の古い呼び方であったと考えられる。よって、この調帳の郷村の記事は天正二年以前から書き継がれてきたものと考えられる。

天正二年（一五七四）の「芳春院周興・昌寿連署書出写」<sup>(三)</sup>では古河公方御料所として下幸嶋の大崎が岩堀常陸介の知行地となっていた。この岩堀常陸介は岩堀左衛門佐の一族であろう。

### (3) 年貢の固定化

先述のように年貢が固定化していたことは窺えるが、それはどのようにしてなされたのであろうか。それを示し次のような文言が本調帳（B、C）にある。

〔史料六〕幸嶋一二郷豊田三三郷惣高調帳写

豊田三三郷

#### ① 原の村

ちやう二御座候程二よさへハ無御座候

#### ② 羽子の村

ちやうを打申候間、よさへハ無御座候

飯沼の郷

#### ① たんせんづゝら郷

ちやうを打申候程二よさへハ無御座候

#### ② 大輪の郷

ちやうを打申候程二よさへハ無御座候

③ 古間木の郷

ちやうを打申候程ニよさへハ無御座候

④ 五箇の村

ちやうを打申候程ニよさへハ無御座候

⑤ 皆葉の郷

是もちやうを打申候程ニよさへハ無御座候

ここで抽出したほぼ同文の文言はまず①「ちやうを打申候」と「よさへハ無御座候」の二つのフレーズで構成されている。では①のちやうとは何であろうか。中世検注では杖という。しかし、これは杖を立てるといふ。検地では状をうつといふ津内方ができている。Kokde

近年、榎原氏や湯浅氏により地域ネットワークが形成されていたことが指摘されている(9b)。









